



国際ロータリー  
2016年規定審議会

# 立法案集

16-01から16-181

2016年4月10～15日 | 米国イリノイ州シカゴ





## 2016年規定審議会

### 2016年規定審議会での審議される立法案

ロータリアンの皆さま

2016年の規定審議会の開催が近づいてまいりました。

国際ロータリー定款は、RI理事会が定めた場所において、3年ごとに規定審議会を開催すると規定しています。2016年審議会は、4月10日から15日まで、米国イリノイ州シカゴにて開催されます。審議会に備え、全立法案を収めた冊子が作成されましたので、ご参照用にお送りいたします。

本立法案集には、クラブ、地区、RIBI大会、RI理事会から2016年審議会に提出された立法案が収められています。各案件は、2014年12月31日の締切日までにロータリーが受理し、定款細則委員会による助言の下、RI理事会により「正規」とみなされたものです。RI理事会の指示により、欠陥があると判断された立法案は、立法案集には掲載されず、審議会に回付されません。理事会が「欠陥がある」と判断した案件の一覧は、本立法案集とは別の電子ファイルに収められています。「欠陥」とみなされる理由につきましては、RI細則の第7条をご参照ください。

立法案には、制定案と決議案の2つの種類があります。制定案は、RIの組織規定を改正することを目的とするものです。組織規定には、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款が含まれます。全制定案には、2013年「手続要覧」に収められた組織規定のページ番号が記載されています。一方、決議案とは、上記文書への改正を求めず、そのほかのRI方針や手続きへの改正を求めるものです。

各案件の上部に記されているのは、審議会番号です(例:16-01)。同じ主題に関する立法案には、類似した、または同一の題目が付けられている可能性があります。混乱を防ぐため、立法案について話し合う際には、題目ではなく、各案件の上部に示された審議会番号を参照してください。

また、各立法案の上部には、提案者の名前が記載されています。案件の中には、提案者が複数あるものもあります。これは、複数の提案者が同一の案件を提出した場合、または、類似した案件を提出した提案者が、定款・細則委員会により提案された折衷案に加わることに同意した場合に起こるものです。このような折衷案の提案は、RI細則に沿ったものであり、当該案件の価値に関して定款・細則委員会の意見を表明するものではありません。折衷案には、審議会番号の上に「折衷案」と表示されています。

各立法案の下には、提案者による「趣旨および効果」と、事務総長による「財務上の影響」が記載されています。「趣旨および効果」は、提案者が作成したものであり、編集は行われていません。「財務上の影響」は事務総長が作成したものであり、当該制定案または決議案の内容を実施した場合に起こりうる収入または支出の増減の推定を示しています。

RI 組織規定に定められている通り、本立法案は、2015 年 9 月 30 日までに各地区ガバナー、元理事、審議会の全代表議員に送付されます。ロータリーからの書類を日本語、中国語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のいずれかで通常受け取っているガバナー、審議会議員、元理事には、後日、該当する言語の立法案が送られます。本立法案は(日本語も含め)ロータリーのウェブサイト([www.rotary.org](http://www.rotary.org))にも掲載される予定となっております。

審議会議員には、バインダーと PDF ファイル形式で立法案をお届けいたします。**審議会議員には、審議会にこのバインダーをご持参いただく必要があります。**ガバナーと元理事には、PDF ファイルで立法案が送付されます。印刷した立法案が必要な場合には、審議会業務部までご連絡ください。

今後数カ月、審議会についてご質問がありましたら、ロータリー審議会業務部のサラ・クリステンセン(Eメール:[councilservices@rotary.org](mailto:councilservices@rotary.org)、電話:1-847-424-5267)までご連絡くださいますようお願いいたします。

心を込めて

事務総長  
ジョン・ヒューコ

## 正規の立法案: 制定案

### I. クラブ運営

- 16-01 書面による理事会議事録について規定する件
- 16-02 クラブ会計が理事会メンバーとなるよう規定する件
- 16-03 クラブ幹事エレクトが理事会メンバーとなるよう規定する件
- 16-04 クラブ役員に関する規定を改正する件
- 16-05 クラブ内の委員会について規定する件
- 16-06 ロータリークラブの目的を定義する件
- 16-07 クラブ会員の入会金を廃止する件
- 16-08 クラブ入会金の規定を改正する件
- 16-09 クラブ入会金の規定を改正する件

### II. 奉仕部門、ロータリーの目的

- 16-10 奉仕の第二部門を改正する件
- 16-11 奉仕の第三部門を改正する件
- 16-12 奉仕の第五部門を除外する件
- 16-13 奉仕の第五部門を改正する件
- 16-14 「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第 5 項目を追加する件
- 16-15 青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件
- 16-16 新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件
- 16-17 「ロータリーの目的」を改正する件

- 16-18 「ロータリーの目的」を改正する件
- 16-19 「ロータリーの目的」を改正する件
- 16-20 「ロータリーの目的」を改正する件

### **III. クラブ例会**

- 16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件
- 16-22 クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件
- 16-23 例会スケジュールの選択に関してクラブに柔軟性を認める件
- 16-24 クラブ例会を少なくとも月 2 回と定める件
- 16-25 クラブ例会を少なくとも月 2 回と定める件
- 16-26 例会取消の規定を改正する件

### **IV. 出席**

#### **A. 出席規定**

- 16-27 出席規定を改正する件
- 16-28 出席規定を改正する件
- 16-29 出席規定を改正する件
- 16-30 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件
- 16-31 出席規定を改正する件

#### **B. メークアップと出席免除**

- 16-32 欠席のメークアップに関する規定を改正する件
- 16-33 長期の欠席に関する規定を改正する件

16-34 出席免除の規定を改正する件

16-35 出席免除の規定を改正する件

## V. 会員

16-36 会員身分と職業分類に柔軟性を認める件

16-37 会員身分の柔軟性を認める件

16-38 会員身分の規定を変更する件

16-39 学友の会員に関する規定を改正する件

16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件

16-41 仕事をしたことがない人が会員となることを禁じるよう、会員基準を改正する件

16-42 会員資格に関する規定を改正する件

16-43 会員資格に関する規定を改正する件

16-44 クラブの構成に関する規定を改正する件

16-45 「準会員」の新しい会員の種類を設ける件

16-46 会員の職業分類に関する規定を改正する件

16-47 名誉会員の規定を改正する件

16-48 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

16-49 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

16-50 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

16-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

16-52 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

16-53 資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件

## VI. RI 役員と選挙

### A. RI 会長

- 16-54 会長の任務を改正する件
- 16-55 会長ノミニーを RI 理事会会合の投票権を持たない出席者である規定する件
- 16-56 RI 会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件
- 16-57 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件

### B. 理事

- 16-58 RI 理事の任期を 3 年に延長する件
- 16-59 理事の資格条件を改正する件
- 16-60 理事の資格条件を改正する件
- 16-61 理事ノミニーの選出手続を改正する件
- 16-62 指名委員会手続きによる理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件
- 16-63 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件
- 16-64 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件
- 16-65 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件
- 16-66 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件
- 16-67 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件
- 16-68 理事ノミニーの選出手続を改正する件

### C. ガバナー

- 16-69 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件
- 16-70 郵便投票でガバナーノミニーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改正する件



- 16-71 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件
- 16-72 特別選挙に関する規定を改正する件
- 16-73 副ガバナー職を廃止する件
- 16-74 副ガバナー選出に関する規定を改正する件
- 16-75 副ガバナー選出に関する規定を改正する件
- 16-76 副ガバナー選出に関する規定を改正する件
- 16-77 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

#### **D. その他**

- 16-78 地区大会または地区決議会での投票手続を改正する件
- 16-79 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件
- 16-80 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件

#### **VII. 国際ロータリー**

- 16-81 法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限を RI 理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件
- 16-82 従来型クラブと E クラブの区別をなくす件
- 16-83 新クラブの創立会員の最低人数を規定する件
- 16-84 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件
- 16-85 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件
- 16-86 地区とその境界をいつ創設するかを規定する件
- 16-87 地区番号に地理的呼称を付記することを認める件
- 16-88 地区の年次財務表の規定を改正する件

- 16-89 地区資金を不適切に管理した人を制裁する件
- 16-90 会員増強に関する RI 委員会を設立する件
- 16-91 監査委員会の責務を改正する件
- 16-92 監査委員会の責務を改正し、運営審査委員会を廃止する件
- 16-93 戦略計画委員会の責務を改正する件
- 16-94 戦略計画委員会の責務を改正する件
- 16-95 戦略計画委員会の責務を改正する件
- 16-96 ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件
- 16-97 ロータリー雑誌の購読義務を改正する件
- 16-98 温室効果ガス排出量の削減を支援する件

### **VIII. RI 財務と人頭分担金**

- 16-99 人頭分担金を増額する件
- 16-100 人頭分担金を増額する件
- 16-101 人頭分担金の金額を消費者物価指数により調整する件
- 16-102 夫婦が同じクラブの会員である場合に 1 名分の人頭分担金を免除する件
- 16-103 追加会費の規定を改正する件
- 16-104 各クラブが最低 10 名分の人頭分担金を支払うことを規定する件
- 16-105 クラブからの報告および人頭分担金の支払いの期限を RI 理事会が定めることを規定する件

## IX. 立法手続き

- 16-106 立法案の公表に関する要件を改正する件
- 16-107 規定審議会における第二副議長を設ける件
- 16-108 立法案の審議手続きを改正する件
- 16-109 規定審議会の議事録を公開する件
- 16-110 規定審議会を4年に1度とする件
- 16-111 規定審議会を8月、9月、10月のいずれかに開催し、立法案提出の時期を改正する件
- 16-112 立法案を制定案に限定する件
- 16-113 決議審議会について規定する件
- 16-114 代表議員が3年の任期を務めることを規定する件
- 16-115 いかなるロータリアンも代表議員として2回を超えて規定審議会に出席してはならないと規定する件
- 16-116 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件
- 16-117 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件

## 正規の立法案:決議案

### I. プログラム

- 16-118 ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件
- 16-119 5月を「女性を称える月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-120 5月を「公共イメージと認知向上月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-121 環境保全啓発デーの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

- 16-122 RIの公式プログラムに「わららの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」を含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-123 環境問題への意識啓発を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-124 水質改善と衛生の分野におけるプログラムの開発を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-125 女性に対する暴力撲滅を RI 戦略計画の目標と目的に含むことを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-126 性器切除の防止を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-127 今後の『手続要覧』において薬物およびアルコール濫用防止に関する文言を復活させることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-128 「マラリアと闘うロータリアン(Rotarians Against Malaria)」をロータリーによる次の世界的プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-129 ローテックス(Rotex)クラブを承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-130 ローテックス(Rotex)クラブを承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-131 ロータリーキッズを RI 常設プログラムとして正式に承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-132 インターアクト会員の年齢制限の改定を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-133 ローターアクト会員の年齢の上限を 25 歳に引き下げること検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-134 ローターアクト会員の年齢の上限を 35 歳に引き上げること検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-135 ローターアクト E クラブの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-136 ロータリーカードの普及推進を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-137 21 世紀ロータリー地区ミュージアムの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-138 「家庭」というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

## II. ロータリー財団

- 16-139 ロータリー財団の創立 100 周年を認知する件
- 16-140 新たな種類の補助金の創設を検討するよう管理委員会に要請する件
- 16-141 術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件
- 16-142 オンラインの補助金申請について、地区補助金小委員会委員長が監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件
- 16-143 地球を新たな重点分野にすることを検討するよう管理委員会に要請する件
- 16-144 重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件
- 16-145 青少年の保護とエンパワメントを第 7 の重点分野として加えることを検討するよう管理委員会に要請する件
- 16-146 ロータリアンの孫が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件

## III. クラブと地区の管理運営

- 16-147 インドでの試験的ガバナー選出を終了することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-148 ロータリー章典におけるガバナー補佐の選出基準の改訂を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-149 地区幹事の役割と責務を認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-150 郵便投票の定足数を定義することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-151 自治権を有することの趣旨を正しく理解するようクラブに対して注意を喚起することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-152 ロータリーのイメージに関するあらゆる側面をクラブ広報委員会の責務内容に含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-153 「club productivity officer」(クラブ生産性向上役員)の役職を提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件

- 16-154 クラブの業務を行う際は、現地語の使用を奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-155 議長の宣言により例会を開会・閉会するというシンプルな方法の採用をロータリアンに促すことを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-156 地区大会への会長代理の出席を希望するかどうかを、地区が決定するのを認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-157 すべての地区大会に RI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-158 地区大会でビデオプレゼンテーションの活用を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-159 クラブ例会における電子機器や音楽機器の使用を奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件

#### IV. 国際ロータリー

- 16-160 組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-161 ゾーンコーディネーター指名委員会の設立を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-162 第20ゾーンの境界の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-163 Eクラブのための E 地区設立を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-164 RI の自立を可能にするメカニズムの確立を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-165 国際ロータリーの経費を他の団体の経費と比較すること検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-166 マイクロファイナンス(小口融資)と地域社会開発機関への投資を検討するよう RI 理事会と管理委員会に要請する件
- 16-167 クラブの加盟復帰料と課徴金を減額することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-168 ヒンディー語を RI の公式言語として承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-169 「Rotary」の自国語での表記を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

- 16-170 旧来のロータリーマークの使用を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-171 近代化、信念、公共イメージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-172 無料の代替素材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-173 ガバナーノミニー研修セミナーの研修登録費を援助することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-174 ロータリー・リーダーシップ研究会を国際ロータリーの研修プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-175 プロバス会員による国際大会への参加の承認を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-176 インナーホイル会員による国際大会への出席の承認を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-177 規定審議会の採決を電子投票(郵便投票)にすることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
- 16-178 規定審議会をより効率的に、より低額の費用で、よりテクノロジーを駆使した方法で実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件

## V. 会員

- 16-179 新しい会員の種類(サポート会員)を定めるための調査を開始することを検討するよう RI 理事会に要請する
- 16-180 「ロータリーの支援者(Friends of Rotary)」の承認を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-181 新しいロータリアンに対し、新会員研修に参加することを促すよう RI 理事会に要請する件





# 制定案 16-01

書面による理事会議事録について規定する件

提案者: 第 6980 地区(米国)

承認者: 第 6980 地区決議会(米国、Florida、Orlando)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。

2  
3 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

## 4 第 6 条 会合

### 5 第 1 節 — 例会。

6 (a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、定期の  
7 会合を開かなければならない。

8 (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日  
9 から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他  
10 の場所に変更することができる。

11 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはク  
12 ラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発  
13 生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
14 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理  
15 由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが 3  
16 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

17 (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、  
18 会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとし  
19 てる。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節 (b) と同様の方法で変更できる。衛星クラ  
20 ブの各会合は、本条第 1 節 (c) に列記されたいずれの理由によっても取りやめるこ  
21 とができる。投票手続は細則の規定通りである。  
22

### 23 第 2 節 — 年次総会。

24 (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日ま  
25 でに開催されなければならない。

26 (b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、  
27 12 月 31 日までに年次総会を開催するものとする。

### 28 第 3 節 — 理事会の会合。

29 理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議  
30 事録は、当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

1 または

2

### 3 第6条 会合(Eクラブ)

#### 4 第1節 — 例会。

5 (a) 日。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加  
6 型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウ  
7 ェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。

8 (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日か  
9 ら次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。

10 (c)取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはク  
11 ラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発  
12 生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
13 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理  
14 由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3  
15 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

#### 16 第2節 — 年次総会。

17 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日ま  
18 でに開催されなければならない。

#### 19 第3節 — 理事会。

20 理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議  
21 事録は、当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

22 クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録は、クラブの全会員が閲覧できるよう  
23 にすべきである。議事録は会合後30日が経過しないと承認されないため、閲覧可能と  
24 なる時期は60日以内とする。会員またはクラブ細則に影響のある決定について、理事  
25 会メンバー間だけの秘密とすべきではない。

### 財務上の影響

26 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



## 折衷案

# 制定案 16-02

クラブ会計が理事会メンバーとなるよう規定する件

**提案者:** 第 1790 地区(フランス)  
第 3190 地区(インド)  
**承認者:** 第 1790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 17 日)  
第 3190 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 5 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207 ページ)。

2

3

### 第 10 条 理事および役員

4

5 **第 4 節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名  
6 または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、  
7 直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事、および会計は、全員理事会のメンバ  
8 ーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメン  
9 ーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとす  
10 る。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

11 何年もの間、ロータリークラブは、地域社会におけるさまざまな奉仕プロジェクトのため  
12 に、会員、地域社会、企業から多大な資金を集めてきた。この状況において、今後も支  
13 援を受け続けるために、寄付者の信用と信頼を確保し、ロータリークラブの優れた公共  
14 イメージを形づくるには、統制の取れた最善の会計慣行による、透明、迅速、かつ慎重  
15 なクラブでの資金管理が最も必要とされる。会計をクラブ理事会の常任メンバーとすること  
16 で、会長は、適切なアカウントビリティ(説明責任)と責任をもって、定期的に全資金の  
17 監督／監視ができる。よって、本制定案をもって標準ロータリークラブ定款を改正するこ  
18 とを提案する。

### 財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-03

クラブ幹事エレクトが理事会メンバーとなるよう規定する件

**提案者:** 大和中ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)  
**承認者:** 第 2780 地区大会(日本、神奈川県、横須賀市)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』207 ページ)。  
2

## 3 第 10 条 理事および役員 4

5 **第 4 節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、幹事エレクト、  
6 会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。こ  
7 のうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事、および幹事エレクトは、  
8 全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに  
9 従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例  
10 会に出席するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 標準ロータリークラブ定款、第 10 条、第 4 節はクラブ幹事の重要性を認識して、役員と  
12 するよう規定している。しかし、会長には会長エレクトとして事前に十分な研修の機会が  
13 与えられているが、クラブ幹事には、就任当日からクラブ会長と一体となってクラブの運  
14 営を推進することが求められ、慣れない中でクラブ内外の多岐に渡る実務を担当してい  
15 るのが現状である。

16  
17 そこで「幹事エレクト」の役職を新設して、同時にクラブ役員に含めて理事会のメンバー  
18 とすることを提案する。会長エレクトと同様の事前の準備期間と公式な研修の機会を得  
19 られることで、年度当初からクラブ運営がスムーズになり、クラブ活動も活発になることが  
20 期待できる。

## 財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-04

クラブ役員に関する規定を改正する件

提案者: Paris Nord ロータリークラブ(フランス、第 1770 地区)  
承認者: 第 1770 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 17 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207 ページ)。  
2

## 3 第 10 条 理事および役員 4

5 第 4 節 —役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、会長ノミニー(選出さ  
6 れ次第)、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含める  
7 ことができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員  
8 理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、  
9 理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席  
10 するものとする。衛星クラブの全例会には、少なくとも 1 名のクラブ役員が出席するも  
11 のとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 RI 戦略計画、クラブ・リーダーシップ・プラン、それらに関連する活動と変更が導入され  
13 る中、会長ノミニーも、選出され次第、委員会会合との話し合いに含めることが有益であ  
14 る。これにより、クラブが取る方向性をノミニーが知ることができ、またノミニーの会長就任  
15 年度に実施される決定についてもノミニーの考えを他と共有することができる。

16  
17 さらに、衛星クラブは通常のロータリークラブとなるまで親クラブの支援を受けるべきであ  
18 る。親クラブの役員が衛星クラブの例会に出席するという義務はより厳しくあるべきであ  
19 る。

20  
21 よって、本制定案は、衛星クラブの全例会に少なくとも 1 名のクラブ役員が出席すること  
22 により、衛星クラブが適切な支援を受けられるようにするものである。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

**メモ**

# 制定案 16-05

クラブ内の委員会について規定する件

提案者: Bangalore East ロータリークラブ (インド、第 3190 地区)  
承認者: 第 3190 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 5 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207～208 ページ)。

2

3 **第 10 条 理事および役員、ならびに委員会**

4

5 **第 7 節 — 委員会。**本クラブは次の委員会を有すべきである。

6

• クラブ管理運営

7

• 会員増強

8

• 広報

9

• ロータリー財団

10

• 奉仕プロジェクト

11

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 古い運営体制では、各奉仕部門の理事と約 15 の委員会がある。各委員会に 3 人の委  
13 員がいると想定すると、全委員会に会員を配置するには、理事会メンバーの約 9 名に  
14 加えて 45 名のロータリアンが必要となり、理事会と委員会を運営するには約 55 名のロ  
15 ータリアンが必要となる。しかし、2014 年 6 月 30 日の時点で、会員数が 60 名に満たな  
16 いクラブの数は、ロータリー世界全体で約 90%を占める。従って、大半のクラブでは、  
17 古い運営体制を組むために十分な会員がいない。5 つの委員会なら容易に設置できる。  
18 過去数年間の会長エレクト研修セミナーでは、クラブ・リーダーシップ・プランに従って 5  
19 つの委員会手引きが与えられた。一部のクラブではクラブ・リーダーシップ・プラン通りに  
20 委員会を設置しているが、各奉仕部門の理事(これらはすべて奉仕プロジェクト委員会  
21 の中に含まれるべきである)を引き続き任命しており、混乱を招いている。多くのクラブは、  
22 十分な会員数がないにもかかわらず古い運営体制による委員会を設置しており、それ  
23 ゆえに効果的でない。

24

25 会員数が 60 名に満たないロータリークラブは約 90%を占め、その大半は 40 名にも達  
26 していない。クラブが設置する委員会を以下のようにすることで問題の解決になる。

27

• クラブ管理運営

28

• 会員増強

29

• 広報

- 1 • ロータリー財団
- 2 • 奉仕プロジェクト
- 3
- 4 60名以上の会員がいるクラブでは、必要に応じて追加の委員会を設置できる。地区リ
- 5 ーダーシップ・プランは十分実施されているが、クラブ・リーダーシップ・プランはまだ十
- 6 分に浸透していない。よって、地区とクラブでの管理体制・構成がかみ合っていない。ク
- 7 ラブ・リーダーシップ・プランを採択することで、クラブは地区リーダーシップ・プランとより
- 8 適合し、より効果的になる。

### 財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-06

ロータリークラブの目的を定義する件

提案者: 第 3662 地区(韓国)  
承認者: 第 3662 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 23 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。

2

## 3 第 6 条 クラブの目的\*

4 本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成  
5 果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロ  
6 ータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(\*訳注:「第 6 条 クラブの目的」の原文は「Article 6 Purpose」ですが、既存の第 4 条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

7 ほとんどの組織では、その組織規定において目的に関する条項を記しているが、現在  
8 の標準ロータリークラブ定款にはそのような条項がない。目的がないと方向性が不確か  
9 となる。しかし、クラブは常に、地区ガバナーの公式訪問や地区研修・協議会などの機  
10 会に、効果的なクラブとなるべく取り組むようガバナーから求められ、また、効果的なクラ  
11 ブとなるための計画を地区に提出し、その計画を実行するよう要請される。このように、  
12 効果的なクラブとなることは、全クラブにとっての共通目標として設定されてきた。それゆ  
13 えに、効果的なクラブの 4 要素(会員基盤の発展、ロータリー財団の支援、奉仕プロジ  
14 ェクトの実施、リーダーの育成)は、RI の方針において奨励するのみでなく、以下を達  
15 成するために書面による規定のレベルに格上げされるべきである。

16

17 1) 標準ロータリークラブ定款で不足している要素を補う。

18

19 2) 組織規定において、クラブ活動の明確な方向性と位置づけを与える。

20

21 3) 会員基盤の強化、またはロータリー財団の支援に対するクラブ会員間の議論および  
22 (または)誤解を解消する。

- 1 4) 効果的なロータリークラブとなるべく努めることが、本条で定められるクラブの目的を
- 2 実現する方法であると明記することで、RI方針と標準ロータリークラブ定款の間に互
- 3 換性をもたらす。

#### 財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

#### メモ

# 制定案 16-07

クラブ会員の入会金を廃止する件

**提案者:** 第 1720 地区(フランス)  
Evry Val-de-Seine ロータリークラブ(フランス、第 1770 地区)  
**承認者:** 第 1720 地区郵便投票により承認(2014 年 12 月 13 日)  
第 1770 地区郵便投票により承認(2014 年 11 月 17 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.050. 名誉会員**

6

7 **4.050.2. 権利および特典**

8 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのい  
9 かなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を持たない。しかし、本人が  
10 会員となっているクラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特典を享  
11 受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められな  
12 いものとする。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問  
13 する権利がある。

14

15 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

16

17 第 7 条(『手続要覧』第 204 ページ)

18

19 **第 7 条 会員身分**

20

21 **第 7 節 — 名誉会員。**

22

23 (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票  
24 権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分  
25 類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブ  
26 のあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにお  
27 いてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアン  
28 の来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

29

30 第 11 条(『手続要覧』第 208～209 ページ)

1 **第 11 条 入会金および会費**

2 すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただ  
3 し、~~第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブ~~  
4 ~~に属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会~~  
5 ~~金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会~~  
6 ~~の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会~~  
7 ~~金の支払いが義務づけられないものとする。~~

8  
9 第 12 条(『手続要覧』第 209 ページ)

10 **第 12 条 会員身分の存続**

11 **第 2 節 — 自動的終結。**

12  
13 (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時に  
14 おけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または  
15 別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。~~2 度目の入会金の納~~  
16 ~~入は義務づけられないものとする。~~

17  
18  
19 第 15 条(『手続要覧』第 212 ページ)

20 **第 15 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守**

21  
22 会員は、~~入会金と会費~~を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリ  
23 ーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束され  
24 ることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブ  
25 の特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかか  
26 わらず、定款・細則の条項に従うものとする。  
27

(本文終わり)

**趣旨および効果**

28 入会金のコンセプトは、ロータリーの現代的なイメージを反映していない。ロータリーの  
29 イメージは、力強い会員基盤と、地元、地域、世界レベルで大規模なプロジェクトを実行  
30 する力に基づいて形づくられるべきである。

31  
32 従って、ロータリーと同じ理念を持ちながら入会金を含む入会のコストを支払えない人を  
33 除外する代わりに、ロータリアンとなれる見込者の枠を広げるべきである。

34  
35 よって、入会金に関するすべての言及を削除することを提案する。



## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-08

クラブ入会金の規定を改正する件

**提案者:** 大和中ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)  
**承認者:** 第 2780 地区大会にて承認(日本、神奈川県、横須賀市)  
(2014 年 10 月 18 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 208～209 ページ)。  
2

## 3 第 11 条 入会金および会費

4 すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただ  
5 し、第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブ  
6 に属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会  
7 金の納入を義務づけられないものとする。理事会は独自の裁量により、新会員の入会  
8 金納入義務を免除できる。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にロ  
9 ーターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義  
10 務づけられないものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 たとえば、銀行等の職業分類に該当する会員は、その職務上 2、3 年で転勤することが  
12 一般的である。支店長交代に伴い、新支店長が会員として入会を希望する場合、その  
13 会員候補の入会金および前任者支払い済みの該当期間の会費は、免除できるものとし  
14 たい。

15  
16 その職務上、豊富な知識と見識を持つ該当会員は、クラブに多くのよい影響をもたらし  
17 ている。このようなケースは、継続的会員とみなし、クラブ理事会での承認を得て、入会  
18 金の免除、および前任者支払い済みの該当期間の会費を免除できることが望ましいと  
19 考える。

## 財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-09

クラブ入会金の規定を改正する件

**提案者:** 川越ロータリークラブ(日本、第 2570 地区)  
**承認者:** 第 2570 地区大会(日本、埼玉県、富士見市)にて承認  
(2014 年 12 月 7 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 208～209 ページ)。  
2

## 3 第 11 条 入会金および会費

4 すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただ  
5 し、第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブ  
6 に属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会  
7 金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会  
8 前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会  
9 金の支払いが義務づけられないものとする。会員の家族の本クラブ入会が認められた  
10 場合、細則に定められた通り、入会金を免除することができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 標準ロータリークラブ定款第 11 条には、クラブ入会金の納入について規定が記載され  
12 ている。本制定案は、クラブ会員の入会金に関する特例を会員拡大および事業承継を  
13 目的として、家族を会員の在籍中に新規に入会させる場合、特例を設けることを第 11  
14 条に追加するものである。

## 財務上の影響

15 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-10

奉仕の第二部門を改正する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区決議会(日本、群馬県、前橋市)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。

2

## 3 第 5 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび实际的な規準  
5 である。

6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ  
7 内で会員が取るべき行動に関わるものである。

8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、  
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携  
10 わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割に  
11 は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職  
12 業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェ  
13 クトに応えることが含まれる。

14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住  
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざ  
16 まな取り組みから成るものである。

17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さら  
18 に、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協  
19 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認  
20 識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動  
21 から成るものである。

22 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト  
23 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交  
24 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ  
25 ることを認識するものである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

26 本制定案は、標準ロータリークラブ定款 第 5 条 五大奉仕部門の第 2 項 職業奉仕の  
27 定義を改正するものである。ロータリーの五大奉仕部門は、「ロータリークラブの活動の  
28 哲学的小よび实际的な規準 (philosophical and practical framework)」である。第 2 項以

- 1 外の他の奉仕部門は、クラブの活動の中で会員がとるべき行動が具体的に示されているが、第 2 項にはそれが示されていない。本制定案は、他の部門の定義との整合をとり、
- 2 クラブの活動の実際的な基準であることを明確に示すため、会員の役割に、会員がとる
- 3 べき行動を加えるものである。

### 財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-11

奉仕の第三部門を改正する件

**提案者:** Genova ロータリークラブ(イタリア、第 2032 地区)  
**承認者:** 第 2032 地区大会(イタリア、Genova)にて承認  
(2014 年 6 月 21 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび实际的な規準  
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ  
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、  
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に  
10 携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割  
11 には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
- 12 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住  
13 する人々の生活の質と文化水準を高めるために、時には他と協力しながら、会員  
14 が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 15 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに  
16 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協  
17 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する  
18 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活  
19 動から成るものである。
- 20 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト  
21 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交  
22 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ  
23 ることを認識するものである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

24 「どんなに豊かな土壌でも耕さなければ実りをもたらさない。人の心も同じである」(セネ  
25 カ)。「生活の質」という表現をより明確にするため、これは物質的な豊かさだけを指すの  
26 ではなく、人類文化の遺産を共有することも示すよう、提案した追加部分は必要なものと  
27 考えられる。実際に、知識の伝達は、人びとがコミュニケーションを取り合い、協力するこ  
28 とを可能にする、非常に優れた手段である。特に、文化水準を上げるということは、人類

- 1 全体に帰属する遺産を保ち、継承し、人びとに伝えることを意味する。さらに、文化遺産
- 2 の大部分はすぐに知覚されるもの(視覚芸術、音楽、歌)であることから、文化を伝えるこ
- 3 とは、未だ私たちを分かち壁を乗り越えるために有効な手段となる。「苦しみは無知によ
- 4 って引き起こされていると信じている。無知が我々を支配するところに真の平和はありえ
- 5 ない」(ダライ・ラマ)

### 財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-12

奉仕の第五部門を除外する件

提案者： 第 3662 地区(韓国)  
承認者： 第 3662 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 23 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 五四大奉仕部門

4 ロータリーの五四大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規  
5 準である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ  
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、  
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に  
10 携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割  
11 には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
- 12 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住  
13 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま  
14 ざまな取り組みから成るものである。
- 15 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに  
16 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協  
17 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する  
18 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活  
19 動から成るものである。
- 20 ~~5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト~~  
21 ~~および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交~~  
22 ~~換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ~~  
23 ~~ることを認識するものである。~~

(本文終わり)

## 趣旨および効果

24 奉仕部門に青少年奉仕を加えることは、残り 4 つの部門に内在する基本的哲学と職業  
25 分類を侵害し、結果として次のような矛盾を引き起こした。

26

- 27 1) 包括的な領域の各分野は、互いに排他的であるべきである。しかし、青少年奉仕の  
28 概念は、ほか 4 つの奉仕部門の概念と重複している。

- 1 2) クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕は空間(領域)によって分類される一方で、青少年  
 2 奉仕は奉仕の受領者(人の種類)によって分類されるため、5つの奉仕部門の分類  
 3 において著しい非一貫性が生じている。  
 4
- 5 3) ロータリーの基本理念(1920年代以後)に関する以前の言明では、ロータリーの4  
 6 つの目的(綱領)と四大奉仕の間に対となる一致があった。青少年奉仕の追加によ  
 7 り、この一致は不可能となり、ロータリーの基本理念における矛盾が生じることとな  
 8 った。  
 9
- 10 4) 青少年奉仕が奉仕部門に残るとなると、ロータリーには、さらなる奉仕部門の追加に  
 11 対して反対意見を出す理論的根拠がほとんどなくなるだろう。そのような追加の奉仕  
 12 部門として、シニア奉仕、母子の奉仕、ポリオ奉仕、その他同様に重要とみなされる  
 13 分類の奉仕などが考えられる。  
 14
- 15 従って、かつての四大奉仕部門に戻すために、青少年奉仕を除外すべきである。これ  
 16 により、以下が可能となる。  
 17
- 18 1) 奉仕部門の分類における誤りを正すことで、ロータリーの基本理念の妥当性を保持  
 19 する。  
 20
- 21 2) 青少年奉仕プロジェクトをその他の奉仕部門の下に位置させることにより、混乱と矛  
 22 盾を解消する。  
 23
- 24 3) 奉仕部門を無分別に拡大する試みを防ぐ。  
 25
- 26 しかし、現在の青少年奉仕の重要性を鑑み、私たちは、青少年奉仕の活動を強化し、  
 27 より明確な存在とするために、新たな重点分野(結果的に7つの重点分野となる)とする  
 28 ことを提案する。(別の案件が決議案として提出されている。)

### 財務上の影響

- 29 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-13

奉仕の第五部門を改正する件

**提案者:** 第 2060 地区(イタリア)  
直方ロータリークラブ(日本、第 2700 地区)  
**承認者:** 第 2060 地区決議会(イタリア、Venezia-Mestre)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 2700 地区決議会(日本、福岡県、福岡市)にて承認  
(2014 年 12 月 1 日)

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
2  
3 **第 5 条 五大奉仕部門**  
4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準  
5 である。
- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ  
7 内で会員が取るべき行動に関わるものである。
  - 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、  
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携  
10 わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割に  
11 は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
  - 12 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住  
13 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざ  
14 まな取り組みから成るものである。
  - 15 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さら  
16 には、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協  
17 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認  
18 識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動  
19 から成るものである。
  - 20 5. 奉仕の第五部門である青少年新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロ  
21 ジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め  
22 育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がも  
23 たらされることを認識するものである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 24 本制定案は、標準ロータリークラブ定款を改正し、奉仕の第五部門の名称を「青少年奉  
25 仕」から「新世代奉仕」に変更するものである。

- 1 ロータリー青少年プログラムは、ロータリーの外でも知られるようになり、全世界での評価  
2 も高い。強調する必要はないが、続けていく必要がある。  
3  
4 主にヨーロッパ、ただし他の国でも、ロータリアンの平均年齢が高まっているが、これは  
5 何よりも若い会員を入会させることへの無関心と抵抗のせいである。たとえ職業におい  
6 て高い地位にいなくても、ロータリアンとなるにふさわしい知識と経験をもつ若い会員や  
7 新会員が、ロータリーには必要である。  
8  
9 ローターアクトを卒業した職業人や、30～35歳の職業人は、もはや青少年とは見なされ  
10 ないが、いわゆる新世代に属している。もはや青少年ではないこれらの人びとを、ロータ  
11 リーは新会員として必要としている。

### 財務上の影響

- 12 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



## 折衷案

# 制定案 16-14

「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第5項目を追加する件

提案者： RI理事会 (2013年規定審議会 制定案13-64と13-65による)  
Paranaguá-Rocio ロータリークラブ (ブラジル、第 4730 地区)  
承認者： 第 4730 地区郵便投票により承認  
(2014年12月15日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133 ページ)。

2

### 3 第4条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
8 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
9 すること；

10 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
11 日々、奉仕の理念を実践すること；

12 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
13 解、親善、平和を推進すること。；

14 第5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世  
15 代のグローバルリーダーを育てること。

16

17 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。

18

### 19 第4条 目的

20 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
21 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

22 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

23 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
24 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
25 すること；

26 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
27 日々、奉仕の理念を実践すること；

28 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
29 解、親善、平和を推進すること。；

- 1 第5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世  
2 代のグローバルリーダーを育てること。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 3 五大奉仕部門は「ロータリーの目的」に対応している。2010年規定審議会にて第五の奉  
4 仕部門として新世代奉仕が導入され、2013年規定審議会ではこれが青少年奉仕に改  
5 名されたが、それに応じた「目的」への変更は加えられなかった。本制定案は、国際ロ  
6 ーター一定款と標準ロータリークラブを改正し、第五の奉仕部門に対応する「ロータリー  
7 の目的」の第5項目を追加するものである。  
8  
9 ロータリアンは、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少  
10 年指導者養成プログラム(RYLA)、クラブと地区のプログラムを通じて、青少年および若  
11 いリーダーとともに活動している。青少年・若いリーダーとの活動は、ロータリーの基本  
12 的な活動および目的であり、強調されるべきである。

### 財務上の影響

- 13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

### メモ

## 制定案 16-15

青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第5項目を追加する件

提案者: Pachuca Plata ロータリークラブ(メキシコ、第4170地区)  
承認者: 第4170地区大会(メキシコ、Quintana Roo、Playa del Carmen)にて承認(2014年5月16日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第133ページ)。

2

### 3 第4条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
8 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
9 すること;

10 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
11 日々、奉仕の理念を实践すること;

12 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
13 解、親善、平和を推進すること;

14 第5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観  
15 と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、  
16 将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

17

18 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第202ページ)。

19

### 20 第4条 目的

21 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
22 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

23 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

24 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
25 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
26 すること;

27 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
28 日々、奉仕の理念を实践すること;

29 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
30 解、親善、平和を推進すること;

- 1 第5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観  
2 と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、  
3 将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 4 本制定案は、ロータリアンが若者たちとともにやっている活動を反映させるものである。  
5 「ロータリーの目的」と奉仕部門の相互関係について一貫性を保つことが重要である。  
6 奉仕部門が4部門だった頃、「目的」も4項目から成っていた。現在は5つの奉仕部門  
7 から成っているので、「目的」も5項目とすべきである。こうすることで、ロータリーの現在  
8 の哲学がより良く反映される。

### 財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-16

新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第5項目を追加する件

**提案者:** Asunción Catedral ロータリークラブ  
(アルゼンチンおよびパラグアイ、第 4845 地区)  
**承認者:** 第 4845 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133 ページ)。

2

## 3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
8 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
9 すること;

10 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
11 日々、奉仕の理念を実践すること;

12 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
13 解、親善、平和を推進すること;

14 第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成  
15 し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き  
16 継いでいくこと。

17

18 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。

19

## 20 第 4 条 目的

21 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
22 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

23 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

24 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
25 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
26 すること;

27 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
28 日々、奉仕の理念を実践すること;

29 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
30 解、親善、平和を推進すること;

1 第5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成  
2 し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き  
3 継いでいくこと。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 4 2010年規定審議会は、採択制定案10-87によって第五の奉仕部門「新世代奉仕」を追  
5 加することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第5条が改正された。  
6  
7 2013年規定審議会は、採択制定案13-69によって第五の奉仕部門の名称を「青少年奉  
8 仕」に変更することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第5条が再び改  
9 正された。  
10  
11 RIは第五の奉仕部門を「青少年奉仕」と定め、RIと全ロータリアンにとっての青少年の  
12 重要性を強調している。  
13  
14 上記に鑑みると、この奉仕部門に関するロータリーの活動目的を「ロータリーの目的」に  
15 含め、ロータリアンにこのことを周知させる必要がある。  
16  
17 本立法案は、RI定款と標準ロータリークラブ定款における第五奉仕部門の脱落を修正  
18 しようとするものである。  
19  
20 RIは、RI定款第4条と標準ロータリークラブ定款第4条を改正し、新世代を含めた第5項  
21 目を「ロータリーの目的」に加えるべきである。

### 財務上の影響

- 22 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ





# 制定案 16-17

「ロータリーの目的」を改正する件

提案者: La Crosse ロータリークラブ(米国、第 6250 地区)

承認者: 第 6250 地区大会(米国、Wisconsin、Wisconsin Dells)にて承認  
(2014年5月3日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133 ページ)。  
2

## 3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ~~ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:~~

6 ~~第 1 ——— 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;~~

7 ~~第 2 ——— 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
8 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
9 すること;~~

10 ~~第 3 ——— ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
11 日々、奉仕の理念を実践すること;~~

12 ~~第 4 ——— 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理  
13 解、親善、平和を推進すること。~~

14  
15 ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと;

16  
17 あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識  
18 し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること;

19  
20 人生のあらゆる面において奉仕の理念を実践するようロータリアンに奨励すること;

21  
22 奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を  
23 推進することである。

24  
25 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
26

## 27 第 4 条 目的

28 ~~ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
29 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:~~

30 ~~第 1 ——— 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;~~

31 ~~第 2 ——— 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
32 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
33 すること;~~

- 1 ~~第3~~ ~~ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、~~  
2 ~~日々、奉仕の理念を実践すること；~~  
3 ~~第4~~ ~~奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理~~  
4 ~~解、親善、平和を推進すること。~~

5  
6 ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと；

7  
8 あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識  
9 し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること；

10  
11 人生のあらゆる面において奉仕の理念を実践するようロータリアンに奨励すること；

12  
13 奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を  
14 推進することである。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

15 「ロータリーの目的」は、国際ロータリーの基礎を成す文書である。全ロータリアンは、ロ  
16 ータリーの標語「超我の奉仕」、言行の指針となる「四つのテスト」、ロータリーの5つの  
17 中核的価値観(親睦、リーダーシップ、高潔性、多様性、奉仕)に直接かかわる「ロータ  
18 リーの目的」を理解し、精通すべきである。

19  
20 「ロータリーの目的」の文言修正により、会員資格に関する最近の規定審議会の決定を  
21 表した RI 定款第 5 条第 2 節(a)と一致したものとなる。

22  
23 現行の「ロータリーの目的」はロータリー初期に書かれたものであり、その文言と文章構  
24 造は習得が難しい。「ロータリーの目的」を簡潔な文言で言い換えることは、ロータリアン  
25 としての目的の本質の幅広い理解に役立つ。

### 財務上の影響

26 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-18

「ロータリーの目的」を改正する件

提案者: Belconnen ロータリークラブ (オーストラリア、第 9710 地区)  
承認者: 第 9710 地区大会 (オーストラリア、Australian Capital Territory、  
Canberra) にて承認 (2014 年 11 月 15 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133 ページ)。  
2

## 3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第 2 職業上のとボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事  
8 はすべて価値あるものと認識し、仕事とボランティア奉仕の両方を通じて  
9 社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにする  
10 こと;

11 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
12 日々、奉仕の理念を実践すること;

13 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通  
14 じて、国際理解、親善、平和を推進すること。  
15

16 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
17

## 18 第 4 条 目的

19 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
20 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

21 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

22 第 2 職業上のとボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事  
23 はすべて価値あるものと認識し、仕事とボランティア奉仕の両方を通じて  
24 社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにする  
25 こと;

26 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
27 日々、奉仕の理念を実践すること;

28 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通  
29 じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 世界中の地域社会では、職業人がボランティアとして価値ある職業奉仕を実践している。
- 2 この制定案は、こうした世界共通の職業的活動を認識するために、RI 定款と標準ロータリークラブ定款に記載されている「ロータリーの目的」を改正するものである。
- 4
- 5 この制定案はまた、第 2 項目の改正によって、正規の仕事に就かないロータリアンおよびロータリアン見込者の割合が大きく増え続けていることを認め、第 3 項目との関連性を強めるものである。
- 7

## 財務上の影響

- 8 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

# 制定案 16-19

「ロータリーの目的」を改正する件

提案者: Church & Oswaldtwistle ロータリークラブ(英国、第 1190 地区)  
承認者: 第 1190 地区決議会(英国、Lancashire、Lancaster)にて承認  
(2014 年 9 月 16 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133 ページ)。  
2

## 3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として社会への奉仕の理念を奨励し、これを  
5 育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

- 6 第 1 知り合いを広めることによって奉仕好ましい協力の機会をもたらすために、  
7 人々のつながりを広げるとすること;  
8 第 2 職業上の人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値  
9 あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を  
10 高潔なものにすること;  
11 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活キャリア  
12 において、日々、奉仕の理念を実践すること;  
13 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人地域志向の人びとが、世界的ネットワーク  
14 を通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。  
15

16 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202 ページ)。  
17

## 18 第 4 条 目的

19 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として社会への奉仕の理念を奨励し、これを  
20 育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

- 21 第 1 知り合いを広めることによって奉仕好ましい協力の機会をもたらすために、  
22 人々のつながりを広げるとすること;  
23 第 2 職業上の人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値  
24 あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を  
25 高潔なものにすること;  
26 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活キャリア  
27 において、日々、奉仕の理念を実践すること;  
28 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人地域志向の人びとが、世界的ネットワーク  
29 を通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

1 現行の「ロータリーの目的」には、以下のような難点がある：  
2

- 3 • 「職業人」という限定、ならびに難解な言葉の使用によって、近寄り難く、謙虚さが欠如しているという強い印象を与えるが、これはロータリアンが行っていることと正反対である。  
4  
5  
6
- 7 • 「職業人」という言葉を使用してロータリーの範囲を制限することは、ロータリアンとなるにふさわしいにもかかわらず、自分自身を「職業人」とは考えていない人々を入会させる可能性を限定してしまう。  
8  
9  
10
- 11 • 厳密的に正しい可能性があっても、非常に古めかしい用語や言葉を使うと、理解が難しくなり、ロータリーへの理解全体の妨げとなる。その例として、「奉仕の理念 (ideal of service)」、「意義ある事業の基礎 (basis of worthy enterprise)」、「社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにする (dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society)」、「世界的ネットワーク (world fellowship)」、「国際理解の推進 (advancement of international understanding)」がある。シンプルな文言により、「ロータリーの目的」を、ロータリーの真髄を失うことなく、(ロータリアンとノンロータリアンの両方にとって)理解しやすくすることができる。  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

21 節全体が長く、意欲を鼓舞するものではなく、ロータリーの目的は何かを明確に理解できるものとなっていない。私たちには、世界全体がロータリーとその目標をより良く理解できるようにする責任がある。  
22  
23

## 財務上の影響

24 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回



メモ



# 制定案 16-20

「ロータリーの目的」を改正する件

提案者： 川口西ロータリークラブ（日本、第 2770 地区）  
承認者： 第 2770 地区大会（日本、埼玉県、さいたま市）にて承認  
（2014 年 11 月 15 日）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

2

## 3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

6 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

7 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
8 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
9 すること；

10 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
11 日々、奉仕の理念を実践すること；

12 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人と地域社会のリーダーが、世界的ネットワ  
13 ークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

14

15 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

16

## 17 第 4 条 目的

18 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと  
19 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

20 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

21 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認  
22 識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに  
23 すること；

24 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、  
25 日々、奉仕の理念を実践すること；

26 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人と地域社会のリーダーが、世界的ネットワ  
27 ークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

（本文終わり）

## 趣旨および効果

- 1 ロータリーは会員資格として「地域社会のリーダー」を認めており、RI 定款第 4 条第 4
- 2 項および標準ロータリークラブ定款第 4 条第 4 項の国際奉仕を示すロータリアンの表
- 3 現に「地域社会のリーダー」の文言を入れ、「国際ロータリーの使命」の定義との整合性
- 4 を図るべきである。定款の目的に表記されることにより当該職業分類の会員の拡大が期
- 5 待できる。

## 財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 制定案 16-21

クラブ例会と出席に柔軟性を認める件

提案者： RI 理事会  
第 5450 地区(米国)  
承認者： 第 5450 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 10 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。  
2

## 3 第 6 条 例会と出席に関する規定の例外

4 本定款の第 7 条第 1 節、第 10 条第 1、2、3、4、5 節、第 13 条第 4 節に従わない規定  
5 または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記  
6 の節の規定または要件に優先する。  
7

8 (第 67 条のうち 1 つを選択する)  
9

## 10 第 67 条 会合

### 11 第 1 節 — 例会。

- 12 (a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、定期  
13 の会合を開かなければならない。
- 14 (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日  
15 から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他  
16 の場所に変更することができる。
- 17 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
18 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
19 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
20 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
21 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
22 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- 23 (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブ  
24 は、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くも  
25 のとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(b)と同様の方法で変更できる。  
26 衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(c)に列記されたいずれの理由によっても取  
27 りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

### 28 第 2 節 — 年次総会。

- 29 (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31  
30 日までに開催されなければならない。
- 31 (b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、  
32 12 月 31 日までに年次総会を開催するものとする。

1 または

2

3 **□ 第 67 条 会合 (E クラブ)**

4 **第 1 節 例会。**

5 (a) 日。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参  
6 加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、  
7 ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものと  
8 する。

9 (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日か  
10 ら次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。

11 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
12 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
13 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
14 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
15 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
16 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

17 **第 2 節 年次総会。**役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、  
18 毎年 12 月 31 日までに開催されなければならない。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

**趣旨および効果**

19 本制定案は、標準ロータリークラブ定款の新しい第 7 条(現在の第 6 条)、第 10 条(現  
20 在の第 9 条)、第 13 条(現在の第 12 条)の例外を認め、各ロータリークラブの細則で例  
21 会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与えるものである。

22 クラブには以下のオプションが与えられるようになる。

- 23 • クラブがいつ、どのくらいの頻度で例会を開くか決める。
- 24 • 適切な出席要件を定める。
- 25 • 欠席による終結の方針を修正または削除する。

26

27 これらの修正は、RI 方針よりも厳しいもの、または緩やかなものとなる可能性がある。ク  
28 ラブがこの柔軟性を取り入れないことを選択した場合、そのクラブでは引き続き現行の  
29 組織規定による要件が効力をもつ。

30

31 毎年報告される会員身分終結の 8~9%は、出席要件を満たせないことを理由にしたも  
32 のである。ロータリークラブは、資格要件を満たす入会見込者にとってもっと魅力的とな  
33 り、現会員の参加を促して所属を保てるような方法で、例会の設定、費用の管理、出席  
34 要件の修正を行えるべきである。

- 1 ロータリー会員の質および会員となることの価値を保ちつつ、地元地域の現会員および  
2 入会見込者の経済状況と時間的制約を最もよく理解し判断できる立場にあるのは、クラ  
3 ブである。例えば、特定の例会頻度がそのクラブの会員のニーズに合うのであれば、週  
4 1回よりも多い、または少ない頻度で例会を開ける可能性がある。  
5  
6 このような柔軟性がないと、ロータリーでは今後、会員基盤の縮小と高齢化が続く可能  
7 性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性があ  
8 る。

### 財務上の影響

- 9 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
10 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ





# 制定案 16-22

クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件

**提案者:** Carson City ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
Grass Valley ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
第 5950 地区 (米国)  
Holmen Area ロータリークラブ (米国、第 6250 地区)  
第 9520 地区 (オーストラリア)

**承認者:** 第 5190 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 5～25 日)  
第 5950 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 4 日)  
第 6250 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 15 日)  
第 9520 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 13 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2  
3 第 6 条 (『手続要覧』第 202～203 ページ)

4  
5 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

6  
7  第 6 条 会合

8 第 1 節 — 例会。

9 (a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、会員の参加と関与を奨励するために細則  
10 に定められた日および時間に通りに、定期の会合を開かなければならない。この  
11 ような会合には、クラブの奉仕プロジェクト、またはクラブが後援する地域行事、ま  
12 たは理事会によって承認された会合を含めることができる。

13 (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、適切と認めるときは、時として、  
14 例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または  
15 定例日の他の時間または他の場所に變更または取りやめることができる。

16 (c) ~~取消。~~例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
17 ~~クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が~~  
18 ~~発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、~~  
19 ~~理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない~~  
20 ~~理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ~~  
21 ~~が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

22 (d) (b) 衛星クラブの例会 (該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラ  
23 ブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開く

1 ものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 4 節 (b) 1 節 (a) と同様の方法で変  
2 更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 4 節 (c) 1 節 (a) に列記されたいずれの  
3 理由によっても規定された通り取りやめることができる。投票手続は細則の規定  
4 通りである。

5  
6 または

## 7 8 □ 第 6 条 会合 (E クラブ)

### 9 第 1 節 — 例会。

10 (a) ~~目。~~本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参  
11 加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、  
12 ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるもの  
13 とする。

14 (b) ~~会合の変更。~~正当な理由ある場合は、理事会は、適切と認めるときは、時として、  
15 例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変  
16 更または取りやめるすることができる。

17 (c) ~~取消。~~例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
18 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
19 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
20 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
21 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
22 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

23  
24 および、第 9 条 (『手続要覧』第 205～206 ページ)

## 25 26 第 9 条 出席

27  
28 (第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

29  
30 □ 第 1 節 — 一般規定。各会員は細則に定められた通りに本クラブの例会、あるいは  
31 細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェ  
32 クトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席し  
33 たものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、また  
34 は、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為  
35 が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠  
36 席をメイクアップしなければならない。

37  
38 または

39  
40 □ 第 1 節 — 一般規定 (E クラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。  
41 ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されて

- 1 から1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメ  
2 ークアップしなければならない。  
3  
4 (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、  
5 (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブの  
6 いずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 7 本制定案は、クラブ例会を同じ曜日と時間に開催しなければならないという条件を削除  
8 することにより、例会を構成する上での柔軟性をクラブに与えようとするものである。本制  
9 定案によって、クラブは会員にとって都合のよい時間に例会を行うことができる。奉仕プ  
10 ロジェクトまたはクラブが後援する行事が例会の代わりとして認められ、また、クラブ理事  
11 会が適切とみなす場合には、時として例会を取りやめることができる。この変更は、会員  
12 の参加と関与を促すとともに、ロータリークラブ入会への障壁をできるだけなくすことを目  
13 的としている。また、例会に最低60%出席しなければならないという要件を廃止すること  
14 により、クラブの自主性がさらに生まれ、会員のニーズをより満たすことができる。

### 財務上の影響

- 15 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
16 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-23

例会スケジュールの選択に関してクラブに柔軟性を認める件

提案者: 第 5550 地区(カナダ)  
Bega ロータリークラブ(オーストラリア、第 9710 地区)  
承認者: 第 5550 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 12 日)  
第 9710 地区大会(オーストラリア、ACT、Canberra)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 201 ページ)。  
2

### 3 第 3 条 クラブの所在地域(1 つを選択する)

4  本クラブの所在地域は、次の通りとする。 \_\_\_\_\_  
5 \_\_\_\_\_  
6 \_\_\_\_\_

7  
8 または

9  
10  本 E クラブの所在地域は、(全世界) \_\_\_\_\_ とし、ウェブの  
11 www. \_\_\_\_\_ 上にある。

12  
13 および(該当する場合)、

14  
15 (a) 本クラブの衛星クラブの所在地域は、次の通りとする。(ロータリークラブ名を  
16 含めるとともに、創立された各衛星クラブ固有の明確な所在地域を記載する)。  
17 \_\_\_\_\_  
18 \_\_\_\_\_

19  
20 または

21  
22 (a) 本クラブの衛星 E クラブ(該当する場合)の所在地域は、次の通りとする。  
23 (各衛星クラブ固有のウェブサイト URL)  
24 \_\_\_\_\_  
25 \_\_\_\_\_

26  
27 および、第 6 条(『手続要覧』第 202～203 ページ)

28  
29 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

30  
31  第 6 条 会合(ロータリークラブ)

1 **第1節 — 例会。**

- 2 (a) 日および時間例会スケジュール。本クラブは、~~毎週1回~~、細則に定められた頻度、  
3 日および時間に、定期の会合を開かなければならない。  
4 (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日か  
5 ら次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の  
6 場所に変更することができる。  
7 (c) 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
8 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
9 理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
10 が3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。  
11 ~~(d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブ~~  
12 ~~は、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くも~~  
13 ~~のとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。~~  
14 ~~衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取~~  
15 ~~りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。~~

16 **第2節 — 年次総会。**

- 17 (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31  
18 日までに開催されなければならない。  
19 ~~(b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、~~  
20 ~~12月31日までに年次総会を開催するものとする。~~

21 または

22  
23 **□ 第6条(Eクラブ)**

24 **第1節 — 例会。**

- 25  
26 (a) 日 例会スケジュール。本クラブは、~~毎週1回~~、細則に定められた頻度、日および  
27 時間に日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期  
28 の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載さ  
29 れる日をもって開かれるとみなされるものとする。  
30 (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日か  
31 ら次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。  
32 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
33 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
34 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
35 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
36 理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
37 が3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

38 **第2節 — 年次総会。**役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、  
39 毎年12月31日までに開催されなければならない。

40  
41 および(該当する場合)、

1 □ 第6条 会合(衛星クラブ)

2 第1節 例会。

3 (a) 例会スケジュール。衛星クラブが本クラブの細則で規定される場合、衛星クラブは、  
4 将来的なロータリークラブまたはロータリーEクラブとして、その会員が決定し、衛  
5 星クラブの細則に定められる頻度、日および時間に定期の会合を開かなければ  
6 ならない。

7 (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、衛星クラブの理事会は、例会を、前回の例  
8 会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。

9 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
10 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
11 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
12 衛星クラブの理事会は、例会を取りやめることができる。衛星クラブの理事会は、  
13 本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめること  
14 ができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあつ  
15 てはならない。

16 第2節 年次総会。衛星クラブは、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、  
17 12月31日までに年次総会を開催するものとする。

18 および、第10条(『手続要覧』第208ページ)

19 第10条 理事および役員

20  
21 第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブ  
22 と同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

(本部終わり)

趣旨および効果

25 本制定案は、週1回の例会をクラブに義務づける規定を改正し、例会スケジュールを  
26 選ぶ柔軟性をクラブに与えるために、標準ロータリークラブ定款を改正するものである。  
27 この改正により、クラブは引き続き毎週に会合を開くか、あるいは週一回よりも多いか少  
28 ない頻度で(ただし一定の間隔で定期的に)会合を開くことができる。

29  
30 RI定款・細則に従い、クラブは、特別に招集され3分の2以上の会員が出席する会合  
31 での決議を採択することによって、例会の頻度を、毎週から、いかなる定期的な頻度にも  
32 変更することができる。

33  
34 毎週という例会頻度を変更することがクラブにとって適切であるなら、クラブはこれを選  
35 択肢として考慮できることを提案者は強調する。毎週という頻度の変更を望まないクラブ  
36 にとっては、本提案はそれらのクラブの例会スケジュールを変更するものではなく、影響  
37 を与えるものでもないと思われる。

- 1 「クラブ新モデル」「例会頻度」「衛星クラブ」「革新性と柔軟性」の試験的プログラムに
- 2 参加しているロータリークラブでは、クラブ内の士気、会員維持、会員間の友情、クラブ
- 3 推進と新会員勧誘の容易さ、および出席という点で好ましい効果が出ている。一例とし
- 4 て、「例会頻度」試験クラブにおける既存会員の維持率は、世界平均より2%以上、上
- 5 回っている。また、例会スケジュールにより多くの選択肢を追加した「衛星クラブ」試験ク
- 6 ラブでは、2年間で女性会員数の世界平均より9%以上、上回る成果を挙げ、50歳以
- 7 下の職業人の参加については4%以上の改善を見せ、大きな可能性を示している。

### 財務上の影響

- 8 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員
- 9 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



## 折衷案

# 制定案 16-24

クラブ例会を少なくとも月 2 回と定める件

- 提案者:** Fordingbridge ロータリークラブ (英国、第 1110 地区)  
Pendle View ロータリークラブ (英国、第 1190 地区)  
Bolton Lever ロータリークラブ (英国、第 1285 地区)  
第 1390 地区 (フィンランド)  
Heinävesi ロータリークラブ (フィンランド、第 1430 地区)  
Pieksämäki-Veturi ロータリークラブ (フィンランド、第 1430 地区)  
Skive Fjord Morgen ロータリークラブ  
(デンマークとフェロー諸島、第 1440 地区)  
Lansingerland ロータリークラブ (オランダ、第 1600 地区)  
Gent Prinsenhof ロータリークラブ (ベルギー、第 1620 地区)  
Antwerpen-Zuid ロータリークラブ (ベルギー、第 2170 地区)  
第 3261 地区 (インド)  
第 9940 地区 (ニュージーランド)
- 承認者:** 第 1110 地区決議会 (英国、Hampshire、Romsey) にて承認  
(2014 年 11 月 1 日)  
第 1190 地区決議会 (英国、Lancaster、Lancashire) にて承認  
(2014 年 12 月 3 日)  
第 1285 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 26 日～12 月 12 日)  
第 1390 地区大会 (フィンランド、Ylöjärvi) にて承認  
(2014 年 4 月 10 日)  
第 1430 地区決議会 (フィンランド、Rantasalmi) にて承認  
(2014 年 11 月 8 日)  
第 1440 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 10～31 日)  
第 1600 地区大会 (オランダ、Noordwijk) にて承認  
(2014 年 3 月 8 日)  
第 1620 地区決議会 (ベルギー、Spiere) にて承認  
(2014 年 12 月 6 日)  
第 2170 地区決議会 (ベルギー、Wemmel) にて承認  
(2014 年 12 月 3 日)  
第 3261 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 26 日)  
第 9940 地区大会 (ニュージーランド、Wellington) にて承認  
(2014 年 12 月 7 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。

2  
3 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

4  
5  第 6 条 会合

6 第 1 節 — 例会。

7 (a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回毎月少なくとも 2 回、細則に定められた日  
8 および時間に、定期の会合を開かなければならない。

9  
10 (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブ  
11 は、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回毎月少なくとも 2 回、定  
12 期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節 (b) と同様の方  
13 法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節 (c) に列記されたいずれの  
14 理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

15  
16 または

17  
18  第 6 条 会合(Eクラブ)

19 第 1 節 — 例会。

20 (a) 日。本クラブは、毎週 1 回毎月少なくとも 2 回細則に定められた日に、クラブのウ  
21 ェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければ  
22 ならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれる  
23 とみなされるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

24 2001 年、RI 理事会は、21 世紀のロータリークラブにふさわしい、現代的で簡素化され  
25 たモデルを提供する目的で大胆なプロジェクトを認めた。このモデルは、ペースが速い  
26 現代の環境で生活および仕事をする若い職業人にとって魅力的なものであった。

27  
28 Pendle View ロータリークラブは元ローターアクターを中心としたクラブであるが、2001  
29 年当時の標準ロータリークラブ定款は、その例会スケジュールから、ロータリー入会を妨  
30 げるものと感じていた。しかし、ロータリークラブの新しいモデルを検討する試験的プロ  
31 ジェクトでは、例会頻度に柔軟性を持たせる機会が与えられた。現代社会で仕事をする  
32 人にとって、時間は最も貴重なものの一つである。勤務時間も柔軟になりつつある現在、  
33 多くの若いロータリアン候補者は単純に、毎週例会に出席する時間がない。  
34 この制定案は、新モデルの試験クラブが過去 6 年間享受してきた自由をほかのすべて  
35 のクラブにも提供し、月 2 回の例会というオプションを認めることでクラブが現代社会に  
36 真に適応できるようにするものである。ただし、現状維持を選ぶクラブはその通りにする

- 1 自由もある。本制定案は規制的なものではなく、単に、希望するクラブには月 2 回の例  
2 会というオプションを与えるものである。  
3  
4 新クラブモデルの試験的プロジェクトでは、例会頻度を変えることにより、仕事や家庭に  
5 忙しく毎週例会に出席できない若い会員にとって、ロータリーがもっと魅力的となること  
6 が実証された。  
7  
8 ロータリーは、活発なネットワーキンググループとして始まり、すべての会員がフルタイム  
9 で仕事をしていた。今こそ、ポール・ハリスの理想を反映しつつ、未来の世界にあった形  
10 態を認めるべきである。

### 財務上の影響

- 11 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
12 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-25

クラブ例会を少なくとも月 2 回と定める件

提案者: Totnes ロータリークラブ (英国、第 1170 地区)  
承認者: 第 1170 地区決議会 (英国、Devon、Tiverton) にて承認  
(2014 年 10 月 30 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。

2  
3 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

4  
5  第 6 条 会合

6 第 1 節 — 例会。

- 7 (a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に会員の  
8 文化と要望に最もよく合うようクラブが決めた頻度で毎月、定期の会合を開かな  
9 ければならない。ただし、毎月少なくとも 2 回は、細則に定められた日および時間に  
10 会合を開くことを条件とする。
- 11 (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日  
12 から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他  
13 の場所に変更することができる。
- 14 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
15 クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が  
16 発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
17 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
18 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
19 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- 20 (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブ  
21 は、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回親クラブと同じ頻度で、  
22 定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節 (b) と同様の  
23 方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節 (c) に列記されたいずれ  
24 の理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

25 Totnes ロータリークラブは、2007 年から 2013 年まで、例会頻度の試験的プログラムに  
26 参加することができた。2007 年、同クラブは弱体化と高齢化に悩み、会員数が 26 名に  
27 まで減少していた。試験的プログラムにおいて例会頻度を 2 週間ごとに変えたところ、会  
28 員数が徐々に増えて 50 名以上となり、平均年齢も下がった。これは、2013 年規定審議  
29 会で発表された試験的プログラムに関する報告書で RI が示した結果に沿うものである。

- 1 これには、「例会頻度を減らすことで多くの試験クラブが非常に良好な経験をしている」
- 2 ことが記載されていた。
- 3
- 4 クラブはそれぞれに異なり、各クラブがその会員に最もふさわしい例会頻度を定めること
- 5 ができると考える。これは、クラブの例会時間、またクラブの所在国によっても差異がある。
- 6 一律の頻度(例:週1回)は全クラブに当てはまるものではなく、特に若い会員を勧誘し
- 7 ようとするならば、この問題に取り組む必要がある。

### 財務上の影響

- 8 本制定案の結果、現在と将来の会員にとって柔軟性が増すことから会員増強または会
- 9 員維持が実現された場合、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-26

例会取消の規定を改正する件

提案者: Altrincham ロータリークラブ (英国、第 1285 地区)  
承認者: 第 1285 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 12 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。

2  
3 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

4  
5  第 6 条 会合  
6 第 1 節 — 例会。

7  
8 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
9 その週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラ  
10 ブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発  
11 生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
12 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
13 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
14 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

15  
16 または

17  
18  第 6 条 会合(Eクラブ)  
19 第 1 節 — 例会。

20  
21 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または  
22 その週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラ  
23 ブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発  
24 生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、  
25 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない  
26 理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブ  
27 が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

28 国民の祝日に例会を開かないことは認められており、取消とは数えられない。しかし、国  
29 民の祝日が含まれる週で、祝日以外の日に例会を開かなかった場合は、取消と数えら

- 1 れる。例会日が祝日にあたらくても、RIBIの多くのクラブは祝日のある週に例会を開
- 2 かないのが慣行である。例えば、英国では月曜日が祝日となっている週が4週あるが、
- 3 毎週火曜日に例会を開くクラブもその週に例会を開いていない。本制定案は、祝日の
- 4 含まれる週に例会を取りやめることを認め、既存の慣行を正規のものとし、クラブの予定
- 5 計画にさらなる柔軟性を与えるものである。

### 財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



折衷案

## 制定案 16-27

出席規定を改正する件

**提案者:** 第 2320 地区(スウェーデン)  
第 2340 地区(スウェーデン)  
第 2350 地区(スウェーデン)  
Lerum ロータリークラブ(スウェーデン、第 2360 地区)  
第 2380 地区(スウェーデン)  
La Crosse-Valley ロータリークラブ(米国、第 6250 地区)  
第 9520 地区(オーストラリア)  
Wanaka ロータリークラブ(ニュージーランド、第 9980 地区)

**承認者:** 第 2320 地区大会(スウェーデン、Arvidsjaur)により承認  
(2014 年 10 月 26 日)  
第 2340 地区大会(スウェーデン、Örebro)により承認  
(2014 年 9 月 25 日)  
第 2350 地区大会(スウェーデン、Stockholm)により承認  
(2014 年 11 月 22 日)  
第 2360 地区大会(スウェーデン、Ljungskile)により承認  
(2014 年 11 月 9 日)  
第 2380 地区大会(スウェーデン、Mullsjö)により承認  
(2014 年 10 月 18 日)  
第 6250 地区郵便投票により承認  
(2015 年 12 月 15 日)  
第 9520 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 13 日)  
第 9980 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 4 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **~~4.090. 出席報告~~**

6 ~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報~~  
7 ~~告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなけ~~  
8 ~~ればならない。~~

9

10 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

1 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2  
3 第7条(『手続要覧』第204ページ)

4  
5 **第7条 会員身分**

6  
7 **第7節 一名誉会員。**

- 8 (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕を  
9 した人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると  
10 みなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存  
11 続期間は、理事会によって決定されるものとする。ただし理事会は、名誉会員の  
12 身分の存続期間を延長できる。理事会はまた、名誉会員の身分をいつでも無効  
13 とすることができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

14  
15 第9条(『手続要覧』第205～207ページ)

16  
17 **第9条 出席と参加**

18  
19 第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

20  
21 ~~□第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席、および(または)細則に定めら~~  
22 ~~れている要件と一致する本クラブのプロジェクト、行事、活動に参加すべきものとする。~~  
23 ~~RI役員とロータリー財団管理委員は、出席および(または)参加の要件を免除されるも~~  
24 ~~のとする。、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本~~  
25 ~~クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員~~  
26 ~~が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセン~~  
27 ~~トに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場~~  
28 ~~合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、~~  
29 ~~次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。~~

30  
31 または

32  
33 ~~□第1節 一般規定(Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。~~  
34 ~~ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトが掲載されて~~  
35 ~~から1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメ~~  
36 ~~イクアップしなければならない。~~

37 (a) ~~例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、~~

38 (1) ~~他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブ~~  
39 ~~のいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、~~

40 (2) ~~ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロ~~  
41 ~~ータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトク~~

1 ~~ブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席す~~  
2 ~~ること。または、~~

- 3 ~~(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロ~~  
4 ~~ーターリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会ま~~  
5 ~~たは、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集され~~  
6 ~~た他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地~~  
7 ~~区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された~~  
8 ~~地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正~~  
9 ~~式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、~~  
10 ~~(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラ~~  
11 ~~ブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または~~  
12 ~~場所において例会を開いていなかった場合。または、~~  
13 ~~(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会~~  
14 ~~の行事や会合に出席すること。または、~~  
15 ~~(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の~~  
16 ~~会合に出席すること。または、~~  
17 ~~(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参~~  
18 ~~加型の活動に参加すること。~~

19 ~~(b) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他~~  
20 ~~クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束~~  
21 ~~されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップ~~  
22 ~~として有効とみなされる。~~

23 ~~(c) 例会時において、例会のときに、~~

- 24 ~~(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程~~  
25 ~~による往復の途次にある場合。または、~~  
26 ~~(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わって~~  
27 ~~いる場合。または、~~  
28 ~~(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携~~  
29 ~~わっている場合。または、~~  
30 ~~(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、~~  
31 ~~(5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータ~~  
32 ~~リー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場~~  
33 ~~合。または、~~  
34 ~~(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席でき~~  
35 ~~ない場合。~~

36 **第2節**—~~転勤による長期の欠席。~~会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事  
37 ~~している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、~~  
38 ~~転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。~~

39 **第3節**—~~出席規定の免除。~~次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- 40 ~~(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分~~  
41 ~~な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の~~

1 免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超  
2 えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定  
3 期間の欠席を認めることができる。

4 (b) ~~一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85~~  
5 ~~年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、~~  
6 ~~クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。~~

7 **第4節—RI役員**の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パート  
8 ナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

9 **第5節—出席の記録**。本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がク  
10 ラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものと  
11 する。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がク  
12 ラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う  
13 会員数と出席者数に含まれるものとする。

14  
15 さらに第12条(『手続要覧』第209～211ページ)

## 16 第12条 会員身分の存続

### 17 第2節—自動的終結。

18  
19 (c) ~~名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間~~  
20 ~~の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期~~  
21 ~~間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すこと~~  
22 ~~ができる。~~

23  
24 **第4節—終結—欠席および(または)不参加**。細則により出席および(または)参加の  
25 要件が定められている場合、理事会はその要件を満たさなかった会員の身分を終結  
26 することができる。

27 (a) ~~出席率~~。会員は、

28 (1) ~~年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星ク~~  
29 ~~ラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブ~~  
30 ~~のプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加し~~  
31 ~~ていなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満~~  
32 ~~たしていなければならない。~~

33 (2) ~~年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なく~~  
34 ~~とも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行~~  
35 ~~事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガ~~  
36 ~~バナ=補佐は、この義務を免除されるものとする)。~~

37 会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分  
38 な理由があると認めない限り、終結することができる。

39 (b) ~~連続欠席~~。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない  
40 限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出  
41  
42

1 ~~席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ~~  
2 ~~会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理~~  
3 ~~事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。~~

#### 5 第10節 — 一時保留。

6 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

7  
8 (d)クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、  
9 当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの  
10 活動への出席と参加や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきで  
11 ある場合(本項の目的のため、当該会員は出席および(または)参加義務を免除  
12 されるものとする)、

13 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件  
14 に従い、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通  
15 り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

(本文終わり)

#### 趣旨および効果

16 本制定案は、クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、  
17 プロジェクト、行事、活動への出席および(または)参加の義務について細則に記載す  
18 ることにより、クラブの出席要件を改正するものである。本制定案により、会員の維持と  
19 勧誘においてクラブにさらなる自治権が与えられる。本制定案は、会員のクラブへの従  
20 事を評価するために、出席、参加、またはその両方を重視する選択肢をクラブに与える。  
21 本制定案は、クラブの自治性、会員維持、勧誘をさらに育むものである。これに加え、RI  
22 は今後、クラブからの月次出席報告書の提出を義務づけない。ただし、クラブと地区は、  
23 独自に出席状況を記録することができ、地区は、月次出席報告を提出するようクラブに  
24 義務づけることができる。

#### 財務上の影響

25 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
26 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-28

出席規定を改正する件

提案者： 第 9455 地区(オーストラリア)

承認者： 第 9455 地区郵便投票により承認(2014 年 11～12 月)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

2

3 第 4 条 クラブの会員身分

4

5 ~~4.090. 出席報告~~

6 各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報  
7 告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなけ  
8 ればならない。

9

10 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

11

12 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

13

14 第 7 条(『手続要覧』第 204 ページ)

15

16 第 7 条 会員身分

17

18 第 7 節 一名誉会員。

19 (b) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕を  
20 した人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると  
21 みなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存  
22 続期間は、理事会によって決定されるものとする。ただし理事会は、名誉会員の  
23 身分の存続期間を延長できる。理事会はまた、名誉会員の身分をいつでも無効  
24 とすることができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

25

26 第 9 条(『手続要覧』第 205～207 ページ)

27

28 第 9 条 出席と参加

29

30 第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

31

32 ~~第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席、および(または)細則に定めら  
33 れている要件と一致するクラブのプロジェクト、行事、活動に参加すべきものとする。一  
34 あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉  
35 仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員が、ある例~~

1 会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席す  
2 るか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後  
3 その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような  
4 方法で欠席をメイクアップしなければならない。

5  
6 または

7  
8 ~~□ 第1節 一般規定 (Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。~~  
9 ~~ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されて~~  
10 ~~から1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメ~~  
11 ~~イクアップしなければならない。~~

12 ~~(d) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、~~

13 ~~(1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブ~~  
14 ~~のいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、~~

15 ~~(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロ~~  
16 ~~ーターリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラ~~  
17 ~~ブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席す~~  
18 ~~ること。または、~~

19 ~~(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロ~~  
20 ~~ーターリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会ま~~  
21 ~~たは、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集され~~  
22 ~~た他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地~~  
23 ~~区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された~~  
24 ~~地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正~~  
25 ~~式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、~~

26 ~~(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラ~~  
27 ~~ブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または~~  
28 ~~場所において例会を開いていなかった場合。または、~~

29 ~~(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会~~  
30 ~~の行事や会合に出席すること。または、~~

31 ~~(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の~~  
32 ~~会合に出席すること。または、~~

33 ~~(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参~~  
34 ~~加型の活動に参加すること。~~

35 ~~(e) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他~~  
36 ~~クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束~~  
37 ~~されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップ~~  
38 ~~として有効とみなされる。~~

39 ~~(f) 例会時において、例会のときに、~~

40 ~~(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程~~  
41 ~~による往復の途次にある場合。または、~~



- 1 ~~(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わって~~  
2 ~~いる場合。または、~~  
3 ~~(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携~~  
4 ~~わっている場合。または、~~  
5 ~~(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、~~  
6 ~~(5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータ~~  
7 ~~リー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場~~  
8 ~~合。または、~~  
9 ~~(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席でき~~  
10 ~~ない場合。~~

11 **第2節 — 転勤による長期の欠席。** 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事  
12 している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、  
13 転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

14 **第3節 — 出席規定の免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

15 (e) ~~理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分~~  
16 ~~な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の~~  
17 ~~免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超~~  
18 ~~えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定~~  
19 ~~期間の欠席を認めることができる。~~

20 (d) ~~一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85~~  
21 ~~年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、~~  
22 ~~クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。~~

23 **第4節 — RI役員**の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パート  
24 ナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

25 **第5節 — 出席の記録。** 本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラ  
26 ブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。  
27 本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に  
28 出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出  
29 席者数に含まれるものとする。

30  
31 さらに第12条(『手続要覧』第209～211ページ)

## 32 第12条 会員身分の存続

### 33 第2節 — 自動的終結。

- 34  
35 (e) ~~名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間~~  
36 ~~の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期~~  
37 ~~間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すこと~~  
38 ~~ができる。~~  
39  
40

1 **第4節 — 終結 — 欠席または不参加。**細則により出席および(または)参加の要件が  
2 定められている場合、理事会はその要件を満たさなかった会員の身分を終結すること  
3 ができる。

4 ~~(b) 出席率。会員は、~~

5 ~~(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星ク~~  
6 ~~ラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブ~~  
7 ~~のプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加し~~  
8 ~~ていなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満~~  
9 ~~たしていなければならない。~~

10 ~~(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なく~~  
11 ~~とも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行~~  
12 ~~事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガ~~  
13 ~~バナ—補佐は、この義務を免除されるものとする)。~~

14 ~~会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分~~  
15 ~~な理由があると認めない限り、終結することができる。~~

16 ~~(c) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない~~  
17 ~~限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出~~  
18 ~~席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ~~  
19 ~~会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理~~  
20 ~~事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。~~

## 22 **第10節 — 一時保留。**

23 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

25 (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、  
26 当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの  
27 活動への出席と参加や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきで  
28 ある場合(本項の目的のため、当該会員は出席および(または)参加義務を免除  
29 されるものとする)、

30 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件  
31 に従いだし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通  
32 り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

33 本制定案は、クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、  
34 プロジェクト、行事、活動への出席および(または)参加の義務について細則に記載す  
35 ることにより、クラブの出席要件を改正するものである。本制定案により、会員の維持と  
36 勧誘においてクラブにさらなる裁量を与えられる。本制定案は、会員のクラブへの従事  
37 を評価するために、出席、参加、またはその両方を重視する選択肢をクラブに与える。

- 1 本制定案は、クラブの自主性、会員維持、勧誘をさらに育むものである。これに加え、RI
- 2 は今後、クラブからの月次出席報告書の提出を義務づけない。ただし、クラブと地区は、
- 3 独自に出席状況を記録することができ、地区は、月次出席報告を提出するようクラブに
- 4 義務づけることができる。

### 財務上の影響

- 5 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員
- 6 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



# 制定案 16-29

出席規定を改正する件

提案者： 第 2370 地区(スウェーデン)  
第 2400 地区(スウェーデン)  
承認者： 第 2370 地区大会(スウェーデン、Strängnäs)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 2400 地区大会(スウェーデン、Karlskrona)にて承認  
(2014 年 10 月 5 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2  
3 第 9 条(『手続要覧』第 205～207 ページ)

## 4 第 9 条 出席および参加

5 (第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

6  
7  
8  
9 曰 第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席、および(または)細則で定め  
10 られている要件と一致するクラブのプロジェクト、行事、活動に参加すべきものとする。  
11 RI役員とロータリー財団管理委員は、出席および(または)参加の要件を免除されるも  
12 のとする。、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本  
13 クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員  
14 が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセン  
15 トに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場  
16 合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、  
17 次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

18  
19 または

20  
21 曰 第 1 節 — 一般規定(Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。  
22 ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト~~に~~例会が掲載されて  
23 から1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメ  
24 ークアップしなければならない。

- 25  
26 (a) ~~例会の前後 14 日間。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、~~  
27 (1) ~~他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブの~~  
28 ~~いずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、~~  
29 (2) ~~ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロー~~  
30 ~~タリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮~~

1 ~~ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。~~  
2 ~~または、~~

- 3 ~~(3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロー~~  
4 ~~ターリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会また~~  
5 ~~は、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された~~  
6 ~~他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大~~  
7 ~~会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区~~  
8 ~~会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公~~  
9 ~~表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、~~  
10 ~~(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラ~~  
11 ~~ブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または~~  
12 ~~場所において例会を開いていなかった場合。または、~~  
13 ~~(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の~~  
14 ~~行事や会合に出席すること。または、~~  
15 ~~(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会~~  
16 ~~合に出席すること。または、~~  
17 ~~(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加~~  
18 ~~型の活動に参加すること。~~

19 会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあ  
20 るいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このよ  
21 うな出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

22 ~~(b) 例会時において、例会のときに、~~

- 23 ~~(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程に~~  
24 ~~よる往復の途次にある場合。または、~~  
25 ~~(2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている~~  
26 ~~場合。または、~~  
27 ~~(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わ~~  
28 ~~っている場合。または、~~  
29 ~~(4) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、~~  
30 ~~(5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリ~~  
31 ~~ー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。~~  
32 ~~または、~~  
33 ~~(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席でき~~  
34 ~~ない場合。~~

35 **第 2 節** ~~転勤による長期の欠席。~~ 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従  
36 事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、  
37 転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

38 **第 3 節** ~~出席規定の免除。~~ 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- 39 ~~(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理~~  
40 ~~由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、~~  
41 ~~最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席と~~

なる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

~~(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。~~

**第4節 — RI 役員の欠席。** 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 — 出席の記録。** 出席の記録。本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

および、第12条(第209～211ページ)

## 第12条 会員身分の存続

### 第2節 — 自動的終結。

~~(e) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。~~

**第4節 — 終結 — 欠席または不参加。** 細則により出席および(または)参加の要件が定められている場合、理事会はその要件を満たさなかった会員の身分を終結することができる。

~~(a) 出席率。会員は、~~

~~(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。~~

~~(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。~~

~~会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。~~

~~(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ~~

1 会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理  
2 事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

3  
4 **第 10 節 — 一時保留。**本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

5  
6 (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、  
7 当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの  
8 活動への出席および(または)参加や、本クラブのいかなる役職や任務からも除  
9 外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席および(または)参  
10 加の義務を免除されるものとする)、

11 理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件  
12 に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の  
13 通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

14 RI が非常に多くの若い会員を勧誘する必要があるのであれば、これらの年齢層の人た  
15 ちの文化に見合うように出席要件を改正する必要がある。会員候補者となる若い人は、  
16 職業上のネットワークを広げるとともに「超我の奉仕」への情熱もあり、特に人道的な焦  
17 点をもった奉仕プロジェクトに積極的に参加したいと感じている。

18  
19 本制定案は、クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、  
20 プロジェクト、行事、活動への出席および(または)参加の義務について細則に記載す  
21 ることにより、クラブの出席要件を改正するものである。本制定案により、会員の維持と  
22 勧誘においてクラブにさらなる裁量が与えられる。本制定案は、会員のクラブへの従事  
23 を評価するために、出席、参加、またはその両方を重視する選択肢をクラブに与える。  
24 本制定案は、クラブの自主性、会員維持、勧誘をさらに育むものである。

25  
26 これに加え、RI は今後、クラブからの月次出席報告書の提出を義務づけない。ただし、  
27 クラブと地区は、独自に出席状況を記録することができ、地区は、月次出席報告を提出  
28 するようクラブに義務づけることができる。

### 財務上の影響

29 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
30 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票



結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



## 制定案 16-30

直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

- 提案者： 第 1800 地区(ドイツ)  
第 1850 地区(ドイツ)  
第 1860 地区(ドイツ)  
第 1870 地区(ドイツ)  
第 1880 地区(ドイツ)
- 承認者： 第 1800 地区大会(ドイツ、Uelzen)にて承認  
(2014 年 6 月 21 日)  
第 1850 地区大会(ドイツ、Osnabrück)にて承認  
(2014 年 6 月 21 日)  
第 1860 地区大会(ドイツ、Darmstadt)にて承認  
(2014 年 6 月 14 日)  
第 1870 地区大会(ドイツ、Kamp-Lintfort)にて承認  
(2014 年 6 月 21 日)  
第 1880 地区大会(ドイツ、Nürnberg)にて承認  
(2014 年 6 月 26 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 202～203 ページ)。

2  
3 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

4  
5  第 6 条 会合

6 第1節 — 例会。

7 (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、直接顔を  
8 合わせて定期の会合を開かなければならないとする。本クラブはまた、こ  
9 の方法では例会に出席できない会員のために、オンライン例会を手配するか、ま  
10 たはオンラインでつながる方法を提供することもできる。

11  
12 または

13  
14  第 6 条 会合(Eクラブ)

15 第1節 — 例会。

16 (a) 日。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参  
17 加型の活動を載せるか、または顔を合わせて例会を開くことによって、定期の会  
18 合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される  
19 日をもって開かれるとみなされるものとする。

20  
21 さらに、第 9 条を次のように改正する(『手続要覧』第 205～206 ページ)。

## 1 第9条 出席

2  
3 (第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

4  
5 □ 第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている  
6 場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事  
7 や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、  
8 その例会時間の少なくとも60パーセントに直接出席するかまたはオンラインでつなが  
9 っているか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、  
10 その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次  
11 のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

12  
13 または

14  
15 □ 第1節 — 一般規定(Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。  
16 ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト<sup>1</sup>に例会が掲載されて  
17 から1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、クラブが手配した直接顔を  
18 合わせる例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければ  
19 ならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 従来型のロータリークラブにおいては、仕事、旅行、あるいは健康上の理由から、会員  
21 が例会に出席できないことが頻繁にある。パートナークラブの会員、他のクラブの会員、  
22 その他関心のある人びとは、例会の会場にいなければ参加できない。その一方で、個  
23 人間のコミュニケーションはますますデジタル化しており、ロータリークラブはこの傾向を  
24 無視すべきではない。若い人びとのコミュニケーション方法は以前の世代と比較して本  
25 質的に変化したため、クラブのコミュニケーションにおいてもこのような変革を導入するこ  
26 とは、若手会員を獲得する上で戦略的に重要であると考えられる。Eクラブではオンライ  
27 ンでのコミュニケーションがその基本となっている。よって従来型のクラブでも、オンライ  
28 ンでの参加に必要な技術インフラが設置されている場合は、オンラインによる参加も通  
29 常の出席として数えられるべきである。そうすれば、出席の問題を抱えていた会員が、ク  
30 ラブでの出来事や主な事柄を把握しやすくなるだけでなく、ほかの会員に対して存在感  
31 を示すことができ、退会者の数も減るであろう。会員間の団結、奉仕への意欲、そして満  
32 足度も高まるであろう。Eクラブでは、オンラインによる例会とコミュニケーションが効果的  
33 なネットワークを形づくっているが、その一方で折に触れて直接顔を合わせて例会を開  
34 くことは、不可欠である人間関係を強める上で大きな価値がある。そこでドイツでは、Eク  
35 ラブも直接の会合を定期的に開いている。Eクラブでのこれらの会合も例会とみなされ、  
36 その出席は例会への出席とみなされるべきである。全体として、顔を合わせる例会とオ  
37 ンライン例会をどのような比率で開くかは、クラブの決定に委ねるのが理にかなっている。

## 財務上の影響

- 1 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が高まり、会員数または会員維持
- 2 率が増加すれば、国際ロータリーの収入が増加する可能性がある。

## 得票数

賛成\_\_\_\_\_票

反対\_\_\_\_\_票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-31

出席規定を改正する件

提案者: Paris Nord ロータリークラブ(フランス、第 1770 地区)  
承認者: 第 1770 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 17 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205 ページ)。  
2

## 3 第 9 条 出席 4

5 (第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)  
6

7  第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている  
8 存在する場合は本クラブの衛星クラブの例会に出席し、本これらのクラブの奉仕プロ  
9 ジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員が、ある例会に出  
10 席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、  
11 または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その  
12 行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法  
13 で欠席をメイクアップしなければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

14 衛星クラブはある時点で通常のロータリークラブとなる目的で作られている。よって、そ  
15 の時期が来たときに移行しやすいよう、衛星クラブも最初からロータリークラブと同様の  
16 運営規則を持っていたほうが有用である。

17  
18 本制定案の変更により、ロータリアンが新しい例会頻度に適応しなければならないという  
19 問題を、完全になくすことはできなくても、軽減することになる。

20  
21 標準ロータリークラブ定款、第 9 条第 1 節は現在、衛星クラブの会員はそれぞれ好きな  
22 ときにクラブ例会に出席できる自由を提供している。このような寛容性は、衛星クラブが  
23 ロータリークラブとなったときに不具合をもたらし、クラブの出席規定を変えなければなら  
24 なくなる。

25  
26 本制定案は、クラブ定款に大幅な変更を加える必要をなくすことで、衛星クラブが通常  
27 のロータリークラブに移行しやすくするものである。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-32

欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

提案者: Greece ロータリークラブ (米国、第 7120 地区)  
承認者: 第 7120 地区大会 (米国、Vermont、Burlington) にて承認  
(2014 年 5 月 2 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205～206 ページ)。  
2

## 3 第 9 条 出席

4  
5 (第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

6  
7  第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている  
8 場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事  
9 や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、  
10 その例会時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意に  
11 その場を去らなければならなかった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事  
12 会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなけれ  
13 ばならない。

14  
15 または

16  
17  第 1 節 — 一般規定(E クラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとす  
18 る。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト<sup>1</sup>に例会が掲載され  
19 てから 1 週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席を  
20 メイクアップしなければならない。

21  
22 (a) 例会の前後 14 日間。同じロータリー年度内。例会の定例の時の前 14 日または  
23 後 14 日以内同じロータリー年度内に、

(本文終わり)

## 趣旨および効果

24 クラブは、年度を通じて、シンプルな表(紙または電子ファイルのいずれも)を使って出  
25 席のメイクアップを手早く記録できる。また、大半のクラブで 1 カ月あたり複数回のメー  
26 クアップの機会を設けているが、メイクアップができる機会が少ない時期に備えて会員  
27 が出席(参加)を記録し、蓄えておけることは至極公平なことである。このようなメー  
28 クアップの機会は、現ロータリー年度内に欠席した例会に対してのみ可能で、その有効期間

- 1 は毎年6月30日までとなる。7月1日には、新ロータリー年度における新しいメイクア
- 2 ップ貯蓄期間が始まる。
- 3
- 4 この方法を採択することにより、クラブ幹事の責務は軽減されると思われる。現在、クラブ
- 5 幹事は出席のデータを正確に入力するために、メイクアップの出席に関する情報を調
- 6 べなければならない。そこで蓄えておいたメイクアップの出席情報を利用することで、ク
- 7 ラブでの出席を向上させることができる。

### 財務上の影響

- 8 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-33

長期の欠席に関する規定を改正する件

提案者: Bruay-La Buisnière ロータリークラブ(フランス、第 1520 地区)  
承認者: 第 1520 地区決議会(フランス、Arras)にて承認  
(2014 年 12 月 5 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207 ページ)。  
2

## 3 第 9 条 出席

4

5 第 2 節 — 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従  
6 事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、  
7 転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。それ  
8 が不可能な場合、会員はあらゆる通信手段を用いて所属クラブの例会に参加すること  
9 ができる。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

10 本制定案は、転勤先で長期にわたって仕事に従事し、かつ地元のロータリークラブに  
11 入会できないロータリアンが、いかなる通信手段を用いても、転勤先から所属ロータリ  
12 ークラブの例会に参加することを認めようとするものである。

## 財務上の影響

13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

折衷案

## 制定案 16-34

出席免除の規定を改正する件

**提案者:** Skellefteå ロータリークラブ(スウェーデン、第 2320 地区)  
第 2340 地区(スウェーデン)  
第 2350 地区(スウェーデン)  
第 2370 地区(スウェーデン)  
第 2380 地区(スウェーデン)  
第 2390 地区(スウェーデン)  
第 2400 地区(スウェーデン)

**承認者:** 第 2320 地区決議会(スウェーデン、Arvidsjaur)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)  
第 2340 地区大会(スウェーデン、Örebro)にて承認  
(2014 年 10 月 25 日)  
第 2350 地区大会(スウェーデン、Stockholm)にて承認  
(2014 年 11 月 22 日)  
第 2370 地区大会(スウェーデン、Strängnäs)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 2380 地区大会(スウェーデン、Mullsjö)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)  
第 2390 地区決議会(スウェーデン、Borrby)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 2400 地区大会(スウェーデン、Karlskrona)にて承認  
(2014 年 10 月 5 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207 ページ)。

2

3 第 9 条 出席

4

5 第 3 節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

6 (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な  
7 理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、  
8 最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由からあるいは子どもの誕生により  
9 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さら  
10 に一定期間の欠席を認めることができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 本制定案は、標準ロータリークラブ定款の第9条第3節を改正するものである。国際ロータリーが引き続き成功を収めるには、ロータリークラブが、男女共に多くの若い会員を集め、維持する必要がある。家族ができると、若い会員は往々にして仕事および家庭生活とロータリーの出席義務を両立することが困難だと感じる。出席規定の厳密な適用は、多くの場合、母親または父親がロータリーを去る結果を生む。
- 6  
7 ロータリーは、男女ともに仕事し、ロータリーに入会し、国により育児休暇の期間が異なる社会の流れに合わせる必要がある。
- 9  
10 本制定案は、若いロータリアンにクラブに残るよう促すことで、ロータリーの会員数を安定・増加させ、国際ロータリー全体に寄与するものである。
- 11

## 財務上の影響

- 12 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

# 制定案 16-35

出席免除の規定を改正する件

**提案者:** 和光ロータリークラブ(日本、第 2570 地区)  
**承認者:** 第 2570 地区大会(日本、埼玉県、富士見市)にて承認  
(2014 年 12 月 7 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 207 ページ)。  
2

## 3 第 9 条 出席

4  
5 第 3 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。  
6

- 7 (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以  
8 上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出席  
9 規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会  
10 が承認した場合。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 11 標準ロータリークラブ定款第 9 条第 3 節(b)によると、出席規定の免除は、一つまたは  
12 複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに  
13 出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が  
14 承認した場合とあるが、仮に 85 歳の入会者がいた場合、この入会者は出席規定の免  
15 除の該当者であり、出席規定の免除の申請が行われ、承認された場合、この入会者は、  
16 入会直後といえども出席規定の免除の適用者となるとともに、実質的なロータリー活動  
17 が停止する可能性がある。このようなことを避ける為、規定にロータリー歴として 20 年を  
18 追加するものである。

## 財務上の影響

- 19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

## メモ



# 制定案 16-36

会員身分と職業分類に柔軟性を認める件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 134 ページ)。

## 2 3 第 5 条 会員

4  
5 第 3 節 — 会員身分と職業分類に関する規定の例外。クラブは、本条第 2 節 (b) に従  
6 わない、会員身分に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件  
7 は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

8  
9 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

10  
11 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

## 12 13 第 4 条 クラブの会員身分

### 14 15 4.110. 会員身分に関する規定の例外

16 クラブは、本細則の第 4.010.節および第 4.030.節～第 4.060.節に従わない規定または  
17 要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要  
18 件に優先するものとする。

19  
20 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205 ページ)。

## 21 22 第 9 条 会員身分と職業分類に関する規定の例外

23 本定款の第 7 条第 2 節と第 4～9 節および第 8 条に従わない規定または要件を細則  
24 に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または  
25 要件に優先するものとする。

(続く各条は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

26 本制定案は、クラブ細則の中で会員の職業分類システムを削除または修正したり、会員  
27 身分に関する規定の一部を修正できるよう、個々のロータリークラブに柔軟性を与えるこ  
28 とを目的としている。ただし、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基  
29 づき会員身分を制約することはできないと規定する RI 細則第 4.070.節は引き続き有効

1 とする。本制定案は、現行の職業分類システムの維持、入会資格の目的としては完全  
2 に削除、または、より厳格または緩やかなものへの変更のいずれかを選ぶ柔軟性をクラ  
3 ブに与えるものである。

4

5 個々のクラブは、それぞれの所在地域で職業分類システムが会員の入会と維持を助長  
6 するか(または妨げるか)どうかを判断できる最もふさわしい立場にある。クラブがこのよ  
7 うな柔軟性を取り入れないことを選択した場合、そのクラブでは現行の組織規定と要件が  
8 有効となる。

9

10 そのような柔軟性の例には以下が含まれるであろう:

- 11 • 職業分類の制度を廃止し、各々の地域社会にふさわしい基準に基づいて、またクラ  
12 ブの戦略的ビジョンに沿って、優れた資質を持つ人の入会を検討できるようにする。
- 13 • クラブの入会基準を満たすローターアクターが、ローターアクトクラブにおける会員  
14 身分を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認めるようにする。

15

16 このような柔軟性なしには、ロータリーでは今後、会員基盤の減少と高齢化が続く可能  
17 性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性があ  
18 る。

### 財務上の影響

19 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
20 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-37

会員身分の柔軟性を認める件

提案者： 第 5450 地区(米国)  
承認者： 第 5450 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 10 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 134 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 会員 4

5 **第 3 節 — 定款および細則の承認。** RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、  
6 すべて、それによって本定款と RI 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律  
7 に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承  
8 諾するものとする。クラブは、本定款の第 5 条第 2 節 (b) と一致しない会員に関する規  
9 定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定  
10 または要件に優先するものとする。  
11

12 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)  
13

## 14 第 4 条 クラブの会員身分 15

### 16 **4.110. 会員身分の規定に関する例外**

17 クラブは、本細則の第 2.020.節、第 4.010.節～第 4.060.節、および第 15.070.2.項と一  
18 致しない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の  
19 節と項の規定または要件に優先するものとする。  
20

21 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205 ページ)  
22

## 23 第 7 条 会員身分 24

25 **第 10 節 — 会員身分の規定に関する例外。** 本定款の第 7 条第 2～7 節、第 8 条、第  
26 12 条第 2、3 (b)、4、5 (c) 節と一致しない規定または要件を細則に含めることができる。  
27 そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものと  
28 する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 質の高い会員増強は、ロータリーが大きな関心を抱く問題である。本制定案は、RI 定款、  
2 RI 細則、標準ロータリークラブ定款の職業分類制度を削除または修正する柔軟性をク  
3 ラブに与えるものである。本制定案の目的は、会員の勧誘と維持、および会員の移転に  
4 おいて、職業分類制度がもたらす障壁を除外することである。クラブが何もしなければ、  
5 既存の規定と要件が、そのクラブにとって引き続き有効となる。  
6  
7 会員増強は究極的にクラブの責務であり、その取り組みはクラブレベルで最も効果を挙  
8 げることができる。クラブが成功するには、質の高いロータリアンを勧誘および維持する  
9 ための機会を制限または減らすシステムを、クラブで自由に除外または修正できるよう  
10 にしなければならない。各クラブは、職業分類制度が各地域社会における会員の勧誘  
11 と維持にとって手助けとなるか、あるいは妨げとなるかを見極める最もふさわしい立場に  
12 ある。本制定案の下、クラブは自由に職業分類制度を検討し、現在のままに留めること  
13 もできれば、そのすべてを除外、あるいはより厳しいものまたは緩やかなものに変えるこ  
14 ともできる。本制定案は、一部のクラブにとって、地域社会のより若い層を含む会員を勧  
15 誘および維持する機会を増やすはずである。  
16  
17 職業分類制度は、価値ある目的のために役立ってきた。しかし、新会員勧誘における  
18 課題を複雑にしたり、問題をもたらすこともあり、クラブ間の会員移転を混乱させ、それを  
19 妨げることもある。多くのクラブは、職業分類が相当の恩恵なしに会員増強を制限して  
20 いると判断できる場合、分類要件とそれに対応した会員規定を無視してきた。  
21  
22 本制定案による柔軟性が認められないと、一部のクラブでは今後も会員が減少し、不本  
23 意または受け入れがたいかたちで変貌を遂げることであろう。本制定案は、好ましくない  
24 変化がクラブに起きる前に、統制の取れた前向きな方法で、地域レベルで変わりゆく環  
25 境にクラブが対応できるようにするものである。

## 財務上の影響

- 26 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
27 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-38

会員身分の規定を変更する件

**提案者:** United Services ロータリーEクラブ(米国、San Diego、第 5340 地区)  
第 9520 地区(オーストラリア)  
Cambridge ロータリークラブ(ニュージーランド、第 9930 地区)  
Wanaka ロータリークラブ(ニュージーランド、第 9980 地区)

**承認者:** 第 5340 地区大会(米国、California、Palm Springs)にて承認  
(2014年10月25日)  
第 9520 地区郵便投票により承認  
(2014年11月13日)  
第 9930 地区郵便投票により承認  
(2014年10月29日～12月5日)  
第 9980 地区郵便投票により承認  
(2014年11月4日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。

2

## 3 第 5 条 会員

4

### 5 第 2 節 — クラブの構成。

6 (a) ~~クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を~~  
7 ~~受けている以下のような正会員善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、~~  
8 職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(また  
9 は)世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

- 10 ~~(1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パー~~  
11 ~~トナー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、~~  
12 ~~——(2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支~~  
13 ~~店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、~~  
14 ~~——(3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職している~~  
15 ~~こと。または、~~  
16 ~~——(4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目~~  
17 ~~的への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、~~  
18 ~~——(5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、~~  
19 ~~——(6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、~~  
20 ~~または同じ理由のために仕事をしなかった人であること。~~

21 ~~上記に加え、~~

- 22 ~~——以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、~~  
23 ~~もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外~~

1 ~~へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべ~~  
2 ~~ての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。~~

3  
4 さらに、標準ロータリークラブ定款を次に用に改正する(『手続要覧』第 203 ページ)。

## 5 6 第7条 会員身分

7 第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(また  
8 は)地域社会において良い世評を受けている者善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をも  
9 って示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会およ  
10 び(または)世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 本制定案は、ロータリークラブの構成およびクラブ会員資格に関する規定を変更すること  
12 により、ロータリーが会員を維持し、新世代を引き付ける力を高めることを目的としてい  
13 る。本制定案は、ロータリーの中核的価値観および会員に求める高い基準を維持する  
14 と同時に、ロータリアンの定義を簡潔にし、クラブ理事会がより柔軟に会員を選べるよう  
15 にするものである。さらに、地域社会における業種、職業、地域団体の構成をクラブの  
16 会員構成に反映させるよう奨励することにより、職業分類のバランスを引き続き重視して  
17 いる。本制定案は、クラブによる自主性を強化し、会員維持および勧誘を助長するもの  
18 である。

## 財務上の影響

19 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
20 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



# 制定案 16-39

学友の会員に関する規定を改正する件

提案者： 東京多摩川ロータリークラブ(日本、第 2750 地区)  
承認者： 第 2750 地区決議会(日本、東京都)にて承認  
(2014 年 12 月 1 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 会員

### 4 第 2 節 — クラブの構成

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受けて  
7 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

8 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、

10 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、

12 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、

14 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、

16 (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、

17 (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、ま  
18 たは同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

19 上記に加え、

20 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、  
21 もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外  
22 へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべ  
23 ての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

24 (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランス  
25 の取れた会員構成を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる  
26 職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上の  
27 クラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセント  
28 を超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した  
29 会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってク  
30 ラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会  
31 員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の  
32 職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が

1 職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員  
2 身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

3  
4 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205 ページ)

## 5 6 第 8 条 職業分類

7  
8 第 2 節 — 制限。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出  
9 してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属  
10 する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下  
11 に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数  
12 に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超える  
13 ことになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいは RI 理事会によって定  
14 義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるもので  
15 あってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわ  
16 らず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

17 本制定案は、RI 理事会とロータリー財団管理委員会が定める学友の定義に沿って、RI  
18 定款と標準ロータリークラブ定款を更新するものである。理事会および管理委員会は、  
19 2014 年 1 月、ロータリー財団プログラムの元参加者に限定せず、すべてのロータリープ  
20 ログラムの元参加者を学友に含めるべく、学友の定義を拡大することに同意した。これ  
21 により、ロータリークラブに入会するための資格を有する会員候補者も拡大する。

## 財務上の影響

22 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
23 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-40

ローターアクターが正会員となることを認める件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。

## 2 3 第 5 条 会員

### 4 5 第 2 節— クラブの構成。

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受けて  
7 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

8 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、

10 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、

12 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、

14 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、

16 (5) 理事会によって定義されているローターアクターまたはロータリー財団学友  
17 であること。または、

18 (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、ま  
19 たは同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

20 上記に加え、

21 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、  
22 もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外  
23 へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべ  
24 ての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

25 (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランス  
26 の取れた会員構成を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる  
27 職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上の  
28 クラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセント  
29 を超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した  
30 会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってク  
31 ラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会  
32 員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクターまたは  
33 ロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであ  
34 ってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかか  
35 わらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

1 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

## 3 第 4 条 クラブの会員身分

### 5 4.040. 二重会員

6 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になること  
7 はできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会  
8 員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、~~クラブの正会員であると同  
9 時にローターアクトクラブの会員になることはできない。~~

11 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

13 第 7 条(『手続要覧』第 204 ページ)

## 15 第 7 条 会員身分

17 **第 6 節 — 二重会員。**同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにお  
18 いて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員である  
19 と同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、~~本クラブの正  
20 会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。~~

22 および、第 8 条(『手続要覧』第 205 ページ)

## 24 第 8 条 職業分類

26 **第 2 節 — 制限。**5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出  
27 してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属  
28 する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下  
29 に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数  
30 に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超える  
31 ことになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいは RI 理事会によって定  
32 義されたローターアクターまたはロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出さ  
33 れることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、  
34 これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続すること  
35 ができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

36 本制定案は、ローターアクターにロータリークラブ会員となる資格を明確に与えるもので  
37 あり、RIへの参加を望むローターアクターにロータリークラブ会員への道を開くものであ

- 1 る。この改正は、ローターアクトでのリーダーシップや奉仕プロジェクトを通じて、最高で  
2 12年間のロータリー経験を有する場合もあるローターアクターの特別なスキルを認識す  
3 るものである。  
4  
5 本制定案の効果は、ローターアクターとRIの関係を強め、ローターアクターの取り組みと  
6 RIの両方を強化することである。また、参加者は、ロータリークラブとローターアクトクラブ  
7 に同時に所属できるようになる。ロータリーファミリーのメンバーとして、ローターアクター  
8 は国際社会に貢献し、奉仕、世界理解、平和を推進するロータリーのビジョンを共有し  
9 ており、よりスムーズにRI会員へと移行できる。

### 財務上の影響

- 10 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
11 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ





折衷案

## 制定案 16-41

仕事をしたことがない人が会員となることを禁じるよう、会員の資格条件を改正する件

**提案者:** 第 1650 地区(フランス)  
Paris-Alliance ロータリークラブ(フランス、第 1660 地区)  
La Rochelle ロータリークラブ(フランス、第 1690 地区)  
第 1710 地区(フランス)  
第 1750 地区(フランス)  
第 1760 地区(フランス)  
熊谷東ロータリークラブ(日本、第 2570 地区)  
大阪北ロータリークラブ(日本、第 2660 地区)  
福岡平成ロータリークラブ(日本、第 2700 地区)  
東京品川中央ロータリークラブ(日本、第 2750 地区)

**承認者:** 第 1650 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 21 日)  
第 1660 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)  
第 1690 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 25 日～12 月 12 日)  
第 1710 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 10 日)  
第 1750 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 29 日～12 月 13 日)  
第 1760 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 30 日)  
第 2570 地区大会(日本、埼玉県、富士見市)にて承認  
(2014 年 12 月 7 日)  
第 2660 地区大会(日本、大阪府、大阪市)にて承認  
(2014 年 12 月 6 日)  
第 2700 地区決議会(日本、福岡県、福岡市)にて承認  
(2014 年 12 月 1 日)  
第 2750 地区決議会(日本、東京都)にて承認  
(2014 年 12 月 1 日)

- 1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)
- 2
- 3 第 5 条 会員

1 **第2節 — クラブの構成**

2 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受け  
3 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

- 4 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
5 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、  
6 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
7 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、  
8 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
9 または、  
10 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
11 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、  
12 (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、  
13 (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、ま  
14 たは同じ理由のために仕事をしなかった人であること。

(本文終わり)

**趣旨および効果**

15 RI 定款第5条第2節(a)によると、「クラブは、善良な成人であり、職業上および(また  
16 は)地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとす  
17 る」。

18 これらの特徴は、ロータリーおよびロータリークラブの歴史的土台を反映し、すべての会  
19 員によって共有されるものである。これらは当初より、多数のロータリアンの増強、勧誘、  
20 維持において原動力となってきた。

21  
22  
23 同じく第5条の下部項目である第2節(a)(6)は、ロータリアンの協定を根本的に変える  
24 ものであり、職業分類の原則(2013年『手続要覧』第9ページ)と相容れないものである。

**財務上の影響**

25 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員  
26 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-42

会員資格に関する規定を改正する件

提案者： 新潟南ロータリークラブ(日本、第 2560 地区)  
承認者： 第 2560 地区大会(日本、新潟県、小千谷市)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 会員

### 4 第 2 節 — クラブの構成

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受け  
7 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

8 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、

10 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、

12 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、

14 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、

16 (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、

17 (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、ま  
18 たは同じ理由のために仕事をしたことがない人であること以前のクラブの構  
19 成要件により入会し、現在も会員であること。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として認めない件：  
21

22 理由の如何に関わらず、過去に職業奉仕の経験のない人、または、今後もその機会  
23 のない人が、クラブの会員として構成されることは、RI 定款、第 4 条のロータリーの目的の  
24 最も重要な要素である「職業奉仕の実践」ができない人、または、したことがない人が構  
25 成されることとなり、ロータリーの目的を遂行できないものとする。

26  
27 ただし、現規定で既に会員となっている人は、ロータリー精神を十分に理解しているも  
28 のとし、継続して会員資格を有するものとする。

## 財務上の影響

- 1 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。
- 2

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-43

会員資格に関する規定を改正する件

提案者: Rugby ロータークラブ (英国、第 1060 地区)

承認者: 第 1060 地区決議会 (英国、West Midlands、Solihull) にて承認  
(2014 年 11 月 26 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 会員 4

### 5 第 2 節 — クラブの構成。

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受け  
7 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

8 ~~(1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、~~

10 ~~(2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、~~

12 ~~(3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、~~

14 ~~(4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、~~

16 (1) 働いている、または退職していること。または、

17 (5) (2) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、

18 (6) (3) 障害があるため、または子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのた  
19 めに仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人  
20 であること。

21 (4) 地域社会への参加を通じて、奉仕とロータリーの目的への献身を示してきた  
22 こと。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

23 Rugby ロータークラブ (以下、「当クラブ」)はかねてより、一部の国で求められている  
24 「公正さと多様性に関する方針」(以下、「当方針」)を最善のかたちで順守し、その目的  
25 を推進する方法を検討してきた。当方針は、会員勧誘の慣行またはクラブ内部における  
26 差別のない環境を維持しようとするものである。クラブは、地元地域社会の構成を反映  
27 するべく、会員の多様化に努める必要がある。当方針は、この目的を達成するために積  
28 極的な行動を取ることをクラブに義務づけるものである。当クラブは、会員資格に関する

- 1 既存の RI 定款を改正することにより、この目的を達成できると考える。  
2  
3 当方針の目的との整合性を取るために、唯一、重要かつ必要なものとして考慮すべき  
4 なのは、会員が善良であり、クラブの見解において奉仕に献身し、ロータリーの目的を  
5 支える資質があるとみなされることであると、当クラブは考える。  
6  
7 第 5 章の第 2 節(a)の(1)、(2)項に定められる既存の会員資格は、当方針の目的の達  
8 成において逆効果となるものであり、削除されるべきであると、当クラブは考える。また、  
9 既存の基準には矛盾があることに留意すべきである。第 2 節(a)の(4)、(5)、(6)項の  
10 基準を満たす人は、ほかの全員がそうである一方で、上級職／管理職の地位にいる必  
11 要はない。また、当クラブは、障害という理由のために、仕事をしたことがない人、または  
12 仕事を中断した人も含まれるよう、基準を改正すべきであると考えている。

### 財務上の影響

- 13 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
14 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



# 制定案 16-44

クラブの構成に関する規定を改正する件

提案者: Mumbai Dahisar ロータリークラブ(インド、第 3140 地区)  
承認者: 第 3140 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)

2

## 3 第 5 条 会員

4

### 5 第 2 節 — クラブの構成

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受け  
7 ている以下のような正会員によって構成されるものとする。

8 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、

10 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、

12 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、

14 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、

16 (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、

17 (6) 主婦・主夫として子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事  
18 を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

19 新たな職業分類として主婦・主夫を受け入れるべきである。主婦・主夫は、第 2 節の(a)  
20 (6)項の通り、ロータリーが言明するクラブ正会員の要件と調和する。

## 財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-45

「準会員」の新しい会員の種類を設ける件

提案者: Rancho Cordova ロータリークラブ (米国、第 5180 地区)  
承認者: 第 5180 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 24 日～12 月 19 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 133～134 ページ)。  
2

## 3 第 5 条 会員

### 4 第 2 節 — クラブの構成。

6 (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受けて  
7 ている以下のような正会員および準会員によって構成されるものとする。

- 8 (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナ  
9 ー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
- 10 (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店  
11 において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
- 12 (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。  
13 または、
- 14 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的  
15 への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
- 16 (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、  
17 (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、ま  
18 たは同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

19 上記に加え、

20 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、  
21 もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外  
22 へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべ  
23 ての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。  
24

26 (c) RI 細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員、準会員、および名誉会員と呼  
27 ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。  
28

29 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 142～143 ページ)。  
30

## 31 第 4 条 クラブの会員身分

### 32 4.010. クラブ会員の種類

33 クラブの会員の種類は、正会員、準会員、および名誉会員の 23 種類とする。  
34

1 **4.060. 準会員**

2 年齢 35 歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支  
3 払うものとする。準会員は RI または地区の選挙に参加する資格はないものとし、準会員  
4 の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとする。正  
5 会員としての要件を満たしてしている限り、35 歳に達した準会員の会員身分は、自動的  
6 に正会員へと変更されるものとする。準会員は、正会員が有する上記以外の特典のす  
7 べてを受ける資格があるものとする。いかなる人も同時に正会員および準会員となること  
8 はできないものとする。

9  
10 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

11  
12 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 203 ページ)。

13  
14 **第 7 条 会員身分**

15  
16 **第 2 節 — 種類。**クラブの会員の種類は、正会員と、準会員、および名誉会員の 23 種  
17 類とする。

18 **第 3 節 — 準会員。**年齢 35 歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は、人  
19 頭分担金の半額を支払うものとする。理事会は、クラブの事柄について投票するため  
20 の準会員の資格を決定するものとする。準会員は、本クラブの例会の半分への出席が  
21 義務づけられるものとする。正会員としての要件を満たしてしている限り、35 歳に達した準  
22 会員の会員身分は、自動的に正会員へと変更されるものとする。いかなる人も同時に  
23 正会員および準会員となることはできないものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

**趣旨および効果**

24 ロータリークラブは、若い会員に入会してもらうために、もっと手の届きやすい金額の会  
25 費と要件を設ける柔軟性が必要である。本制定案は、ロータリーの会員種類として、正  
26 会員と名誉会員に加え、準会員を追加するものである。比較的にキャリア早期にある若  
27 い会員候補者にとっては、経済的な計らいと例会の柔軟性が重要であることを、ロータリ  
28 ーは認識する必要がある。

**財務上の影響**

29 本制定案の結果、国際ロータリーの財務に影響を与える可能性があるが、現時点でそ  
30 の額を特定することはできない。

- 1       • 多くの正会員が準会員に変更した場合、国際ロータリーの収入が減少する可能性  
2       がある。
- 3       • 現在と将来の会員にとって柔軟性が増すことから会員増強または会員維持が実  
4       現された場合、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。
- 5
- 6       また、会員の誕生日に関するデータ収集の増加を含め、既存のソフトウェアと手続への  
7       変更が必要となると思われる。この経費に関して、現在、推定額は得られない。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-46

会員の職業分類に関する規定を改正する件

提案者: Bislig ロータリークラブ(フィリピン、第 3860 地区)  
承認者: 第 3860 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 134 ページ)。

## 2 第 5 条 会員

### 3 第 2 節 — クラブの構成

4  
5  
6  
7 (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、近い関係にある家族のグループ、または一種  
8 類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5  
9 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類、または 5 名またはそれ以上の近い  
10 関係にある家族(違う職業分類であっても配偶者、兄弟/姉妹、息子/娘)がい  
11 るクラブからは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のク  
12 ラブの場合は、同一職業分類および近い関係にある家族に属する正会員がクラブ  
13 正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下におよび近い関係  
14 にある家族より正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類  
15 に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類  
16 の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、  
17 または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員とし  
18 て選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場  
19 合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類  
20 の下で継続することができる。

21  
22 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 205 ページ)

## 23 第 8 条 職業分類

24  
25  
26 第 2 節 — 制限。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類、または 5 名またはそ  
27 れ以上の近い関係にある家族(違う職業分類であっても配偶者、兄弟/姉妹、息子/  
28 娘)がいるクラブからは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上の  
29 クラブの場合は、同一職業分類および近い関係にある家族に属する正会員がクラブ  
30 正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下におよび近い関係に  
31 ある家族より正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する  
32 会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的  
33 に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいは RI 理事

- 1 会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを
- 2 妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの
- 3 制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 4 私たちは、ロータリークラブにおいて会員数を増加するキャンペーンを行っている。主な
- 5 会員源の一つは、会員と近い関係にある親戚と家族(配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘)
- 6 である。これらの人びとにロータリークラブ入会を誘うことが奨励されているが、そのよう
- 7 な会員がクラブを独占することのないよう、正会員の 10 パーセント以下に制限しなけれ
- 8 ばならない。

### 財務上の影響

- 9 本制定案の結果、現在と将来の会員に対する柔軟性が少なくなり、会員数または会員
- 10 維持率が減少すれば、国際ロータリーの収入も減少する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-47

名誉会員の規定を改正する件

**提案者:** Remuera ロータリークラブ (米領サモア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア、キリバス、ニュージーランド、トンガ、サモア、第 9920 地区)  
**承認者:** 第 9920 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 28 日～11 月 24 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 143 ページ)。

2

3 **第 4 条 クラブの会員身分**

4

5 **4.050. 名誉会員**

6

7 4.050.1. 名誉会員の資格条件

8 ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を  
9 未永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことがで  
10 きる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。このような会員身  
11 分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。

12

13 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 204 ページ)。

14

15 **第 7 条 会員身分**

16

17 **第 7 節 一 名誉会員。**

18 (c) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕を  
19 した人、およびロータリーの目的を未永く支援したことでロータリーの友人であると  
20 みなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存  
21 続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで  
22 名誉会員身分を保持できる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

23 本制定案は、RI 細則第 4.050.1.項ならびに標準ロータリークラブ定款第 7 条 7 節に定  
24 められている名誉会員の資格条件に関する規定から、その人がロータリーの目的を未  
25 永く支援したという資格条件を削除しようとするものである。

26 クラブは、ロータリーの支援者がロータリーの目的を未永く支援するかどうかは判断でき  
27 ない。クラブが妥当に判断できるのは、ロータリーの目的への支援が以前から継続的に  
28 続いているかどうかだけである。

- 1 さらに、名誉会員の期間は、クラブ理事会が(多くの場合、年度ごとに)判断する。従っ
- 2 て、その人がもはやロータリーの目的への支援を明らかに行っていない場合は、理事会
- 3 がその人の名誉会員の身分を終結することもできれば、更新しないこともできる。何をも
- 4 って「末永い支援」とするかを判断しなければならないことは、重要な支援者をクラブが
- 5 称えることを理不尽に制限してしまう可能性があり、これはクラブとロータリーの目的にと
- 6 って不利益となる。

### 財務上の影響

- 7 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成\_\_\_\_\_票

反対\_\_\_\_\_票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-48

会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

提案者： 第 9800 地区(オーストラリア)  
承認者： 第 9800 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 29 日～12 月 13 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 211 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 会員身分の存続

### 4 第 10 節 — 一時保留。

5 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、  
6

7  
8 (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることな  
9 く、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブ  
10 の活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである  
11 場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、  
12 理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件  
13 に従いただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通  
14 り会員の会員身分を一時保留とすることができる。本項の目的のため、当該会員は出  
15 席義務を免除されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

16 本制定案は、起草時の誤りを訂正するものである。  
17

18 第 12 条第 10 節は、2007 年規定審議会で第 9800 地区により提案され、審議会場で修  
19 正を加えられた上で採択された。  
20

21 制定案の意図は、第 10 節の 4 つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブ  
22 の最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、と  
23 いうものであった。  
24

25 これを実現させるには、理事会が取ることのできる措置と理事会がまず考慮すべき(4  
26 つの項にある)事柄の間につながりがなくてはならない。規定審議会の最中に出された  
27 動議により、意図せずともこのつながりは断たれてしまった。  
28

本制定案の効果は、本規定を文法的に意味を成すものとするところである。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-49

会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

提案者: 第 6980 地区(米国)

承認者: 第 6980 地区決議会(米国、Florida、Orlando)にて承認  
(2014年9月27日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 211 ページ)。

2

3 第 12 条 会員身分の存続

4

5 第 10 節 — 一時保留。

6 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

7

8 (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、  
9 当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの  
10 活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場  
11 合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

12 理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に  
13 従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、理事会の決  
14 定する妥当な期間(ただし 45 日間以内)と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身  
15 分を一時保留とすることができる。理事会は、一時保留期間が過ぎた後に、一時保留と  
16 なっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰  
17 させなければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

18 現在の標準ロータリークラブ定款第 12 条第 10(d)は、特定の期間について触れておら  
19 ず、「正当に必要であるとみなされる期間」は、1 週間の場合があれば 10 カ月の場合も  
20 ある。一時保留の目的が終結のための諸事実を確認するものであるならば、期間が限  
21 定されていない状態は望ましくない。「理事会の決定する妥当な期間(ただし 45 日間以  
22 内)と追加条件に従い」とする案に賛同が得られた。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-50

会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

提案者： 第 6980 地区(米国)

承認者： 第 6980 地区地区決議会(米国、Florida、Orlando)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 211 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 会員身分の存続 4

### 5 第 10 節 — 一時保留。

6 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

7 (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくな  
8 い振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告  
9 発があった場合、および、

10 (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理  
11 由となる場合、および、

12 (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるま  
13 では、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとさ  
14 れる場合、および、

15 (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、  
16 当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの  
17 活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場  
18 合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

19 理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件  
20 に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の  
21 通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第 12  
22 条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴、調停、または仲裁を求めること  
23 ができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

24 会員が一時保留となったとき、それに対して提訴する方法はない。この文言を追加する  
25 ことにより、一時保留の措置が下された場合、その会員は、第 12 条第 6 節に定められ  
26 る手続と同じ方法で提訴できるようになる。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-51

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

提案者： 第 3010 地区(インド)  
承認者： 第 3010 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 142 ページ)

## 2 3 第 4 条 クラブの会員身分

### 4 5 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

6 会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正  
7 会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されること  
8 もできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになって  
9 も、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げ  
10 るものであってはならない。他のクラブに対して負債がある場合、この候補者はクラブへ  
11 の入会資格がない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金／金銭的債務が  
12 一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本  
13 人に要求すべきであるとする。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員  
14 としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたク  
15 ラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件  
16 とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブか  
17 らの推薦状を持参するよう求められるべきである。クラブは、ほかのクラブから要請があ  
18 った場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未  
19 納金／金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から  
20 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して  
21 金銭的債務がないと見なされるものとする。

22  
23 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 204 ページ)

## 24 25 第 7 条 会員身分

### 26 27 ~~第 4 節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。~~

28 (a) ~~会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦すること~~  
29 ~~ができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の~~  
30 ~~所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分~~  
31 ~~類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会~~  
32 ~~員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本ク~~  
33 ~~ラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに~~

- 1 対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、  
2 ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会  
3 員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロー  
4 タリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理  
5 事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件と  
6 するものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラ  
7 ブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。
- 8 ~~(b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのク  
9 ラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本ク  
10 ラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとす  
11 る。要請から 30 日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本ク  
12 ラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 13 国際ロータリー細則第 4.030 節と標準ロータリークラブ定款第 7 条第 4 節は、共に移籍  
14 ロータリアンまたは元ロータリアンに関する項目である。本提案はこれら二つを統合し、  
15 これらの規定に統一性をもたらすことを目的とする。
- 16
- 17 私たちは、異なる文言を挙げた 2 つの規定を統一された一つの規定に合併させること  
18 により、混乱を減らすことができると信じるものである。

## 財務上の影響

- 19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 制定案 16-52

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

提案者： 淡路三原ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)  
承認者： 第 2680 地区大会(日本、兵庫県、神戸市)にて承認  
(2014 年 3 月 2 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 142 ページ)。  
2

## 3 第 4 条 クラブの会員身分 4

### 5 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

6 会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正  
7 会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されること  
8 もできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっ  
9 ても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げ  
10 るものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金が一切な  
11 い旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要  
12 求すべきである。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本  
13 節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同  
14 会員がそのクラブの会員であったとの証明ならびに元クラブに対する未納金が一切な  
15 い旨の証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会  
16 員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。奨  
17 励される。

18  
19 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 204 ページ)。  
20

## 21 第 7 条 会員身分 22

### 23 第 4 節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

24 (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦すること  
25 ができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の  
26 所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分  
27 類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会  
28 員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本ク  
29 ラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに  
30 対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、  
31 ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会  
32 員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロー  
33 タリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理

- 1 事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明ならびに元クラブに対す  
2 る未納金は一切ない旨の証明を受理することを条件とするものである。移籍会員  
3 や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参す  
4 るよう求められるべきである奨励される。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 5 移籍ロータリアンならびに元ロータリアンの正会員としての入会は、そのクラブがクラブ  
6 自治権に基づき自主的に決定すべき問題であり、いたずらに元の所属クラブの意向に  
7 より異なるべき問題ではない。また、元のクラブが解散していたり、機能を喪失している  
8 場合は、そもそも元のクラブの証明や推薦状の提出は不可能である。したがって、元の  
9 クラブの会員であったことの証明や元のクラブに対して未納金は一切ないことの証明に  
10 ついては、移籍ロータリアンならびに元ロータリアン自身による証明(宣明を含む)で足り  
11 ると考えられるし、元のクラブからの推薦状も、可能な場合には提出が奨励されるという  
12 ことにとどめるべきである。

### 財務上の影響

- 13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-53

資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件

提案者： 第 1800 地区(ドイツ)  
第 1880 地区(ドイツ)  
承認者： 第 1800 地区大会(ドイツ、Uelzen)にて承認  
(2014 年 6 月 21 日)  
第 1880 地区大会(ドイツ、Nürnberg)にて承認  
(2014 年 6 月 28 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 134 ページ)

2

3

## 第 5 条 会員

4

5

### 第 2 節 — クラブの構成

6

7

(b) 各クラブは、

8

(1) 一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

(2) 資格のある候補者を絶えず探し、入会させる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

21

22

23

24

25

ロータリーは、より若い会員を得ることにおいて困難に直面している。その理由は、キャリア初期における仕事量の多さや若い家族における苦労といった会員候補者側の問題だけではない。しばしばクラブは、より若い会員を得るための準備ができておらず、積極性と柔軟性に欠ける。従って、ダイナミックで革新的なクラブの状態を保つためのバランスの取れた会員構成をもつために、絶えず活性化に努める課題があることを明確に記

- 1 載することは道理に適っている。よって理事会と会員は、バランスの取れた年齢構成を
- 2 備えた会員組織を築くために積極的に取り組むよう求められる。本制定案は、より多くの
- 3 参加、活力と創造力、会費と寄付を生むことで、財務面でも好ましい影響をもたらすと思
- 4 われる。

### 財務上の影響

- 5 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員
- 6 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-54

会長の任務を改正する件

提案者： 第 6040 地区(米国)  
第 9520 地区(オーストラリア)  
承認者： 第 6040 地区大会(米国、Missouri、Kansas City)にて承認  
(2014年11月8日)  
第 9520 地区郵便投票により承認  
(2014年11月13日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 149 ページ)。  
2

3

## 第 6 条 役員

4

### 6.140. 役員の仕事

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

#### 6.140.1. 会長

会長は、RIの最高役員とする。会長は、

(a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。

(b) 理事会の議長となり、理事会の全会合を主宰する。

~~(a)~~ (c) RIの第1の代弁者とする。

~~(b)~~ (d) すべての国際大会およびRIのほかのすべての理事会の国際会合を主宰する。

~~(e)~~ (e) 事務総長に助言する。

~~(d)~~ (f) 理事会により割り当てられたの採択した戦略計画に沿って、その職責に属するその他の任務と権限を執行有する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

16 本立法案は、会長の役割をさらに明確に定義することにより、会長とは主に意欲を引き  
17 出すリーダー、RI理事会の議長、ロータリーの主要スポークスマンであることを強調する  
18 ものである。さらに、会長はRI理事会から割り当てられた任務と権限を有し、会長職は  
19 暗黙または固有の権限を持つものではないことを明確にしている。

## 財務上の影響

20 会長の出張費が全般的に増えない限り、本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上  
21 の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-55

会長ノミニーを RI 理事会会合の投票権を持たない出席者である規定する件

提案者： 第 5950 地区(米国)  
承認者： 第 5950 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 145 ページ)。

2

3 第 5 条 理事会

4

5 5.050. 理事会の会合

6

7 5.050.4. そのほかの出席者

8 会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者であるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

9 本件は、RI 理事会のすべての会合において、投票権を持たない出席者の追加を求め  
10 るものである。会長ノミニーを加えることにより、RI 理事会の継続性を高め、会長ノミニー  
11 が会長就任に向けてより良く準備できるようになる。

## 財務上の影響

12 本提案は、国際ロータリーの経費増をもたらすものと思われる。会長ノミニーには、6 月  
13 および 7 月の理事会会合に出席するための予算が充てられている。10 月と 1 月の理事  
14 会会合に出席する場合、会合の場所と会長ノミニーの居住地によって、最高 15,000 米  
15 ドルの追加経費が生じるものと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

折衷案

## 制定案 16-56

RI 会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件

**提案者:** Carson City ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
Grass Valley ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
第 6040 地区 (米国)

**承認者:** 第 5190 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 5～25 日)  
第 6040 地区大会 (米国、Missouri、Kansas City) により承認  
(2014 年 11 月 8 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 166～171 ページ)。

2

### 3 第 11 条 会長の指名と選挙

4

#### 5 11.030. 会長指名委員の選挙

6

##### 7 11.030.1. 資格のある候補者への通知

8 事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵  
9 送するものとする。その書簡は ~~3~~11月 1 日から 15 日までに郵送されるものとする。書簡  
10 で、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務  
11 める意思があり、実際に務めを果たすことができるなら自分の氏名をリストに載せてほし  
12 いと ~~4月15日~~12月31日までに事務総長に通知するように要請する。~~4月15日~~12月  
13 31日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされ  
14 る。

15

##### 16 11.030.3. ゾーン内に適格の理事が 2 人以上いる場合

17 指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が 2 人ま  
18 たはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便  
19 投票の手続は次の通りである。

20

##### 21 11.030.3.2. 投票用紙の書式

22 事務総長は、~~5月15日~~1月31日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させな  
23 ければならない。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、  
24 氏名、所属クラブ、これまでの RI 役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに  
25 就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入の上、~~6月30日~~3月15日まで  
26 に RI 世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送  
27 するものとする。

1 11.030.5. 投票委員会の会合

2 会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所に  
3 おいて会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は 7月10日3月  
4 20日までに開かれるものとする。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内  
5 に事務総長に対して書式で証さなければならない。

6  
7 11.040. 委員会の職務遂行手続

8  
9 11.040.3. 指名委員会への氏名の提出

10 事務総長は、毎年、5月1日から5月15日2月1日から15日の間に、会長を務める  
11 資格を有するロータリアン全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、かかるロータ  
12 リアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を  
13 務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、6月  
14 30日3月31日までに事務総長に通知するように要請する。6月30日3月31日まで  
15 に事務総長に返答しないこれらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。  
16 事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロ  
17 ータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したロータリアンに提出するものと  
18 する。

19  
20 11.050. 委員会による指名

21  
22 11.050.2. 委員会

23 委員会は、8月15日6月30日までに、理事会の定める時と場所において開かれるも  
24 のとする。すべての候補者に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の  
25 機会が与えられるものとする。可能な場合、委員会の会合とその面接はRI国際大会と  
26 併せて日程が組まれる。

27  
28 11.070. クラブによる追加指名

29 指名委員会によって行われる指名のほか、以下の方法で対抗候補者を指名すること  
30 ができる。

31  
32 11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

33 クラブは、第11.040.3項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される  
34 意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候  
35 補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものと  
36 する。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半  
37 数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し書式で証さ  
38 なければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るため  
39 に自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したために対抗候補者の書面を添付しな  
40 なければならない。前述の条件は当該年度の 10月1日9月1日までに完了しなければ  
41 ならない。

1 11.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

2 事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗  
3 候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、この  
4 ような通知と書式を ~~10月1日~~ 9月1日 直後に用意するものとする。

5  
6 11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

7 ~~11月15日~~ 10月15日 の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日現  
8 在 RI に加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持(支持の少なくとも半分は対  
9 抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない)を受けたなら、こ  
10 のような対抗候補者および指名委員会選出のノミニーは、第11.100.節の規定に従って  
11 投票に付されるものとする。~~11月15日~~ 10月15日 の時点において、対抗候補者が、所  
12 定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣  
13 言するものとする。

14  
15 **11.100. 郵便投票**

16 会長選挙が第11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、そ  
17 の手続は次のように行われる。

18  
19 11.100.3. 投票用紙の郵送

20 投票委員会は、次の ~~2月15日~~ 11月15日 までに、投票用紙が各クラブに郵送されるよ  
21 うにしなければならない。この投票用紙は、投票を記入して ~~4月15日~~ 1月15日 までに  
22 RI 世界本部内の投票委員会に必着するよう返送する旨指示して郵送しなければならない。  
23 投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

24  
25 11.100.5. 投票委員会の会合

26 投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合を開くものとする。委員会は、投  
27 票用紙を審査し、これを数える。会合は ~~4月20日~~ 1月20日 までに開かなければなら  
28 ない。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書面で  
29 証さなければならない。

30  
31 11.100.7. 会長エレクトの発表

32 会長は、~~4月25日~~ 1月25日 までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

(本文終わり)

**趣旨および効果**

33 本立法案は、会長指名委員会の選出および会長候補者の特定を各年度の3月末まで  
34 に完了し、会長選出の時期を早めるものである。現在のスケジュールでは、会長指名委  
35 員会が8月に会合を開くこととなっている。しかし、より早い時期にこれを行うことで、RI  
36 理事会が会長指名委員会の会合と会長候補者との面接をRIの年次国際大会と併せ  
37 て行うことが可能となり、またそうするよう奨励できる。候補者はいずれにせよ、自費で国

- 1 際大会に出席すると思われるため、RIに追加の経費が生じることはないと思われる。新
- 2 しい選出スケジュールの提案は、地区ガバナーとRI理事同様、直に面接を受ける機会
- 3 を各RI会長候補者に与えるものである。

### 財務上の影響

- 4 本制定案は、RIの経費の増加につながると思われる。指名委員会が国際大会の開催
- 5 地で会合を開いた場合、追加の部屋の使用料や通訳と通訳機器など、追加費用が発
- 6 生すると思われる。航空料金、ホテル代、諸経費は、国際大会の開催地により異なると
- 7 思われる。
- 8
- 9 会長ノミニーが1カ月早く任命された場合、旅行の計画に応じて航空料金とホテル代も
- 10 増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-57

会長指名委員会委員の資格要件を改正する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 166 ページ)。

2

3 第 11 条 会長の指名と選挙

4

5 11.020. 会長指名委員会

6

7 11.020.5. 資格要件

8 この指名委員会の委員はいずれも RI の元理事でなければならない。また、委員会委員  
9 員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員  
10 会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合  
11 は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第 16.010.節、第  
12 16.020.節、および第 16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委  
13 員を少なくとも 1 年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができる  
14 もとする。会長指名委員会委員を務める意思のある候補者が 2 名までしかいない場  
15 合を除き、いかなるロータリアンも、3 回を超えてこの委員会の委員を務めないものとす  
16 る。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

17 本制定案は、2013 年規定審議会により加えられた、RI 会長指名委員会委員の資格要  
18 件に対する制限を取り除くものである。削除が提案されている文には 2 つの問題がある。  
19 一つは、文言が分かりづらいこと。二つ目は、全 34 ゾーンで生存している元理事は 200  
20 人に満たず、その中で 3 回を超えて RI 会長指名委員会委員を務めたことのある人は  
21 非常に少ないため、実際のところ、ロータリー世界のほとんどの地域において、元理事  
22 がこの指名委員会の委員となれる回数を制限する必要はない。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-58

RI 理事の任期を 3 年に延長する件

提案者： 第 6080 地区(米国)

承認者： 第 6080 地区大会(米国、Missouri、Jefferson City)にて承認  
(2014 年 11 月 1 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 146～148 ページ)。

2

## 3 第 6 条 役員

4

### 5 6.020. 副会長と財務長の選出

6 副会長と財務長は、次期会長が理事会の第 1 回会合で、2 年目または 3 年目の任期を  
7 務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7 月 1 日よ  
8 り 1 年間その職を務めるものとする。

9

### 10 6.060. 任期

11

#### 12 6.060.1. 役員

13 会長、理事、ガバナーを除き、各役員は、選挙後の 7 月 1 日に始まるものとする。  
14 理事を除き、すべての役員は、1 年またはその後継者が選挙されるまで在任するものと  
15 する。理事はすべて 2 年 3 年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。

16

#### 17 6.060.1.に関する暫定的規定

18 制定案 16-58 に関して 2016 年規定審議会で採択された第 6.060.1.項の改正は、次の  
19 通り実施されるものとする。(1)新しい選出手続と理事会構成は、2019 年 7 月 1 日に有  
20 効となるものとする。(2)規定されていない不測の事態には、理事会が決定を行うものと  
21 する。

22

#### 23 6.090. 副会長または財務長の空席

24 副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2 年目または 3 年目の理事の  
25 中から選び、未了の任期を務めさせるものとする。

26

27 および、第 12 条(『手続要覧』第 171 ページ)

28

## 29 第 12 条 理事の指名と選挙

30

### 31 12.010. ゾーン制の理事の指名

32 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

- 1 12.010.2. 指名日程  
2 各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年6年おきにゾーン内のクラブ会員から  
3 1名の理事を指名するものとする。  
4  
5 **12.010.2.に関する暫定的規定**  
6 制定案 16-58 に関して 2016 年規定審議会で採択された第 12.010.2.項への改正は、  
7 次の通り実施されるものとする。(1)新しい選出手続と理事会構成は、2019 年 7 月 1 日  
8 に有効となるものとする。(2)規定されていない不測の事態には、理事会が決定を行うも  
9 のとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 10 本提案は、RI 理事の任期を 3 年に延ばすことを目的としている。RI 理事会への貢献に  
11 必要とされる知識は非常に重要である。理事会のプロセスに初めて参加する 1 年目の  
12 理事は、経験の欠如から、RI 理事会会合の重要案件の話し合いで参加の度合いが低  
13 くなるものがしばしばある。2 年目の終盤になると経験がより豊かになるため、意義あるか  
14 たちで話し合いに貢献できるようになるが、その後すぐに任期満了を迎えることとなる。  
15 任期を 3 年に延長すれば、RI 理事会の交代を減らし、継続性が高まる。3 年任期を通  
16 じて親睦と協力が深まり、より長期の戦略的観点から話し合いが行われる可能性が高ま  
17 るだろう。

### 財務上の影響

- 18 本制定案の結果、国際ロータリーの経費が約 90,000 米ドル減少すると思われる。理事  
19 会の任期が 2 年から 3 年に延びれば、各年の理事エレクトの数は 3 人減ることになる。  
20 理事エレクト 1 名当たりの推定経費削減額は約 30,000 米ドルで、その内訳には、理事  
21 エレクトのオリエンテーション(1,500 米ドル)、国際協議会関連(6,500 米ドル)、国際大  
22 会関連(20,000 米ドル)、大会前会議関連(2,000 米ドル)が含まれる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-59

理事の資格条件を改正する件

提案者: Altrincham ロータリークラブ(英国、第 1285 地区)  
承認者: 第 1285 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 12 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 147 ページ)。

2

3 **第 6 条 役員**

4

5 **6.050. 役員**の資格条件

6

7 **6.050.3. 理事**

8 RI の理事候補者は、理事として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期を全  
9 期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会が  
10 この規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバ  
11 ナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、  
12 推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席してい  
13 なければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

14 本制定案は、RI 理事候補者が推薦される前の 36 カ月間に少なくとも 2 回の研究会と 1  
15 回の国際大会に出席していなければならないという条件を削除するものである。この条  
16 件は、国際大会に出席するために休暇を取ることが可能ではない仕事に就く人を想定  
17 していない。例えば、教育部門では、休暇は所定の祝日と合わせるように制限されてい  
18 る。また、この条件は、研究会が満席となってしまった場合も想定していない。こうした制  
19 限を取り除くことで、RI 理事選出における差別の可能性をなくすものである。

## 財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-60

理事の資格条件を改正する件

提案者: Valenciennes-Denain aérodrome ロータリークラブ  
(フランス、第 1670 地区)

承認者: 第 1670 地区郵便投票により承認(2014 年 12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 147 ページ)。  
2

3

## 第 6 条 役員

4

### 6.050. 役員<sup>1</sup>の資格条件

5

6

7

8

9

10

11

12

13

#### 6.050.3. 理事

RI の理事候補者は、理事として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期を全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも 31 年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

14 当組織の会員基盤はもっと若くなくてはならない。このため、RI は、理事候補者がガバ  
15 ナーを務めてから推薦されるまでの期間を(3 年から)1 年に減らさなくてはならない。

16

17 ガバナー職には多くの複雑な責務が伴うため、理事候補者に必要とされるスキル、知識、  
18 経験を、ガバナー在任中に身につけることができる。

19

20 この期間を短くすることにより、間接的に、若い理事、そして若い会長を生み出すことに  
21 つながる。

22

23 ただし、理事にはロータリーの国際的側面に関する知識と個人的献身が要されるため、  
24 推薦前の 36 カ月間に 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席しているという最低条件  
25 は残すことが重要である。

## 財務上の影響

26 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-61

理事ノミニーの選出手続を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 174 ページ)。

2

3 第 12 条 理事の指名と選挙

4

5 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

6

7 12.020.16. 委員会がノミニーを選出できない場合

8 指名委員会が散会となり、委員会の 60 パーセントの票を獲得した理事ノミニー候補者  
9 がいなかった場合、理事ノミニーは郵便投票で選ばれるものとする。この郵便投票は、  
10 第 12.030.節に定められた郵便投票の手続に基づき、委員会による選考に付されたす  
11 べての候補者名を含めるものとする。

(続く各項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 RI 細則は、理事指名委員会が被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パー  
13 セント以上の票数を獲得しなければならないと明記しているが、これが可能ではない場  
14 合に取るべき手続きについて全く言及がない。以前にこのような事態が発生した際、そ  
15 のゾーンで理事を選出するために RI 理事会は郵便投票を許可した。本制定案は、RI  
16 細則でこの手続きを確立するものである。

## 財務上の影響

17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-62

指名委員会手続きによる理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件

提案者： 第 9350 地区(南アフリカ、Namibia, Angola)  
承認者： 第 9350 地区大会(南アフリカ、Knysna)にて承認  
(2014年5月3日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』172 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 理事の指名と選挙 4

### 5 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出 6

#### 7 12.020.1. 指名委員会手続の一般規定

8 理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが  
9 RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事  
10 指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式  
11 の了解事項があるが、指名委員は、RIBI 内の地区と RIBI 外の地区の両方を含むゾ  
12 ーンを除き、ゾーン全域から集めるものとする。ただし、ゾーン内に 2 つ以上のセクション  
13 のある場合、ゾーン内の各セクションの全地区の過半数が、それぞれの地区大会で採  
14 択した決議によって、セクションゾーン全体からの選出に同意したならしない限り、理事  
15 を指名するセクション内の地区のみから指名委員を選出するものとする。  
16

17 指名委員会の選出について、このような同意が効力を有するためには、~~まず~~選出前の  
18 年度の 3 月 1 日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨書式で証さなければならない  
19 い。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になる。しかし、ゾ  
20 ーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この同意を撤回し、地区ガ  
21 バナーが事務総長にその撤回を書式で証さない限り、この同意は効力を有し続けるも  
22 のである。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

23 第 9350 地区が属する第 20 ゾーンは A と B の 2 つのセクションに分かれている。A セ  
24 クションはサハラ砂漠以南のアフリカにある地区、B セクションはアフリカ北部と中東の一  
25 部に渡っている。  
26

27 RI 細則、第 12.020.1. 項では、ゾーンの理事が A セクションと B セクションから交互に選  
28 出されても良いと定められている。細則ではまた、指名委員会はゾーン内の全地区から  
29 の代表によって構成されなければならないと規定されている一方、各セクションの過半

1 数のクラブが、指名委員会委員を理事ノミニーが選出されるセクションのクラブ代表によ  
2 ったのみ構成することに合意した場合、そのようにできるとも規定されている。この結果、  
3 指名委員会の構成を一つのセクションのクラブに限ることに合意する責任が、両セクショ  
4 ンの地区に課される状態となっている。

5

6 そこで、本制定案は、第 12.020.1.項を修正し、理事ノミニーが、ゾーン内の特定のセク  
7 ションから選出される場合、指名委員会は、そのセクション内の地区によってのみ構成さ  
8 れると定めることを提案するものである。

9

#### 10 動機の説明

11 アフリカ全土と中東の一部を含む(広大な)本ゾーンでは、理事ノミニーが特定のセクシ  
12 ョンのロータリアンの中から選出される場合、そのセクションにある地区がその人選を決  
13 定するのが公正な方法である。

14

15 過去に、指名委員会の会合が、理事ノミニーが選出されるセクションの外で行われ、経  
16 済的負担が理由でそのセクションは代表者を派遣できなかったことがあり、そのため、セ  
17 クションからの意見が指名委員会に十分に反映されなかった。

#### 財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

#### メモ

折衷案

## 制定案 16-63

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

**提案者:** Salem Centennial ロータリークラブ(インド、第 2980 地区)  
Vijayawada Midtown ロータリークラブ(インド、第 3020 地区)  
第 3060 地区(インド)

**承認者:** 第 2980 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 18 日)  
第 3020 地区大会(インド、Andhra Pradesh、Vijayawada)にて承認  
(2014 年 12 月 19～21 日)  
第 3060 地区決議会(インド、Maharashtra、Shirdi)にて承認  
(2014 年 9 月 21 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 172～173 ページ)。

2

3 **第 12 条 理事の指名と選挙**

4

5 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出**

6

7 **12.020.3. 指名委員会の構成**

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ  
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ  
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める選出の時点でパストガバナー  
11 でなければならない。このような委員は、委員を務める前の 3 年間に、少なくとも、当該  
12 理事が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していな  
13 なければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数  
14 によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一  
15 部または全部を免除することができる(この決議は次回の指名委員会のみ適用され  
16 る)。委員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理  
17 事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリ  
18 アンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有す  
19 るものとする。

(本文終わり)

**趣旨および効果**

20 現在、現職のガバナーは、自地区からの理事指名委員の選挙に出馬できる。実際、過  
21 去数年間、複数の現職ガバナーが選挙に出馬した。これは、ガバナーが地区内クラブ

- 1 に対して相当な権力と影響力を持つことから、不当である。賞や認証を約束して、自分
- 2 に投票するよう働きかけることが可能となる。このような状況を避けるため、理事指名委
- 3 員会の委員を務める頃にはパストガバナーとなるにしても、ガバナー在任中は委員選
- 4 挙に出ることを認めるべきではない。

### 財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-64

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

提案者: Ensenada Calafia ロータリークラブ (メキシコ、第 4100 地区)  
承認者: 第 4100 地区大会 (メキシコ、Baja California、Mexicali) にて承認  
(2014 年 3 月 29 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 172～173 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 理事の指名と選挙 4

### 5 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出 6

#### 7 12.020.3. 指名委員会の構成

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ  
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ  
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパストガバナーでなけ  
11 ればならない。このような委員は、委員を務める前の 34 年間に、少なくとも、当該理事  
12 が指名されるゾーンの 23 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければ  
13 ならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によっ  
14 て採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部また  
15 は全部を免除することができる(この決議は次回の指名委員会のみにも適用される)。委  
16 員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元  
17 理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、  
18 再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものと  
19 する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 ゾーンにおける理事指名委員会の一員になりたいと希望するロータリアンは、ロータリー  
21 に積極的に参加し、RI についてよく知っているべきであると当ロータリークラブは考える。  
22

23 ロータリー研究会では、RI について多くを学ぶことができるため、ゾーンで理事指名委  
24 員会の委員となることを希望するロータリアンはそうした会合に十分な回数、出席すべき  
25 である。  
26

27 当クラブは、ロータリー役員を選出にとって、本制定案の採択が有意義であると考えている。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-65

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

提案者: Tepic ロータリークラブ (メキシコ、第 4150 地区)

承認者: 第 4150 地区大会 (メキシコ、Guanajuato、Guanajuato) にて承認  
(2014 年 5 月 3 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 172～173 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 理事の指名と選挙 4

5 **12.020.** 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選出  
6

### 7 12.020.3. 指名委員会の構成

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ  
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ  
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパストガバナーでなけ  
11 ればならない。このような委員は、委員を務める前の 35 年間に、少なくとも、当該理事  
12 が指名されるゾーンの 23 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければ  
13 ならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によっ  
14 て採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部また  
15 は全部を免除することができる(この決議は次回の指名委員会のみ適用される)。委  
16 員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元  
17 理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、  
18 再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものと  
19 する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 本制定案は、RI 細則を改正し、国際行事出席の要件を順守しやすくすることによって、  
21 関連ゾーンのすべての理事選挙において地区が適切に代表されるようにするものであ  
22 る。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-66

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

提案者: Valenciennes-Denain aérodrome ロータリークラブ  
(フランス、第 1670 地区)

承認者: 第 1670 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 172～173 ページ)。

2

3 **第 12 条 理事の指名と選挙**

4

5 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選出**

6

7 **12.020.3. 指名委員会の構成**

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ  
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ  
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパストガバナーでなけ  
11 ればならない。このような委員は、委員を務める前の 35 年間に、少なくとも、当該理事  
12 が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければ  
13 ならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によっ  
14 て採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部また  
15 は全部を免除することができる(この決議は次回の指名委員会のみ適用される)。委  
16 員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元  
17 理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、  
18 再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するもの  
19 とする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 本制定案は、理事指名委員会の委員候補者が国際大会 1 回と研究会 2 回に参加する  
21 期間を過去 3 年間から 5 年間に延ばすものである。

22

- 23 • 各地区で指名委員候補者は 1～2 名のガバナーに選択肢が限られるなど、これま  
24 での経験に鑑み、3 年間とするのは難しい。現状では度々、指名委員会の委員に同  
25 期のガバナーが含まれている。

- 1 • 前回の規定審議会では、これらすべての基準を地区大会で免除できるとし、問題が  
2 解決された。投票を経ずにこの規定を適用している地区もあるが、これでは『手続要  
3 覧』の本来の意図から離れてしまう。  
4  
5 • 要件を守ることは重要であるが、その期間を3年から5年に延ばさなければならな  
6 い。これにより、もっと多様な人が委員となることができ、また地区大会で投票を行う  
7 必要がなくなる。非常に多くの場合、過去5年間のガバナーが、ガバナー指名委員  
8 会の委員となっていることも念頭に置くべきである。  
9  
10 • より柔軟性のある当初の文言に戻し、公平さを取り戻すべきである。

### 財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-67

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

提案者: Pachuca Plata ロータリークラブ(メキシコ、第 4170 地区)  
承認者: 第 4170 地区大会(メキシコ、Quintana Roo、Playa del Carmen)にて承認(2014年5月16日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 172~173 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 理事の指名と選挙 4

### 5 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出 6

#### 7 12.020.3. 指名委員会の構成

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ  
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ  
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパストガバナーでなけ  
11 ればならない。このような委員は、委員を務める前の 3 年間に、少なくとも、当該理事が  
12 指名されるゾーンの 21 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければ  
13 ならない。ただし地区はこの要件を満たすパストガバナーがいない場合、地区大会に出  
14 席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究  
15 会と国際大会への出席というこの要件の一部または全部を免除することができる(ただし、  
16 この決議は次回の指名委員会のみ適用される)。委員は 1 年の任期をもって選挙さ  
17 れるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員とな  
18 ることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることは  
19 できない。各委員会委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

20 本制定案の趣旨は、より多くのパストガバナーに RI 理事指名委員会の委員となる機会  
21 を提供することである。低所得国・地域では、委員を務めるため 3 年の間に国際大会 1  
22 回とゾーン研究会 2 回に出席できるようなパストガバナーは非常に少ない。地区から遠  
23 く離れた都市でこれらの行事が開催された場合、本要件を満たすのは極めて難しい。  
24 本委員会の委員となる権利は、経済的に恵まれたパストガバナーだけに限定されるべ  
25 きではない。

## 財務上の影響

26 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

**メモ**

# 制定案 16-68

理事ノミニーの選出手続を改正する件

提案者： 第 1640 地区(フランス)  
承認者： 第 1640 地区決議会(フランス、Rouen)にて承認  
(2014 年 11 月 21 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 174 ページ)。  
2

## 3 第 12 条 理事の指名と選挙 4

### 5 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出 6

#### 7 12.020.15. 指名委員会の会合

8 委員会は、翌 9 月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものと  
9 する。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。ただ  
10 し、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パーセン  
11 ト以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の  
12 指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数  
13 の場合を除いて投票できない。3 名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票を用  
14 いるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

15 被選役員候補者に関する規定は『2013 年手続要覧』(44～45 ページ)に記載されてい  
16 る。基本原則の一つは、各職務に最適任の候補者を選ぶことである。3 名以上の候補  
17 者がいる場合、投票は単一移譲式を用いる。そこで投票の過半数票(該当する場合は  
18 第 2 選択投票以下の票を加算した後に過半数票)を得た候補者が当選となる。  
19

20 この規定は、あらゆる役職の候補者指名に適用される。ただし、理事と補欠の被指名者  
21 を選出するには、少なくとも 60 パーセントに相当する票数を獲得しなければならない  
22 (RI 細則第 12.020.15.項)。これは 60 パーセントの票数を得た候補者が一人もいない  
23 場合に問題となる(そのような状況は確率が高い)。  
24

25 RI 細則はそのような場合について規定していないため、解決策は次の 2 つのみとなる。  
26

- 27 • 60 パーセントの要件を削除し、ほかの役職と同じ規定を適用する。

- 1 または、  
2  
3 • クラブの郵便投票で、単純多数決により理事ノミネーを選出する。  
4  
5 指名委員会の場合は 60 パーセントの過半数票、郵便投票の場合は 50 パーセントの  
6 過半数票を必要とするのを、いかに正当化できるだろうか。  
7  
8 本制定案は、第 12.020.15.項を改正し、この問題を理論的に解決しようとするものである。  
9 RI 細則によると、指名委員会手続による理事の選出は推奨手続であり、対抗候補者が  
10 いる場合にのみ郵便投票が用いられる。  
11  
12 本制定案は、3 名以上の候補者がいる場合、義務づけられた選出方法は単一移譲式  
13 投票であり、正当な票をもって過半数を決めることを主張するものである。  
14  
15 本制定案が採択されれば、より平穏な選挙と平和的な関係が実現すると思われる。

### 財務上の影響

- 16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-69

ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

提案者: Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ(インド、第 3000 地区)  
承認者: 第 3000 地区決議会(インド、Tamil Nadu、Madurai)にて承認  
(2014 年 12 月 28 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 187 ページ)。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.080. ガバナーの資格条件

6 理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全  
7 期間を通して出席していて、1 つまたは複数のロータリークラブで通算 79 年以上会員  
8 であり、さらに前述の第 15.070. 節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければな  
9 らない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

10 地区は、ガバナーノミニーを、ガバナーに就任する日の 36 カ月前から 24 カ月前までの  
11 間に選出しなければならない。ガバナーノミニーはロータリー年度の中ごろ(1 月など)  
12 に選ばれる。ガバナーノミニーが選ばれたとき、この人のロータリアン歴はわずか 4 年半  
13 である。ガバナーに就任する日に、この人は 1 つまたは複数のロータリークラブで計 7  
14 年の会員歴を満たしていなければならない。ロータリー活動の幅の広さ、そしてクラブレ  
15 ベルと地区レベルで多くの責任ある役職を果たすことを考えるとき、前述の経験年数は  
16 ほとんど十分ではなく、非常に乏しいものである。経験の貧しさは、散漫なガバナンスに  
17 つながる。よって、クラブレベルと地区レベルのロータリアンとして、ガバナー就任時に 9  
18 年の経験があることは絶対不可欠なことである。

## 財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-70

郵便投票でガバナー・ミニャーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改正する件

提案者: Indore ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)  
承認者: 第 3040 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 180 ページ)。

2

3 第 13 条 ガバナーの指名と選挙

4

5 13.040. 郵便投票の書式

6

7 13.040.1. クラブの投票

8 会員数が最低 10 名の各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有し、会員数が 10 名  
9 に満たないクラブは投票権を有しないものとする。 会員数 25 名を超えるクラブは、25 名  
10 ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するもの  
11 とする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期  
12 日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止され  
13 ているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが 2 票以上を投  
14 じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラ  
15 ブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れ  
16 て封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

17 本制定案は、RI 細則の 13.040.1. 項を改正し、会員数が最低 10 名の各クラブは少なくとも  
18 1 票を投じる権利を有すると規定するものである。この制定案は、クラブの会員維持率を  
19 改善するものであり、クラブのほかの権利には影響を与えない。

## 財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-71

対抗候補者の支持に関する規定を改正する件

提案者: Jaysingpur ロータリークラブ (インド、第 3170 地区)  
承認者: 第 3170 地区決議会 (インド、Karnataka、Hubli) にて承認  
(2014 年 11 月 8 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 178 ページ)。

2

3 **第 13 条 ガバナーの指名と選挙**

4

5 **13.020. ガバナーの指名手続**

6

7 **13.020.9. 対抗候補者の支持**

8 前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全ク  
9 ラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗を支持するかどうかクラブ  
10 に尋ねるものとする。対抗者を支持する場合、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提  
11 出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出し  
12 なければならない。地区内の少なくとも他の ~~5~~10 のクラブ (当該年度の初めの時点で  
13 設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ)、もしくは当該年度初めにおけるクラブ  
14 (当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ) 総数の ~~40~~20  
15 パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガ  
16 バナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである  
17 場合のみが有効とみなされる。クラブは、対抗候補者を 1 名のみ支持するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

18 当地域においてはガバナー志願の候補者が日ごとに増えており、指名された候補者へ  
19 の対抗者の数も多く多くの地区で増えている。地区選挙はロータリアンの分裂をもたらし、マ  
20 イナスの公共イメージを生み出す。対抗候補者を認めるのは民主的な手続きではある  
21 が、ごく簡単に対抗候補者を出せるようにすべきではない。RI 細則 13.020.9 項は、必要  
22 な支持数を 5 クラブのみ、または年度初めにおける地区内クラブ総数の 10 パーセントと  
23 定めており、これらのクラブは年度初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過してい  
24 れば良いとしている。少なくとも 5 クラブまたは地区内クラブ総数の 10 パーセントから支持を  
25 得るのは難しいことではなく、従って、対抗候補者の数は増え続けている。上記に提案  
26 されている変更は、さらなる調和をもたらし、地区内ロータリアンと一般の人々のロータリ  
27 ーに対するイメージを高める一助となる。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-72

特別選挙に関する規定を改正する件

提案者： 木更津東ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）  
承認者： 第 2790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 181 ページ)。  
2

3

3 第 13 条 ガバナーの指名と選挙

4

5 13.070. 特別選挙

6

7 13.070.1. 特別選挙の特例

8 ガバナーが第 13.070.節に従って指名手続を再び踏む際に、当初の指名手続におい

9 て指名委員会に対して正式に推薦された者がいずれのクラブからもなかった場合、ガ

10 バナーは、第 13.020.4.項により義務づけられた手続きを再び踏む必要はないものとす

11 る。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、地区が第 13.070.節により再度ガバナー  
13 ノミニーを選出する際には、第 13.020.4.項のクラブからの推薦を要請しないで、直ちに  
14 指名委員会の手続きに入れるようにして、2 カ月間の期間を短縮できるようにするもので  
15 ある。

## 財務上の影響

16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-73

副ガバナー職を廃止する件

提案者: Indore ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)  
承認者: 第 3040 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 15 日～12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 148～149 ページ)。  
2

## 3 第 6 条 役員 4

### 5 6.120. ガバナーの空席 6

#### 7 ~~6.120.1. 副ガバナー~~

8 ~~ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナー~~  
9 ~~の役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可~~  
10 ~~能となった場合に、ガバナーの後任となることである。~~  
11

#### 12 ~~6.120.2. 6.120.1 理事と会長の権限~~

13 ~~副ガバナーがいない場合、~~理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資  
14 格条件を備えたロータリアンを選挙選出する権限を有するものとする。会長は、理事会  
15 によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティングガバ  
16 ナー(臨時のガバナー)として任命することができる。  
17

#### 18 ~~6.120.3. 6.120.2. ガバナーの一時的任務遂行不能~~

19 ~~副ガバナーがおらず、~~ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会  
20 長は資格条件を備えたロータリアンをアクティングガバナー(臨時のガバナー)として任  
21 命することができる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

22 本制定案は、RI細則の6.120.1.項を削除し、地区において並列した2つの中央権限がで  
23 きることを防ぐものである。また、パストガバナーの地位を弱めるのを避けるものでもある。

## 財務上の影響

24 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-74

副ガバナー選出に関する規定を改正する件

**提案者:** Ankara-Ostim ロータリークラブ (トルコ、第 2430 地区)  
Ankara-Tandogan ロータリークラブ (トルコ、第 2430 地区)  
Ankara-Yildiz ロータリークラブ (トルコ、第 2430 地区)  
**承認者:** 第 2430 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 20 日～12 月 20 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 148～149 ページ)。

2

## 3 第 6 条 役員

4

### 5 6.120. ガバナーの空席

6

#### 7 6.120.1. 副ガバナー

8 ガバナー指名委員会は、1 名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガ  
9 バナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバ  
10 ナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 RI 細則 6.120.1.項の現行の文言は、副ガバナー選出の次期を具体的に示していない。

12

13 現行の文言によれば、あるガバナーの副ガバナーを、そのガバナーがデジグネートとし  
14 て選ばれた直後にも、あるいはガバナーノミニーまたはガバナーエレクトを務める年度  
15 にも、選出することが可能である。この点を具体的に定める必要がある。

16

17 さらに、ガバナーが一時的に任務を遂行できない場合に数カ月間ガバナーを代行する  
18 副ガバナーは、ガバナーと良好な連絡を保ち、近い関係にある人であるべきである。

## 財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-75

副ガバナー選出に関する規定を改正する件

提案者: Libertad ロータリークラブ(ウルグアイ、第 4970 地区)  
承認者: 第 4970 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 31 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 148～149 ページ)。  
2

## 3 第 6 条 役員 4

### 5 6.120. ガバナーの空席 6

#### 7 6.120.1. 副ガバナー

8 ガバナー指名委員会ガバナーノミネーは、1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出  
9 する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任  
10 務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

11 ガバナーノミネーに選出された人と、一時的あるいは恒久的にガバナーが空席となった  
12 場合にガバナーの代行または引継ぎを行うこととなるパストガバナーとの間に、目標、活  
13 動スタイル、長期と短期の方針の一貫性を持たせるため、ガバナーノミネーが副ガバナ  
14 ーの選出に参加することが不可欠である。

15  
16 副ガバナーとなるパストガバナーを指名し、一時的あるいは恒久的にガバナーが空席と  
17 なった場合に後任となるのに必要な資格条件を備えているかどうか評価するのは、ガバ  
18 ナーノミネーが最も適任である。

### 財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-76

副ガバナー選出に関する規定を改正する件

提案者: Capilla del Monte ロータリークラブ(アルゼンチン、第 4815 地区)  
承認者: 第 4815 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 24 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 148～149 ページ)。

2

## 3 第 6 条 役員

4

### 5 6.120. ガバナーの空席

6

#### 7 6.120.1. 副ガバナー

8 ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した 1 名の Past ガバナーを副ガバ  
9 ナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナ  
10 ーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 2013 年規定審議会は制定案 13-100 を採択し、副ガバナーの役職を創設した。しかし、  
12 この役職の候補者を選出する方法は RI 細則で定められていない。第 4815 地区は、本  
13 制定案で言及されている方法を既に用いている。

14

15 副ガバナーは、地区チームのメンバーとみなされなければならない、副ガバナーとガバナ  
16 ーとの間には密接なつながりがあるべきである。副ガバナーがガバナーの後任となる場  
17 合、ガバナーに充てられたリソースを、両者が合意した方法で副ガバナーが利用できる  
18 ようにすべきである。

19

20 副ガバナーは、ガバナーの仕事に弊害をもたらすほどの妨げや負担となるべきではな  
21 い。

22

23 副ガバナーの選出にガバナーエレクトがかかわるのが好都合だと思われる。指名委員  
24 会は(ガバナーエレクトが提案した)候補者を選出または拒否する場合もあれば、2 名以  
25 上提案された場合には最適任の候補者を選べばよい。指名委員会に悪影響を  
26 もたらさずに副ガバナーの選出を行うことが可能である。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-77

副ガバナー選出に関する規定を改正する件

提案者： 第 3010 地区(インド)  
承認者： 第 3010 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 148～149 ページ)。  
2

## 3 第 6 条 役員 4

### 5 6.120. ガバナーの空席 6

#### 7 6.120.1. 副ガバナー

8 ガバナー指名委員会は、1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナー  
9 の役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可  
10 能となった場合に、ガバナーの後任となることである。いかなる指名も受理されなかった  
11 場合には、ガバナーエレクトが 1 名のパストガバナーを副ガバナーとして選出する。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

12 本制定案は、ガバナーが任務続行できないために一時的に空席が生じた場合に、RI  
13 の決定による選出に委ねずに、地区内で迅速に副ガバナーを選出できるようにすること  
14 を目的としている。

### 財務上の影響

15 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-78

地区大会または地区決議会での投票手続を改正する件

提案者: Bislig ロータリークラブ(フィリピン、第 3860 地区)  
承認者: 第 3860 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 184~185 ページ)。  
2

## 3 第 15 条 地区 4

### 5 15.050. 地区大会および地区決議会での投票 6

#### 7 15.050.1. 選挙人

8 地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその  
9 地区の年次地区大会および地区決議会(開催される場合)に送るものとする。地区内の  
10 会員数 25 名以下の各クラブは、自動的にその会長を選挙人とするものとする。会員が  
11 さらに 25 名(または端数が 13 名以上)いるクラブは、会長エレクトが選挙人を務めるも  
12 のとする。追加の選挙人は、クラブの会員により選出されるものとする。会員数が 25 名  
13 を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割  
14 合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人  
15 を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格  
16 を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有する、と  
17 いうようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金  
18 支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停  
19 止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそ  
20 のクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会または  
21 地区決議会に出席しなければならない。  
22

#### 23 15.050.3. 委任状による代理者

24 クラブは、そのクラブの欠席選挙人(会員数が 25 名以下のクラブでは会長またはその  
25 代役、会員数が 50 名[またはさらに端数が 13 名以上]のクラブでは会長ならびに会長  
26 エレクトと追加の選挙人)の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラ  
27 ブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。  
28 委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のク  
29 ラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されな  
30 ければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほか、自分が  
31 代理する欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

(本文終わり)

(訳注:2013年『手続要覧』日本語版第184ページ「選挙人」の2行目に「会員数が25名以上」とありますが、正しくは「25名を超える」(more than 25)となります。上記は訂正された表現となっております。誤記がありましたことをご詫言申し上げます。)

### 趣旨および効果

- 1 地区決議会または地区大会においては、地区の決議その他に投票するクラブ選挙人が常に不足する。
- 2
- 3
- 4 会長と第1選挙人、会長エレクトを第2選挙人、さらに必要であればクラブ幹事を第3
- 5 選挙人とするここと、長年のこの問題に対処できる。

### 財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成\_\_\_\_\_票

反対\_\_\_\_\_票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-79

審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件

提案者： 第 3010 地区(インド)  
承認者： 第 3010 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 8 条(『手続要覧』第 156 ページ)

4

5 **第 8 条 規定審議会**

6

7 **8.060. 地区大会における代表議員選挙**

8

9 **8.060.3. 代表議員と補欠議員の選出**

10 過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。~~2 票以上の票を有するクラブの~~  
11 ~~すべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場~~  
12 ~~合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。候補者が 2 名しかいない~~  
13 ~~場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合~~  
14 ~~にのみその任に就くものとする。候補者が 2 名を上回る場合は、投票は単一移譲式投~~  
15 ~~票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において 1 名の候補者~~  
16 ~~が過半数を得た場合、第 2 位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。各クラ~~  
17 ~~ブは、そのクラブが有するすべての票を投じる 1 名の選挙人を指定するものとする。2~~  
18 ~~票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3 名~~  
19 ~~以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票にお~~  
20 ~~いて、2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に~~  
21 ~~投じられるものとする。~~

22

23 さらに、第 12 条(『手続要覧』第 173 ページ)

24

25 **第 12 条 理事の指名と選挙**

26

27 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出**

28

29 **12.020.5. 推薦**

30 地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員候補者として推薦すること  
31 ができる。ただし、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければなら  
32 ない。クラブは、そのような推薦を書式で証するものとする。この証明には、クラブ会長と  
33 幹事の署名が含まれなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大

- 1 会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、指名委員  
2 の選挙に1票を投じることができる。  
3 各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。  
4 2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。  
5 3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票  
6 において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補  
7 者に投じられるものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 8 本制定案の目的は、地区におけるガバナーノミニー、規定審議会代表議員、理事指名  
9 委員会委員の選出規定を一本化することである。これにより、地区大会での選挙が簡素  
10 化され、回避可能な複雑さが軽減される。

### 財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-80

審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件

提案者： 第 3010 地区(インド)  
承認者： 第 3010 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 8 条(『手続要覧』第 155～156 ページ)

4

5 **第 8 条 規定審議会**

6

7 **8.060. 地区大会における代表議員選挙**

8

9 **8.060.2. 推薦**

10 地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示して  
11 いる者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブの会員をそのクラブから 1 名、  
12 代表議員の候補者として推薦できる。クラブは、その推薦を文書で行うものとする。この  
13 文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提  
14 出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。

15

16 ~~8.060.5. クラブから代表議員を推薦~~

17 ~~候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められる~~  
18 ~~には、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブ~~  
19 ~~の会長と幹事の両方が署名するものとする。~~

20

21 さらに、第 12 条(『手続要覧』第 173 ページ)

22

23 **第 12 条 理事の指名と選挙**

24

25 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選出**

26

27 **12.020.5. 推薦**

28 地区内のいずれのクラブもは、クラブの適格の会員をそのクラブから 1 名、指名委員候  
29 補者として推薦することができる。ただし、当該会員が指名委員を務める意思と能力を  
30 表明していなければならない。クラブは、そのような推薦を書式で証するものとする。こ  
31 の証明には、クラブ会長と幹事の署名が含まなければならない。この推薦書は、ガバ  
32 ナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会  
33 の選挙人は、指名委員の選挙に 1 票を投じることができる。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 1 RI 細則の第 13.020.4.項において、クラブはその会員 1 名をガバナーノミー候補者と
- 2 して推薦できると定めている。本制定案は、規定審議会代表議員ならびに理事指名委
- 3 員会委員の選出規定を、これと一本化することを意図としている。
- 4
- 5 この改正により、地区選挙における混乱と複雑さが軽減され、これら 3 つの役職の候補
- 6 者をクラブが推薦する方法が一本化されると考える。

### 財務上の影響

- 7 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



# 制定案 16-81

法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限を RI 理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 3 条(『手続要覧』第 141 ページ)

4

5 第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

6

7 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

8

9 3.030.4. 法的訴訟による終結

10 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、クラブが国際ロータリーま  
11 たはロータリー財団(理事、管理委員、役員、職員を含む)を相手に訴訟を起こしたり、  
12 訴訟を継続したりした場合、またはそのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりする会  
13 員がクラブにいる場合、理事会はそのクラブの加盟を停止または終結させることができ  
14 る。

15

16 (続く各項は、該当する番号に振り直す)

17

18 および、第 10 条(『手続要覧』第 164～165 ページ)

19

20 第 10 条 役員の指名と選挙 一般規定

21

22 10.070. 選挙審査手続

23

24 10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

25 細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

26 (a) 地区の選出したガバナーノミネーについて、過去 5 年以内に、第 10.070.1.  
27 項に基づく不服申し立てが 1 地区から 2 件以上あり、RI 理事会が過去 5 年  
28 以内に 2 件以上の不服申し立てを支持し、RI 細則あるいは選挙への申し立  
29 て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を  
30 取ることができる。

31

32 1. ノミネーと一部またはすべての候補者を選挙失格とし、地区内のクラ  
33 ブに所属する元ガバナー資格条件を備えている人 1 名をガバナーと  
34 して選出する。

1 2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った~~ガバナー、~~  
2 ~~ガバナーエレクト、あるいはガバナーミネー~~人を解任する。

3  
4 3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現 RI 役  
5 員または元 RI 役員は、現 RI 役員または元 RI 役員とみなされなくな  
6 るものとする。

7  
8 (b) ~~地区の選出したガバナーミネーについて、過去 5 年以内に、1 地区から 3~~  
9 ~~件以上の、第 10.070.1 項に基づく不服申し立てが出ており、RI 理事会が過~~  
10 ~~去 5 年以内に 3 件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は当該地~~  
11 ~~区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。第 15.010 節の~~  
12 ~~規定は本項に適用されないものとする。~~

#### 14 10.070.5. 選挙審査手続の完了

15 ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙  
16 結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。  
17 候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に  
18 従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解  
19 決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、将  
20 来、理事会により定められた期間、RI におけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失  
21 うものとする。~~理事会は、選挙審査手続に従うことかつ完了することを怠ったクラブを、機~~  
22 ~~能していないクラブとみなし、適切な措置を取ることができる。クラブまたはロータリアン~~  
23 ~~が、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続~~  
24 ~~に従い、かつ完了することを怠った場合、理事会は第 3.030.4 項に従い適切な措置を~~  
25 ~~取ることができる。~~

(本文終わり)

#### 趣旨および効果

26 本制定案は、選挙論争に関して RI 細則に規定されている改善措置を講じる前に、クラ  
27 ブまたはロータリアンが RI やロータリー財団を相手に訴訟を起こした場合、RI 理事会  
28 が措置を取れるようにするものである。ロータリアンとクラブは、選挙役職に対する権利  
29 や選挙結果について異議を唱える唯一の方法として、RI 細則に規定された選挙審査  
30 手続に従うよう義務づけられている。クラブまたはロータリアンが RI 細則に規定された  
31 改善措置を無視し、選挙審査手続を完了する前に法的訴訟を起こした場合、本制定案  
32 では、RI 理事会が、RI またはロータリー財団(理事、管理委員、役員、職員を含む)を  
33 訴えたクラブ、または訴えた会員が所属するクラブを、加盟停止または終結できるように  
34 するものである。

35  
36 さらに、本制定案はガバナー選挙への言及を削除し、地区から繰り返し提出される選挙  
37 の不服申し立てに RI 理事会が措置を取れるようにするものである。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-82

従来型クラブとEクラブの区別をなくす件

**提案者:** 釧路ロータリークラブ(日本、第 2500 地区)  
**承認者:** 第 2500 地区大会(日本、北海道、帯広市)により承認  
(2014 年 10 月 10 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 1 条(『手続要覧』第 139 ページ)

4

## 5 第 1 条 定義

6 本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つ  
7 ものとする。

8 1. 理事会: 国際ロータリー理事会

9 2. クラブ: ロータリークラブ

10 3. 組織規定: 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリークラブ定款

11 4. Eクラブ: ~~電子的な通信手段を通じて会合するロータリークラブ~~

12 5. 4. ガバナー: ロータリー地区のガバナー

13 6. 5. 会員: 名誉会員以外のロータリークラブ会員

14 7. 6. RI: 国際ロータリー

15 8. 7. RIBI: グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上  
16 の地域単位

17 9. 8. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。

18

19 ~~10. 9. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間~~

20

21 さらに第 2 条(『手続要覧』第 139 ページ)

22

## 23 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

24

### 25 2.010. RI への加盟申請

26 クラブの RI への加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会  
27 が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国  
28 の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力  
29 を生ずる。

30

### 31 ~~2.010.1. Eクラブ~~

32 ~~理事会は、各 Eクラブを地区に割り当てるものとする。~~

1 **2.020. クラブの所在地域**

2 新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに1つの  
3 クラブを結成することができる。1つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、ク  
4 ラブを結成することができる。毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイ  
5 ト上で参加型の活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事  
6 会の決定通りとするものとする。

7  
8 ~~2.030. Eクラブの所在地域~~

9 ~~Eクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものと  
10 する。~~

11  
12 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

13  
14 さらに、**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

15  
16 第2条(『**手続要覧**』第201ページ)

17  
18 **第2条 名称(1つを選択する)**

19  本会の名称は、\_\_\_\_\_

20 \_\_\_\_\_  
21 ロータリークラブとする。

22 (国際ロータリー加盟会員)

23  
24 または

25  
26  本会の名称は、\_\_\_\_\_

27 \_\_\_\_\_ **ロータリーEクラブと**  
28 **する。**

29 \_\_\_\_\_(国際ロータリー加盟会員)

30  
31 (a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、\_\_\_\_\_ **ロータリー衛星**  
32 **クラブ(\_\_\_\_\_ロータリークラブの衛星クラブ)とする。**

33  
34 さらに、第3条(『**手続要覧**』第201ページ)

35  
36 **第3条 クラブの所在地域(1つを選択する)**

37  本クラブの所在地域は、次の通りとする。\_\_\_\_\_

38 \_\_\_\_\_  
39 \_\_\_\_\_  
40  
41 または

1 ~~□ 本 E クラブの所在地域は、(全世界)とし、ウェブの www.~~  
2 ~~\_\_\_\_\_ 上にある。~~

3  
4 さらに、第 6 条(『手続要覧』第 202～203 ページ)

5  
6 (第 6 条のうち 1 つを選択する)

7  
8 ~~□ 第 6 条 会合~~

9 ~~第 1 節 — 例会。~~

10 (a) ~~日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、ある~~  
11 ~~いは毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を~~  
12 ~~載せることによって、定期の会合を開かなければならない。ウェブサイト上で開く場合、~~  
13 ~~会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるも~~  
14 ~~のとする。~~

15 (b) ~~会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日~~  
16 ~~から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の~~  
17 ~~場所に変更することができる。~~

18 (c) ~~取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または~~  
19 ~~クラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発~~  
20 ~~生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事~~  
21 ~~会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であ~~  
22 ~~っても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが 3 回を超え~~  
23 ~~て続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

24 (d) ~~衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブ~~  
25 ~~は、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものと~~  
26 ~~する。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(b)と同様の方法で変更できる。衛星ク~~  
27 ~~ラブの各会合は、本条第 1 節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめるこ~~  
28 ~~とができる。投票手続は細則の規定通りである。~~

29 ~~第 2 節 — 年次総会。~~

30 (a) ~~役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31~~  
31 ~~日までに開催されなければならない。~~

32 (b) ~~衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するた~~  
33 ~~め、12 月 31 日までに年次総会を開催するものとする。~~

34  
35 または

36  
37 ~~□ 第 6 条 会合(E クラブ)~~

38 ~~第 1 節 — 例会。~~

39 (a) ~~目。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参~~  
40 ~~加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウ~~  
41 ~~ェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。~~

1 (b) ~~—— 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から~~  
2 ~~次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。~~

3 (c) ~~取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラ~~  
4 ~~ブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生し~~  
5 ~~た場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会~~  
6 ~~は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であ~~  
7 ~~っても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて~~  
8 ~~続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

9 ~~第2節——年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、~~  
10 ~~毎年12月31日までに開催されなければならない。~~

11  
12 さらに第9条(『手続要覧』第205ページ)

## 13 14 第9条 出席

### 15 16 第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

17  
18 日 ~~第1節——~~一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている  
19 場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や  
20 活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、そ  
21 の例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にそ  
22 の場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会  
23 が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週  
24 間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしな  
25 ければならない。

26  
27 または

28  
29 日 ~~第1節——~~一般規定(Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。  
30 ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてか  
31 ら1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメー  
32 クアップしなければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

33 本制定案は、通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、あるいはEクラ  
34 ブ例会を時によっては、オンラインだけではなく、実際に顔を合わす例会を開催すること  
35 もできるように改訂するものである。



- 1 これによって、通常のクラブにおいても例会の運営の幅が広がるとともに、Eクラブにお  
2 いてもウェブ上と並行して、時には実際に顔を合わす例会を開催することで、会員間の  
3 親睦が深まり、さらにクラブの活性化が図ることができることが期待できる。  
4  
5 そして、通常のクラブも Eクラブも例会の開催についてお互いの違いがなくなるので国  
6 際ロータリー細則と標準ロータリークラブ定款から Eクラブ条項を削除するべきである。  
7 結果として、このような例会方式を採用することでロータリークラブの新たな可能性を提  
8 案することもできる。

### 財務上の影響

- 9 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員  
10 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



# 制定案 16-83

新クラブの創立会員の最低人数を規定する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区決議会(日本、群馬県、前橋市)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 139 ページ)。

2

3 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

4

5 **2.010. RI への加盟申請**

6 クラブの RI への加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会  
7 が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国  
8 の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力  
9 を生ずる。

10

11 2.010.2. 新クラブ

12 新クラブの創立会員数は最低 20 名とする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

13 本制定案は、新クラブの創立時会員の最低人数を細則に明記するよう改正するもので  
14 ある。ロータリー章典 18.040.5 には「新クラブは最低 20 名の創立会員を有していな  
15 なければならない。」と記載されている。これを国際ロータリー細則に明記して、新クラブ結成  
16 時の基準を明確にするものである。

## 財務上の影響

17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。現  
18 行のロータリー章典 18.040.5 には「新クラブの創立会員の最低人数は 20 名とする。た  
19 だし、正当にして十分な理由により理事会がこの要件を免除した場合はこの限りではな  
20 い。」と記載されている。本制定案は、この要件を RI 細則に盛り込むものである。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-84

地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

提案者： 第 6040 地区(米国)

承認者： 第 6040 地区大会(米国、Missouri、Kansas City)にて承認  
(2014年11月8日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 182～183 ページ)。

2

## 3 第 15 条 地区

4

### 5 15.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区  
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとす  
8 る。理事会は、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。

9

### 10 15.010.1. 境界の廃止と変更

11 理事会は、クラブ数が 33 未満-100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名  
12 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる、そのような変更と同時に、理  
13 事会はその地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした  
14 地区をほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある  
15 場合は、クラブ数が 33 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上の前述以外のいかな  
16 る地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相  
17 談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項  
18 を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更す  
19 ることができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語  
20 およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や  
21 統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとす  
22 る。

(続く各項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

23 本制定案は、小さすぎる、または大きすぎる地区におけるクラブ再編を促進するもので  
24 ある。現在、RI 理事会は小さすぎる地区の境界を廃止または変更できるが、小さすぎる  
25 地区のクラブを隣接地区に移すことはできない。本制定案は、RI 理事会が、小さすぎる  
26 地区のクラブを隣接する地区に移せるようにするものである。また、小さすぎる地区をほ  
27 かの地区と統合したり、大きすぎる地区を分割したりできるようにする。

- 1 本制定案はさらに、小さすぎる地区の判定に現在使われている最低クラブ数を廃止し、  
2 RI 細則にある「最低会員数 1,100 名」のみを小さすぎる地区の判定として使っている。  
3  
4 本制定案では、大きすぎる地区を判定するための最大クラブ数を 100 とする。これは、  
5 大きすぎる地区を分割または縮小することを義務づけるものではないが、実用的な場合  
6 は、地区の規模を縮小できる権限を RI 理事会に与えるものである。  
7  
8 現行の規定にある「最低会員数 1,100 名未満」の地区は、効率的・効果的ではないが、  
9 資金面で大きい地区とほぼ同等の支援を必要とする。その結果、RI 理事会は、地区の  
10 数が増えすぎて経費がかかるために小さい 2 つの地区を統合させる一方で、大きすぎ  
11 る地区の分割は避ける傾向にある。  
12  
13 同様に、非常に大きな地区は、ガバナーが多くのクラブを訪問し、指導しなければなら  
14 ないため、効果的な運営が難しい場合が多い。これはガバナーにとって大きな課題とな  
15 るため、大きすぎる地区では多くのロータリアンがガバナー就任を引き受けられない状  
16 況となっている。

### 財務上の影響

- 17 本制定案は、現時点では、RI に財務上の影響を与えるかどうかを判断することはできな  
18 い。RI にかかる平均経費は 1 地区につき 40,000 米ドルと推定され、これは主に、国際  
19 協議会での地区ガバナーの研修、配分予算、管理運営支援によるものである。現在、ク  
20 ラブ数 100 以上の地区は 29、会員数 1,100 名未満の地区は 21 あり、これらの地区は  
21 影響を受ける可能性がある。経費の増減は、地区総数の変化により異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-85

地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

提案者: 第 6190 地区(米国)

承認者: 第 6190 地区大会(米国、Louisiana、Vidalia)にて承認  
(2014年11月14～16日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 182～183 ページ)。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区  
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとす  
8 る。理事会は、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理  
9 事会は、クラブ数が ~~33~~30 未満あるいはかつロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の  
10 境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある  
11 場合は、クラブ数が ~~33~~30 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上のいかなる地区の  
12 境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、こ  
13 れらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出  
14 する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することが  
15 できる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語および  
16 その他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合さ  
17 れる地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

(訳注:2013年『手続要覧』日本語版 183 ページ 3 行目に「クラブ数が 33 以上あるいはロータリアンの数が 1,100 名以上」となっておりますが、正しくは「クラブ数が 33 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上」となります。上記は訂正された表現となっております。誤記がありましたこととお詫び申し上げます。)

## 趣旨および効果

18 RI の現在の方針では、管理運営を容易にするため、クラブ数と会員数の多い大規模地  
19 区が好まれている。クラブ数が 33 未満となった地区を廃止するよう義務づけることは、  
20 RI の傾向を考慮すると、焦点が間違っているものと思われる。地区内のロータリアンの  
21 数が適切なレベルを保っている限り、クラブ数が少ない分、それだけ管理運営がしやす  
22 くなる。第 6190 地区が提案する制定案は、ロータリアン数が 1,100 名以上である限り、  
23 少ない地区内クラブ数を認めるものである。ここで提案する変更は、より多くの地方で、

- 1 会員数が適正数を保っている限り、クラブ数が 33 未満でも地区を存続させられるように  
2 するものである。本制定案は、地区存続のためにかつて義務づけられていたクラブ数に  
3 戻すもので、変更の影響は最小限、また地区とクラブの管理運営を簡易化する RI の目  
4 的にも適うものである。

### 財務上の影響

- 5 本制定案は、RI の経費増加をもたらす可能性があるが、現時点でその額を特定するこ  
6 とはできない。本制定案の下では、小規模地区の一部が合併対象とならなくなるため、  
7 RI の経費増加が起こりうる。2015 年 4 月現在、クラブ数 30 未満の地区は 3 地区、会員  
8 数 1,100 名未満の地区は 21 地区あるが、クラブ数 30 未満かつ会員数 1,100 名未満の  
9 地区は 1 地区のみである。  
10  
11 RI にかかる平均経費は 1 地区につき 40,000 米ドルと推定され、これは主に、国際協議  
12 会での地区ガバナーの研修、ガバナー配分予算、管理運営支援によるものである。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-86

地区とその境界をいつ創設するかを規定する件

提案者: Santiago del Estero ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4849 地区)  
承認者: 第 4849 地区大会 (アルゼンチン、Tucumán、Tucumán) にて承認  
(2014 年 5 月 24 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 182～183 ページ)。

2

## 3 第 15 条 地区

4

### 5 15.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区  
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。  
8 理事会は、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理  
9 事会は、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を、  
10 廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、  
11 クラブ数が 33 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上のいかなる地区の境界も変更  
12 してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバ  
13 ナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべ  
14 き機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理  
15 事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当  
16 する要素を考慮するものとする。地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、  
17 少なくとも 2 年間効力をもたないものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合さ  
18 れる地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

19 本制定案の目的は、施行の少なくとも 24 カ月前に RI 理事会がすべての地区再編成  
20 プロセスを完了させることである。これにより、新地区がリーダーを選出して、リーダーシ  
21 ュップの強化を図るのに十分な時間を確保できるために、クラブとロータリアンに影響しう  
22 る予期せぬ事態と招かざる事態を避けることができる。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-87

地区番号に地理的呼称を付記することを認める件

**提案者:** 釧路ロータリークラブ(日本、第 2500 地区)  
**承認者:** 第 2500 地区大会(日本、北海道、帯広市)にて承認  
(2014 年 10 月 10 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 183 ページ)。

2

3 **第 15 条 地区**

4

5 **15.010. 創設**

6

7 **15.010.2. 地区の識別**

8 それぞれの地区は理事会が割り当てた地区番号によって識別されるが、地区は地区大  
9 会あるいは地区決議会において地区内クラブの過半数の承認を得れば、その地区番  
10 号に地理的呼称(国名、州名、県名、地域名など)を付記してもよいものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

11 本制定案は、現行の RI 細則第 15.050.節「創設」の付帯条件として、「地区の識別」に  
12 ついて記述を追加するものである。地区番号だけでは、他地区の所在地が分からない  
13 ことが多い。地区の識別に地理的呼称を付記することができれば、他地区との理解・交  
14 流を一層促進することが期待できる。RI における管理は地区番号のみで行われるので、  
15 事務処理が煩雑になったり、混乱したりする心配はない。

16

17 また、これはあくまでも強制ではなく、多くの地域あるいは国をまたがっている地区であ  
18 っても賛否は地区内クラブの主体性に委ねられ、そして毎年変更することができる。

## 財務上の影響

19 出版物やシステムに地区の識別用呼称を含めたり、記録したりすることを RI に求めるも  
20 のでない限り、本制定案が国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはない  
21 と思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-88

地区の年次財務表の規定を改正する件

提案者： 第 3010 地区(インド)  
承認者： 第 3010 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 185～186 ページ)。  
2

## 3 第 15 条 地区 4

### 5 15.060. 地区の財務 6

#### 7 15.060.4. 地区の年次財務表および報告書

8 ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、独立  
9 検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この検査は、  
10 地区大会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のい  
11 ずれが行うことができる。地区監査委員会による検査を行う場合、委員会は、

- 12 (a) 少なくとも 3 人の委員から構成されなければならない。
- 13 (b) すべての委員は正会員でなければならない。
- 14 (c) 少なくとも 1 名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくて  
15 はならない。
- 16 (d) ガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員がその  
17 就任年度に監査委員会に携わることを認めない。
- 18 (e) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。  
19

20 この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定さ  
21 れるものではない。

- 22 (a) 地区のすべての資金源(RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。
- 23 (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
- 24 (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定され  
25 たロータリー財団の資金。
- 26 (d) すべての地区委員会の金銭的取引。
- 27 (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての金銭的取  
28 引。
- 29 (f) 地区資金のすべての支出。
- 30 (g) RI からガバナーが受け取ったすべての資金。

31 この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択さ  
32 れなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が 1 名出  
33 席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出

- 1 されるということを 30 日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が  
2 開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に  
3 付され、採択されなければならない。提出された財務表が採択されなかった場合、その  
4 地区大会の終了から 3 カ月以内に、次の地区の会合において討議に付され、採択され  
5 るものとする。その会合は、すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があり、また、  
6 地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなけれ  
7 ばならない。そのような地区会合が開催されない場合、ガバナーが 60 日以内に郵便投  
8 票を実施するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および影響

- 9 本制定案の趣旨は、地区財務の適切な管理を行い、疑問が生じた場合に備え、地区  
10 大会で実際に年次財務表の採択を行うことにある。

### 財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-89

地区資金を不適切に管理した人を制裁する件

提案者: Mangalore North ロータリークラブ(インド、第 3180 地区)  
承認者: 第 3180 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 185 ページ)。

2

3 第 15 条 地区

4

5 15.060. 地区の財務

6

7 15.060.1. 地区資金

8 各地区は、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロ  
9 ジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地  
10 区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。地区資金の不適切な管理または  
11 第 15.060.4.項への違反を含め、財務上の義務を果たさなかつたいかなる人も、財務上  
12 の不正が地区内で解決されるまで、一切の役職に就くことが禁じられるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

13 RI は、地区リーダーが地区資金を管理すべき方法を明確に示している。しかし近年、  
14 地区リーダーが適切な財務手続に従わない場合が見られ、また、地元ならびに国内の  
15 財務関連の法律が順守されていることを確認するための財務情報の透明性もない場合  
16 がある。実際に、第 3180 地区では、地区資金口座、および 2011-12 年度に RI から受  
17 け取った資金に関する財務表と報告が、地区のどの会合に提出されておらず、それが  
18 3 年経った今も採択されていない。また、ロータリーリーダーたちは現在も、財務委員会  
19 の設置を義務付けた規定に従っていない。ロータリーの倫理規範は、財務情報の透明  
20 性を推進するため、財務情報の提供において、手続要覧およびロータリー章典に定め  
21 られた規律に従うことを、ガバナーとそのほかの地区リーダーに義務付けている。ガバ  
22 ナーとそのほかの地区リーダーはさらに、地元および国内の財務管理関連法が順守さ  
23 れていることを確認するよう期待されているが、手続要覧には、それを怠った場合の制  
24 裁措置が定められていない。その一方で、クラブにおいて地区賦課金、雑誌購読料、  
25 人頭分担金の滞納といった財務上の不行き届きがあった場合、そのクラブの加盟は一  
26 時停止または終結され、ガバナーの選出に参加することが許されない。本制定案は、同  
27 様の規律を地区リーダーにも適用するものである。

## 財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



# 制定案 16-90

会員増強に関する RI 委員会を設立する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 189～170 ページ)。

2

## 3 第16条 委員会

4

### 5 16.040. 特別委員会

6 第 16.010.節から第 16.030.節までの規定は、指名委員会または細則第 16.100.節から  
7 第 ~~16.120.~~16.130.節の下に結成された委員会には適用されない。

8

### 9 16.100. 会員増強委員会

10 理事会は、少なくとも 8 名の委員から成り、各委員が少なくとも 3 年の任期を務める会  
11 員増強委員会を任命するものとする。1 年ごとにずらして任命され、委員を再任できるも  
12 のとする。

13

### 14 第 16.100.節に関する暫定規定

15 2016 年規定審議会が制定案 16-90 によって採択した第 16.100.節の改正は、理事会が  
16 適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および影響

17 本制定案は、会員増強、維持、教育の全般において、リーダーシップと指導を提供し、  
18 戦略上の責任を負う、会員増強のための特別委員会を設立するものである。ロータリー  
19 ではリーダーと目標が毎年変わることから、委員が複数年任期で 1 年ごとにずらして任  
20 命される、会員増強に関する特別委員会を設立することにより、制度化された会員基盤  
21 の長期的な持続と成長が助長できる。

22

23 会員増強はロータリーにとってポリオ撲滅に次ぐ優先事項であるという 2013 年 10 月の  
24 RI 理事会の宣言を踏まえ、RI 理事会は、会員増強に関する委員会の役割を強化し、  
25 その委員構成に継続性を持たせることを目指して、この立法案を提出する。

26

27 会員増強のための特別委員会は、入会者をもたらし、現会員を教育し、参加を促進し、  
28 会員を維持するためのプログラムの開発に関連する事柄について、RI 理事会に指針と

- 1 助言を提供し、現在ロータリークラブがある国々において、新クラブの設立と支援を促す
- 2 ものとする。

### 財務上の影響

- 3 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。会
- 4 員増強委員会は、1997-98年度以降、頻繁に設置されている。2013-14年度の経費は、
- 5 52,000米ドルであった。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-91

監査委員会の責務を改正する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 190 ページ)。

## 2 3 第 16 条 委員会

### 4 5 16.110. 監査委員会

6 理事会は、7 名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、  
7 財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される ~~3~~各  
8 2 名の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される 2 名 1 名の現職  
9 のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によって  
10 任命される 2 名 4 名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーで  
11 もロータリー財団管理委員でもないものとし、~~3~~年ごとに 1 名ずつ任命され、~~6~~年任期を  
12 1 期務めるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RI とロータリー財団の財務報告、  
13 外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会  
14 に報告するものとする。委員会は、会長、RI 理事会、または委員会委員長が決定する  
15 時と場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委  
16 員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所  
17 において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長また  
18 は同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるものとする。本委員会  
19 は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会と管理委員  
20 会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

### 21 22 16.110.節に関する暫定規定

23 2016 年 7 月 1 日より、理事でも管理委員でもない委員が、2017 年 7 月 1 日から 1 名加  
24 わって 6 年任期を務め、2018 年 7 月 1 日からさらに 1 名加わって 6 年任期を務めもの  
25 とする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

26 本立法案は、RI 細則により定められた監査委員会の委員構成を改正しようとするもので  
27 ある。本制定案が承認された場合、理事でも管理委員でもない委員の数が、2 名から 4  
28 名に増える。理事でも管理委員でもない委員が 6 年任期を務め、交代する委員が毎年  
29 2 名までとなることで、翌年度への本委員会の継続性が向上するだけでなく、特別な知  
30 識やスキルのある人が委員となれる機会が増える。責務の変更による委員会経費の増

- 1 加を抑えるため、本提案には、理事である委員の数を3名から2名に、管理委員である
- 2 委員の数を2名から1名に減らすことも含まれている。

### 財務上の影響

- 3 本制定案が採択された場合、RIならびにロータリー財団の経費が減少する可能性がある
- 4 る。監査委員会において理事でも管理委員でもない委員の数が2名から4名となり、そ
- 5 れらの委員がエコノミークラスを利用すれば、航空料金を24,000米ドル削減できる可能
- 6 性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-92

監査委員会の責務を改正し、運営審査委員会を廃止する件

提案者： 第 6080 地区(米国)  
承認者： 第 6080 地区大会(米国、Missouri、Jefferson City)にて承認  
(2014 年 11 月 1 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 189～191 ページ)。  
2

## 3 第16条 委員会 4

### 5 16.040. 特別委員会

6 第16.010.節から第16.030.節までの規定は、指名委員会または細則第16.100.節から第  
7 ~~16.120.16.110.~~節の下に結成された委員会には適用されない。  
8

### 9 16.110. 監査・運営審査委員会

10 理事会は、7名から成る監査・運営審査委員会を任命するものとし、各委員は独立した  
11 立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命  
12 される3名の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される2名の現  
13 職のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によ  
14 って任命される2名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーでもロ  
15 ータリー財団管理委員でもないものとし、3年ごとに1名ずつ任命され、6年任期を1期  
16 務めるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RIとロータリー財団の財務報告、外  
17 部監査、内部管理システム、内部監査、運営上の事柄、その他の関連事項について審  
18 査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会委員長  
19 が決定する時と場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会  
20 長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決  
21 定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委  
22 員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるものと  
23 する。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理  
24 事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するも  
25 のとする。  
26

### 27 ~~16.120. 運営審査委員会~~

28 ~~理事会は、6名の委員から成る運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年~~  
29 ~~を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、毎年1名~~  
30 ~~の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であっては~~  
31 ~~ならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委~~  
32 ~~員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長またはRI理事会が決定~~  
33 ~~する時および場所において、通知後、会合を開くものとする。また、理事会または会長~~

- 1 によって必要とみなされた場合には、~~運営、管理手続、経営基準、その他必要に応じて~~  
2 ~~運営上の事項の有効性と効率性など(ただしこれだけに限定されるものではない)の運~~  
3 ~~営事項を審査することができる。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすも~~  
4 ~~のであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行する~~  
5 ~~ものとする。運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。~~

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 6 本立法案は、監査委員会と運営審査委員会を統合しようとするものである。両委員会の  
7 機能は似通っており、今日の世界では監査委員会が、組織の財務事項だけでなく、組  
8 織運営の方法も評価するのが通常である。ロータリーの委員会構造を現代の実業界に  
9 合わせ、作業の重複を避ける意味でも、統合するのが理にかなっている。2つの委員会  
10 を1つに統合することによる少なからぬ経費削減も、同様に重要である。

## 財務上の影響

- 11 本制定案により、7名からなる一つの監査・運営審査委員会が実現した場合、RIの経  
12 費減少をもたらす可能性がある。経費減少の度合いは、年間の会合の回数と、それらの  
13 会合の開催日数による。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 制定案 16-93

戦略計画委員会の責務を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 190 ページ)。

## 2 3 第 16 条 委員会

### 4 5 16.100. 戦略計画委員会

6 理事会とロータリー財団管理委員会は、68 名から成る戦略計画委員会を任命するもの  
7 とする。そのうち 4 名の委員は 6 年任期を 1 期務め、3 年毎に 2 名ずつ任命されるもの  
8 とする。残りの 2 名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、理事  
9 会メンバーでも、ロータリー財団管理委員でもない人とし、4 年任期を務め、毎年 2 名が  
10 任命されるものとする。委員のうち 4 名は理事会により、残りの 4 名はロータリー財団管  
11 理委員会により任命されるものとする。毎年、1 名が理事会により、1 名が管理委員会に  
12 よって任命されるものとする。委員は、元会長であってはならない。戦略計画の立案、RI  
13 および(または)ロータリー財団のプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かな  
14 ロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会  
15 長または、RI 理事会、ロータリー財団管理委員長、ロータリー財団管理委員会のいづ  
16 れかが決定する時および場所において、通知の上、会合を開くものとする。戦略計画委  
17 員会は、理事会と管理委員会による検討のために戦略計画案を作成し、推奨し、また  
18 修正するものとする。任務の遂行にあたっては、戦略計画を見直し、理事会と管理委員  
19 会に提案を行うために、少なくとも 3 年に一度はロータリアンとロータリークラブを対象に  
20 調査を行い、また理事会と管理委員会が指定するその他の任務を遂行するものとする。  
21 戦略計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸における  
22 ロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変  
23 化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。本委員会の委員長と副  
24 委員長は、会長とロータリー財団管理委員長により共同で任命されるものとする。委員  
25 は再任できる。

### 26 27 第 16.100.節に関する暫定規定

28 2016 年規定審議会が制定案 16-93 によって採択した第 16.100.節への改正は、理事会  
29 が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

- 1 本制定案は、戦略計画委員会の構成を変更しようとするものである。本制定案が採択さ  
2 れた場合、8名の委員から成るRIとロータリー財団の合同委員会が結成され、理事で  
3 も管理委員でもない委員の任期が6年から4年に短縮され、そのうち2名が、3年ごと  
4 ではなく毎年任命されることとなる。本制定案により、ロータリー財団独自の計画委員会  
5 を設けずに、ロータリー財団プログラムおよび活動を、ロータリーの戦略計画に同等に  
6 反映させることができるようになる。本制定案はまた、本委員会の継続性を保つとともに  
7 に、次期のRI会長とロータリー財団委員長が、それぞれ本委員会に少なくとも1名の  
8 委員を任命できるようにするものである。

## 財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーまたはロータリー財団に大きな財務上の影響を与えること  
10 はないと思われる。  
11  
12 2014-15年度の戦略計画委員会は、4名の職権による委員、2名のRI理事、2名の連  
13 絡担当管理委員の、合計8名の委員により運営されていた。本制定案が採択されても、  
14 本委員会は今後も8名に委員から成るため、平均会合経費に影響はない。  
15  
16 2014-15年度のこの委員会の経費は36,000米ドルであった。総経費は、年間の会合回  
17 数、会合の日数、任命された委員によって異なると思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



# 制定案 16-94

戦略計画委員会の責務を改正する件

提案者: 第 6080 地区(米国)

承認者: 第 6080 地区大会(米国、Missouri、Jefferson City)により承認  
(2014年11月1日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 190 ページ)。

2

## 3 第 16 条 委員会

4

### 5 16.100. 戦略計画委員会

6 理事会は、6名から成るり、1年ずつずらした4年任期を務める戦略計画委員会を任命す  
7 るものとする。そのうち4名の委員は6年任期を1期務め、3年毎に2名ずつ任命されるも  
8 のとする。残りの2名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、元会  
9 長であってはならない。戦略計画の立案、RIおよび／またはロータリー財団のプログラ  
10 ムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンとその他の委員でバランスよく  
11 委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長またはRI理事会が決定  
12 する時および場所において、通知の上、会合を開くものとする。戦略計画委員会は、理  
13 事会による検討のために戦略計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務  
14 の遂行にあたっては、戦略計画を見直し、理事会に提案を行うために、少なくとも3年に  
15 一度はロータリアンとロータリークラブを対象に調査を行い、また理事会が指定するその  
16 他の任務を遂行するものとする。戦略計画委員会は、近い将来に拡張される可能性の  
17 ある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考  
18 慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測する  
19 ものとする。戦略計画委員会は、ロータリー財団における戦略計画委員会あるいはそれ  
20 に類する計画委員会と協力・協同するものとする。RI理事会とロータリー財団管理委員  
21 会が同意すれば、ロータリー全体のための合同の戦略計画委員会を設置してもよい。

22

### 23 16.100.節に関する暫定規定

24 2016年規定審議会が制定案 16-94によって採択した第 16.100.節への改正は、理事会  
25 が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

26 本制定案は、戦略計画委員会の構成を変更し、本委員会の委員の資格条件を定め、  
27 ロータリー財団において戦略計画を担当する委員会と本委員会との協力・協同を促す  
28 ものである。ロータリーには、今後の方向性に関する真のビジョンがなければならない。

- 1 適切に計画を立てるには、戦略計画委員会に適格な委員が必要とされる。さらに、RIと  
2 財団が、今後ますます統一したビジョンを基に前進し、ロータリーの将来を形成する必  
3 要がある。

### 財務上の影響

- 4 本制定案が国際ロータリーまたはロータリー財団に大きな財務上の影響を与える可能  
5 性は低いと思われる。  
6  
7 2014-15年度の戦略計画委員会は、職権による委員4名、RI理事2名、連絡担当管  
8 理委員2名の、合計8名により運営されていた。  
9  
10 2014-15年度のこの委員会の経費は、36,000米ドルであった。総経費は、年間の会合  
11 回数、会合の日数、任命された委員によって異なると思われる。ロータリー財団の委員  
12 会との協力・協同を促進するために追加の会合が開かれる場合は、経費が増加する可  
13 能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-95

戦略計画委員会の責務を改正する件

提案者： 第 9520 地区(オーストラリア)  
承認者： 第 9520 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 13 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 190 ページ)。  
2

## 3 第 16 条 委員会 4

### 5 16.100. 戦略計画委員会

6 理事会は、68 名から成る戦略計画委員会を任命するものとする。そのうち 4 名の委員  
7 は 6 年任期を 1 期務め、3 年毎に 2 名ずつ任命されるものとする。残りの 2 名は理事会  
8 のメンバーとし、毎年任命されるものとする。理事会が任命する 6 名の委員に加え、2 名  
9 の委員がロータリー財団管理委員会により毎年任命される。委員は、元会長であっては  
10 ならない。戦略計画の立案、RI プログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロー  
11 タリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長  
12 または RI 理事会が決定する時および場所において、通知の上、会合を開くものとする。  
13 戦略計画委員会は、理事会による検討のために戦略計画案を作成し、推奨し、また修  
14 正するものとする。任務の遂行にあたっては、戦略計画を見直し、理事会に提案を行う  
15 ために、少なくとも 3 年に一度はロータリアンとロータリークラブを対象に調査を行い、ま  
16 た理事会が指定するその他の任務を遂行するものとする。戦略計画委員会は、近い将来  
17 に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の  
18 変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に  
19 及ぼす影響を予測するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

20 本制定案は、戦略計画委員会の構成を変更し、2 名の管理委員を委員に加えようとする  
21 ものである。これにより、理事会と管理委員会が協力してロータリーの未来を形づくり、  
22 ロータリー全体の統一戦略を確立できるようになる。

## 財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーまたはロータリー財団に大きな財務上の影響を与えること  
24 はないと思われる。

- 1 2014-15 年度、戦略計画委員会は、4 名の職権による委員、2 名の RI 理事会メンバー
- 2 である委員、2 名の連絡担当管理委員から成っていた。本制定案は、その 2 名の連絡
- 3 担当管理委員を投票権のある委員とするものである。本委員会は今後も 8 名の委員か
- 4 ら成るため、平均会合経費に影響はない。
- 5
- 6 2014-15 年度の本委員会の経費は 36,000 米ドルであった。総経費は、年間の会合回
- 7 数、会合の日数、任命された委員により異なると思われる。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-96

ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 196 ページ)。

2  
3 **20.030. 雑誌の購読**

4  
5 **20.030. 雑誌の購読**

6  
7 **20.030.1. 購読義務**

8 米国およびカナダ以外のクラブならびに E クラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI  
9 の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者となら  
10 なければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、雑誌機関雑誌、または理  
11 事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢が  
12 ある。本人が会員である限り、その購読を続けなければならない。各会員は、郵送で送  
13 られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選べるものとする  
14 (電子版が発行されている場合)。

15  
16 **20.030.2. 購読義務免除**

17 会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている  
18 言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免  
19 除される。理事会は、必要と判断すれば、クラブに対し購読義務を免除できる。

20  
21 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 212 ページ)。

22  
23 **第 14 条 ロータリーの雑誌**

24  
25 **第 1 節 — 購読義務。**RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適  
26 用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌ま  
27 たは RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑  
28 誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、雑誌機関雑  
29 誌、または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する  
30 選択肢がある。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっ  
31 ている限り継続し、1 期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わ  
32 るものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

- 1 本制定案は、同じ住所に住む2人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購
- 2 読できるようにするものである。現在、合同購読が可能なのは、『The Rotarian』誌のみで
- 3 ある。この変更により、雑誌購読に関して、すべてのロータリアンが平等に扱われるよう
- 4 になる。本制定案はまた、クラブが雑誌購読義務を免除される過程を簡素化するもので
- 5 ある。

## 財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。RI
- 7 が現在、収入を得ている雑誌は、既に合同購読が認められている『The Rotarian』誌の
- 8 みである。
- 9
- 10 本制定案は、認可されているそれ以外のロータリー雑誌の購読者にも合同購読の選択
- 11 肢を拡大するため、地域雑誌の出版元に財務上の影響が生じる可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 制定案 16-97

ロータリー雑誌の購読義務を改正する件

提案者: Helsingborg-Kärnan ロータリークラブ(スウェーデン、第 2390 地区)  
承認者: 第 2390 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 16 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 196 ページ)。  
2

## 3 第 20 条 機関雑誌 4

### 5 20.020. 購読料 6

#### 7 20.020.2. 購読義務

8 米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料  
9 購読者とならなければならないなることを選択できる。同じ住所に住む 2 人のロータリア  
10 ンには、雑誌を合同で購読する選択肢がある。かかる購読料は、クラブが会員から徴収  
11 し、会員に代わって RI に送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送  
12 で受け取るか、インターネットで電子版の郵送で送られる印刷版であれ、インターネット  
13 を通じた電子版であれ、雑誌を受け取るかどうかを選択できるものとする。  
14

### 15 20.030. 雑誌の購読 16

#### 17 20.030.1. 購読義務

18 米国およびカナダ以外のクラブならびに E クラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI  
19 の理事会が承認し、当該クラブに対して指定承認したロータリーの雑誌の有料購読者と  
20 とならなければならないなることを選択できる。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、  
21 その雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員である限り、その購読を続けな  
22 ければならない。各会員は、郵送で送られる印刷版か、であれ、インターネットを通じた  
23 電子版のいずれかの選択肢であれ、雑誌を受け取るかどうかを選べるものとする(電子  
24 版が発行されている場合)。  
25

26 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 212 ページ)。  
27

## 28 第 14 条 ロータリーの雑誌 29

30 第 1 節 — ロータリー雑誌の購読義務。RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によ  
31 て、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り  
32 RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている  
33 ロータリー地域雑誌を購読しなければならないすることを選択できる。同じ住所に住  
34 む 2 人のロータリアンには、雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6

1 カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会  
2 員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。  
3 **第2節 購読料。**購読料は、半年ごとに、クラブが、雑誌購読を選択した各会員から  
4 その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読  
5 することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

6 ロータリー雑誌は伝統的に、RI会長とRI理事会が世界中のロータリー会員に情報を伝  
7 え、アイデアを広げる方法として重要な役割を担ってきた。それは、世界中のロータリア  
8 ンがアイデアと情報を交換する上でも同様である。

9  
10 しかし今日、RIからの情報には、新しく格段に速い通信手段が用いられており、雑誌が  
11 ロータリアンに届くころには、その内容のほとんどが、ある程度時期を逸しており、ロータ  
12 リアンがあまり関心を抱くものではなくなっている。

13  
14 最近、RIのウェブサイトが変更され、以前よりもっと一般の人々向けのものになっている。  
15 多くの国でも、同様にウェブサイトが現代化されている。これにより、ロータリアンだけで  
16 なく、一般人のロータリーに対する関心が高まるであろう。

17  
18 すべてのロータリアンが雑誌の購読義務を負っていることについては、長年の間、論議  
19 が続いている。内容があまりにも古いため、雑誌に対する関心は低下している。あまり読  
20 んでいない雑誌の代わりとして、もっと多くのロータリアンにRIのウェブサイトと各国のロ  
21 ータリーのウェブサイトを利用してもらい、使い慣れてもらうことができる。これらの手段を  
22 利用すれば、重要情報を数秒間で発信することができる。若いロータリアンは情報をイ  
23 ンターネットで得ており、ロータリーは、情報提供手段を新しい世代に合わせ、これらの  
24 世代が情報一般やロータリー情報を集める手段に合わせるべきである。

## 財務上の影響

25 本制定案が採択された場合、『The Rotarian』誌の購読を選択するロータリアンの数によ  
26 っては、RIへの純収入が大きく減少する可能性がある。

27  
28 2011-12年度から2013-14年度にかけての状況は以下のとおりであった。

- 29 ● 『The Rotarian』誌の購読者数:約 435,000人
- 30 ● 購読料収入:約 600万米ドル
- 31 ● 広告料収入:約 40万米ドル
- 32 ● 直接経費(主に印刷用紙、印刷代、郵送料、編集担当職員の人権費):約 520
- 33 万米ドル



- 1 購読部数が減少すれば、購読料および広告料収入が減少するだけでなく、印刷部数
- 2 が減ることにより1部あたりの費用が増加する。また、正確な購読者データを維持し、正
- 3 しい請求書を発行するために必要な作業・技術の変更も、費用増加の要因となると思わ
- 4 れる。
- 5
- 6 RIは地域雑誌の収支を記録していないが、地域雑誌の出版者にも、購読部数、収入、
- 7 支出において、同様に好ましくない影響が及ぶと思われる。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 制定案 16-98

温室効果ガス排出量の削減を支援する件

提案者: Madison ロータリークラブ(米国、第 6250 地区)  
提案者: 第 6250 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 199 ページ)。  
2

3 **第 25 条 世界温暖化による人道危機**

4 RI は、世界的な温暖化による人道危機を軽減するため、温室効果ガス排出量の削減  
5 を支援する。  
6

7 (続く各節は、該当する番号に振り直す)  
8

9 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 212 ページ)。  
10

11 **第 13 条 地域社会、国家、および国際問題**

12 **第 1 節 — 適切な主題。**地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の  
13 功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見  
14 を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象と  
15 して適切な主題というべきである。本クラブは、その奉仕プロジェクトを通じて環境問題  
16 への関心を支援できる。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題について  
17 も意見を表明してはならない。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

18 地球の温暖化による人道危機は、ロータリーの貢献の多くを打消してしまう可能性がある  
19 る。ポリオの撲滅は、洪水、下水による水の汚染、気候の変化による移住によって妨げ  
20 られている。ポリオ撲滅の危急性と重要性にかかわらず、温暖化により迫りくる人道危機  
21 は、既に気候変動による移住の原因となり、戦争、食糧不足、干ばつを促し、ポリオ撲  
22 滅活動を圧倒する危急かつ重要な課題となっている。国連のミレニアムプロジェクトに  
23 おいても、地球の温暖化を、人類が直面する最大の問題ととらえている。  
24

25 2014 年、二酸化炭素の平均濃度は、史上最高の 399PPM を記録し、これは工業化が  
26 始まる前の 280PPM から 43 パーセントの増加である。1880 年以来、最も温暖だった上  
27 位 11 年は、すべて 1997 年以降であり、2014 年は記録上、最も気温が高い年であった。

1 世界の大部分の科学者は、世界的な温暖化が、人類により排出された温室効果ガスに  
2 起因することはほとんど間違いないと考えている。温室効果ガス、特に二酸化炭素の削  
3 減を延期すればするほど、人類の苦しみが深まり、温暖化減速のコストが高まり、世界  
4 経済への悪影響が増加する。この危機を適切に管理するには、温室効果ガスを早急に  
5 削減しなければならない。気候変動は、これまでにない世界的危機であり、従って、世  
6 界のロータリアンからこれまでにない反応が強く求められる。

7  
8 「超我の奉仕」に則り、私たちは協力して温室効果ガスの削減に取り組み、積極的に情  
9 報交換すべきである、地球の温暖化は「順応」できるものではない。温室効果ガスを大  
10 きく削減しない限り、気温は上昇を続ける。個人は排出量を減らし、クラブは温室効果ガ  
11 スを減らし、情報を伝えるプロジェクトを実施する必要がある。

12  
13 地球温暖化を軽減するために温室効果ガス削減を支援することは、世界の人々を助け  
14 ることであり、ロータリーの目的に沿ったものである。地球温暖化による人道危機の取り  
15 組むことは、次世代のロータリアンの共感を得ており、今後直面する課題に対応する上  
16 でロータリーを強化するであろう。

17  
18 私たちは、子どもたち、孫たち、そして未来の世代のために、これに取り組むのである。

### 財務上の影響

19 本制定案は、RIに財務上の影響を与える可能性があるが、現時点でその額を特定する  
20 ことはできない。かかるコストは、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援  
21 の範囲と程度によって異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-99

人頭分担金を増額する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191 ページ)。

2

3 第 17 条 財務事項

4

5 17.030. 会費

6

7 17.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う  
9 もとする。~~2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年~~  
10 ~~ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度~~  
11 ~~以降には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米貨 28 ドル 50 セント、~~  
12 2018-19 年度には半年ごとに米貨 29 ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに米貨 29 ド  
13 ル 50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。  
14

(本文終わり)

## 趣旨および効果

15 本制定案は、RI 細則を改正し、2017-18 年度から 2019-20 年度まで、人頭分担金を年  
16 に 1 ドルずつ増額することを規定するものである。分担金の額は、2017-18 年度には半  
17 年ごとに 28 米ドル 50 セント、2018-19 年度には半年ごとに 29 米ドル、2019-20 年度以  
18 降には半年ごとに 29 米ドル 50 セントとなる。本制定案は、RI の現在の運営とプログラ  
19 ムを維持し、RI の将来の財務の持続可能性を支えるのに必要なレベルに、人頭分担金  
20 を合わせるものである。

## 財務上の影響

21 本制定案の結果、RI の人頭分担金収入が増加すると思われる。現在の会員数を基に  
22 すると、人頭分担金からの RI の収入は、2017-18 年度から 2019-20 年度まで、毎年約  
23 120 万ドル増加すると考えられる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 制定案 16-100

人頭分担金を増額する件

提案者: Runaway Bay ロータリークラブ (オーストラリア、第 9640 地区)  
承認者: 第 9640 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 28 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191 ページ)。  
2

## 3 第 17 条 財務事項 4

### 5 17.030. 会費 6

#### 7 17.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う  
9 もとする。2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年  
10 ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度  
11 以降には半年ごとに米貨 ~~28~~30 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるま  
12 で変更されないものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および影響

13 本制定案は、「ロータリーとは何ですか」という問いに対する答えを、老若男女、誰もが  
14 知っているようにするため、ロータリーの国際的推進と世界的認知を可能とするかなりの  
15 資金を求めるものである。  
16

17 ロータリーは、世界中の職業人男女から成る団体である。そのようなすべての団体と同  
18 様、ロータリーは自己宣伝に大きく投資しなければならない。  
19

20 多国籍企業のほとんどは、収入の大きな部分をマーケティング予算に充てているが、ロ  
21 ータリーが昨年度この分野に充てた額は、予算のごく一部にすぎない。  
22

23 ロータリーは、ビジネスマンとビジネスウーマンによって構成されている団体である。敏  
24 鋭なビジネスパーソンから成る団体が、その「製品」を推進するために年額 2 ドルの投  
25 資を惜しむべきではない。いつまでも、ロータリーの推進をただ唱えているわけにはい  
26 かない。確かに公共イメージと「製品」のマーケティングに資金を使っているが、必要とさ  
27 れている額と比較すると、スズメの涙に過ぎない。

1 飛行機で旅行すると、座席のポケットに「17セントあれば一人の子どもにポリオの予防  
2 接種ができる」と書かれたユニセフの小さな封筒が入っているのを目にすることがある  
3 (ロータリーのことは触れていない)。  
4  
5 毎日世界で、何千人もの人たちが飛行機で旅行しており、機内雑誌も同じ数の人の目  
6 に触れている。そればかりか、乗客のほとんどはこれらの機内雑誌を隅々まで読んでい  
7 る。  
8  
9 広告は無料ではできない。私たちが公共認知を望むなら、広告、国際的ドキュメンタリ  
10 ー、全国または国際的なコマーシャルというかたちで、代償を払わなければならない。  
11  
12 私たちはビジネスのプロである。世界であこがれの的となる企業のような考え方をするべ  
13 きである。

### 財務上の影響

14 本制定案が採択されれば、RIの人頭分担金収入が増加すると思われる。  
15  
16 2013年規定審議会で、2016-17年度の年間人頭分担金を56米ドルとすることが承認さ  
17 れた。本制定案は、2016-17年度以降の人頭分担金を年額56米ドルから60米ドルに  
18 増額するものである。現在の会員数を前提とすると、これにより2016-17年度以降のRI  
19 の収入が約480万ドル増加すると思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-101

人頭分担金の金額を消費者物価指数により調整する件

提案者: La Jolla Golden Triangle ロータリークラブ(米国、第 5340 地区)  
承認者: 第 5340 地区大会(米国、California、Palm Springs)により承認  
(2014 年 10 月 25 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191 ページ)。  
2

## 3 第 17 条 財務事項 4

### 5 17.030. 会費 6

#### 7 17.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う  
9 もとする。~~2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年~~  
10 ~~ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度~~  
11 ~~以降には半年ごとに米貨 28 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで~~  
12 ~~変更されないものとする。2016-17 年度には半期ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には~~  
13 ~~半期ごとに米貨 29 ドル。2018-19 年度から、理事会は「Consumer Price Index for~~  
14 ~~Chicago-Gary-Kenosha, IL-IN-WI」(米国労働統計局によるシカゴ地域の消費者物価~~  
15 ~~指数)、あるいはそれが入手できない場合は、理事会が選んだ、それに類似するシカゴ~~  
16 ~~地域の指数(以下「指数」)に基づき、毎年、人頭分担金の金額を調整する裁量権を有~~  
17 ~~するものとする。そのような調整は、その年の 7 月 1 日に発効し(以下「発効日」、その~~  
18 ~~後は理事会によって改正されるまで変更されないものとする。理事会は、どの年度に対~~  
19 ~~しても、「発効日」の 2 年前の 7 月 1 日から 1 年前の 7 月 1 日までの「指数」の変動率を~~  
20 ~~超えない率で、人頭分担金を調整できる。~~

(本文終わり)

## 趣旨および影響

21 本制定案は、シカゴの都市圏における生活費指数に合わせ、必要に応じて人頭分担  
22 金を増額する裁量権を、理事会に与えようとするものである。RI の支出の大半は、米国  
23 で発生し、その大半は、エバンストンにおいて発生し、その多くは、人件費である。予測  
24 によると、毎年 1 ドルの増額は、シカゴ都市圏におけるインフレにより増加する RI の支  
25 出を補うのに不十分であろうと見られている。なお、本制定案は、人頭分担金の増額を  
26 可能とするのと同時に、RI 理事会が行える増額を制限するものであることに留意すべき  
27 である。慎重な財務管理により、本制定案が許容するのと同じ程度の年次の増額は不  
28 必要となる可能性がある。

## 財務上の影響

- 1 現時点では、本制定案が RI に財務上の影響を与えるかどうかを判断することはできな  
 2 い。  
 3  
 4 2010 年規定審議会で、同様の増額方法が制定されたと仮定すると、人頭分担金は  
 5 2011 年 7 月 1 日をもって、(53 米ドルではなく)51ドル 39 セントとなり、2013-14 年度の  
 6 RI の収入は、実際より約 190 万ドル少なくなっていたことになる。

会計年度	人頭分担金 発効日	2010 年審議会 による人頭分担 金 (米ドル)	消費者物価 指数の変動率 (%)	シカゴ地域の 指数に基づく 人頭分担金の 推定額 (米ドル)
2010-2011	2010 年 7 月 1 日	\$ 50.00		\$ 50.00
2011-2012	2011 年 7 月 1 日	\$ 51.00	-3.01%	\$ 50.00
2012-2013	2012 年 7 月 1 日	\$ 52.00	0.77%	\$ 50.53
2013-2014	2013 年 7 月 1 日	\$ <b>53.00</b>	3.17%	\$ <b>51.39</b>

年	7 月 1 日における シカゴ地域の 消費者物価指数	変動率(%)
2009	217.459	
2010	210.906	<b>-3.01%</b>
2011	212.535	<b>0.77%</b>
2012	219.277	<b>3.17%</b>
2013	221.611	1.06%
2014	225.375	1.70%

- 7 上記のシカゴ地域の消費者物価指数のような指数は、以下のような分野において、世  
 8 界に分散しているロータリーの支出を正しく反映しない。  
 9 ● ロータリーの支出の大半は、職員の報酬とロータリアンの旅費・宿泊費であり、  
 10 これらは、単独の消費者物価指数に正しく反映されない。  
 11 ● ロータリーの支出の 10 パーセントは、米国以外で発生し、各地のインフレ率と雇  
 12 用状況に影響されるが、これらの要因は単独の消費者指数に反映されない。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-102

夫婦が同じクラブの会員である場合に 1 名分の人頭分担金を免除する件

提案者: Tupanciretã ロータリークラブ (ブラジル、第 4660 地区)  
承認者: 第 4660 地区決議会 (ブラジル、Rio Grande do Sul、Cruz Alta) にて承認 (2014 年 8 月 9 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191 ページ)。  
2

## 3 第 17 条 財務事項 4

### 5 17.030. 会費 6

#### 7 17.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う  
9 もとする。2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年  
10 ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度  
11 以降には半年ごとに米貨 28 ドル。法的に婚姻関係にある 2 人が同じクラブの会員であ  
12 る場合、クラブは、1 名分の人頭分担金のみを支払うものとする。クラブは、半期報告書  
13 でこれを RI に通知しなければならない。人頭分担金は、規定審議会によって改正され  
14 るまで変更されないものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

15 本制定案の目的は、夫婦が同じクラブに所属する場合に人頭分担金の支払いに表さ  
16 れる費用を減らすことである。その即時的効果として、配偶者のクラブ入会が促進され、  
17 ロータリー会員数が大幅に増加する可能性がある。人頭分担金はクラブにより支払われ  
18 るため、クラブはこの支払いの管理も行い、これを半期報告書に記録する。

### 財務上の影響

19 本制定案は国際ロータリーの収入を減らし、経費を増やす結果をもたらすと思われる。  
20 人頭分担金を支払う会員数が減少すれば、収入は減ることになる。その影響は、配偶  
21 者が同じクラブに所属する会員の数により異なる。  
22

- 23 • 2014 年 10 月のクラブ会員データによると、ロータリーの全世界データベースで  
24 配偶者も会員として報告されている会員の数はおよそ 11,000 名であり、そのうち  
25 約 8,200 名が同じクラブに所属している。2014-2015 年度の人頭分担金 54 米ド

1           ルを基に、8,200 名が人頭分担金を支払う義務がなくなると仮定すると、これによ  
2           っておよそ 221,000 米ドルの収入減となる。

3

4           • 婚姻関係に関する会員データは一貫して記録されておらず、データ更新が行わ  
5           れていない。同じクラブの会員として報告される配偶者の数が増えれば、収入に  
6           さらに大きく影響することになる。

7

8           経費の増加は、会員の婚姻関係を適切に記録し、適切にクラブに請求するために必要  
9           なプロセスとテクノロジーの改良にかかる費用によるものである。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

#### メモ

# 制定案 16-103

追加会費の規定を改正する件

提案者: Mumbai Borivali East ロータリークラブ(インド、第 3140 地区)  
承認者: 第 3140 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191～192 ページ)。  
2

## 3 第 17 条 財務事項 4

### 5 17.030. 会費 6

#### 7 17.030.2. 追加会費

- 8 a) 各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドル、または次回に予  
9 定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額を RI に支払  
10 わなければならない。クラブが RI に支払うべき会費の最低額はないものとする。  
11 臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早  
12 い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に  
13 出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てる  
14 ために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定  
15 めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。さらに、  
16 b) 広報専用の資金を設立するため、各クラブは会員 1 名につき半年ごとに 1 米ド  
17 ルまたはその相当額を半期人頭分担金とともに支払うものとし、その資金はできる  
18 だけ同じロータリー年度に使用されるものとする。この追加会費は規定審議会に  
19 より変更されない限り、同じ額を維持するものとする。この追加会費は、広報費用  
20 に使途を制限した別個の資金として保持されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 21 ロータリーが、世界で「よいこと」をする事業に携わっているにもかかわらず広報に不得  
22 手であることは、十分裏付けられた事実である。一般の人びとがロータリーに対して抱く  
23 イメージを改善するには、現在ロータリーが広く行っている公共イメージ活動は不十分  
24 である。本制定案は、ロータリーおよびロータリアンの取り組みを強化するため、RI に毎  
25 年 240 万米ドルの追加資金をもたらすものである(金額は現在の会員数による)。この  
26 資金は、RI、地区、クラブによる広報活動のみに使われ、それ以外の目的では使用され  
27 ない。これにより、会員増強にもよい影響が及ぶ。

## 財務上の影響

- 1 本制定案の結果、RIの人頭分担金収入が増加すると思われる。  
2  
3 本制定案により、2016-17年度以降、毎年2米ドルの追加会費が提供される。現在の会  
4 員数を基とすると、2016-17年度以降、RIの収入が毎年約240万米ドル増えることとな  
5 る。  
6  
7 本制定案が総支出に与える影響は、理事会が、現在の公共イメージおよびマーケティング  
8 支出額と比較して、毎年どの程度の追加支出を承認するかによって異なる。2011-  
9 12年度以来、公共イメージおよびマーケティングの費用は、人頭分担金からの資金に  
10 加え、一部が理事会により承認された一般剰余金(RIの予備金)からの資金で賄われ  
11 てきた。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



# 制定案 16-104

各クラブが最低 10 名分の人頭分担金を支払うことを規定する件

提案者: RI 理事会  
Indore Uptown ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)  
承認者: 第 3040 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 15 日～12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 191 ページ)。

2

3 第 17 条 財務事項

4

5 17.030. 会費

6

7 17.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う  
9 もとする。2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年  
10 ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度  
11 以降には半年ごとに米貨 28 ドル。ただし、各クラブは、2016-17 年度以降には半年ごと  
12 に少なくとも米貨 280 ドルを RI へ支払うものとする。人頭分担金は、規定審議会によっ  
13 て改正されるまで変更されないものとする。

14

15 17.030.2. 追加会費

16 各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドル、または次回に予定され  
17 ている審議会の予測経費を賄うに足りると理事会が決定した額を RI に支払わなければ  
18 ならない。クラブが RI に支払うべき会費の最低額はないものとする。クラブの会員数が  
19 10 名未満である場合、そのクラブは会員が 10 名いる場合と同額になるよう追加してこ  
20 の会費を支払うものとする。臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会  
21 合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規  
22 定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に  
23 充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定  
24 めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

25 本制定案は、RI 細則を改正し、各クラブが最低 10 名分の人頭分担金を支払うよう規定  
26 するものである。新クラブは最低 20 名の創立会員を有するよう義務づけられている。し  
27 かし、全世界にはクラブ設立に必要な 20 名を下回るクラブが約 9,000 あり、会員数 10  
28 名未満のクラブは 1,100 以上ある。本制定案は、各クラブが会員 10 名分を支払うという

- 1 要件を再び確立しようとするものである。これにより、小規模クラブの会員増強のモチベーションが高まる可能性がある。
- 2

### 財務上の影響

- 3 本制定案の結果、RIの人頭分担金収入が増加すると思われる。2014年10月の会員
- 4 数を基にすると、会員数10名未満のクラブは約1,100ある。本制定案は、会員数9名
- 5 以下のクラブに影響を与えることになる。もし、これらのクラブが27米ドルの半期人頭分
- 6 担金10名分を支払ったとすると、RIの収入は年に約200,000米ドル増加する。しかし、
- 7 9名以下のクラブは、10名分の人頭分担金を支払う代わりに、近隣のほかのクラブと合
- 8 併する可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 制定案 16-105

クラブからの報告および人頭分担金の支払いの期限を RI 理事会が定めることを規定する件

**提案者:** Grass Valley ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
Carson City ロータリークラブ (米国、第 5190 地区)  
**承認者:** 第 5190 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 5～25 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 137 ページ)。  
2

## 3 第 11 条 会費

4 各クラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、細則に定める RI  
5 人頭分担金を、RI に納付するものとする。  
6

7 国際ロータリー細則を次のように改正する。  
8

9 第 3 条(『手続要覧』第 141 ページ)  
10

## 11 第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

### 13 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

#### 15 3.030.1. 不払あるいは会員報告不履行による停止または終結

16 会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課  
17 金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることが  
18 できる。また、期限までに会員の変更を報告しなかったクラブの加盟も、理事会におい  
19 てこれを停止させることができる。  
20

21 第 8 条(『手続要覧』第 156～159 ページ)  
22

## 23 第 8 条 規定審議会

### 25 8.070. 郵便投票による代表議員の選挙

#### 27 8.070.1. 理事会による郵便投票の承認

28 事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または  
29 補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表  
30 議員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れ  
31 なく郵送されるようにしなければならない。推薦は、すべて書面により行われ、そのクラ  
32 ブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの

1 定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦され  
2 た有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵  
3 送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の  
4 氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブ  
5 は、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1  
6 票、端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投  
7 票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払クラブ請求  
8 書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停  
9 止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本  
10 項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

## 11 12 **8.140. 審議会の決定**

### 13 14 **8.140.5. 郵便投票によるクラブの投票**

15 承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場  
16 合、事務総長は、その一時保留後、1カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事  
17 に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成す  
18 るか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有  
19 する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、  
20 さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会閉会に先立つ、  
21 直前の半期人頭分担金支払クラブ請求書の期日におけるクラブの会員数に基づくもの  
22 とする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に  
23 参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、  
24 かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出さ  
25 れなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも2カ月後とする。

26  
27 第11条(『手続要覧』第167～171ページ)

## 28 29 **第11条 会長の指名と選挙**

### 30 31 **11.030. 会長指名委員の選挙**

#### 32 33 **11.030.4. クラブの投票**

34 各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25  
35 名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するも  
36 のとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払  
37 クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員として  
38 の資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

#### 39 40 **11.070. クラブによる追加指名**

41 指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名すること  
42 ができる。

1 11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

2 11月15日の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日直前のクラブ請  
3 求書の時点でRIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持(支持の少なく  
4 とも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない)を受  
5 けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミニーは、第11.100.節の規  
6 定に従って投票に付されるものとする。11月15日の時点において、対抗候補者が、所  
7 定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣  
8 言するものとする。

9  
10 **11.100. 郵便投票**

11 会長選挙が第11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、そ  
12 の手続は次のように行われる。

13  
14 **11.100.4. クラブの投票**

15 各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25  
16 名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するも  
17 のとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払  
18 クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員として  
19 の資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

20  
21 第12条(『手続要覧』第173～176ページ)

22  
23 **第12条 理事の指名と選挙**

24  
25 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出**

26  
27 **12.020.9. 指名委員を郵便投票で選挙**

28 事情により必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票  
29 によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員候補者を推薦するよう  
30 公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなけ  
31 ればならない。推薦はすべて書面で行い、そのクラブの会長および幹事がこれに署名  
32 しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに  
33 届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せ  
34 た投票用紙を作らせこれを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。  
35 ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請  
36 した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数  
37 25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の  
38 割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直  
39 前の半期人頭分担金支払クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。た  
40 だし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する  
41 権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目  
42 的とした委員会を任命することができる。

1 **12.030. 郵便投票手続**

2 第 12.020.節の規定により、郵便投票によって理事ノミニーの選出をする場合、その手  
3 続は次に規定する通りとする

4  
5 **12.030.5. クラブの投票**

6 各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25  
7 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するも  
8 のとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払  
9 クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員として  
10 の資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11  
12 第 13 条(『手続要覧』第 180 ページ)

13  
14 **第 13 条 ガバナーの指名と選挙**

15  
16 **13.040. 郵便投票の書式**

17  
18 **13.040.1. クラブの投票**

19 各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25  
20 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するも  
21 のとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払  
22 クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員として  
23 の資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラ  
24 ブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投  
25 じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、  
26 所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

27  
28 第 15 条(『手続要覧』第 184 ページ)

29  
30 **第 15 条 地区**

31  
32 **15.050. 地区大会および地区決議会での投票**

33  
34 **15.050.1. 選挙人**

35 地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその  
36 地区の年次地区大会および地区決議会(開催される場合)に送るものとする。会員数が  
37 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名  
38 の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選  
39 挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ  
40 資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有す  
41 る、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭  
42 分担金支払クラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟

1 会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないもの  
2 とする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が1票を投じるため  
3 には地区大会または地区決議会に出席しなければならない。

4  
5 第17条(『手続要覧』第191～192ページ)

## 6 7 第17条 財務事項

### 8 9 17.020. クラブ報告

10 毎年7月1日および1月1日、または理事会により定められたほかの期日に、各クラブ  
11 は、同日におけるそのクラブの会員数を、理事会により指定された方法で理事会に証明  
12 しなければならない。この証明書は~~クラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総~~  
13 ~~長に送付されなければならない~~。証明されたクラブ報告は、~~クラブ会員に配布されるも~~  
14 ~~のとする~~。

### 15 16 17.030. 会費

#### 17 17.030.1. 人頭分担金

18 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにRIに年間人頭分担金を  
19 支払うものとする。~~2013-14年度には半年ごとに米貨26ドル50セント、2014-15年度に~~  
20 ~~は半年ごとに米貨27ドル、2015-16年度には半年ごとに米貨27ドル50セント、2016-~~  
21 ~~17年度以降には半年ごとに米貨28ドル年額米貨56ドル~~。人頭分担金は、規定審議  
22 会によって改正されるまで変更されないものとする。

#### 23 24 17.040. 支払時期

##### 25 17.040.1. 人頭分担金の支払期日

26 毎年7月1日および1月1日、または理事会により定められたほかの期日を会費支払  
27 期日とし、第17.030.1.項に定められた基準に基づいて支払うものとする。ただし、第  
28 17.030.2.項の下に支払う会費は、7月1日または理事会により定められた期日を支払  
29 期日とし、支払うものとする。

##### 30 31 17.040.2. 比例人頭分担金

32 クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、会費を支払う次の半期期  
33 間が始まるまで比例人頭分担金を支払うものとする。会員となってから丸1カ月ごとに  
34 支払うべき額は、人頭分担金の12分の1とする。しかし、比例人頭分担金は、第4.030.  
35 項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払う  
36 ことはないものとする。比例人頭分担金は7月1日と1月1日または理事会により定め  
37 られた期日に支払うものとする。この人頭分担金は、規定審議会だけが変更できる。

##### 38 39 17.040.4. 新クラブ

40 クラブは、加盟が承認された日付後の、第17.040.1.項に基づく人頭分担金の支払期日  
41 半期まで、会費支払の義務を課せられないものとする。

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 212 ページ)。

### 3 第 14 条 ロータリーの雑誌

4 第 1 節 — 購読義務。RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適  
5 用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌また  
6 は RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を  
7 購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、雑誌を合同で購  
8 読する選択肢がある。購読料は、理事会により定められた期日に支払われ、購読の  
9 期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続するものと  
10 する。し、1 期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものと  
11 する。

12 第 2 節 — 購読料。購読料は、半年ごとに、~~クラブが~~、その前払金を各会員から徴収し、  
13 RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所  
14 に送金しなければならない。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

15 本制定案は、半期報告書の代わりにクラブ報告書を基に人頭分担金を支払う新しい制  
16 度を反映し、「半期報告書支払期日」を「クラブ請求書の期日」に差し替えるものである。  
17 本制定案はまた、クラブが RI 理事会と協力し、クラブによる人頭分担金の支払日と会  
18 員情報の報告期日を改正することを可能とするものである。これにより、クラブのニーズ  
19 と世界経済の動向により敏感に対応し、最も効率的な人頭分担金支払周期を設定する  
20 ための柔軟性がロータリーにもたらされると思われる。また、本制定案により、クラブが会  
21 員情報を報告する最も効率的な方法を RI 理事会が判断し、期日までに会員情報を報  
22 告しなかったクラブを、RI 理事会が加盟停止とできるようにするものである。

### 財務上の影響

23 本制定案は、クラブ請求書の発行頻度が現在と変わらない限り、国際ロータリーに大き  
24 な財務上の影響を与えることはないと思われる。RI 理事会がクラブ請求書の発行頻度  
25 を減らした場合、本制定案により、RI の費用が減少する可能性がある。RI 理事会が逆  
26 に、クラブ請求書の発行頻度を増やした場合、本制定案により、RI の費用が増加する  
27 可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票



結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-106

立法案の公表に関する要件を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 152 ページ)。

2

3 第 7 条 立法手続

4

5 7.050. 理事会での立法案の審査

6

7 7.050.5. 立法案の公表

8 事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の 9 月 30 日までに、定款細則委員会  
9 により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続  
10 きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに 10 部、規定審議会の全  
11 構成員に 1 部、すべての元理事に 1 部、希望したクラブの幹事に 1 部郵送提供しなけ  
12 ればならないとする。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなけれ  
13 ばならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

14 本制定案は、立法案の公表と回付を簡素化しようとするものである。立法案集を 10 部  
15 郵送するという現行の規定は、電子版の立法案集が容易に入手できなかった時代に定  
16 められたものである。しかし現在は、電子版をロータリーのウェブサイト(rotary.org)で容  
17 易に入手でき、公表されている。本制定案により、郵送による遅れの可能性もなくなる。  
18 本制定案は、RI が立法案を郵送できなくするものではなく、RI がロータリー世界に立法  
19 案を提供する方法を柔軟に選ぶことができるようにするものである。

## 財務上の影響

20 本制定案が採択され、立法案の公表コストが減少しても、この変更により追加会費が同  
21 様に減額されるため、国際ロータリーへの財務上の影響はないと思われる。  
22  
23 事務総長が提供する立法案集の形式によっては、RI の経費が減少する可能性がある。  
24 2012-13 年度における全コスト(印刷版と CD を含む)は約 28,000 米ドルであった。印刷  
25 版が電子版に代わった場合、立法案の公表に必要な印刷費用と郵送費用が減少する  
26 と思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-107

規定審議会における第二副議長を設ける件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 153～157 ページ)。

## 2 3 第 8 条 規定審議会

### 4 5 8.010. 審議会議員

6 審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成さ  
7 れる。

#### 8 9 8.010.2. 議長、第一副議長、第二副議長、議事運営手続の専門家

10 審議会議長、第一副議長、第二副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議  
11 会の直前年度に選出するものとする。第二副議長は、定款細則委員会委員の中から選  
12 出されるものとする。議長、および第一副議長、第二副議長は、議長席にあつて可否同  
13 数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を  
14 有しない議員とする。

#### 15 16 8.040. 役員とその任務

17 審議会の役員は、議長、第一副議長、第二副議長、議事運営手続の専門家  
18 (parliamentarian)、および幹事から成る。

#### 19 20 8.040.2. 第一副議長および第二副議長

21 第一副議長あるいは第二副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務め  
22 るものとする。また、第一および第二副議長は、議長の決定により議長を補佐するもの  
23 とする

#### 24 25 8.080. 通知

#### 26 27 8.080.3. 議長、第一副議長、第二副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公 28 表

29 議長、第一副議長、第二副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長  
30 からすべてのクラブに公表されるものとする。

#### 31 32 8.130. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

33 議長および、第一副議長、第二副議長、ならびにそのほかの定款細則委員会をもって  
34 構成される審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長  
35 となる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 規定審議会は、長時間にわたり、困難の多い会議であるため、審議会の司会は厳しい
- 2 任務であり、時には、審議会の議事進行を援助することを役割とする人が必要となる。こ
- 3 のため、議長のほかに、第一副議長と第二副議長を設けることを推奨する。
- 4
- 5 第二副議長は、定款細則委員会の委員であり、議長または第一副議長の求めに応じて、
- 6 審議会の司会を務めることができる。定款細則委員会の委員を採用するメリットは、同委
- 7 員会の委員が立法案を熟知しており、審議会議長ならびに第一副議長とともに審議会
- 8 運営委員会の委員を務めていることである。

## 財務上の影響

- 9 第二副議長は、定款細則委員会の委員の中から選出されるため、本制定案が、国際ロ
- 10 ーターリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 制定案 16-108

立法案の審議手続きを改正する件

**提案者:** Dunoon ロータリークラブ(スコットランド、第 1230 地区)  
Arlington ロータリークラブ(米国、第 5790 地区)  
**承認者:** 第 1230 地区決議会(スコットランド、Erskine)にて承認  
(2014 年 11 月 12 日)  
第 5790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 21 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 157 ページ)。

2

3 **第 8 条 規定審議会**

4

5 **8.120. 審議会手続**

6

7 8.120.2. 会合に先立つ審議会による立法案の検討

8 8.120.1.項に基づき審議会が採択する手続規則は、審議会が、そのいかなる会合の前  
9 にも、正規に提案された立法案を検討、対応し、どの立法案件を会合で審議するかを  
10 決定すると規定できる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

11 2013-14 ロータリー年度、規定審議会審査委員会は、審議会の効率と効果について審  
12 査を行うための会合をおこなった。委員は全員、2013 年規定審議会で地区の代表議員  
13 を務めた。話し合いの主題の一つは、規定審議会の前に案件を検討することを推奨す  
14 ることだった。

15

16 1995 年以来、審議会代表議員は審議会の週に 196 件から 631 件の立法案を審議して  
17 きた。これは、精神的および身体的に厳しい週となる。前回審議会では、類似する立法  
18 案が多すぎるということが、共通した不満の一つだった。2013 年には、200 の案件のうち、  
19 類似した立法案は 38 件あった。また、賛成または反対の投票が 100 票を下回った立法  
20 案が 31 件あった。規定審議会審査委員会は、これらの案件に審議会の限られた時間  
21 を費やすよりもより良い方法があると信じるものである。

1 本提案は、審議会の手続規則において、全代表議員が集まる審議会会合の前に、立  
2 法案を検討、対応する方法を導入するという可能性を考慮するものである。本制定案に  
3 による改正が行われても、正規に提出された立法案はすべて代表議員によって考察、対  
4 応される。本提案によって、審議会会合において代表議員が最も重要と考える案件の  
5 審議に集中できるようになる。

### 財務上の影響

6 規定審議会のための追加会費による収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
7 本制定案による RI 財務への純増減はないと思われる。

8  
9 2013 会計年度における規定審議会の経費は 300 万ドルだった。経費への影響は、正  
10 規に提出された立法案の審議に必要な新しい手続きと形式、および会合の日数に応じ  
11 て異なる。

12  
13 審議すべき案件の数が少なくなれば、審議会会合の長さが短くなる可能性がある。

- 14  
15 • 仮に審議会会合が 1 日短くなれば、ホテル、食事、設備にかかる経費減少によ  
16 り推定 34 万ドルの経費削減となる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 制定案 16-109

規定審議会の議事録を公開する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区決議会(日本、群馬県、前橋市)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 160 ページ)。

2

3 **第 8 条 規定審議会**

4

5 **8.170. 議事録の開示**

6 各審議会の議事録を記録するものとする。議事録の形式と内容は、審議会議長が決定  
7 するものとする。事務総長は、議事録を要請した人に対し、議事録を 1 部提供するもの  
8 とする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

9 本制定案は、英語で書かれた審議会議事録を、要請に応じて代表議員に提供するよう  
10 RI 細則を改正するものである。規定審議会は RI 唯一の立法機関であり、議事録の公  
11 開は、その後の審議会に提出される立法案の質を向上させる。

## 財務上の影響

12 本制定案により、国際ロータリーの経費が増加する可能性があるが、現時点でその額を  
13 定することはできない。追加経費は、議事録の形式とその詳細さの度合い、また議事録  
14 提供の方法によると思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 制定案 16-110

規定審議會を4年に1度とする件

- 提案者:** Lens-Liévin ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)  
Blanquefort en Médoc ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区)  
Hendaye ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区)  
Saint Jean de Luz-Urrugne-Ciboure Côte Basque ロータリークラブ  
(フランス、第 1690 地区)  
Yeongcheon ロータリークラブ (韓国、第 3630 地区)
- 承認者:** 第 1520 地区決議会 (フランス、Arras) にて承認  
(2014 年 12 月 5 日)  
第 1690 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 25 日～12 月 12 日)  
第 3630 地区決議会 (韓国、Gyeongsang、Pohang) にて承認  
(2014 年 5 月 9 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 136 ページ)。

2

## 3 第 10 条 規定審議會

4

5 **第 2 節 — 時期および場所。**規定審議會は 34年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれか  
6 の月、できれば 4 月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこ  
7 れを決定する。ただし、理事会全体の 3 分の 2 の賛成票で決定されるような、財政的  
8 その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議會は国際ロータリー世界本部の近隣地  
9 域において開催されるものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

10 本制定案は、規定審議會の計画期間を引き延ばすために、審議會を 4 年に 1 度開くよ  
11 う RI 定款を改正するものである。

12

13 本制定案の意図は次の通りである。

14

- 15 1) ロータリアン一人当たり 1 米ドル 50 セントの現在の追加会費を維持しつつ、規定審  
16 議會に関して発生した経費を拡散すること。
- 17 2) 地区大会の前にクラブの立法案を考察するための十分な時間と、各審議會後に改  
18 訂版「手続要覧」を出版するための十分な時間を与え、地区大会が開かれる期間を  
19 考慮すること。

- 1 3) 審議会に提出される立法案の数を減らすため、クラブと地区が類似案件を統合する  
2 ことを奨励すること。  
3  
4 4) 重要性とその影響が明らかにされるべき提案について、次回の審議会までにオンラ  
5 インで討議することを促進する可能性を高めること。

### 財務上の影響

- 6 規定審議会のための追加会費による収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
7 本制定案による RI 財務への純増減はないと思われる。  
8  
9 2013 会計年度における規定審議会の経費は 300 万ドルだった。仮に規定審議会が 4  
10 年に 1 度開催された場合、約 25% の経費削減となる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 制定案 16-111

規定審議会を8月、9月、10月のいずれかに開催し、立法案提出の時期を改正する件

提案者： 洲本ロータリークラブ(日本、第2680地区)  
承認者： 第2680地区大会(日本、兵庫県、神戸市)にて承認  
(2014年3月2日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第136ページ)。  
2

## 3 第10条 規定審議会 4

5 第2節 — 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの  
6 月、できれば4月、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるもの  
7 とする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の  
8 3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規  
9 定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。  
10

11 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第150～152ページ)。  
12

## 13 第7条 立法手続 14

### 15 7.035. 制定案と決議案の締切日

16 制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31  
17 日午前々年度の6月30日までに、RI事務総長に提出されなければならない。理事会は、  
18 緊要性があると判断した制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日  
19 前年度の6月30日までに、事務総長に提案、提出することができる。審議会または理事  
20 会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行  
21 うことができる。  
22

### 23 7.050. 理事会での立法案の審査

24 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、  
25 欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。  
26

#### 27 7.050.4. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

28 立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出  
29 の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日9月30  
30 日までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第7.050.2.節および第  
31 7.050.3.節の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、  
32 正規の手続きで提出された全立法案を審議会に回付しなければならない。

1 **7.050.5. 立法案の公表**

2 事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の ~~9月30日~~前年度の 3月31日までに、  
3 定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とと  
4 もに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに 10 部、  
5 規定審議会の全構成員に 1 部、すべての元理事に 1 部、希望したクラブの幹事に 1 部  
6 郵送しなければならない。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにし  
7 なければならない。

(本文終わり)

**趣旨および効果**

8 採択制定案が英語圏以外の国や地域において、RIが定めた公式言語に翻訳されるま  
9 までにおおよそ9カ月を要する。規定審議会の開催時期を現在より6カ月ずらすことにより、  
10 採択制定案が適用される年度の少なくとも9カ月前までに規定審議会が開催されるべき  
11 である。

**財務上の影響**

12 本制定案は、現段階では明確にできない財務上の影響を国際ロータリーに与える可能  
13 性がある。費用の増減は審議会が開かれる月により異なる。2013 会計年度の規定審議  
14 会の費用は 300 万米ドルであり、これには 532 人の代表議員が 4 月に審議会開催地  
15 に来るための旅費 180 万米ドルが含まれていた。シカゴで開催される審議会に出席す  
16 るための航空券とホテルの経費は、料金が最も高額な 6 月～8 月には高くなると予想さ  
17 れる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

**メモ**

# 制定案 16-112

立法案を制定案に限定する件

提案者: Taipei Ta-an ロータリークラブ(台湾、第 3480 地区)  
承認者: 第 3480 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 18 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 136 ページ)。  
2

## 3 第 10 条 規定審議会 4

5 **第 5 節 — 制定案と決議案を採択するための臨時会合。** 理事会は、全理事の 90 パー  
6 セントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければなら  
7 ないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会  
8 合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会  
9 合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定  
10 することができる。このような会合で審議される立法案は、RI 組織規定の各所で明記さ  
11 れている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守る  
12 ものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラブ  
13 が行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

14 ~~第 6 節 — 採択された決議。理事会は、規定審議会が終了してから 1 年以内に、審議~~  
15 ~~会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナー~~  
16 ~~に通知するものとする。~~

17  
18 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 150～152 ページ)。  
19

## 20 第 7 条 立法手続 21

### 22 7.010. 立法案の種類

23 組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的と  
24 していない提案は、決議案と称する。  
25

### 26 7.035. 制定案と決議案の締切日

27 制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31  
28 日までに、RI 事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断し  
29 た制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総長に提案、  
30 提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が  
31 閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

1 **7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案**

2  
3 **7.037.2. 欠陥のある立法案**

4 次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- 5 (a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。  
6 (b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。  
7 (c) その採択が法令に反する場合。  
8 ~~(d) 決議の形式をとっているが、組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見~~  
9 ~~表示を必要とする場合。~~  
10 ~~(e)(d) RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正す~~  
11 ~~る場合、または RI 定款に抵触するような形で RI 細則を改正する場合。~~  
12 ~~(f) (e) 管理または施行が不可能な場合。~~

13  
14 **7.050. 理事会での立法案の審査**

15 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、  
16 欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

17  
18 **7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案**

19 理事会(理事会に代わって定款細則委員会)は、~~すべての決議案の本文を審査し、定~~  
20 ~~款細則委員会の助言に基づき RI のプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に~~  
21 ~~回付するよう事務総長に指示しなければならない。定款細則委員会の助言に基づいて、~~  
22 ~~決議案が RI のプログラムの範囲内でない~~と理事会が決定した場合、理事会は、審議の  
23 ため規定審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのように決定した場合、審議会  
24 の開会に先立って提案者にその旨通告しなければならない。この場合、審議会での  
25 決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければ  
26 ならない。

27  
28 **7.050.4. 7.050.3. 審議会に提出する修正案および立法案の回付**

29 立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出  
30 の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日まで  
31 に、提案者から事務総長に提出しなければならない。第7.050.2.節および第7.050.3.節  
32 の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手  
33 続きで提出された全立法案を審議会に回付しなければならない。

34  
35 **7.050.5. 7.050.4. 立法案の公表**

36 事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会  
37 により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続  
38 きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全  
39 構成員に1部、すべての元理事に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければ  
40 ならない。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。  
41 い。



- 1 ~~7.050.6. 7.050.5. 審議会における立法案の審議~~  
2 審議会は、正規の手続で提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審議して  
3 これに対する決定を行わなければならない。  
4  
5 ~~7.050.7. 決議案の採択~~  
6 ~~決議案の形式をとる立法案は、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半~~  
7 ~~数の賛成票で、採択することができる。~~

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 8 ロータリー章典第 28.005.節に従い、3年に1度のみの規定審議会に決議案を提案す  
9 る代わりに、年間を通じて RI 理事会に直接請願書を提出し、具体的な問題を提起す  
10 るほうがより効率的かつ効果的である。また、審議会に提案された決議案の数は激減  
11 している。2007 年は 183 件、2010 年は 96 件、2013 年は 49 件となっており、明らかに、  
12 全世界のクラブと地区が審議会に決議案を提案するのは効果がないと気づいているこ  
13 とを示している。実際に、審議会で賛成票を得て採択された決議案の 90 パーセント以  
14 上は、RI 理事会によるさらなる審査で最終的に否決されている。それまでに投げられた  
15 すべての時間、労力、費用が無駄になっている。審議会では、決議案ではなく、制定  
16 案のみのために会合を開いて投票すれば、RI ならびに代表議員の非常に多くの有  
17 形・無形リソースと時間を確実に節約できる。これは、審議会に関する RI の運営手続  
18 き全般においても有益である。

## 財務上の影響

- 19 規定審議会のための追加会費による収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
20 本制定案は、国際ロータリーの財務に実質的な影響を与えることはないと思われる。  
21  
22 2013 会計年度における規定審議会の経費は 300 万米ドルであった。  
23  
24 2013 年規定審議会では、事務局が受理した立法案の約 37 パーセント(358 件中 132  
25 件)が決議案で、うち 49 件が審議会に提出された。  
26  
27 2010 年規定審議会では、事務局が受理した立法案の約 50 パーセント(345 件中 166  
28 件)が決議案で、うち 92 件が審議会に提出された。  
29  
30 定款細則委員会、審議会運営委員会、職員が、これらの決議案の手続を行う必要がな  
31 くなった場合、経費は減り、規定審議会の日数が短くなり、印刷と郵送にかかる費用も  
32 抑えられる。ただし、理事会への請願書が増加すれば、これまでよりも多くの時間とリ  
33 ソースが必要とされる可能性があるが、この経費は現段階では特定できない。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

折衷案

## 制定案 16-113

決議審議会について規定する件

**提案者:** Dunoon ロータリークラブ(スコットランド、第 1230 地区)  
第 2060 地区(イタリア)  
第 5490 地区(米国)  
Arlington ロータリークラブ(米国、第 5790 地区)  
第 9710 地区(オーストラリア)

**承認者:** 第 1230 地区決議会(スコットランド、Erskine)にて承認  
(2014 年 11 月 12 日)  
第 2060 地区決議会(イタリア、Venezia-Mestre)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 5490 地区決議会(米国、Arizona、Parker)にて承認  
(2014 年 9 月 29 日)  
第 5790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 21 日)  
第 9710 地区大会(オーストラリア、Australian Capital Territory、  
Canberra)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 136 ページ)。

2

### 3 第 10 条 規定審議会

4

5 **第 5 節 — 制定案と決議案立法案を採択するための臨時会合。** 理事会は、全理事の  
6 90 パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなけれ  
7 ばならないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このよ  
8 うな会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨  
9 時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、  
10 決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI 組織規定の各所で明  
11 記されている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守  
12 るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラブ  
13 が行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

14 **第 6 節 — 採択された決議。** ~~理事会は、規定審議会が終了してから 1 年以内に、審議~~  
15 ~~会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに~~  
16 ~~通知するものとする。~~

1 さらに、国際ロータリークラブ細則を次のように改正する。

2  
3 第5条(『手続要覧』第144ページ)

## 4 5 第5条 理事会

### 6 7 5.030. 理事会の決定に対する提訴

8 理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、直前の規定審議会の地区代  
9 表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないもの  
10 とする。提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提  
11 出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければ  
12 ならない。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定後4カ月以内に受理  
13 されなければならない。事務総長はその後90日以内に上述の郵便投票を実施するもの  
14 とする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会長と幹事が証明した  
15 決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区代表議員が審議する  
16 のは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に  
17 予定された規定審議会開催の前3カ月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への  
18 提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出される  
19 ものとする。

20  
21 および第7条(『手続要覧』第150～152ページ)

## 22 23 第7条 立法手続規定審議会

### 24 25 7.010. 立法案の種類

26 規定審議会で審議される立法案は、制定案と見解表明案に限るものとする。組織規定  
27 を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的としていな  
28 い提案は、決議案と称する。RIの立場を表明しようとする提案は、見解表明案と称する  
29 ものとする。

30  
31 (訳注:「見解表明案」は「proposed position statement」の仮訳です。)

### 32 33 7.020. 立法案の提出者

34 立法制定案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、および理事  
35 会が提案できる。見解表明案は理事会のみが提案できる。理事会は、管理委員会の事  
36 前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとする。

### 37 38 7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

39 クラブの立法案制定案は必ず地区大会、地区決議立法案検討会、または RIBI 地区審  
40 議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区決議  
41 立法案検討会、または RIBI 地区審議会に立法案制定案を提出する時間的余裕がな  
42 い場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもでき

1 る。この郵便投票は、第 13.040.節の手續にできるだけ沿った形で行うものとする。事務  
2 総長に送達される立法案制定案には、地区大会や地区決議立法案検討会や RIBI 地  
3 区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナー  
4 の証明書を添付するものとする。いかなる地区も、1 回の規定審議会につき 5 件より多く  
5 の立法案制定案を提案もしくは承認すべきではない。

6  
7 (訳注:「地区立法案検討会」は「district legislation meeting」の仮訳です。)

#### 9 7.035. 制定案と決議案見解表明案の締切日

10 制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31  
11 日までに、RI 事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断し  
12 た制定案を、規定審議会の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総長に  
13 提案、提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案見解表明案につ  
14 いては、規定審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

#### 16 7.037. 正規の手續で提出された立法案、欠陥のある立法案

##### 18 7.037.2. 欠陥のある立法案

19 次の場合、立法案制定案は欠陥があると見なされる。

- 20 (a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。
- 21 (b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。
- 22 (c) その採択が法令に反する場合。
- 23 (d) ~~決議の形式をとっているが、組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見~~  
24 ~~表示を必要とする場合。~~
- 25 (e) (d) RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正  
26 する場合、または RI 定款に抵触するような形で RI 細則を改正する場合。
- 27 (f) (e) 管理または施行が不可能な場合。
- 28 (f) 見解表明の形式をとっているが、RI の見解案を言明していない場合。

#### 30 7.040. 立法案の審査

31 定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、規定審議会に  
32 回付する。また、以下を行うことができる。

34 7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が規定審議会に  
35 回付しないよう理事会に提言する。

37 7.040.6. 第 8.130.2. 9.140.2. 項に定義される他の任務を遂行する。

#### 39 7.050. 理事会での立法案の審査

40 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、  
41 欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

1 7.050.1. 同種の立法案

2 実質的に同種の立法案が提出されている場合、理事会(理事会に代わって定款細則  
3 委員会)は、提案者たちに折衷案を提言できる。提案者たちが折衷案に同意しない場  
4 合、理事会は、定款細則委員会の助言に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨  
5 を最もよく表現するような代案を規定審議会に回付するよう指示できる。このような折衷  
6 案および代案となる立法案は、そのようなものとして別個に指定され、所定の締切日に  
7 拘束されないものとする。

8

9 7.050.2. 規定審議会に回付されない立法案

10 定款細則委員会の助言に基づき、第 7.040.4.項に従い、立法案が正規の手続きで提  
11 出されていないと理事会が判断した場合、理事会はその立法案を審議のため規定審議  
12 会に回付しない旨指示し、また欠陥のある立法案であると理事会が決定した場合、理事  
13 会は、その立法案を審議のため規定審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこの  
14 ような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。いずれの場  
15 合も、規定審議会がこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の  
16 2の同意を得なければならない。

17

18 7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

19 理事会(理事会に代わって定款細則委員会)は、すべての決議案の本文を審査し、定  
20 款細則委員会の助言に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に  
21 回付するよう事務総長に指示しなければならない。~~定款細則委員会の助言に基づいて、~~  
22 ~~決議案がRIのプログラムの範囲内でない~~と理事会が決定した場合、理事会は、審議の  
23 ため規定審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのように決定した場合、審議会  
24 の開会に先立って提案者にその旨通告しなければならない。この場合、審議会での  
25 決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければ  
26 ならない。

27

28 7.050.4. 7.050.3. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

29 立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出  
30 の締切日が延期されない限り、規定審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日  
31 までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第 7.050.2.節および第  
32 7.050.3.節の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、  
33 正規の手続きで提出された全立法案を規定審議会に回付しなければならない。

34

35 7.050.5. 7.050.4. 立法案の公表

36 事務総長は、規定審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委  
37 員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の  
38 手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会  
39 の全構成員に1部、すべての元理事に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなけ  
40 ればならない。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければ  
41 ならない。

1 7.050.6. 7.050.5. 審議会における立法案の審議

2 規定審議会は、正規の手続で提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審  
3 議してこれに対する決定を行わなければならない。

5 7.050.7. 決議案の採択

6 決議案の形式をとる立法案は、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半  
7 数の賛成票で、採択することができる。

9 および第 8 条(『手続要覧』第 153～160 ページ)

11 第 8 条 決議審議会

13 8.010. 決議審議会の会合

14 決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを  
15 通じて招集されるものとする。

17 (訳注:「決議審議会」は「council on resolutions」の仮訳です。)

19 8.020. 決議案

20 決議審議会の意見の表明である案件は、決議案と称するものとする。

22 8.030. 決議案の提出者

23 決議は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

25 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

26 クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会におい  
27 て、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案に  
28 は、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の  
29 票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

31 8.050. 決議案の締切日

32 決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、  
33 RI 事務総長に書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案について  
34 は、決議審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

36 8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

38 8.060.1. 正規の手続で提出された決議案

39 次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

40 (a) それぞれ、細則第 8.050.節に記載されている締切日までに事務総長に送付され  
41 ていること。

42 (b) 決議案の提案者に関する細則の第 8.030.節の規定に合致していること。

1 (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 8.040.節の規定を満たして  
2 いること。

#### 4 **8.060.2. 欠陥のある決議案**

5 次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

6 (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。

7 (b) RI のプログラムの範囲内でない場合。

#### 9 **8.070. 決議案の審査**

10 定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案を点検し、決議審議会に  
11 回付する。また、以下を行うことができる。

13 8.070.1. 正規の手続きで提出された決議案であるか否か、欠陥のある決議案であるか  
14 否かを理事会に提言する。

16 8.070.2. 委員会が欠陥のある決議案であると決定した場合、事務総長が決議審議会に  
17 回付しないよう理事会に提言する。

#### 19 **8.080. 理事会での決議案の審査**

20 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての決議案本文を審査し、  
21 欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする。

#### 23 **8.080.1. 審議会に回付されない決議案**

24 定款細則委員会の助言に基づき、第 8.070.1.項に従い、決議案が正規の手続きで提  
25 出されていない、または欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案を  
26 審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、  
27 事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

#### 29 **8.080.2. 審議会における決議案の審議**

30 決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わな  
31 ければならない。

#### 33 **8.080.3. 決議案の採択**

34 決議案は、決議審議会です投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票で、採択する  
35 ことができる。

### 37 **第 8 9 条 規定審議会規定審議会と決議審議会の議員**

#### 39 **8.010-9.010. 規定審議会と決議審議会の議員**

40 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議  
41 員によって構成される。



1 **8.010.1-9.010.1. 代表議員**

2 第 ~~8.050.9.060~~ 節、第 ~~8.060.9.070~~ 節、および第 ~~8.070.9.080~~ 節の規定により、各地区ご  
3 とに 1 名の代表議員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラ  
4 ブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるもの  
5 とする。代表議員は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員とし  
6 て審議会に 3 回を超えて出席してはならない。

7  
8 **8.010.2-9.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家**

9 審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が規定審議会の直前年度  
10 に選出するし、3 年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。議長お  
11 よび副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができ  
12 るが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

13  
14 **8.010.3-9.010.3. 定款細則委員会**

15 RI 定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を  
16 務める。同委員会は、第 ~~8.130.1.9.140.1~~ 項と第 ~~8.130.2.9.140.2~~ 項に規定する任務と責  
17 務を負うものとする。

18  
19 **8.010.4-9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長**

20 会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有  
21 しない議員とする。

22  
23 **8.010.5-9.010.5. 元会長**

24 すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

25  
26 **8.010.6-9.010.6. 管理委員**

27 管理委員会の選んだロータリー財団管理委員 1 名は審議会の投票権を有しない議員  
28 とする。

29  
30 **8.010.7-9.010.7. 特別議員**

31 会長が任命した場合、3 名まで規定審議会の投票権を有しない特別議員とすることが  
32 できる。この特別議員は、後段の第 ~~8.100.9.110~~ 節に規定する任務と責務を負い、審議  
33 会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

34  
35 **8.020.9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件**

36  
37 **8.020.1-9.020.1. クラブ会員**

38 審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

39  
40 **8.020.3-9.020.3. 資格要件**

41 審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知ってい  
42 なければならない、代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入

1 りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務  
2 を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、規定審議  
3 会に、その会期全体を通じて出席し、決議審議会に積極的に参加しなければならない。

#### 5 8.020.4.9.020.4. 被選資格がない

6 審議会の投票権を有しない議員と、RI もしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、  
7 審議会の投票権を有する議員となることができない。

#### 9 8.030.9.030. 審議会地区代表議員の任務

10 代表議員は、次の任務を有するものとする。

- 11 (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- 12 (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案と決議案を討議すること。
- 13 (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- 14 (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、  
15 立法案に対するそれらの見解を的確に伝えること。
- 16 (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
- 17 (f) 規定審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- 18 (g) 決議審議会に参加すること。
- 19 (g)(h) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- 20 (h)(i) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助する  
21 ために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

#### 23 9.040. 代表議員の任期

24 各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代  
25 表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

#### 27 8.040.9.050. 役員とその任務

28 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹  
29 事から成る。

#### 31 8.040.1.9.050.1. 議長

32 議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定  
33 に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

#### 35 8.040.3.9.050.3. 議事運営手続の専門家

36 副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議  
37 長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

#### 39 8.040.4.9.050.4. 議長

40 事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務  
41 める者を任命することができる。

1 **8.050.9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出**

2  
3 **8.050.1.9.060.1. 選出**

4 代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名  
5 委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開か  
6 れる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定  
7 に矛盾しない限り、第13.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠す  
8 るものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

9  
10 **8.050.3.9.060.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合**

11 代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの  
12 他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

13  
14 **8.060.9.070. 地区大会における代表議員選挙**

15  
16 **8.060.1.9.070.1. 選挙**

17 地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内  
18 の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は  
19 規定審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、規定審議会  
20 の開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙  
21 されるものとする。

22  
23 **8.060.3.9.070.3. 代表議員と補欠議員の選出**

24 過半数の投票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。2票以上  
25 の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者  
26 に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。候  
27 補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が  
28 務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、  
29 投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票に  
30 いて1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員と  
31 なるものとする。

32  
33 **8.060.4.9.070.4. 代表議員の候補者が1名のみ**

34 地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。  
35 ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。ガバ  
36 ナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員として任命する  
37 ものとする。

38  
39 **8.070.9.080. 郵便投票による代表議員の選挙**

40  
41 **8.070.1.9.080.1. 理事会による郵便投票の承認**

1 事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または  
2 補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表  
3 議員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れ  
4 なく郵送されるようにしなければならない。推薦は、すべて書面により行われ、そのクラ  
5 ブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの  
6 定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦され  
7 た有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵  
8 送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の  
9 氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブ  
10 は、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1  
11 票、端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投  
12 票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日におけ  
13 る会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているい  
14 かなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する  
15 郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

#### 16 17 **8.070.2-9.080.2. 郵便投票による選挙**

18 地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議  
19 員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた  
20 月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第 8.070.1-9.080.1 項に掲げられ  
21 ている規定に従って実施されるものとする。

#### 22 23 **8.080.9.090. 通知**

##### 24 25 **8.080.1-9.090.1. 代表議員を事務総長に報告**

26 審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーが事務総長に  
27 報告するものとする。

##### 28 29 **8.080.2-9.090.2. 審議会代表議員の氏名の公表**

30 各審議会招集の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けてい  
31 る審議会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に公表しな  
32 ければならない。

##### 33 34 **8.090.9.100. 信任状委員会**

35 会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開  
36 かれる前に審議会の開催される場所において会合するものとする。この委員会は信任  
37 状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、規定  
38 審議会がこれを審査することができる。

##### 39 40 **8.100.9.110. 特別議員**

41 立法案の公表直後に、規定審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これ  
42 を各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべて

1 を検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択  
2 に対する賛否の意見について規定審議会に情報を提供する用意をしておかなければ  
3 ならない。

#### 5 **8.110.9.120. 規定審議会と決議審議会の定足数**

6 投票権を有する各審議会の議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員  
7 は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会において  
8 は、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

#### 10 **8.120.9.130. 審議会手続**

##### 12 **8.120.1.9.130.1. 会議運営手続規則**

13 第 **8.130.9.140.** 節の規定に従って、規定審議会はその都度、議事の運営に必要と考  
14 える手続規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければなら  
15 ず、次の規定審議会に変更されるまで有効とされるものとする。各決議審議会は、審議  
16 会運営委員会により採択された会議運営手続規則に従って実施されるものとする。

##### 18 **8.120.2.9.130.2. 異議の申し立て**

19 議長のかかる裁定にも規定審議会に異議を申し立てることができる。議長の決定を覆  
20 すためには規定審議会の過半数の投票が必要とされる。

#### 22 **8.130.9.140. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務**

23 議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。  
24 審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

##### 26 **8.130.1.9.140.1. 審議会運営委員会の任務**

27 審議会運営委員会は規定審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨す  
28 るし、決議審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を採択するものとする。ま  
29 た、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠  
30 陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を規定審議会のために起  
31 草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮で  
32 きるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個  
33 所の修正を明示した規定審議会報告書を作成する。

##### 35 **8.130.2.9.140.2. 定款細則委員会委員の他の任務**

36 定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを  
37 承認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員  
38 会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をす  
39 べて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥につい  
40 て規定審議会に報告する準備をしなければならない。

1 **8.140.9.150. 審議会の決定**

2 **8.140.1.9.150.1. 議長の報告**

3 審議会議長は、審議会終了後 10 日以内に、規定審議会と決議審議会の決定に関する  
4 詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

6 **8.140.2.9.150.2. 事務総長の報告**

7 事務総長は、各クラブの幹事に対し、規定審議会または決議審議会が採択した立法案  
8 または決議のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を各審議会閉会  
9 後 2 カ月以内に送付するものとする。報告書には、規定審議会の行った決定に対し、  
10 反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなけれ  
11 ばならない。

13 **8.140.3.9.150.3. 審議会の決定に関する反対**

14 立法案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの  
15 書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている  
16 期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総  
17 長の報告の郵送後少なくとも 2 カ月後とする。事務総長は、規定審議会の決定に対し  
18 て反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にする  
19 ものとする。

21 **8.140.4.9.150.4. 審議会の決定の一時保留**

22 立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも 5 パーセントに相当する  
23 クラブが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。

25 **8.140.7.9.150.7. 投票結果**

26 クラブが投じる投票数の過半数が規定審議会の決定に反対した場合、このような立法  
27 案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合につ  
28 いては、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活するものとする。

30 **8.140.8.9.150.8. 審議会決定の発効日**

31 各立法案について規定審議会または決議審議会の行った決定は本細則第 **8.140.4**  
32 **9.150.4.**項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の 7 月 1  
33 日にその効力を生じるものとする。

35 **8.150.9.160. 開催地の選定**

36 RI 定款第 10 条第 2 節の規定に従って、規定審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、  
37 ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わな  
38 なければならない。

40 **8.160.9.170. 審議会の臨時会合**

1 **8.160.1.9.170.1. 通知**

2 規定審議会の臨時会合は RI 定款第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することがで  
3 きる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 60 日前までにガバナー  
4 ーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の代  
5 表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告する  
6 ものとする。

7  
8 **8.160.2. 代表議員**

9 ~~臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人~~  
10 ~~が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議~~  
11 ~~会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることがで~~  
12 ~~きず、その意思もない場合、ガバナーあるいは本細則の下に資格を持つガバナーから~~  
13 ~~指名された別の人が、地区内クラブを代表するものとする。~~

14  
15 **8.160.3.9.170.2. 制定案の採択**

16 規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の 3 分の 2 の賛  
17 成投票が必要とされるものとする。

18  
19 **8.160.4.9.170.3. 手続**

20 通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次  
21 の二つは例外とされる。

22  
23 **8.160.4.2.9.170.3.2. 決定に対する反対の意思表示**

24 クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、  
25 2 カ月以内にその意思表示をしなければならない。

26  
27 **8.160.5.9.170.4. 決定の発効日**

28 クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場  
29 合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してか  
30 ら 2 カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、  
31 その決定は、第 ~~8.1409.150~~ 節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものと  
32 する。

33  
34 および第 15 条 (『手続要覧』第 183～185 ページ)

35  
36 **第 15 条 地区**

37  
38 **15.040. 地区大会および地区決議立法案検討会**

39  
40 **15.040.1. 時と場所**

41 ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所におい  
42 て、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地

1 区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。  
2 RI 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。また、地区はガバナーが決定した時と場所で地区決議立法案検討会を開催することができるが、  
3 その場合は、21 日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。  
4  
5

### 6 15.040.3. 地区大会および地区決議立法案検討会の決定

7 地区大会および地区決議立法案検討会はその地区内の重要な事柄について勧告を  
8 採択することができる。ただしこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの  
9 精神と理念に沿うものでなければならない。各地区大会および地区決議立法案検討  
10 会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、  
11 これに関する決議を採択することができる。  
12

## 13 14 15.050. 地区大会および地区決議立法案検討会での投票

### 15 16 15.050.1. 選挙人

17 地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその  
18 地区の年次地区大会および地区決議立法案検討会(開催される場合)に送るものとする。  
19 会員数が 25 名以上のクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、  
20 さらに 1 名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは  
21 1 名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 名の選挙  
22 人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 名の選挙人を持つ資  
23 格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半  
24 期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員と  
25 しての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。  
26 各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地  
27 区大会または地区決議立法案検討会に出席しなければならない。  
28

### 29 15.050.2. 地区大会および地区決議立法案検討会の投票手続

30 地区大会または地区決議立法案検討会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバ  
31 ナーノミーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、ガバナー指名委員会  
32 の構成および職務権限、規定審議会と決議審議会<sup>1</sup>の地区クラブ代表議員および補欠  
33 議員の選挙、ならびに地区の 1 人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地  
34 区決議立法案検討会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するも  
35 のとする。しかし、選挙人は、誰でも大会または地区決議立法案検討会に提出されたい  
36 かなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に  
37 限りこれを行うことができるものとする。ガバナーノミーの選出、理事指名委員会の委  
38 員と補欠委員の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会と決  
39 議審議会<sup>1</sup>の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙のために投票をする際に、2 票  
40 以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとし  
41 る。候補者が 3 名以上おり、単一移譲式投票を必要とする、または用いる投票の場合、



- 1 2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとす
- 2 る。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 3 現在の形式では、規定審議会で制定案と決議案の両方を審議し、投票している。2013
- 4 年、審議会に回付された200件中49件が決議案であった。決議案は請願書としてRI
- 5 理事会の各会合に直接提出できるが、提案者はしばしば、RI理事会で案件が検討さ
- 6 れる前に審議会代表議員の支持を得ておくことを望む。49件の決議案のうち、19件は
- 7 早期にRI理事会で検討されることを条件に2013年審議会への提出が撤回された。残
- 8 り30件は審議会へ送られ、これらの決議案の討議と投票に半日が費やされた(審議会
- 9 の会期は4日間であった)。
- 10
- 11 決議審議会を毎年オンラインで開催すれば、決議案により迅速に対応できると同時に、
- 12 審議会代表議員による検討と支持を得られる。また、規定審議会全体を開催することな
- 13 く、新しいアイデアを検討する頻度が増え、直接顔を合わせる規定審議会では、限られ
- 14 た時間を制定案と見解表明のみに費やすことができるだろう。

	規定審議会	決議審議会
頻度	3年に1度	毎年
開催日	4月、5月、または6月	特定なし
場所	世界本部の近く	オンラインフォーラム
投票者	代表議員	代表議員
審議される立法案	制定案と見解表明	決議案
立法案の締切日	審議会の前年度の 12月31日	審議の前年度の 6月30日

修正	可	不可
緊要性のある理事会からの 制定案	審議会開催年度の 12月31日	該当せず
理事会からの見解表明案の 締切日	審議会が閉会するまで	該当せず
理事会からの決議案の締切 日	該当せず	審議会が閉会するまで
立法案集の発行	審議会開催年度の 9月30日	特定なし

### 財務上の影響

- 1 規定審議会のための追加会費による収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
2 本制定案は、国際ロータリーの財務に実質的な影響を与えることはないと思われる。  
3 2013 会計年度における規定審議会の費用は、300 万米ドルであった。  
4  
5 費用への影響は、規定審議会の会合期間がどれだけ短くなるかにより、これはオンライン  
6 会合にかかる毎年の費用増額により相殺される。  
7  
8 • 例えば、規定審議会の会合が1日短くなった場合、ホテル、食事、機材にかかる  
9 費用が減り、推定 340,000 米ドルの節約となる。  
10  
11 • 決議審議会を毎年オンラインで開催する場合の費用は、このオンライン会合に  
12 必要なものや形式によって異なる。新しいテクノロジーの開発と導入、手続きを  
13 サポートするための毎年の運営費、翻訳と通訳、委員会と職員によるサポートと  
14 いった費用が含まれると思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 制定案 16-114

代表議員が3年の任期を務めることを規定する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第144ページ)。

2

## 3 第5条 理事会

4

### 5 5.030. 理事会の決定に対する提訴

6 理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、~~直前の~~規定審議会の地区代  
7 表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないもの  
8 とする。提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提  
9 出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければ  
10 ならない。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定後4カ月以内に受理  
11 されなければならない。事務総長はその後90日以内に上述の郵便投票を実施するもの  
12 とする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会長と幹事が証明した  
13 決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区代表議員が審議する  
14 のは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に  
15 予定された規定審議会開催の前3カ月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への  
16 提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出される  
17 ものとする。

18

19 さらに、第8条を次のように改正する(『手続要覧』第155ページ)。

20

## 21 第8条 規定審議会

22

### 23 8.040. 代表議員の任期

24 各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代  
25 表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで在任するものとする。

26

27 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

28

### 29 8.160. 審議会の臨時会合

30

#### 31 8.160.2. 代表議員

32 ~~臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人~~  
33 ~~が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議~~  
34 ~~会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることがで~~  
35 ~~きず、その意思もない場合、ガバナーあるいは本細則の下に資格を持つガバナーから~~  
36 ~~指名された別の人が、地区内クラブを代表するものとする。~~

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 1 RI 細則は、規定審議会の開かれる 2 年前の年度に審議会代表議員を選出すると規定
- 2 している一方で、代表議員の任期には触れていない。任期を追記することで、各代表議
- 3 員が 3 年任期を務めることが明確に規定される(例えば、2019 年規定審議会の代表議
- 4 員は、2017 年 7 月 1 日に就任し、2020 年 6 月 30 日まで在任する)。

### 財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 制定案 16-115

いかなるロータリアンも代表議員として2回を超えて規定審議会に出席してはならないと規定する件

**提案者:** Ensenada ロータリークラブ(メキシコ、第 4100 地区)  
Tepic ロータリークラブ(メキシコ、第 4150 地区)  
**承認者:** 第 4100 地区大会(メキシコ、Baja California、Mexicali)にて承認  
(2014年3月29日)  
第 4150 地区大会(メキシコ、Guanajuato、Guanajuato)にて承認  
(2014年5月3日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 153 ページ)。

2

3 **第 8 条 規定審議会**

4

5 **8.010. 審議会議員**

6 審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成さ  
7 れる。

8

9 **8.010.1. 代表議員**

10 第 8.050.節、第 8.060.節、および第 8.070.節の規定により、各地区ごとに 1 名の代表議  
11 員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合の  
12 よい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員  
13 は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に 3回  
14 2回を超えて出席してはならない。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

15 本制定案は、いかなるロータリアンも投票権のある議員として2回を超えて規定審議会  
16 に出席できないことを規定するために、RI 細則を改正するものである。これにより、より  
17 多くの地区役員が審議会で地区を代表する機会を得ることができる。

## 財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



折衷案

## 制定案 16-116

規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件

**提案者:** 第 6040 地区(米国)  
Hamilton Place (Chattanooga) ロータリークラブ(米国、第 6780 地区)

**承認者:** 第 6040 地区大会(米国、Missouri、Kansas City)にて承認  
(2014 年 11 月 8 日)  
第 6780 地区決議会(米国、East Tennessee)にて承認  
(2014 年 10 月 8 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 153～159 ページ)。  
2

### 3 **8.010. 審議会議員**

4 審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成さ  
5 れる。  
6

#### 7 **8.010.1. 代表議員**

8 第 8.050.節、第 8.060.節、および第 8.070.節の規定により、各地区ごとに 1 名の代表議  
9 員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合の  
10 よい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。審議会議  
11 合への出席を決める目的で、各地区は、理事会により定められた方法でほかの 1 地区  
12 と組み合わせられる。組み合わせられた地区の代表議員 2 名のうち、1 名のみが各審議  
13 会合に出席する。組み合わせられた地区は審議会議合に交代で代表議員を派遣する  
14 ものとする。審議会議合に出席する代表議員は投票権を有する議員とする。いかなるロ  
15 ータリアンも、代表議員として審議会議合に 3 回を超えて出席してはならない。

#### 17 **8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件**

##### 19 **8.020.3. 資格要件**

20 審議会議合の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知ってい  
21 なければならず、代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入  
22 りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務  
23 を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、審議会議  
24 への出席を指定された際は、その会期全体を通じて出席しなければならない。  
25

##### 26 **8.030. 審議会議地区代表議員の任務**

27 代表議員は、次の任務を有するものとする。

28 (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。

- 1 (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。  
2 (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。  
3 (d) 出席する際は、審議会に提出された立法案のすべてに批判的検討を加え、審議  
4 会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。  
5 (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。  
6 (f) 出席する際は、審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。  
7 (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。  
8 (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するた  
9 めに、いつでも地区内クラブの相談にのること。

#### 11 **8.040. 代表議員の任期**

12 各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代  
13 表議員は、6年間、または後任者が選出、証明されるまで在任するものとする。

#### 15 **8.040.8.050. 役員とその任務**

16 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹  
17 事から成る。

##### 19 **8.040.1.8.050.1. 議長**

20 議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定  
21 に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

##### 23 **8.040.2.8.050.2. 副議長**

24 副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議  
25 長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

##### 27 **8.040.3.8.050.3. 議事運営手続の専門家**

28 議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言す  
29 るものとする。

##### 31 **8.040.4.8.050.4. 幹事**

32 事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務  
33 める者を任命することができる。

#### 35 **8.050.8.060. 指名委員会手続による代表議員の選出**

##### 37 **8.050.1.8.060.1. 選出**

38 代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名  
39 委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、6年に1度、審議  
40 会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本  
41 節の規定に矛盾しない限り、第13.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続き

1 に準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないもの  
2 とする。

#### 3 4 **8.060.8.070. 地区大会における代表議員選挙**

##### 5 6 **8.060.1.8.070.1. 選挙**

7 地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内  
8 の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は、  
9 6年に1度、審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、審議  
10 会の開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選  
11 挙されるものとする。

##### 12 13 **8.080.8.090. 通知**

##### 14 15 **8.080.2.8.090.2. 審議会代表議員の氏名の公表**

16 審議会の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議  
17 会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に公表しなければ  
18 ならない。

##### 19 20 **8.110.8.120. 審議会の定足数**

21 投票権を有する審議会議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投  
22 票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委  
23 任状による代理者の投票を認めないものとする。

##### 24 25 **8.160.8.170. 審議会の臨時会合**

##### 26 27 **8.160.2.8.170.2. 代表議員**

28 臨時会合で地区内クラブ、組み合わせ地区を代表するのは、理事会が定めた方法によ  
29 り、2地区を代表するよう1地区から選ばれた一番最近の審議会代表議員である。この  
30 人がどちらも代表議員を務めることができず、その意思もない場合、組み合わせ地区は  
31 一番最近の規定審議会補欠議員2名のうち1名を地区の代表者とするものとする。こ  
32 の人もまたどちらの補欠議員も代表議員を務めることができず、その意思もない場合、  
33 ガバナーあるいは本細則の下に資格を持つガバナーから指名された別の人が、組み  
34 合わせ地区内クラブを代表するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 規定審議会審査委員会は、2013-14 ロータリ一年度に会合を開き、審議会の効率と効  
2 果を審査した。全委員とも 2013 年審議会の地区の代表議員であった。委員会会合で  
3 話し合われた主題の一つは、代表議員の数を減らす方法を推奨することだった。  
4  
5 現行の形式による審議会の懸念の一つは、有意義な討議を行い真の変化をもたらすに  
6 は規模が大きすぎる点である。本制定案は、各地区がこれまで通りに代表議員を選出  
7 するが、その任期を 6 年とし、組み合わせ地区と交代で代表議員を審議会に派遣する  
8 というものである。

## 財務上の影響

- 9 規定審議会のための追加会費からの収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
10 本制定案は、最終的に、国際ロータリーに財務上の影響を与えることはないと思われる。  
11  
12 2013 会計年度における規定審議会の費用は 300 万米ドルで、これには審議会に出席  
13 するための代表議員 532 名分の旅費、180 万ドルが含まれていた。  
14  
15 各地区がほかの 1 地区と組み合わせられ、両地区を代表する代表議員 1 名が規定審議  
16 会に派遣された場合、全地区から 1 名ずつ代表議員が派遣された場合と比べ、268 名  
17 分少なくなり、推定 1,150,000 米ドルの節約となる。内訳は以下の通り：  
18  
19     • 航空券、宿泊費、食費にかかる費用 900,000 米ドル  
20     • 会場、通訳機器、交通、印刷、その他の雑費にかかる費用 250,000 米ドル

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

## メモ

折衷案

## 制定案 16-117

規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件

**提案者:** 第 2060 地区(イタリア)  
Peoria North ロータークラブ(米国、第 5490 地区)  
**承認者:** 第 2060 地区決議会(イタリア、Mestre-Venezia)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 5490 地区決議会(米国、Arizona、Parker)にて承認  
(2014 年 9 月 29 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条(『手続要覧』第 144 ページ)

4

5 **第 5 条 理事会**

6

7 **5.030. 理事会の決定に対する提訴**

8 理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、直前の規定審議会の地区代  
9 表議員投票権を有する議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆  
10 すことができないものとする。提訴は、クラブが、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、  
11 正式に事務総長に提出しなければならない。24 クラブのうち少なくとも半数は別の地区  
12 内のクラブでなければならない。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定  
13 後 4 カ月以内に受理されなければならない。事務総長はその後 90 日以内に上述の郵便  
14 投票を実施するものとする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会  
15 長と幹事が証明した決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区  
16 代表議員投票権を有する議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかとい  
17 うことだけである。ただし、事務総長が次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内  
18 に提訴を受理した場合、理事会決定への提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを  
19 決定するため、規定審議会に提出されるものとする。

20

21 および第 8 条(『手続要覧』第 153～159 ページ)

22

23 **第 8 条 規定審議会**

24

25 **8.010. 審議会議員**

26 審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成さ  
27 れる。各ゾーンを代表するのは、ゾーン内の地区が選出した代表議員から選ばれる 9  
28 名の投票権を有する議員とする。

1 **8.010.1. 代表議員**

2 第 8.050.節、第 8.060.節、および第 8.070.節の規定により、各地区ごとに 1 名の代表議  
3 員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合の  
4 よい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員  
5 は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員投票権を有する議員  
6 として審議会に 3 回を超えて出席してはならない。

7  
8 **8.030. 審議会地区代表議員の任務**

9 代表議員は、次の任務を有するものとする。

- 10 (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。  
11 (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。  
12 (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。  
13 (d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、立法案に  
14 対する見解を的確に伝えること。  
15 (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。  
16 (f) 選ばれた場合には、審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。  
17 (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。  
18 (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するた  
19 めに、いつでも地区内クラブの相談にのること。

20  
21 **8.040. 代表議員の任期**

22 各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の 7 月 1 日に始まるものとする。各代  
23 表議員は、3 年間、または後任者が選出、証明されるまで在任するものとする。

24  
25 **8.040. 8.050. 役員とその任務**

26 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹  
27 事から成る。

28  
29 **8.040.1. 8.050.1. 議長**

30 議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定  
31 に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

32  
33 **8.040.2. 8.050.2. 副議長**

34 副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議  
35 長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

36  
37 **8.040.3. 8.050.3. 議事運営手続の専門家**

38 議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言す  
39 るものとする。

1 **8.040.4. 8.050.4. 幹事**

2 事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務  
3 める者を任命することができる。

5 **8.050. 8.060. 指名委員会手続による代表議員の選出**

7 **8.050.1. 8.060.1. 選出**

8 代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名  
9 委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、審議会の開かれる  
10 2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛  
11 盾しない限り、第 13.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するもの  
12 とする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

14 **8.050.2. 8.060.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合**

15 指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を  
16 務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべての元ガバナーを指名委員  
17 会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

19 **8.050.3. 8.060.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合**

20 代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの  
21 他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

23 **8.060. 8.070. 地区大会における代表議員選挙**

25 **8.060.1. 8.070.1. 選挙**

26 地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内  
27 の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は  
28 審議会が開かれる 2 年前の年度に行うものとする。RIBI においては、審議会の開かれ  
29 る年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるも  
30 のとする。

32 **8.060.2. 8.070.2. 推薦**

33 地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示して  
34 いる者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員の候補者として  
35 推薦できる。クラブは、その推薦を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹  
36 事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会におい  
37 てクラブの選挙人に提示されるものとする。

39 **8.060.3. 8.070.3. 代表議員と補欠議員の選出**

40 過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。2 票以上の票を有するクラブの  
41 すべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場  
42 合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。候補者が 2 名しかいない

1 場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合  
2 にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投  
3 票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者  
4 が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。

#### 6 ~~8.060.4.~~ 8.070.4. 代表議員の候補者が1名のみ

7 地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。  
8 ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。ガバ  
9 ナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員として任命する  
10 ものとする。

#### 12 ~~8.060.5.~~ 8.070.5. クラブから代表議員を推薦

13 候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められる  
14 には、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブ  
15 の会長と幹事の両方が署名するものとする。

### 17 8.080. 指名委員会手続による投票権を有する議員と補欠議員の選出

#### 19 8.080.1. 指名委員会手続の一般規定

20 規定審議会の投票権を有する議員と補欠議員は、指名委員会手続によって選出される  
21 ものとする。指名委員はゾーン全域から集めるものとする。

#### 23 8.080.2. 指名委員会の構成

24 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンに含まれる地区内クラブによって各地区か  
25 ら1名選ばれた委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーン内のクラブの会  
26 員で、委員を務める時点でパストガバナーでなければならない。各委員はそれぞれ1  
27 票を投じる権利を有するものとする。

#### 29 8.080.3. 選挙

30 第8.080.8.項と第8.080.9.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠  
31 委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

#### 33 8.080.4. 推薦

34 地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員候補者として推薦すること  
35 ができる。ただし、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければなら  
36 ない。クラブは、そのような推薦を書式で証するものとする。この証明には、クラブ会長と  
37 幹事の署名が含まれなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大  
38 会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、指名委員  
39 の選挙に1票を投じることができる。



1 **8.080.5. 指名委員と補欠委員**

2 過半数の票を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補  
3 欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務  
4 める。

6 **8.080.6. 指名委員として公表された候補者**

7 地区で指名委員に指名された者が1名のみの場合、投票は必要とされない。このよう  
8 な場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

10 **8.080.7. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合**

11 委員も補欠委員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会  
12 員を指名委員に指名することができる。

14 **8.080.8. 指名委員を郵便投票で選挙**

15 事情により必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票  
16 によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員候補者を推薦するよう  
17 公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなけ  
18 ればならない。推薦はすべて書面で行い、そのクラブの会長および幹事がこれに署名  
19 しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに  
20 届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せ  
21 た投票用紙を作らせこれを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。  
22 ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請  
23 した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数  
24 25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の  
25 割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直  
26 前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟  
27 会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないもの  
28 とする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会  
29 を任命することができる。

31 **8.080.9. 郵便投票による選挙**

32 地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員を郵  
33 便投票によって選出することができる。この郵便投票は、第8.080.8.項に掲げられてい  
34 る規定に従って、該当年度の5月15日までに実施しなければならない。

36 **8.080.10. 第8.080.節に定められていない不測の事態**

37 票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、  
38 理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

40 **8.080.11. 招集者、会合の日時と場所、議長の選挙**

41 投票権を有する議員が選ばれる年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会  
42 委員の中から指名委員会の招集者を指名するものとする。理事会は、会合を開くべき

1 場所を指定する。このような会合は、次の9月15日から30日までの間に開かなければ  
2 ならない。委員会はその会合の際、委員の1人を議長に選ぶものとする。

#### 4 **8.080.12. 推薦の提出**

5 事務総長は、7月1日までに、各ゾーンからの議員の氏名を転送するものとする。推薦  
6 は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出するものとする。その推薦書は9  
7 月1日までに招集者気付で指名委員会のもとに届いていなければならない。

#### 9 **8.080.13. 指名委員会の会合**

10 委員会は、翌9月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものと  
11 する。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。ただ  
12 し、投票権を有する議員の被指名者を選出するには、単一移譲式投票を行うものとする。  
13 指名委員会の議長は投票権を有する議員と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。  
14 しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。委員  
15 会は当該ゾーンのクラブの会員で、地区代表議員として選出された人の中から投票権  
16 を有する議員と補欠を指名するものとする。

#### 18 **8.080.14. 委員会の指名**

19 委員会は、ゾーンを代表する9名の投票権を有する議員と3名までの補欠議員を指名  
20 する責任を有する。

#### 22 **8.080.15. 委員会の選出報告**

23 委員会がゾーンから投票権を有する議員を指名するに当たっては、委員会会合後10  
24 日以内に事務総長にその報告を提出するものとする。10月15日までに、事務総長は  
25 指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知するものとする。

#### 27 **8.080.16. ノミニーが任務を果たせない場合**

28 委員会の会合において選出された投票権を有する議員が任に就くことができない場合、  
29 委員会は先に選んだ補欠を自動的に指名するものとする。補欠が選出されなかった場  
30 合、指名委員会が1名を任命できる。

#### 32 **8.080.17. 対抗候補者の推薦**

33 ゾーン内のクラブも対抗候補者を推薦できる。ただし、対抗候補者は、地区代表議員と  
34 して選出されており、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければなら  
35 ない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手続を経て採択されたクラブ決議に従って  
36 提出するものとする。決議は地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければ  
37 ならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、投票権を有する議員を  
38 選出するゾーン内の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は  
39 地区大会または郵便投票で得るものとする。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し  
40 て書式で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、その用意があ  
41 るという対抗候補者の書面による意思表示を必要とする。前述の手続は当該年の12月  
42 1日までに完了しなければならない。

1 **8.080.18. 投票権を有する議員の公表、郵便投票による選出**

2 事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった場合、会長は、  
3 指名委員会が選出した人をそのゾーンからの投票権を有する議員として公表するものと  
4 する。その公表は12月15日までに行うものとする。12月1日までに、事務総長が対抗  
5 候補者の推薦と同意書を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補  
6 者の中から1名の投票権を有する議員を選ぶことは、第8.090.節に従って郵便投票で  
7 行われるものとする。

8  
9 **8.090. 郵便投票手続**

10 第8.080.節の規定により、郵便投票によって投票権を有する議員の選出をする場合、  
11 その手続は次に規定する通りとする。

12  
13 **8.090.1. 投票**

14 ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。

15  
16 **8.090.2. 投票委員会**

17 会長は、投票を審査し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

18  
19 **8.090.3. 投票用紙の書式**

20 事務総長は、投票用紙(単一移譲式投票の投票による場合には、その様式の投票用  
21 紙)を準備する。各投票用紙には、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資  
22 料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は、理事会が定めた書式に記載  
23 するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の  
24 氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の  
25 氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、  
26 指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

27  
28 **8.090.4. 投票用紙の受理締切日**

29 事務総長は、投票用紙を、次の12月31日までに、当該ゾーン内の各クラブ宛に郵送  
30 するものとする。この投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務  
31 総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送する。

32  
33 **8.090.5. クラブの投票**

34 各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25  
35 名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するも  
36 のとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払  
37 期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止さ  
38 れているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

39  
40 **8.090.6. 投票委員会と報告**

41 投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これ  
42 を数える。この会合は3月5日までに開催するものとする。投票委員会は、開票結果の

1 報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証するものとする。

### 3 8.090.7. 投票の集計

4 過半数を得た9名が、投票権を有する議員の被指名者として公表されるものとする。集  
5 計に当たっては、3名までの補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択  
6 票をすべて算入するものとする。

### 8 8.090.8. 投票権を有する議員の発表

9 会長は、3月10日までにこのような郵便投票によって選出された投票権を有する議員  
10 の氏名を発表するものとする。

### 12 8.090.9. 同数の場合

13 郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度の郵便投票が必要とされる。事務総長  
14 は投票用紙の準備と郵送を監督する。投票用紙には、第1次郵便投票で最高得票を  
15 得た候補者たちの氏名を記載する。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該  
16 ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送する。この投票用紙は、記入の上、次の5  
17 月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送す  
18 る。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、こ  
19 れを数える。そのような会合は5月5日までに開くものとする。投票委員会は、開票結  
20 果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証する。会長は、5月10日ま  
21 でに当該ゾーン内の全クラブに対して、投票権を有する議員を通知するものとする。

### 23 8.090.10. 期間の延長

24 特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用される本節の期日を変更  
25 できる権限を有するものとする。

27 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

## 29 8.160. 8.180. 審議会の臨時会合

### 31 8.160.2. 8.180.2. 代表議員

32 臨時会合で地区内クラブゾーンを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である審  
33 議会代表を務めるよう一番最近に選出された9名の投票権を有する議員である。こ  
34 の人が代表議員投票権を有する議員を務めることができず、その意思もない場合、地  
35 区ゾーンは一番最近の規定審議会補欠議員の一人を地区ゾーンの代表者とするもの  
36 とする。このどの人もまた代表議員を務めることができず、その意思もない場合、ガバナー  
37 —あるいはゾーンは、本細則の下に資格を持つガバナーから指名された別の人ロータ  
38 リアンがを、地区内クラブを代表ゾーンの代表者として任命するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 趣旨および効果

1 規定審議会審査委員会は、2013-14 ロータリー年度に会合を開き、審議会の効率と効  
2 果を審査した。全委員とも 2013 年審議会の地区の代表議員であった。委員会会合で  
3 話し合われた主題の一つは、代表議員の数を減らす方法を推奨することだった。

4  
5 審議会について挙げられた懸念の一つは、地区の規模が不均一であるにもかかわらず  
6 1 地区が 1 票を有するため、小規模地区の代表議員は大規模地区よりも大きな発言権  
7 を持つ点である。1 ゾーンにつき 9 名の代表議員へ変更することで、この格差を最小限  
8 に抑えられる。ゾーンにはほぼ同じ数の会員が含まれるよう設計されており、より均等に  
9 会員を代表できる。

10  
11 本制定案による変更では、地区が代表議員を選出し、その中から、指名委員会が 9 名  
12 のゾーン代表議員と 3 名までの補欠を選出する。

13  
14 代表議員の数を約 530 名から 306 名へと減らすことでより効果的な討議ができることと  
15 ともに、各ゾーンの地区を十分に代表できる。さらに、2013 年審議会の開催費用は約 300  
16 万米ドルであり、そのうち出席者の旅行、ホテル宿泊、経費が最も大きな割合を占め約  
17 180 万米ドルであった。代表議員の数を 40 パーセント削減することは審議会費用を大  
18 幅に下げることになると思われる。

## 財務上の影響

19 規定審議会のための追加会費からの収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
20 本制定案は、国際ロータリーの財務に実質的な影響を与えることはないと思われる。

21  
22 2013 会計年度における規定審議会の費用は 300 万米ドルで、これには審議会に出席  
23 するための代表議員 532 名分の旅費 180 万ドルが含まれていた。

24  
25 計 34 の各ゾーンから 9 名の投票権を有する議員が規定審議会に出席した場合、各地  
26 区から 1 名の代表議員が出席した場合と比べ、議員の数が 226 名少なくなり、推定  
27 1,000,000 米ドルの節約となる。内訳は以下の通り：

- 28
- 29 ● 航空券、宿泊費、食費にかかる費用 800,000 米ドル
- 30 ● 会場、通訳機器、交通、印刷、その他の雑費にかかる費用 200,000 米ドル

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-118

ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件

提案者： RI 理事会

- 1 国際組織、国内組織、地元組織との協力と協議の下に行われているロータリーのポリオ  
2 プラス・プログラムにおける究極の目標は、すべてのポリオウイルスの世界的撲滅の認  
3 定である。  
4  
5 2016年規定審議会の決議により、国際ロータリーは、  
6  
7 ● すべてのポリオウイルスの世界的撲滅の認定という目標が当組織の最優先事項で  
8 あることを支持し承認する。  
9  
10 ● すべてのポリオウイルスの撲滅が認定されるまで、ほかのいかなる全組織的プロ  
11 ジェクトも行われるべきではないことを支持する。  
12  
13 ● 2004年規定審議会の決議 04-525に基づき、後続の審議会により承認されな  
14 い限り、ほかのいかなる全組織的プログラムも採択しないことを確認する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 15 本決議案は、すべてのポリオウイルスの世界的撲滅の認定という目標がRIの最優先事  
16 項であることを承認し、その認定が達成されるまでほかのいかなる全組織的プロジェクト  
17 も採択されるべきではないことを支持し、後続の規定審議会により承認されるまでほか  
18 のいかなる全組織的プロジェクトも採択しないことを確認するものである。

## 財務上の影響

- 19 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ



# 決議案 16-119

5月を「女性を称える月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 6890 地区(米国)  
**承認者:** 第 6890 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 8～29 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、5月を「Celebrate Women Month」
- 2 (仮訳「女性を称える月間」)と定めることで、世界中の女性と少女を認知かつ尊重し、ま
- 3 た教育、識字、保健、栄養、子どものニーズの充足、住宅、仕事、保護、生存の分野に
- 4 おいて、女性と子どもの利益を拡大する取り組みを支援し称えるプログラム、プロジェク
- 5 ト、活動を制定することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 6 今日の複雑な世界では、女性と少女は事実上、あらゆる社会において不可欠な存在で
- 7 ある。世界人口の約 50%を占め、子どもを宿すのは女性であり、多くの文化圏において
- 8 は育児と介護の主な担い手である。しかしながら、数百万人の女性および少女が基本
- 9 的な教育と識字能力を身につける機会を奪われ、適切な医療と配慮を受けることもでき
- 10 ない。事実、多くの文化圏で女性は売買や取引の対象となる財産と見なされている。10
- 11 億人もの女性が暴力と非人道的行為の被害者であり、多くは人身売買の犠牲となっ
- 12 ている。

- 13
- 14 世界最古かつ最大の奉仕団体である RI が女性に入会の門戸を開いた 1987 年以降、
- 15 ロータリーにおける女性の役割はクラブ、地域、国際的レベルで拡大している。現在、
- 16 女性は RI 会員の 15%以上を占め、インターアクト、ローターアクト、地域社会共同隊、
- 17 国際奨学生、ロータリーの学友、その他のプログラムにも多数参加している。

- 18
- 19 ロータリーのカレンダーで 5 月を「女性を称える月間」と指定することで、世界中の女性
- 20 のニーズに取り組むプログラム、プロジェクト、活動に焦点を当てる絶好の機会となると
- 21 思われる。これにより、ロータリークラブと地区は、教育、識字率、医療、身の安全、職業
- 22 教育と職業訓練、リーダーシップ、平和と紛争解決などの分野、ならびに現代の女性が
- 23 直面する多くの問題といった分野を問わず、世界中の女性が直面している多くの課題
- 24 に対処し解決するための革新的アイデアを提案、実行できると考えられる。

- 25
- 26 今日の私たちの取り組みこそが、明日の世界の女性と子どもにより良い未来をもたらす
- 27 ことになるであろう。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、財務的影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額
- 2 を特定することはできない。費用は、この目的を達成するために RI 理事会が提供する
- 3 支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

# 決議案 16-120

5月を「公共イメージと認知向上月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Los Álamos de Monterrico ロータリークラブ (ペルー、第 4455 地区)  
**承認者:** 第 4455 地区大会 (ペルー、Ica) にて承認  
(2014 年 5 月 23～25 日)

- 1 ロータリーの戦略計画の優先項目の一つは、公共イメージと認知度の向上である。
- 2
- 3 ロータリークラブと地域社会における適切な推進活動を通じて、ロータリーがその活動
- 4 に相応しい評価を受けることが重要である。
- 5
- 6 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、5月を「公共イメージと
- 7 認知向上月間」とし、RI の特別月間に含めることを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 8 本決議案の目的は、公共イメージがクラブと地区の活動の重要な一部であることを推進
- 9 することである。戦略的優先項目に焦点を当てることで、より強いクラブをつくり、行動型
- 10 の奉仕を実践し、好ましい公共イメージが生まれ、それらがロータリーの未来を形づくっ
- 11 ていくこととなる。

## 財務上の影響

- 12 本決議案は財務的影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額を
- 13 特定することはできない。費用は、この目的を達成するために RI 理事会が提供する支
- 14 援の範囲と内容によって異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

# 決議案 16-121

環境保全啓発デーの設立を検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Salvador-Pituba ロータリークラブ(ブラジル、第 4550 地区)  
**承認者:** 第 4550 地区大会(ブラジル、Bahia、Ilhéus)にて承認  
(2014年5月2日)

- 1 種の絶滅の主な原因は、無秩序な森林破壊、農業制度の拡大、都市化と公害による自然環境の悪化である。  
2  
3  
4 この問題は重要であり、すべての国家は、現在と将来の世代のより良い生活の質と繁栄を保証するという環境保全の懸念を抱いている。さらにロータリーが故パウロ V.C. コスタ元 RI 会長の創設した「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」プログラムを数年間実施したという事実がある。  
5  
6  
7  
8  
9 すべてのロータリークラブは、宣伝用資料を使い、目標となるメッセージを(再生紙に)印刷した情報パンフレットを配布し、クラブと地区の公式ウェブサイト、ロータリーのウェブサイト、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、ソーシャルメディアで環境保全に関する情報ならびに「環境保全啓発デー」の情報を多くの人々に知らせ、地域の広場、学校、大学、住宅、商業施設、ショッピングモール、ビーチなどさまざまな場所でこの日を記念するイベントを開催できる。  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、6月5日をロータリーの環境保全啓発デーとして制定することを検討するものとする。  
17

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 18 1972年12月15日、国連総会は決議2994 (XXVII)により、スウェーデンのストックホルム  
19 で開催された「国連人間環境会議」(通称ストックホルム会議)の初日を記念して6月5日  
20 を世界環境デーとして制定した。この会議には113カ国と250の非政府組織が出席し、  
21 その主なテーマは、人類が生じさせる環境の悪化、生存のリスク、生物多様性の保全の  
22 必要性であった。  
23  
24 この日が重要なのは、大気、土壌、水の汚染、森林伐採、生物多様性と飲料水の減少、  
25 オゾン層破壊、植生および森林の破壊、動物の絶滅などに関する議論がこの会議にお  
26 いて行われるためである。  
27 6月5日をロータリーの環境保全啓発デーとして正式に認定することは、人類の利益の  
28 ため資源の利用と環境に対する姿勢の変化に関するロータリアン、若者、地域社会の

- 1 意識向上、コミットメント、参加を通じて、ロータリーのクラブおよび地域にとって社会的
- 2 責任を果たす機会の増加につながる。

### 財務上の影響

- 3 本決議案は、RIに財務的影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 4 ことはできない。費用は、この目的を達成するために RI 理事会が提供する支援の範囲
- 5 と内容により異なる

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

## 決議案 16-122

「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」を RI の公式プログラムに含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Blanquefort en Médoc ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区)  
Saint Jean de Luz-Urrugne-Ciboure Côte Basque ロータリークラブ  
(フランス、第 1690 地区)

**承認者:** 第 1690 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 25～12 月 12 日)

1 過去数十年間、多大な損壊と人的被害を伴う自然災害が頻発し、その影響がすべての  
2 大陸に及び、深刻な生態上の危機をもたらしている。

3  
4 著名な科学者による研究によって議論の余地のない結果が出ていることを考えれば、  
5 私たちは一致結束して、継続的に、責任をもって行動を起こさなければならない。

6  
7 自然サイクルの不安定化、資源の不足と枯渇、水と空気の汚染は大きな危険性をはら  
8 んでいる。

9  
10 RI は、パウロ V. C. コスタ元会長の主導により環境問題への対応を行っていたことがあ  
11 り、それは国連を含む国際組織に評価されていた。

12  
13 実り少ない国際的会合では、この緊急事態に対応することはできない。

14  
15 地球はかつてないほど脆弱化しており、人間による活動が地球と人類を危険にさらして  
16 いる。

17  
18 ロータリアンの第一の義務は、若い世代の模範となることである。

19  
20 RI の戦略計画は、地球と人類の未来の危険に対して会員が真の認識を持つよう、私た  
21 ちが一致結束することを指示している。

22  
23 ロータリーの使命はまた、生態系に影響するこの課題および地球に対する尊重につい  
24 て、認識を高め、行動を喚起する上で主要な役割を果たすことである。

25  
26 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI の公式プログラムと  
27 して「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」を長期的に採択、推進、支援  
28 することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 決議案本文で説明された通り。

## 財務上の影響

- 2 本決議案は、国際ロータリーの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額
- 3 を特定することはできない。
- 4
- 5 「われらの天体、地球の保全」を RI 常設プログラムに含める場合、RYLA の経費と青少
- 6 年交換プログラムの経費の間に相当する年間経費がかかると考えられ、その額は年間
- 7 10 万ドル～40 万ドルと予想される。
- 8
- 9 費用は、RI 理事会により提供される支援の範囲と内容によって異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ



## 決議案 16-123

環境問題への意識啓発を検討するよう RI 理事会に要請する件

- 提案者:** Harrogate ロータリークラブ (英国、第 1040 地区)  
第 1080 地区 (英国)  
Loddon Vale ロータリークラブ (英国、第 1090 地区)  
Sidmouth ロータリークラブ (英国、第 1170 地区)  
Ruthin ロータリークラブ (英国、第 1180 地区)  
Bretby ロータリークラブ (英国、第 1220 地区)
- 承認者:** 第 1040 地区決議会 (英国、North Yorkshire、York) にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 1080 地区大会 (英国、Norfolk、Diss) にて承認  
(2014 年 3 月 27 日)  
第 1090 地区大会 (英国、Oxon、Henley) にて承認 (2014 年 4 月 2 日)  
第 1170 地区決議会 (英国、Devon、Tiverton) にて承認  
(2014 年 4 月 17 日)  
第 1180 地区決議会 (英国、Wales、Wrexham) にて承認  
(2014 年 10 月 21 日)  
第 1220 地区決議会 (英国、Nottinghamshire、Mansfield) にて承認  
(2014 年 12 月 2 日)

- 1 気候変動、人口増加、きれいな水の不足は、世界文明が直面している最大の課題に数
- 2 えられており、世界有数の国際的人道組織である国際ロータリーがこの課題に取り組む
- 3 ための方針を実行することが極めて重要である。
- 4
- 5 ロータリーの価値は、環境破壊により最も大きな影響を受ける貧しい人々を支援すること
- 6 にあるが、現在、RI において環境保護への注目度は比較的に低く、これを高める必要
- 7 がある。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次の点について検討す
- 10 るものとする。
- 11
- 12 1) 持続可能な主な環境問題に対する関心を高め、この関心を人道的・社会的プログラ
- 13 ムならびに個人の生活の両方に反映させることをロータリアンに奨励すること
- 14
- 15 2) われらの天体、地球の保全 (Preserve Planet Earth) を RI 常設プログラムとして追加
- 16 すること

(本文終わり)

## 趣旨および効果

1 本決議案は、主な持続可能な環境問題に対する関心の向上と、この関心を人道的・社  
2 会的プログラムならびに個人の生活の両方に反映させることをロータリアンに奨励するこ  
3 とを検討するようRI 理事会に要請するものである。また、故パウロ V.C. コスタ元RI会長  
4 によって設立された「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」をRI常設プロ  
5 グラムの一つとして加えることを検討するようRI 理事会に要請するものである。現在、ク  
6 ラブは「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」の下に国際奉仕プロジェク  
7 トを実施できるが、この問題はロータリー世界にとってははるかに大きな重要性を持つもの  
8 であり、RIの常設プログラムにすべきであると考えられる。

9

10 本決議案における「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」の定義とは以  
11 下の通り:

12 国際ロータリーの常設プログラムは、8つの国連ミレニアム開発目標のうち7つと連携し  
13 ている。残念ながら、8つ目の「環境の持続可能性」は含まれておらず、ロータリーは「環  
14 境の持続可能性」に関しては事後対応型組織(問題に正面から取り組むより結果に対  
15 処している)と見なされているため、本決議案は積極的に取り組むため方針の重点を変  
16 えることを求める。

17

18 「地球保護(Protection of Planet Earth)」の定義は次の通り:将来の世代がニーズを満た  
19 す能力を損なうことなく現在のニーズを満たし、人類の生活の質を改善しながら地球が  
20 生態系を支える容量の範囲内で生活し、地球上で最も複雑なシステムである人類の文  
21 化と生物界との現状では阻害的な関係の安定化を目指して人類が生きること。

## 財務上の影響

22 本決議案は、RIの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を特定するこ  
23 とはできない。

24

25 「われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)」をRI常設プログラムとして追加す  
26 るには、RYLAの経費と青少年交換プログラムの経費の間に相当する年間経費がかか  
27 ると考えられ、その額は年間10万ドル~40万ドルと予想される。

28

29 費用は、RI理事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 決議案 16-124

水質改善と衛生の分野におけるプログラムの開発を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 6890 地区(米国)  
承認者： 第 6890 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 8～29 日)

- 1 これらのプロジェクトの費用対効果は、費用 1 ドルにつき経済効果 4 ドルである。
- 2
- 3 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、世界中すべての人に恩
- 4 恵をもたらす水質改善と衛生関連のプログラム、プロジェクト、活動の分野において、追
- 5 加プログラムの開発に積極的にあたることを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 6 信じがたい話だが、年間で推定 340 万人もが水と衛生に関連する原因で死亡しており、
- 7 このうち 99%が発展途上国で起きている。この統計には、汚染水により蔓延した病気によ
- 8 って衰弱している数百万人は含まれていない。さらに、7 億 8000 万人以上、つまり世
- 9 界で 9 人に 1 人がきれいな水を利用できない。
- 10
- 11 毎分 1 人以上の子どもが水を介する病気で命を落とし、女性と子どもは 1 日に推計 2
- 12 億時間も水汲みに費やしている。25 億人という驚愕すべき数の人々が不衛生な環境に
- 13 暮らしている。水と衛生のプロジェクトに 1 ドルを費やすと 4 ドルの経済効果が生まれる
- 14 ということに気づけば、この悲惨な状況はさらに受け入れがたいものとなる。
- 15
- 16 各国政府、非政府組織、地方、州、国内のグループおよび国際的グループとの協力関
- 17 係を持ち、世界でも独自の立場にあるロータリーは、この問題に関して大きな影響力を
- 18 持つ最適な担い手となれる。120 万人を超えるボランティア会員を擁するロータリーは
- 19 (ロータリーの世界ポリオ撲滅活動で証明されたように)、この大規模な人道的ニーズを
- 20 満たすための取り組みを強化・調整し、総力を結集させることができる。ロータリーはリー
- 21 ダーシップを発揮して、この取り組みにおいて焦点を絞った世界規模の影響力を及ぼ
- 22 すことができる。
- 23
- 24 よって、RI 理事会は、世界中すべての人に恩恵をもたらす水質改善と衛生関連のプロ
- 25 グラムと活動の分野において、各プロジェクトを調整するための追加プログラムを開発す
- 26 べきであると思われる。この取り組みにおいてロータリーが実施する活動はすべて、現
- 27 在の、そして未来の子どもたちの生活の質の飛躍的な改善につながる。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーおよびロータリー財団に与える可能性が
- 2 あるが、現時点でその額を特定することはできない。費用は、プログラムの開発と維持の
- 3 ために提供される追加支援の範囲と内容により異なる。水と衛生はロータリー財団の 6
- 4 つの重点分野のひとつである。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

## 決議案 16-125

女性に対する暴力撲滅をRI戦略計画の目標と目的に含むことを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Chauny ロータリークラブ(フランス、第 1670 地区)  
**承認者:** 第 1670 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 15 日)

- 1 世界人権宣言の前文にはこう書かれている: 人類社会のすべての構成員の固有の尊
- 2 厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義および
- 3 平和の基礎であり、男女の同権についての信念を再確認し、「一層大きな自由のうちで
- 4 社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意した」。
- 5
- 6 同宣言の第一条および第二条は、すべての人間は、生れながらにして自由であり、か
- 7 つ、尊厳と権利について平等であると定めている。人間は、理性と良心を授けられてお
- 8 り、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない、性などいかなる事由による差別
- 9 をも受けることない。
- 10
- 11 1993 年 12 月 20 日に採択された決議案 48/104 において、国連総会は、すべての人間
- 12 の平等、安全、自由、保全および尊厳に関する権利および原則の女性に対する普遍的
- 13 適用の緊急な必要性を認識している。
- 14
- 15 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)は2013年6月
- 16 の文書において、女性に対する暴力は最も組織的かつ広範囲に行われている人権侵
- 17 害の形式のひとつであると宣言している。
- 18
- 19 世界保健機関が2013年6月21日に発表した報告書では、世界で女性の3人に1人が被
- 20 っている身体的あるいは性的暴力は、公衆衛生上の大きな問題であると指摘されてい
- 21 る。
- 22
- 23 妊娠・出産をするのは女性であり、国／人の教育は、家族制度の中心である女性を通じ
- 24 て伝えられる。
- 25
- 26 世界規模で活動を行い人道的取り組みに従事するRIは、この問題を看過することはで
- 27 きない。
- 28
- 29 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、女性に対する暴力撲滅
- 30 を RI 戦略計画の目標と目的に含むことを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 女性に対する暴力は、女性の3人に1人が被害者となっている世界的な問題であり、健
- 2 康上ならびに社会的、経済的、倫理的に深刻な影響を及ぼす。RIはこの問題を看過
- 3 できない。
- 4
- 5 信念によって動かされているRIのクラブおよび会員は、この取り組みを支援するため、
- 6 この問題に対する関心を高め、情報を提供し、救済施設や助言と援助を提供する活動
- 7 の推進に同意する。

## 財務上の影響

- 8 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 9 額を特定することはできない。費用は、この目的を達成するためにRI理事会が提供する
- 10 支援の範囲と内容により異なる

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



## 決議案 16-126

性器切除の防止を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件

- 提案者:** 第 1390 地区(フィンランド)  
第 2290 地区(ノルウェー)  
第 2320 地区(スウェーデン)  
第 2330 地区(スウェーデン)  
第 2340 地区(スウェーデン)  
第 2350 地区(スウェーデン)  
第 2370 地区(スウェーデン)  
第 2380 地区(スウェーデン)  
第 2390 地区(スウェーデン)  
第 2400 地区(スウェーデン)  
Lismore ロータリークラブ(オーストラリア、第 9640 地区)
- 承認者:** 第 1390 地区大会(フィンランド、Ylöjärvi)にて承認  
(2014 年 10 月 4 日)  
第 2290 地区大会(ノルウェー、Kristiansand)にて承認  
(2014 年 9 月 6 日)  
第 2320 地区決議会(スウェーデン、Arvidsjaur)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)  
第 2330 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月)  
第 2340 地区大会(スウェーデン、Örebro)にて承認  
(2014 年 10 月 25 日)  
第 2350 地区大会(スウェーデン、Stockholm)にて承認  
(2014 年 11 月 22 日)  
第 2370 地区大会(スウェーデン、Strängnäs)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 2380 地区大会(スウェーデン、Mullsjö)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)  
第 2390 地区決議会(スウェーデン、Borrby)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 2400 地区大会(スウェーデン、Karlskrona)にて承認  
(2014 年 10 月 5 日)  
第 9640 地区大会(オーストラリア、Queensland)にて承認  
(2014 年 11 月 28 日)

- 1 何千人という少女が、毎日のように性器切除にさらされている。

1 世界の一部の地域では、性器切除を違法とする法律がない。  
2  
3 性器切除は、宗教的または文化的伝統によって正当化することはできない。  
4  
5 性器切除は人道的犯罪である。  
6  
7 性器切除は激しい痛みと苦しみが伴い、時には死に至る事もある拷問である。  
8  
9 性器切除には生涯続く身体的・精神的苦しみが伴う。  
10  
11 四つのテストの2つ目は、「みんなに公平か」である。  
12  
13 性器切除はこの慣習の犠牲者にとって明らかに公平ではない。  
14  
15 四つのテストの4つ目は、「みんなのためになるかどうか」である。  
16  
17 性器切除は明らかにこの慣習の犠牲者のためにならない。  
18  
19 ロータリーは人類のために活動する団体であり、声を上げることのできない罪なき若者  
20 の声を代弁するべきである。  
21  
22 ロータリーの目的の第4項は、「奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワーク  
23 を通じて、国際理解、親善、平和を推進すること」である。  
24  
25 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、女性の性器切除を防止  
26 する取り組みを、ロータリーのすべてのレベル、また、ほかの国際的団体と協力すること  
27 によって支援することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

28 本決議案は、女性の性器切除を防止する取り組みを支援するよう国際ロータリー理事  
29 会に要請するものである。  
30  
31 2014年2月6日の国連の「国際女性性器切除根絶の日」に際し、潘基文事務総長は  
32 次の声明を発表した。  
33  
34 「少女や女性の切除が、開発のため、宗教上、あるいは健康上の理由で正当化される  
35 ことはないのです。これは“伝統”であると主張する人もいます。しかし忘れてはなら  
36 ないのは、奴隷制も、いわゆる名誉殺人も、その他の非人道的な行為も、同様の脆弱な  
37 主張によって擁護されているという点です。長年存在しているからといって、有害な慣習  
38 の継続が正当化されることはないのです。人を卑しめ、人間性を奪い、傷付けるような

- 1 “伝統”はすべて人権侵害であり、根絶されるまで積極的に反対しなければならないもの  
2 です」  
3  
4 潘事務総長の声明はさらに続く。  
5  
6 「国連およびパートナー機関は、叱責または屈辱を伴わない性器切除根絶に向けた文  
7 化に配慮した価値ある活動を行っています」  
8  
9 地域に根付いて活動する世界有数の組織として 200 カ国あまりに会員を擁するロータリ  
10 ーは、国連および加盟国による女性性器切除の慣習の廃止に向けた取り組みに参加  
11 できる独自の立場にある。  
12  
13 この決議案は、ロータリーが多くの問題に対する歴史・文化・ジェンダーに配慮したアプ  
14 ローチを用いて、世界の地域奉仕団体を先導し、性器切除の廃絶を積極的に推進する  
15 極めて特別な機会をもたらす。  
16  
17 ロータリーには、若者に力を与え、教育し、生活を向上させるための世界規模の各種プ  
18 ログラムがある。  
19  
20 上記プログラムの利点に加え、こうした若者の健康と幸福を決して損なわないよう保証  
21 することがロータリアンとしての倫理的義務である。  
22  
23 性器切除の根絶は、ロータリー世界が若者の保護に向け大きな一歩を踏み出し、痛み  
24 や苦しみのない未来を守ることを保証するものである。

### 財務上の影響

- 25 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその  
26 額を特定することはできない。費用は、RI 理事会が性器切除の防止のため提供する支  
27 援の範囲と内容により異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

## 決議案 16-127

今後の『手続要覧』において薬物およびアルコール濫用防止に関する文言を復活させることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Lomas de Zamora ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4915 地区)  
第 4920 地区 (アルゼンチン)

**承認者:** 第 4915 地区大会 (アルゼンチン、Pcia de Buenos Aires、Quilmes) にて承認 (2014 年 5 月 17 日)  
第 4920 地区大会 (アルゼンチン、Tandil - Buenos Aires) にて承認 (2014 年 5 月 10 日)

1 薬物およびアルコール濫用に対する国際ロータリーの立場は、1995 年版および 1998  
2 年版『手続要覧』において明記されていたがその後削除された。

3  
4 国連薬物犯罪事務所、欧州薬物・薬物依存監視センター、米州麻薬濫用取締委員会  
5 など世界の名だたる国際組織が依存症の問題の解決策を見出すため総力を挙げて取  
6 り組んでいる。

7  
8 『Toward a Drug-Free World (薬物乱用のない世界の建設)』という出版物では世界のい  
9 くつかのクラブで実施されているモデルプログラムや取り組みが紹介されており、1993  
10 年には国際ロータリーが『Turning Point: Creative Ways to Combat Drug and Alcohol  
11 Abuse (人生の転機: 薬物濫用およびアルコール過飲と闘うための独創的方法)』という  
12 ハンドブックを出版している。ここでは世界中のプロジェクトが取り上げられ、教育機関  
13 やアルコール・薬物依存防止の分野で活動する教育機関や団体による国際プログラムの  
14 リストも記載されている。

15  
16 現在のように世界のどの国においてもアルコール・薬物濫用が増加している状況では、  
17 ロータリーのように有名な国際組織がこの問題に関して立場を明確にすることが極めて  
18 有益であろう。

19  
20 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、『手続要覧』(第 2 部第  
21 7 章「奉仕部門」、「社会奉仕」)に、1995 年版および 1998 年版に記載されていた国際  
22 ロータリーの薬物およびアルコール濫用防止に関する声明を以下のように復活させるこ  
23 とを検討するものとする。

24  
25 RI 理事会は薬物およびアルコール濫用防止に関する以下の声明を採択した。

26  
27 国際ロータリーは以下の通り認識する。

28  
29 1) 薬物とアルコール濫用は世界中ほぼすべての地域社会に影響する問題である。

- 1 2) このような濫用の破壊的性質は、その影響を受ける人だけでなく、その家族、地
- 2 域社会、ひいては国家の物理的、知的、経済的資源を枯渇させる。
- 3 3) 若者に前向きな価値観を教え、自尊心を育むための地域社会に根づくプログラ
- 4 ムこそが、薬物とアルコール濫用の効果的な抑止力となる。
- 5 4) 各地域の問題に取り組む啓発・予防プログラムが計画されなければならない。

6  
7 RI 理事会は、ロータリークラブが必要に応じて政府機関および非政府組織と以下の目  
8 的において協力することを認め、支持する。

- 9
- 10 1) 地元での薬物・アルコール濫用プログラムについて、会員ならびに幅広い地域
- 11 社会の人びとの認識を向上させる。
- 12 2) 若者に前向きな価値観を教え、自尊心を育むことを主眼とする薬物・アルコール
- 13 濫用防止プログラムを実施または支援する。
- 14 3) 地元地域の家庭における薬物・アルコール濫用治療プログラムを支援する。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

15 アルコールおよび薬物濫用の弊害は世界各国に影響を及ぼしており、特に最も影響を  
16 受けやすい若年層での被害が深刻である。

17  
18 1982年、RIは薬物濫用防止キャンペーンを開始し、各クラブに地域における状況把握  
19 を奨励した。このように、本問題に対するロータリーの立場は極めて明確であった。

20  
21 このような声明を『手続要覧』から削除したことは、国際ロータリーがかつて採用していた  
22 明確な立場を弱めてしまった。

23  
24 このプロジェクトの目的は、RIの声明を復活させることで、あらゆる社会に影響を及ぼし  
25 ているこの深刻な問題に対する懸念を表明することにある。

26  
27 このような慎重を要す問題に対するロータリーの見解を『手続要覧』に復活させることは、  
28 世界中にロータリーの立場を明確に表明することとなり、さまざまな地域においてこの問  
29 題の解決に向けて実施されている活動へのクラブの支援を促進することとなる。

### 財務上の影響

30 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ





## 決議案 16-128

「マラリアと闘うロータリアン (Rotarians Against Malaria)」をロータリーによる次の世界的プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Titsey & District ロータリークラブ (英国、第 1250 地区)  
**承認者:** 第 1250 地区決議会 (英国、West Sussex、Horsham) にて承認  
(2014 年 10 月 24 日)

- 1 世界中の人びとに影響を及ぼし、何十万人の健康と命をおびやかし、経済発展と医療
- 2 にかかる費用に打撃を与えているマラリアは、年間約 2 億件発生していると推定されて
- 3 いる。
- 4
- 5 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、現在のポリオプラス・プ
- 6 ログラムに続く次なる世界的な撲滅プログラムとして、Rotary Australia World
- 7 Community Serviceによる「マラリアと闘うロータリアン (Rotarians Against Malaria)」をモ
- 8 デルとして採択し、拡大することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 9 決議案本文に説明されている通り。

### 財務上の影響

- 10 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与えると思われるが、現時点でその額を
- 11 特定することはできない。費用は、世界的なマラリア撲滅プログラムのために RI 理事会
- 12 が提供する支援の範囲と内容により異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

## 決議案 16-129

ローテックス(Rotex)クラブを認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件

- 提案者:** Turnhout ロータリークラブ (ベルギー、第 1630 地区)  
Mérignac ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区)  
Gifhorn-Wolfsburg ロータリークラブ (ドイツ、第 1800 地区)  
第 1860 地区 (ドイツ)  
第 1880 地区 (ドイツ)  
Namur Val Mosan ロータリークラブ (ベルギー、第 2170 地区)
- 承認者:** 第 1630 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 8 日)  
第 1690 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 25 日～12 月 12 日)  
第 1800 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 20 日)  
第 1860 地区大会 (ドイツ、Ludwigshafen) にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)  
第 1880 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 10 日)  
第 2170 地区決議会 (ベルギー、Wemmel) にて承認  
(2014 年 12 月 3 日)

- 1 国際ロータリーは「第五の奉仕部門」を設け、若者の育成を支援する活動に力を注いで
- 2 いる。
- 3
- 4 青少年交換プログラムは、人としての成長、潜在能力の開発、ロータリーの価値と平和
- 5 の尊重につながる素晴らしい機会であることが実証されている。
- 6
- 7 青少年交換プログラムは、地元から海外へ、また海外から地元への交換留学の申請者、
- 8 ホストファミリー、カウンセラー、青少年交換役員、その他ボランティアの高度の監視、人
- 9 選、研修、監督が必要とされる。
- 10
- 11 ロータリーの元交換留学生在がローテックスクラブを自分たちで設立し、異文化で培った
- 12 知識と経験を生かしてロータリークラブと地区を支援している。
- 13
- 14 ローテックスクラブはロータリアンによって提唱、研修、指導されており、交換留学生の
- 15 国際理解における経験を生かしてすでに多くの国で貴重なパートナーとして実証され、
- 16 研修やカウンセリングの重い負担を肩代わりしている。

1 RI 理事会およびロータリー財団管理委員会は、青少年プログラムの全参加者を正式な  
2 ロータリーの学友として認めることに同意した。

3  
4 ローテックスのチームは、帰国した交換学生に貴重な同世代としてのアドバイスを提供  
5 できるだけでなく、青少年交換学生とロータリアン間の世代格差を埋める上でも役立つ  
6 ている。

7  
8 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーの規則と原  
9 則に基づいてロータリー青少年活動を支援するために、地区青少年委員会にとって尊  
10 重される貴重なパートナーとして地区のローテックスクラブを正式に認知することを検討  
11 するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 本決議案は、地区青少年交換活動に従事するローテックスクラブを正式に認知すること  
13 を検討するよう RI 理事会に要請するものである。ローテックス組織が青少年交換活動  
14 の分野においてロータリーの貴重なパートナーであると正式に認めることは、有望な元  
15 交換留学生にとってローテックスの活動をより魅力的なものにし、リーダーシップ研修の  
16 機会を増やし、ロータリーおよびロータリーの目的への積極的な関与につながると思わ  
17 れる。地区の青少年活動に参加するよう元交換留学生の意欲を喚起することは、人とし  
18 ての成長、国際理解、文化学習の増進に結びつき、ローテックスでの活動後はローター  
19 アクト会員としての資格を満たし、ゆくゆくはロータリークラブ入会にもつながるため、次  
20 世代の会員獲得の重要な分野となることが実証される。本決議案はまた、ローテックスク  
21 ラブの設立を支援し、研修を行い、地区青少年委員会の活動に統合することを地区に  
22 対して奨励するものである。

## 財務上の影響

23 本決議案は、現段階では明確にできない RI の経費の増加につながると思われる。ロー  
24 テックスの認知は、地区青少年交換プログラムへの関与をローテックスに促すための最  
25 小限の経費から、学友会としての支援や、インターアクトと同様の常設プログラムとして  
26 の管理運営まで、幅広い可能性が考えられる。

27

- 28 ● ローテックスクラブの認知には、推進、通信、研修、運営管理支援が含まれる。
- 29
- 30 ● ローテックスをインターアクトと同様の RI 常設プログラムとする場合、年間経費  
31 は 140,000 米ドルと推定される。この経費には、職員 1 名の給与と福利厚生、出  
32 版、印刷、郵送費が含まれる。インターアクトの場合とは異なり、RI がローテック  
33 スクラブの会員の連絡先を収集し管理することになれば、ここには含まれていな  
34 い追加の経費が必要となる。

- 1 費用は、RI 理事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

**メモ**



## 決議案 16-130

ローテックス(Rotex)クラブを認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Helsingborg-Kärnan ロータリークラブ(スウェーデン、第 2390 地区)  
**承認者:** 第 2390 地区決議会(スウェーデン、Borrby)にて承認  
(2014 年 11 月 15 日)

- 1 国際ロータリーは「青少年奉仕」を設け、若者の育成を支援する活動に力を注いでいる。
- 2
- 3 ローテックスクラブは、帰国した熱意あるロータリー青少年交換学生に、ロータリーと密
- 4 にかかわる手段を提供し、ロータリーとの関係を維持しながらロータリーへの関心をさら
- 5 に高めるものである。
- 6
- 7 ローテックスの使命は、親善、理解、平和を推進することであり、これはロータリーにより
- 8 正式に認知され、価値あるものと評価されているロータリー青少年交換プログラムと同じ
- 9 目標である。
- 10
- 11 ローテックスクラブは、四つのテストの採用を含むロータリーの理想に従っており、地区
- 12 ロータリー青少年交換委員会が提唱し、ロータリアンによって指導されている。
- 13
- 14 ローテックスクラブは、地区ロータリー青少年交換委員会と協力し、青少年交換学生の
- 15 留学が成功するよう、彼らに研修やオリエンテーションを提供している。
- 16
- 17 ローテックスの学生は、帰国した交換学生に貴重な同世代によるカウンセリングを提供
- 18 する。
- 19
- 20 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、正式にローテックスクラ
- 21 ブを認知することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 22 本決議案は、ローテックスクラブを正式に認知することを検討するよう RI 理事会に要請
- 23 するものである。この認知は、ローテックスを RI 常設プログラムと同等にすることであり、ク
- 24 ラブと地区が従うべき方針と要件を RI 理事会が定めるものである。ローテックスクラブを
- 25 通じて、帰国した青少年交換学生をロータリーに参加させ、その熱意を生かすことがで
- 26 きるとともに、帰国学生をロータリーのほかのプログラムに導き、ゆくゆくはロータリー入
- 27 会へとつなげることができる。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、RIの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を特定するこ  
2 とはできない。ローテックスの認知は、地区青少年交換プログラムへの関与をローテック  
3 スに促すための最小限の経費から、学友会としての支援や、インターアクトと同様の常  
4 設プログラムとしての管理運営まで、幅広い可能性が考えられる。
- 5
- 6 ● ローテックスクラブの認知には、推進、通信、研修、運営管理支援が含まれる。
- 7
- 8 ● ローテックスをインターアクトと同様のRI常設プログラムとする場合、年間経費  
9 は140,000米ドルと推定される。この経費には、職員1名の給与と福利厚生、出  
10 版、印刷、郵送費が含まれる。インターアクトの場合とは異なり、RIがローテック  
11 スクラブの会員の連絡先を収集し管理することになれば、ここには含まれていな  
12 い追加の経費が必要となる。
- 13
- 14 費用は、RI理事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



# 決議案 16-131

ロータリーキッズをRI常設プログラムとして正式に認知することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 第 4420 地区(ブラジル)

**承認者:** 第 4420 地区大会(ブラジル、São Paulo、Águas de Lindóia)にて承認  
(2014年5月24日)

1 ロータリーキッズはロータリークラブにより提唱された 5 歳から 11 歳までの子どものクラ  
2 ブであり、毎月最終週に例会を開き、メンターの役割を果たすロータリアンによって指導  
3 されている。

4

5 最近では主にインターネットによってソーシャルネットワークの利用の低年齢化が進み、  
6 将来の職業や学校などの選択について同世代やメディアによる影響が大きく、子どもが  
7 責任ある市民としての役割の重要性やロータリークラブへの入会の機会に目を向けなく  
8 なっている。

9

10 RIにとって若い世代のエネルギーや活発さをクラブにもたらすことは、インターアクト、ロ  
11 ーターアクト、ひいてはロータリーの未来を確かなものとする上で重要である。

12

13 ロータリーキッズはロータリーの理念を重視しており、若い参加者の家族の関与も促進  
14 するものである。その結果、何千人という親や家族がロータリーキッズプログラムの提唱  
15 ロータリークラブに対する理解を深める。

16

17 ロータリーキッズの創設以来、ロータリー財団への寄付の大幅な増加とクラブ会員の増  
18 加がみられ、さらに地域社会全般へのクラブの浸透も進んでいる。

19

20 世界中で数百もの同様のプログラムが成功を収めており、ロータリーキッズのようなプロ  
21 グラムは RI に費用の負担をかけずにロータリークラブが提唱できるものである。

22

23 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーキッズをRI 常  
24 設プログラムとして正式に認知することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

25 本決議案は、ロータリーの公共イメージを向上させるため、ロータリークラブへの入会者  
26 とロータリー財団への寄付の増加につながると思われる。認知されれば、このプログラム  
27 はロータリーとその取り組みの推進にも役立ち、ゆくゆくはロータリークラブの若返りにつ  
28 ながる。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、RIの経費の増加につながると思われる。ロータリーキッズが(インターアク
- 2 トと同様の)常設プログラムとして運営される場合、費用は年間140,000米ドルと推定さ
- 3 れる。この費用には、ロータリーキッズクラブの支援に必要な職員1名の給与と福利厚
- 4 生費、出版、印刷費、郵送費が含まれる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 決議案 16-132

インターアクト会員の年齢制限の修正を検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 2241 地区 (モルドバ共和国およびルーマニア)  
**承認者:** 第 2241 地区大会 (ルーマニア、Timisoara) にて承認  
(2014 年 5 月 15～18 日)

1 小学 1 年生の入学年齢は 7～8 歳と国により異なり、結果として高校卒業年齢も 17～19  
2 歳と異なってくる。つまり、学校および地域社会を基盤とするインターアクトクラブの会員  
3 は、18 歳の時点で既卒か現役学生のいずれかとなる。

4  
5 その結果、「標準インターアクト・クラブ定款」第 4 条 5 項においては、会員資格の終了に  
6 ついて異なる種類のクラブ内でインターアクト会員に対する差別が存在する。これにより、  
7 不公平、不満、インターアクトの運営上の問題が発生している。

8  
9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、(複数の学校に関わり  
10 のある)学校および地域社会を基盤とするインターアクトクラブにおける会員資格の終了  
11 が 18 歳に達した時点ではなく、卒業した時点で有効となるように、「標準インターアクトク  
12 ラブ定款」第 4 条 5 項を改正することを検討するものとする。これにより、高校最後の学年  
13 に在籍する学生は、既に 18 歳に達していたとしてもインターアクト会員の資格が継続し、  
14 クラブや地区レベルで役員の地位に就くことができる。

15  
16 「標準インターアクトクラブ定款」第 4 条 5 項(「インターアクト要覧」21 ページ)

## 第 4 条 - 会員資格

17  
18  
19  
20 5. 会員身分は(a)その地域社会から転居した場合、(b) 一つの学校とかかわりのある学  
21 校を結成基盤とするクラブ、および複数の学校とかかわりのある地域社会を結成基盤と  
22 するクラブの両方においては、卒業または、大学へ進学する前に会員がその選考され  
23 た地域における学校の 4 学年の学生資格を失った場合、または(c) 学校とは無関係に  
24 地域社会を結成基盤とするクラブにおいては、卒業または年齢 18 歳に達した場合、(e)  
25 (d)クラブが解散した場合、または(d)(e) 正当かつ十分な理由により本クラブの理事会  
26 によって承認された場合を除き、出席義務を怠った場合には自動的に終結するものと  
27 する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

1 多くの国々 (ルーマニア等) では、7 歳以上から小学校に通い始めるため、高校を卒業  
2 する年齢は 18～19 歳となる。

1 「標準インターアクトクラブ定款」第4条5項により、学校を基盤とするクラブと地域社会  
2 を基盤とするクラブの間で、会員資格の終了手続きに次のような食い違いが生じている。

- 3
- 4 ● 学校を基盤とするクラブでは、18歳に達しても会員資格の終了とはならない。
- 5
- 6 ● 地域社会を基盤とするクラブでは、本人が卒業していない場合であっても、18歳に  
7 達した時点で会員資格の終了となる。
- 8

9 この食い違いは、地域社会を基盤とするクラブの学生に対して、次のような差別を引き  
10 起こしている。

- 11
- 12 ● 学校を基盤とするクラブの学生と比較した場合、本人が卒業していない場合で  
13 あっても、18歳に達した時点で会員資格の終了となる。
- 14
- 15 ● 同学年だが誕生日が数カ月遅いため、卒業が同時期であるにも関わらず会員資格  
16 が有効なほかの学生との差。
- 17

18 インターアクトクラブ会員は大学入学前の学生であるため、すべての学生は18歳に達  
19 した時点ではなく、卒業をもって会員資格の終了とすべきである。

### 財務上の影響

20 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 決議案 16-133

ローターアクト会員の年齢の上限を25歳に引き下げること検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Curitiba-Imigrantes ロータリークラブ(ブラジル、第 4730 地区)  
**承認者:** 第 4730 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 15 日)

- 1 現在、ほとんどの若者が 25 歳までに教育を修了している。
- 2
- 3 現在、ほとんどの若者が25歳までに就職している。
- 4
- 5 学業に専念している18歳と、学校を卒業して就職した25歳では関心の対象が異なる。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ローターアクト会員の年
- 8 齢の上限を25歳に引き下げること検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 9 ローターアクトクラブに留まる若者の年齢の上限を引き下げ、ローターアクター同士の意
- 10 見や関心事の違いを減らし、制限年齢に達した会員がより早くロータリークラブに入会
- 11 できるようにすることで会員増強とロータリークラブの刷新に貢献することが期待される。

## 財務上の影響

- 12 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、元ローターアク
- 13 ターのロータリークラブ入会率に関するデータがないため、現段階では影響を明確にで
- 14 きない。
- 15
- 16 30歳でロータリークラブに入会するはずだったローターアクターが25歳でロータリーク
- 17 ラブに入会した場合、RIの収入増となる可能性はある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

## 折衷案

# 決議案 16-134

ローターアクト会員の年齢の上限を 35 歳に引き上げることを検討するよう RI 理事会に要請する件

- 提案者:** 第 1390 地区(フィンランド)  
第 1400 地区(フィンランド)  
第 1410 地区(フィンランド)  
Toulouse Ovalie ロータリークラブ(フランス、第 1700 地区)  
第 2330 地区(スウェーデン)  
福島中央ロータリークラブ(日本、第 2530 地区)  
第 2650 地区(日本)
- 承認者:** 第 1390 地区大会(フィンランド、Ylöjärvi)にて承認  
(2014 年 10 月 4 日)  
第 1400 地区決議会(フィンランド、Oulu)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)  
第 1410 地区大会(フィンランド、Kokemaki)にて承認  
(2014 年 10 月 4 日)  
第 1700 地区決議会(フランス、Carcassonne)にて承認  
(2014 年 12 月 6 日)にて承認  
第 2330 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月)  
第 2530 地区決議会(日本、福島県、郡山市)にて承認  
(2014 年 11 月 16 日)  
第 2650 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 11 日)

- 1 ローターアクトはしばしば、クラブを退会した後、数年後にロータリアンとなる。
- 2
- 3 この移行期に、ロータリアンとなる見込のある人を失ってしまう危険性がある。
- 4
- 5 30歳という年齢では、まだ家族を築いておらず、ロータリーに打ち込めるだけの職業的・
- 6 経済的な安定が得られていない場合が多い。
- 7
- 8 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ローターアクトの年齢制
- 9 限を35歳に引き上げることを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 1 ローターアクターは、ローターアクトクラブで活動する中で、友情、倫理、奉仕、チームワ  
2ークを経験するが、これは優れたロータリアンとなる素質を養うものである。  
3  
4 しかしながら、30歳でローターアクトを卒業しなければならず、家族(結婚や子どもの誕  
5生)、職業(キャリアが始まったばかりで多忙)、経済的な理由から、ロータークラブに入  
6会できない場合が多い。  
7  
8 年齢制限を35歳に引き上げることにより、ロータリーへの移行をスムーズにする可能性  
9が著しく高まるだけでなく、ローターアクトに参加する若い職業人の数も増加すると思わ  
10れる。

## 財務上の影響

- 11 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、元ローターアクタ  
12ーでロータリーに入会する人の割合に関するデータを把握していないため、現段階で  
13は明確にできない。  
14  
15 30歳でロータークラブに入会するはずだったローターアクターが、その先5年間ロー  
16ターアクトに残り、ロータリアンになることを遅らせた場合、国際ロータリーの収入減につ  
17ながる可能性はある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



# 決議案 16-135

ローターアクト E クラブの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: RIBI 審議会(英国)

- 1 ローターアクトとは RI 理事会が推奨するロータリープログラムとして認識されており、指  
2 針、リソース、職員を通じて支援が提供されている。  
3  
4 RI はロータリー E クラブを、直接顔を合わせる代わりに主にインターネット上で例会を開  
5 き、通常のロータリークラブと同様に機能し、従来のロータリークラブが有するすべての  
6 権利、特権、要件を有するものとして認識している。また、標準ロータリークラブ定款およ  
7 び国際ロータリー細則にロータリー E クラブのための規定がある。  
8  
9 標準ローターアクトクラブ定款およびローターアクト細則には同等の規定がない。  
10  
11 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は以下の点を検討するもの  
12 とする。  
13  
14 a) RI および RIBI の加盟クラブとして認められたローターアクト E クラブの設立  
15  
16 b) ローターアクト E クラブに関して標準ローターアクトクラブ定款に対する適切な改正  
17 の施行

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 18 ローターアクト入会を奨励し、その会員基盤を増強すること。また、現在のローターアクト  
19 会員および会員候補者に対し、ロータリークラブと同じ多様な入会の選択肢を与えるこ  
20 と。

## 財務上の影響

- 21 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。ロ  
22 タリー章典、標準ローターアクトクラブ定款、標準ローターアクト細則に対する若干の  
23 改正が、2011 年 9 月の理事会会合で承認された。これらの改正は、ローターアクトクラ  
24 ブが柔軟に例会方法を選ぶことを許可するものである。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-136

ロータリーカードの普及推進を検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 茅ヶ崎湘南ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)  
**承認者:** 第 2780 地区大会(日本、神奈川県、横須賀市)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー財団活動を支援する
- 2 唯一のオフィシャル・クレジットカードであるロータリーカードの広範な普及を図り、その
- 3 利用を拡大し、ロータリー財団への寄付の増進することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 4 ロータリー財団は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救
- 5 済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援している。
- 6
- 7 ロータリー財団はこれらの使命を達成するために、ロータリアンならびに関連する団体
- 8 および個人に寄付を呼びかけており、集められた寄付金はポリオ撲滅活動をはじめ、世
- 9 界各地における重点分野の活動の実施に使われる。
- 10
- 11 ロータリーカードを利用することにより、利用金額の一定の割合がロータリー財団への寄
- 12 付にあてられ、国際ロータリーの各種活動に役立てられる。
- 13
- 14 現代社会では、クレジットカードは個人、法人を問わず決済の主要な手段である。ロー
- 15 タリーカードは、ロータリアンがこのカードを利用することにより、ロータリー財団への貢
- 16 献ができる優れた機能を有しており、カードの普及によりロータリー財団への寄付額の
- 17 増加が期待される。

## 財務上の影響

- 18 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 19 額を特定することはできない。その費用は、ロータリーカードの普及推進のために RI 理
- 20 事会が提供する支援の幅と程度によって異なる。
- 21
- 22 推進にかかる費用には、資料の制作、推進イベント、有料メディア、広告、郵送、印刷、
- 23 推進のための旅費が含まれる可能性がある。
- 24 RIには現在、平均で年間約 40 万米ドルの収入を RIにもたらず提携カードプログラム
- 25 がある。RIは、このプログラムの収益をロータリー財団に寄付している。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 決議案 16-137

21世紀ロータリー地区ミュージアムの設立を検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Medellín ロータリークラブ(コロンビア、第 4271 地区)  
**承認者:** 第 4271 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 20 日)

- 1 国際ロータリーは、2005 年に 100 周年を迎えた。そして、ロータリー財団は 2017 年に  
2 100 周年を祝うこととなる。  
3  
4 価値観や文化の表現としての芸術は、ロータリーが活動する国や地域の人びとの社会  
5 的・教育的ニーズを満たすだけでなく、それらの人びとの間に相互の知識と理解を育む。  
6  
7 532 のロータリー地区を代表する優秀なアーティストの作品を展示するロータリー地区ミ  
8 ュージアムは、国家間の相互の知識と理解を促進する。  
9  
10 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、以下の方法により、「21  
11 世紀ロータリー地区ミュージアム」を設立することを検討するものとする。  
12  
13 1. 地区内または地区が所在する国のアーティストが制作した理想的な芸術作品を、各  
14 地区が 1 つまたは複数入手し、寄贈する。  
15 2. 「21 世紀ロータリー地区ミュージアム」の作品の展示スペースを、ロータリーとロータ  
16 リー財団に寄贈するよう、ミュージアムの地元の政府機関や慈善活動家に RI から要  
17 請する。  
18 3. 「21 世紀ロータリー地区ミュージアム」に芸術作品を展示し、地域や国家間の平和と  
19 理解を推進する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 20 本決議案は、エバンストン、シカゴ、ニューヨーク、またはその他、RI とロータリー財団が  
21 適切と考えるところにミュージアムを設立しようとするものである。各地区は、地区内また  
22 は地区が所在する国のアーティストが作成した理想的な芸術作品を、1 つまたは複数入  
23 手し、「ミュージアム」に寄贈する。  
24  
25 ミュージアム設立予定地のスペースを RI またはロータリー財団に寄贈するよう、地元政  
26 府機関や慈善活動家に要請し、また、ロータリアンの建築家によるプランニングと設計の  
27 ための競争性プロセスを確立する。

- 1 私たちの願いは、ミュージアムの設立後、これを多くの人々の芸術や文化の推進のため
- 2 に利用し、ロータリーを通じて、あらゆる人種、宗教、社会的地位、経済的立場の人たち
- 3 の間に、芸術と文化による平和、奉仕、世界理解を推進することである。

### 財務上の影響

- 4 本立法案が実現した場合、RIに多大な財務的影響を及ぼす可能性があるが、現時点
- 5 でその額を特定することはできない。
- 6
- 7 スペースと展示品が寄贈されたと仮定しても、ミュージアムの運営にはその他の経費が
- 8 かかる。これには、人件費、保険、メンテナンス、光熱費、警備費が含まれる。これらの
- 9 経費の実際の額は、ミュージアムの範囲、規模、場所、およびRI理事会が提供する支
- 10 援の内容によって決まる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

## 決議案 16-138

「家庭」というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

**提案者:** 東知多ロータリークラブ(日本、第 2760 地区)  
**承認者:** 第 2760 地区決議会(日本、愛知県、名古屋市)にて承認  
(2014 年 11 月 8 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、「家族」というキーワードを奉仕
- 2 の機会に関する声明に追加することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 3 本決議案は、介護や出産子育てなど家庭の維持を支援する活動の重要性を認識し、ク
- 4 ラブ活動に取り入れることを推奨するよう RI 理事会に要請するものである。
- 5
- 6 世界はダイバーシティ時代を迎え、多様性への柔軟な対応が必要である。男女問わず
- 7 学ぶ人は増え社会に貢献している。一方家庭の部分、人々の社会進出の犠牲にな
- 8 っている部分が多い。食事は、外食やコンビニで家の中は埃だらけ。両親は遅くまで仕
- 9 事で、子供はゲームを相手に過ごす。先進国では生まれてくる子供の数が減り、発展途
- 10 上国では、生まれても十分に学ぶ機会や保護される機会を失っている。
- 11
- 12 青少年の生活、子育てを支援する活動。比較的若い世代の出産・育児を支援する活動。
- 13 家庭の維持(家事や育児の協力)は現代社会での重要な事項である。
- 14
- 15 これらを受け、家庭というキーワードを RI 活動の奉仕の機会に関する項目に追加する
- 16 ことを提案したい。

### 財務上の影響

- 17 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ



# 決議案 16-139

ロータリー財団の創立 100 周年を認知する件

**提案者:** RI 理事会

- 1 国際ロータリーのロータリー財団は、アーチ C. クランフ RI 会長が、1917 年 6 月 18 日  
2 のアトランタ大会で、「世界でよいことをするために」基金を設立することを提案したこと  
3 に始まる。  
4  
5 1928 年のミネアポリス大会にてこの基金がロータリー財団と改名され、国際ロータリーと  
6 区別される組織となった。  
7  
8 1917 年にカンザスシティ・ロータリークラブ (米国ミズーリ州) から 26 米ドル 50 セントが  
9 寄付されて以来、ロータリー財団に寄せられた寄付は 10 億ドル以上に上る。  
10  
11 財団は、ポリオ撲滅、人道的補助金、国際奨学金やフェローシップ、研究グループ交換、  
12 ロータリー平和センターやその他のプログラムを通じて、世界中の何百万人もの人びと  
13 の人生に影響を与えてきた。  
14  
15 よって、2016 年規定審議会の決議により、国際ロータリーとその加盟クラブは、2016-  
16 2017 年度にロータリー財団の 100 周年を祝い、記念するべきであり、すべてのロータリ  
17 アンに、財団プログラムへの参加と財団への寄付を通じて 100 周年を記念するよう奨励  
18 するべきである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 19 本決議案は、2016-2017 年度にロータリー財団が 100 周年を迎えることについて、世界  
20 中のロータリアンの関心を喚起することを目的としている。新会員や寄付者をもたらし、  
21 ロータリー財団のプログラムへの参加を促すきっかけとするためにも、このような重要な  
22 節目を強調するべきである。本決議案の採択は、100 周年の推進を大いに後押しする  
23 もとなる。数年にわたるこの大規模な祝賀を支持する上で、規定審議会による決定が  
24 重要である。

## 財務上の影響

- 25 本決議案は、現時点では明確にできない国際ロータリーとロータリー財団の経費の増  
26 加につながると思われる。費用は、ロータリー財団 100 周年のために RI 理事会が提供  
27 する支援の範囲と内容により異なる。既にロータリー財団 100 周年祝賀委員会が計画し  
28 ているいくつかの活動や行事がある。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 決議案 16-140

新たな種類の補助金の創設を検討するよう管理委員会に要請する件

**提案者:** Casilda ロータリークラブ(アルゼンチンとウルグアイ、第 4945 地区)  
**承認者:** 第 4945 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 15 日～11 月 15 日)

- 1 現在の経済情勢において、グローバル補助金の必要金額は、特に小さな地域のクラブ  
2 にとって手の届かないものとなっている。  
3  
4 グローバル補助金は関心のあるクラブにとって膨大な労力を要し、このような機会は通  
5 常の募金活動を通じては容易に利用できるものではなく、実質的にこうしたクラブを補  
6 助金システムから閉め出している。  
7  
8 地区補助金では、多くの地区のプロジェクト実施方法によると、その金額はほとんどのク  
9 ラブが参加できる程度の少額であるが、クラブが着手するプロジェクトに充てるには不十  
10 分である。  
11  
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、海外のクラブや地区、  
13 ならびに国際財団活動資金からの資金調達を可能にするため、地区補助金内に新た  
14 な種類の補助金を設立することを検討するようロータリー財団管理委員会に要請するこ  
15 とを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 16 ロータリー財団管理委員会によって承認された場合、本決議案は小さい地域社会の小  
17 規模クラブによるプロジェクトの発展を助長すると思われる。  
18  
19 こうした補助金はこれらの地域に対するロータリーの影響を高めるものになる。この補助  
20 金は地区補助金と同じ方法で地区が管理し、外部資金および国際財団活動資金から  
21 資金を調達する。この補助金はさほど高額にならないため、国際財団活動資金の安定  
22 性に影響を及ぼすことはないと思われる。

## 財務上の影響

- 23 本決議案は、財務上の影響をロータリー財団に与えると思われるが、現時点でその額を  
24 特定することはできない。管理運営費はマッチング・グラント(「未来の夢」の新たな補助  
25 金モデル導入以前)と同様となる可能性があり、その経費は平均年間 220 万米ドルであ  
26 った。

- 1 この種類のプログラムの再導入の費用は、補助金が職員の手作業によって管理される
- 2 か電子的に管理されるかによって異なる。手作業による処理には膨大な運営管理支援
- 3 が必要となり、電子的処理では既存ソフトウェアに対する大幅な修正が必要となるため、
- 4 その予想額は現時点では提示できない。

#### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

#### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

#### メモ

## 決議案 16-141

術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件

**提案者:** Carvin-Hénin-Marches de l'Artois ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)

Dunkerque ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)

**承認者:** 第 1520 地区決議会 (フランス、Arras) にて承認  
(2014 年 12 月 5 日)

- 1 ロータリー財団は非伝染性疾患の予防と対策のため、患者の治療および継続管理活
- 2 動を確実にを行うためのモバイル技術機器および車両への資金提供を許可している。
- 3
- 4 現在は、恵まれない人々のための術前／術後治療室用機器の購入資金に補助金を利
- 5 用することは許可されていない。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、術前／術後治療室用
- 8 機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを検討す
- 9 るようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 10 この決議案の目的は、ロータリー財団の資金を非伝染性疾患の予防と対策の一環とし
- 11 て、恵まれない人々のための術前／術後治療室用機器の購入資金に利用できるように
- 12 することである。

### 財務上の影響

- 13 本決議案は、ロータリー財団に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。術
- 14 前／術後治療室用機器は現在の補助金プロセスでも許可されているが、プロジェクトが
- 15 受領資格条件を満たさなければならない。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-142

地区補助金小委員会委員長がオンラインの補助金申請を監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件

**提案者:** Surabaya Metropolitan ロータリークラブ (インドネシア、第 3420 地区)  
**承認者:** 第 3420 地区郵便投票により承認  
(2014 年 5 月 17 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区補助金小委員会委員長
- 2 (DGSC)が自身の地区におけるオンラインの補助金申請のすべてを監督・確認できるよ
- 3 うにすることを検討するようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものと
- 4 する。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 5 この提案により、次のことが実現する。
- 6
- 7 1. 地区ロータリー財団委員長の不在が原因で補助金申請の処理に遅延が生じること
- 8 がなくなる。
- 9
- 10 2. 補助金申請をもっと十分に監督・確認できるようになる。
- 11
- 12 3. 「未来の夢計画」の全地区導入以前と同じように、地区補助金小委員会委員長は自
- 13 身の地区における補助金申請の監督・確認に責任を負うことになる。

## 財務上の影響

- 14 本決議案は、ロータリー財団に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 15 2015 年 3 月から、地区補助金小委員会委員長は自身の地区におけるオンラインの補
- 16 助金申請について、管理・確認を行なうことが許可されている。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ



# 決議案 16-143

地球を新たな重点分野にすることを検討するよう管理委員会に要請する件

**提案者:** Three Rivers (Vereeniging) ロータリークラブ (ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区)  
**承認者:** 第 9400 地区郵便投票により承認  
(2014 年 8 月 5 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI の重点分野に関する公式文
- 2 書において地球を新たな重点分野にすること、あるいは環境および地球保全を、第一
- 3 の重点分野である平和と紛争解決の一環として採用することを検討するようロータリー
- 4 財団管理委員会に要請することを検討するものとする。人々が土地と環境について配
- 5 慮するようになれば、すべての人が満ち足り、平和が訪れるはずである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 6 環境と地球に適切な配慮を行い、鉱物、資源、富の搾取を止めない限り、ロータリーの
- 7 第一の重点分野である平和と紛争解決を完全に達成しえないと考えられる。

## 財務上の影響

- 8 本決議案は、ロータリー財団の経費の増加につながると思われるが、現時点でその額
- 9 を特定することはできない。追加重点分野の支援に対する年間管理運営費は 120,000
- 10 米ドルと推定される。さらに、既存のソフトウェアに対する大々的な修正が必要となるが、
- 11 現時点ではこの費用の予測はできない。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ



## 折衷案

# 決議案 16-144

重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件

**提案者:** 岐阜ロータリークラブ(日本、第 2630 地区)  
第 2800 地区(日本)

**承認者:** 第 2630 地区大会(日本、岐阜県、岐阜市)にて承認  
(2014 年 10 月 19 日)  
第 2800 地区大会(日本、山形県、鶴岡市)にて承認  
(2014 年 10 月 25 日)

- 1 未来の夢計画の全面実施に伴い、有為な人材を育ててきた国際親善奨学金プログラム
- 2 が廃止された。また、重点分野に関連しない分野の大学院生に授与する奨学金に対す
- 3 る地区財団活動資金(DDF)繰越残高からの資金供給の手段も閉ざされてしまった。
- 4
- 5 これを復活することにより、長年ロータリーの重要なプログラムであった教育分野の再生
- 6 が可能となって、有為な人材を育てることができる。
- 7
- 8 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、重点分野に関連しない
- 9 分野の大学院生への奨学金授与に関して、地区財団活動資金(DDF)繰越残高からの
- 10 資金支給を復活させることを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを
- 11 検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 12 第 2630 地区は多くの芸術および純学問分野の大学院生に対して国際親善奨学金を
- 13 授与してきた。
- 14
- 15 音楽家の学友は、「ポリオ撲滅チャリティー・コンサート」を開催し、収益の中から毎回百
- 16 万円(8,418 米ドル)をポリオプラス基金に寄付してくれている。
- 17
- 18 未来の夢計画の全面実施に伴い、有為な人材を育ててきた国際親善奨学金プログラム
- 19 が廃止されたばかりでなく、重点分野に関連しない芸術および純学問分野の大学院生
- 20 に授与する奨学金に対する DDF 繰越残高からの資金供給の手段を閉ざされてしまっ
- 21 たのは誠に残念である。
- 22 これを復活することによって、長年ロータリーの重要なプログラムであった教育分野の再
- 23 生が可能となり、有為な人材を育てることが出来るようになる。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 2 額を特定することはできない。これまで、奨学金プログラムの管理運営費は、年間およ
- 3 そ 700,000 米ドルであった。この種のプログラムの復活にかかる経費は、補助金が手作
- 4 業によって処理されるか、電子的に処理されるかによって異なると考えられる。手作業
- 5 による処理には、多大な管理運営支援が要される一方、電子的な処理には、既存のソ
- 6 フトウェアへの投資修正が必要となる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

## 決議案 16-145

青少年の保護とエンパワメントを第7の重点分野として加えることを検討するよう管理委員会に要請する件

**提案者:** 第3662地区(韓国)  
**承認者:** 第3662地区郵便投票により承認  
(2014年12月23日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、若い世代を支援する活動をさら
- 2 に活性化させるために青少年の保護とエンパワメントを第7の重点分野として加え、この
- 3 分野の取り組みや活動に該当するロータリーの現在・未来のプログラムを適宜体系化
- 4 することを検討するようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 5 6つの重点分野は、現在人類が直面している課題に対する奉仕のためのロータリーの
- 6 最優先事項を表している。ロータリーと世界の未来を担う若い世代に関する事柄が重
- 7 点分野に含まれていないことは、それ自体が問題であるだけでなく、ロータリーの既存
- 8 の方針、つまり五大奉仕部門に青少年奉仕を含めて積極的に取り組んでいることと矛
- 9 盾している。
- 10
- 11 青少年関連の課題に取り組む活動を重点分野に含めることで、以下のような効果が期
- 12 待できる。
- 13
- 14 1) グローバル補助金を通じて青少年奉仕活動をより簡単かつ大規模に資金面で支援。
- 15
- 16 2) よりよく体系化された青少年保護とエンパワメントのプロジェクト。これにより、青少年
- 17 奉仕活動の活性化が助長される。
- 18
- 19 3) ロータリーと青少年との相互信頼とパートナーシップの向上。
- 20
- 21 4) 青少年のエンパワメントにおけるリーダーとしてロータリーが認識される。これにより、
- 22 ロータリーの公共イメージが強化される。

### 財務上の影響

- 23 本決議案はロータリー財団の経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を
- 24 特定することはできない。新たな重点分野を支えるための年間運営経費は、約 120,000

- 1 米ドルと推測される。さらに、現行のソフトウェアに大幅な変更を加えることが必要となり、
- 2 そのプロジェクト費の推測を現時点で出すことはできない。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

**メモ**

## 折衷案

# 決議案 16-146

ロータリアンの孫が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件

**提案者:** Alexandra ロータリークラブ (オーストラリア、第 9790 地区)  
Glen Waverley ロータリークラブ (オーストラリア、第 9810 地区)  
**承認者:** 第 9790 地区郵便投票により承認 (2014 年 11 月 23～12 月 19 日)  
第 9810 地区決議会 (オーストラリア、Wheeler's Hill、Victoria) にて承認 (2014 年 11 月 14 日)

1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、財団補助金プログラムの資格  
2 および受領資格のない者として記載されている「孫」という言葉を削除することを検討す  
3 るようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

4

5 2013 年手続要覧 (第 83 ページ)

6

### 7 財団補助金の受領無資格者

8 ロータリー財団のプログラムの補助金は次の者には授与されない:ロータリアン(た  
9 だし、管理委員会の明記しているすべてのボランティア奉仕については例外とする)、  
10 クラブ・地区・他のロータリー関係組織・RI の職員、前記ロータリアンと職員の配偶  
11 者、直系卑属(血縁による子または孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、尊  
12 属(血縁による両親または祖父母)(ロータリー財団細則 9.3)。この方針の下に無資  
13 格の者は、当該ロータリアンが所属クラブを退会しても 36 カ月間、無資格のまま  
14 ある。

15 奉仕の理念は、財団に寄付する人が、直接、間接を問わず、その財団のプログラ  
16 ムから恩恵を受けるべきではないという方針によく表れており、この方針が実際に適  
17 用されている。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親  
18 族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教  
19 育的プログラムによって、最もよく実証される。

20

21 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、財団補助金プログラ  
22 の受領資格者に孫を含むため、ロータリー財団細則第 9.3 項を以下の通り改正すること  
23 を検討するようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

24

### 25 第 9 条 雑則

26

27 **第 9.3 項** — 補助金授与の方針。次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も  
28 授与される資格はない。

- 1 (c) 前記(a)項と(b)項の配偶者、直系親属(血縁による子または孫、入籍している  
2 養子)、尊属(血縁による両親または祖父母)。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 3 本決議案は、ロータリアンの孫がロータリー財団プログラム補助金を受領できるようにす  
4 ることを検討するよう、RI 理事会がロータリー財団管理委員会に要請することを求めるも  
5 のである。  
6  
7 ロータリアンの年齢が高くなるにつれて、ロータリアンの孫の多くが財団プログラム補助  
8 金に申請できる年齢に近づく。ロータリアンの子は現在の規定で、財団プログラム補助  
9 金に参加できないが、それは両親であるロータリアンの決定によるものである。子ではな  
10 く、その次の世代にも同じ規制を適用することは厳しすぎるものであり、将来有望なリー  
11 ダーとなる若者に資格を与えないことになる。

### 財務上の影響

- 12 本決議案は、ロータリー財団に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 決議案 16-147

インドでの試験的ガバナー選出を終了することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Bhubaneswar ロータリークラブ(インド、第 3262 地区)  
**承認者:** 第 3262 地区決議会(インド、Odisha、Bhubaneswar)にて承認(2014年 11 月 17 日)

- 1 RI はすべてのクラブに平等な機会を与えるため、統一された共通の選挙システムを奨励している。
- 2
- 3
- 4 RI 細則第 13 条において、地区ガバナー選挙について遺漏のない手続きを規定しており、現在も全世界がこれに従っている。
- 5
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、インドの RI 地区に関して、友情の促進や論争の減少に資することのない試験的プロジェクトを無効とし、RI 細則の既存の規定に戻すことの法的必要性を検討するものとする。
- 8
- 9

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 10 RI 細則第 13 条において、地区ガバナーの選挙における訴訟の増加に鑑み、インドの
- 11 地区のみに対する試験的プロジェクトの新しい手順が導入された。運営面ではいづらか
- 12 効果はあったかもしれないが、現場の紆余曲折は減少していない。むしろロータリー年
- 13 度において多大な時間が選挙運動に費やされ、論争や友情の崩壊も生じた。現在の
- 14 対処策はその対象となる問題をかえって複雑にしているように思われる。RI 細則第 13
- 15 条の規定を継続するべきというのが大多数のロータリアンの一般的意見である。

## 財務上の影響

- 16 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

# 決議案 16-148

ロータリー章典におけるガバナー補佐の選出基準の改正を検討するよう RI 理事会に  
要請する件

**提案者:** Mangalore North ロータリークラブ (インド、第 3180 地区)  
**承認者:** 第 3180 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー章典(2015年1月)第  
2 3章「地区」、具体的にはガバナー補佐選出の最低基準に関する第17条の内容を次の  
3 通り改正することを検討するものとする。

4

## 5 第17条 ロータリー地区

6

### 7 17.030. 地区の組織と管理運営

8

#### 9 17.030.2. ガバナー補佐

10

11 ガバナー補佐選出の最低基準には次の事項が含まれる。

12

- 13 a) 少なくとも 35 年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属してい  
14 る瑕疵なき会員であること
- 15 b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または創立日から 6 月 30 日まで  
16 の全期間(最低 6 カ月間)を通してクラブの創立会長を務めた経験があるこ  
17 と
- 18 c) クラブの会長の期間が終了してから 3 年間、少なくとも 2 回の地区大会、およ  
19 び 2 回の地区協議会に出席していること
- 20 e) d) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること
- 21 ~~d) e)~~ 地区およびゾーンレベルで卓越した業績を上げていること
- 22 e) f) 将来の地区指導者として有望であること

23

24 ガバナーエレクトは、8 クラブ以下 4 クラブ以上を担当するガバナー補佐を任命  
25 するにあたり、このようなロータリアンのみを考慮するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

26 ガバナー補佐は、クラブの総合的な発展において極めて重要な役割を果たす。このた  
27 め、この職の選出は適切な選出手続きを踏んで賢明に行われるべきである。2013 年度  
28 版の手続要覧には資格基準が規定されているが、その精神と原則が厳守されていない

- 1 ことは憂慮すべき事態である。本決議案では、既存の基準に新たな資格基準を追加す
- 2 ることで、選出プロセスの信頼性、効率性、透明性を向上させるだけでなく、この職務を
- 3 適切に遂行できる、有能で経験豊富なリーダーを探すにあたって、ガバナーを助けるも
- 4 のである。ガバナーノミネーと理事ノミネーの選出においては、本決議案に提案されて
- 5 いる資格基準が RI によって明確に打ち出されている。

### 財務上の影響

- 6 本決議案は国際ロータリーに財務上の影響を与える可能性があるが、現時点でその額
- 7 を特定することはできない。本決議案では、ガバナー補佐ごとに多くても 8 クラブまでを
- 8 担当することを推奨している。かかる費用は、ガバナー補佐の数が増えるか否か、なら
- 9 びにこれらの活動を支援するために地区ガバナーに提供される資金により異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 決議案 16-149

地区幹事の役割と責務を認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 茅ヶ崎ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)  
**承認者:** 第 2780 地区大会(日本、神奈川県、横須賀市)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)

- 1 地区幹事はガバナーを補佐して地区の開く諸会合を準備し、各種の通信事務を統括し、
- 2 諸会合の議事録を取りまとめ、その記録を保存するという重要な役割と責務を担ってい
- 3 る。
- 4
- 5 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区リーダーシップ・プ
- 6 ランの中に地区幹事の役割と責務を明記することにより、地区幹事の役割と責務を認知
- 7 することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 8 地区リーダーシップ・プランは地区がクラブへの支援をより迅速かつ適切にし、十分に
- 9 研修を受けた地区リーダーの候補者をより多く育成し、ロータリー財団や地域活動への
- 10 参加を促し、革新的なリーダーとしてのガバナーの役割を可能とすることによって、地区
- 11 レベルとクラブレベルでロータリーの活性化を図ることを目的としている。
- 12
- 13 ガバナーを補佐して地区運営の事務的な要となる地区幹事の役割と責務は、ガバナー
- 14 補佐の役割と責務とは異なるものであり、地区幹事の存在なくしては地区は地区リーダ
- 15 ーシップ・プランを効率的に実施することはできない。
- 16
- 17 このように重要な地区幹事の役割と責務を地区リーダーシップ・プランの中に明記して、
- 18 地区内ロータリアンに周知することにより、地区リーダーシップ・プランのより効果的な実
- 19 施を促進することができる。

## 財務上の影響

- 20 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-150

郵便投票の定足数を定義することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Alexandria Cosmopolitan ロータリークラブ (エジプト、第 2451 地区)  
**承認者:** 第 2451 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 20 日)

- 1 推奨ロータリークラブ細則において、RI またはガバナーによって実施される郵便投票に
- 2 おける「定足数」の明確な定義がされていない。
- 3
- 4 RI 役員選挙など重要な事項が、明確に定義されていない人数のクラブ会員に委ねら
- 5 れている。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI および (または) ガバ
- 8 ナーにより郵便投票が実施される場合、投票のみを目的とするクラブの会合において、
- 9 その定足数を、出席している会員数ではなく、クラブ総会員数の 50% に 1 を加算した数と
- 10 することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 11 定義されていない人数のクラブ会員の投票が重大な決定に影響を与える可能性がある
- 12 ため、多数の意見を反映しない投票が決定に影響を与え、多数が望む決定を歪めてし
- 13 まう可能性がある。最低定足数を定義する目的は、投票において多数の意見が反映さ
- 14 れる制度を確立することである。クラブ会員による投票が最低定足数に満たない場合、
- 15 この投票は無効となり、多数の「非投票」が反映されることになる。

## 財務上の影響

- 16 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ



# 決議案 16-151

自治権を有することの趣旨を正しく理解するようクラブに対して注意を喚起することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 宝塚中ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)  
**承認者:** 第 2680 地区大会(日本、兵庫県、神戸市)  
(2013 年 3 月 2 日)

- 1 生き生きとしたクラブの自主的な活動がロータリーに活力をもたらす。
- 2
- 3 ロータリー章典は、「クラブは、地元地域のニーズに応じて独自のプログラムを開発すべ
- 4 きである。クラブのために特定の奉仕プロジェクトやプログラムを提唱したり、指示したり
- 5 することは、RI のプログラムの範囲内ではない。(ロータリー章典 8.010.)」としている。
- 6 すなわち、RI とクラブは、基本的には対等の関係にあり、上下の関係ではない。したが
- 7 って、クラブが、RI の推奨プログラムをもって RI から指示強制されたものと理解したり、
- 8 逆に RI の推奨プログラムのみを実行して事足りると理解することは正しい理解とは言え
- 9 ない。
- 10
- 11 よって、国際ロータリーの決議により、RI 理事会は、クラブに対し、それぞれのクラブが、
- 12 RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款およびロータリー章典の定めと矛盾しない
- 13 限り自治権を有することの趣旨を正しく理解するようあらためて注意を喚起することを
- 14 検討するよう、RI 理事会に要請するものである。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 15 それぞれのクラブが生き生きとした自主的な活動をすることにより、ロータリーに活力をも
- 16 たらす。クラブが、RI の推奨プログラムの実施を検討するとともに、クラブの所属する地
- 17 域のニーズに応じた奉仕プロジェクトやプログラムを自主的に提唱し実施することは、ク
- 18 ラブ自治権の発現として、クラブが、より良く、より幅の広い奉仕活動を行うことが出来る
- 19 ことにつながる。
- 20
- 21 従って、国際ロータリーの決議により、RI 理事会は、クラブに対し、それぞれのクラブが
- 22 RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款およびロータリー章典の定めと矛盾しない
- 23 限り自治権を有することの趣旨を正しく理解するよう、改めて注意を喚起することが必要
- 24 であると考えられるものである。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 2 額を特定することはできない。その費用は、自治権についてクラブの注意を喚起するた
- 3 めに RI 理事会が取る具体的措置にによって異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

# 決議案 16-152

ロータリーのイメージに関するあらゆる側面をクラブ広報委員会の責務内容に含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Lens-Liévin ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)  
**承認者:** 第 1520 地区決議会 (フランス、Arras) にて承認  
(2014 年 12 月 5 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ広報委員会の責務内容
- 2 に以下の事項を含めることを検討するものとする。
- 3
- 4 • 席次
- 5 • 内部コミュニケーション
- 6 • 対外関係
- 7 • メディア関係

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 8 一貫性を保つため、ロータリーのイメージに関するすべての事項をクラブ広報委員会の
- 9 責務内容に含めることが推奨される。これにより、ロータリーの目標やプロジェクトに対す
- 10 る一般の認識が向上するものと考えられる。

## 財務上の影響

- 11 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 12 額を特定することはできない。費用は、この目標を達成する上で、RI 理事会が提供する
- 13 支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

## 決議案 16-153

「club productivity officer」(クラブ生産性向上役員)の役職を提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Los Álamos de Monterrico ロータリークラブ (ペルー、第 4455 地区)  
**推薦者:** 第 4455 地区大会 (ペルー、Ica) にて承認  
(2014 年 5 月 23～25 日)

- 1 国際ロータリーは、ロータリークラブ・セントラル、My ROTARY、ブランドリソースセンタ
- 2 ーなど、優れたオンラインツールを導入してきた。
- 3
- 4 ロータリアンの生産性とは、入力されたデータの量とリソースの量と相関関係であると定
- 5 義でき、それによって RI のリソースの利用状況を把握することができる。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会はクラブならびに地区レベ
- 8 ルで「productivity officer」(生産性向上役員)の役職を提案することを検討するものとす
- 9 る。この役職は、クラブ組織または地区組織の一部となり、オンラインツール利用状況を
- 10 RI が適切に測定することを可能とする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 11 当ゾーンでは、ロータリークラブ・セントラルの利用者のうち、クラブに関する情報を利用
- 12 したのはわずか 15%、ロータリーのリーダーを対象とした研修のセッションを利用したの
- 13 はわずか 12%であった。会員動向を適切に調べる上で、この割合は非常に低い。
- 14 「productivity officer」の役職が創設されれば、正確かつ最新の情報を把握することがで
- 15 きる。さらに、ゾーン、地区、クラブにとって有益なオンライン研修を奨励することにもつ
- 16 ながるだろう。

### 財務上の影響

- 17 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその
- 18 額を特定することはできない。費用は、club productivity officer の役職のために RI 理
- 19 事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

## 決議案 16-154

クラブの業務を行う際は、現地語の使用を奨励することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Bhubaneswar ロータリークラブ(インド、第 3262 地区)  
**承認者:** 第 3262 地区決議会(インド、Odisha、Bhubaneswar)にて承認  
(2014年11月17日)

- 1 RIは、会員基盤の増強を、内部的にはクラブに対して、また外部的にも奨励し、さらに
- 2 「ロータリーの目的」を達成するための効果的な親睦を推進している。
- 3
- 4 このことから、会員間の効果的なコミュニケーション手段を確立し、国策についてやり取
- 5 りする地方自治体や個人と現地の言語で連絡を取ることが必要不可欠である。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、効果的な相互関係、お
- 8 よびロータリーに対する社会の友好的な理解を実現するため、クラブの業務、ならびに
- 9 地方自治体や地方機関とのやり取りに現地の言語を使用するよう推進するための措置
- 10 を踏むことを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 11 地方自治体や地方機関は国策について、現地語のみで対応することを推奨している。
- 12 すなわち、英語による対応では役人の関心や熱意が薄れてしまう。これが原因となり、
- 13 多くの課題や懸念が放置されたままとなっている。
- 14
- 15 検討が必要なもう一つの課題として、自身の意見を、口頭および書面で、地方自治体
- 16 が承認する現地語を使用して述べるロータリアンが増え続けているという心情的問題が
- 17 ある。ただしこのような言語に方言は含まれない。
- 18
- 19 RI本部とのやり取りは、従来通り英語、もしくは既に使用されているロータリー承認の言
- 20 語を使用すると考えられる。

### 財務上の影響

- 21 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ



# 決議案 16-155

議長の宣言により例会を開会・閉会するというシンプルな方法の採用をロータリアンに奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 3640 地区(韓国)  
**承認者:** 第 3640 地区決議会(韓国、Seoul)にて承認  
(2014 年 12 月 12 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、議長の宣言により、例会を開
- 2 会・閉会するシンプルな方法の採用をロータリアンに促すことを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 3 RI定款およびRI細則は、例会の開会・閉会の手順を定めていない。このため、ほとんどの
- 4 のクラブでは点鐘が例会の開会と閉会の合図となっている。最近ではさまざまな場所で
- 5 例会が開催されるため、ベルの持ち運びや保管がクラブにとって不便となっている。
- 6
- 7 RI 定款および RI 細則が例会の開会・閉会のシンプルな手順を定めれば、世界のさま
- 8 ざまな場所におけるロータリーの例会が、よりシンプルな形で開催できるようになる。

## 財務上の影響

- 9 本決議案は、RI に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

## メモ



## 決議案 16-156

地区大会への会長代理の出席を希望するかどうかを、地区が決定するのを認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 1610 地区(オランダ)  
**推薦者:** 第 1610 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 15 日)

- 1 地区大会の期間、活動の数、主題の焦点(地区、地域、国際的事柄)など、地区大会の
- 2 形式と特徴は地区によって異なる。
- 3
- 4 多大な時間を必要とする研修やワークショップの数が近年増え続けており、今後も増加
- 5 すると思われる。
- 6
- 7 上記の理由から、地区は、会長代理に相応しいもてなしや優遇を提供できない場合が
- 8 ある。
- 9
- 10 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、現行のロータリー章典
- 11 22.020.ならびに22.030.を改正することにより、地区が必ずしも地区大会に会長代理を
- 12 迎える必要はなく、地区大会プログラムに(会長代理の)訪問を含めることが難しいと判
- 13 断した場合は、会長代理派遣の申し出を断れるようにすることを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 14 地区大会に RI 会長代理が出席することは、長年の素晴らしい伝統である。会長代理の
- 15 出席により、ロータリーの国際性が強調され、RI が関心や懸念を伝えることが可能とな
- 16 る。
- 17
- 18 しかしながら、地区大会の本質は、当地区や地域だけでなく、世界的に大きく変化して
- 19 きた。ほとんどの地区大会は、最低要件である 2 日間未満であり、ましては 3 日間開催
- 20 する地区はない。一方で、1 日以内により多くの活動が計画されている。例えば、研修
- 21 活動は最も重要な内容であると考えられているため、かなり多くの時間が割かれている。
- 22 さらに、会長のメッセージは最近ではインターネット、RI と地区のウェブサイト、フェイス
- 23 ブックなどで閲覧できる
- 24
- 25 (ロータリー章典)22.020.ならびに 22.030.とは対照的に、当地区ならびにほかの欧州地
- 26 区では、会長代理は大会中、数回スピーチを行う機会がなく、定められた時間数のスピー
- 27 ーチを行っていない状況である。多くの場合、クラブを訪問する機会もなく、数名のロー

- 1 タリアンに会うのみである。これは、会長代理の多忙なスケジュールが原因となっている  
2 場合もある。  
3  
4 国際的なつながりの重要性は認識しているが、地区大会の特徴と期間の変化、活動数  
5 の増加、RIテーマを伝える現代的な方法などの理由から、地区は、地区大会への会長代  
6 理の出席を希望するかどうかを自ら決定できるよう認められるべきだと思われる。

### 財務上の影響

- 7 本決議案は、地区が地区大会への会長代理の出席を希望しなかった場合、国際ロータ  
8 リーの経費の減少につながると思われる。  
9  
10 会長代理にかかる3会計年度(2011-12年度から2013-14年度)の平均年間経費は、  
11 約900,000米ドルであった。この経費には、会長代理と配偶者の航空券、ホテル滞在  
12 費、会長代理の任命と派遣を管理するための管理運営費が含まれる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

## 決議案 16-157

すべての地区大会に RI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 1610 地区(オランダ)  
**承認者:** 第 1610 地区郵便投票により承認  
(2014 年 10 月 15 日)

- 1 地区大会のモチベーションという点での成功と成果は、会員を鼓舞し、感動的で学ぶと
- 2 ころの多い RI 会長の講演によってもたらされるところが大きい。
- 3
- 4 RI 会長は極めて限られた数の地区大会にしか出席できないことは明白である。
- 5
- 6 現代的な通信手段であるビデオメッセージ(5分程度)なら、容易にこの問題を解消でき、
- 7 このようなメッセージは大会プログラムの重要な要素になると思われる。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべての地区に対して
- 10 地区大会向けの統一のビデオメッセージを提供することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 11 クラブおよび地区はそれぞれの地域または地区の関心事に集中しがちであり、ロータリ
- 12 ーの国際的な特徴を常に十分に認識しているとは言えない。ロータリアンは共通の関心
- 13 を抱いていること、似たような問題に直面しなければならないことも多いこと、そして似た
- 14 ような課題が行動の動機になりうることを示す優れた手段として、地区大会での RI 会長
- 15 のスピーチがある。ガバナーエレクトはサンディエゴや様々な場所での研修でそれを体
- 16 験している。
- 17
- 18 RI 会長がすべての大会に出席して講演することは不可能であるため、代替案として RI
- 19 会長による統一ビデオメッセージをすべての地区に提供することが考えられる。メッセー
- 20 ジは大会プログラムにおいて重要な位置を占めるべきである。

### 財務上の影響

- 21 会長代理が引き続き地区大会に出席する場合は、本決議案は、国際ロータリーに大き
- 22 な財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 23 会長のビデオメッセージの製作と配布にかかる費用は、大きな財務上の影響は与えな
- 24 いと思われる。

- 1 2011-12年度から2013-14年度までの3年間の平均費用を基にすると、会長代理にか
- 2 かる年間費用は約900,000米ドルである。費用には、会長代理と配偶者の航空券と宿
- 3 泊費、さらに会長代理の任務を管理するための運営支援が含まれる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 決議案 16-158

地区大会でビデオプレゼンテーションの活用を検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Taipei Ta-an ロータリークラブ (台湾、第 3480 地区)  
**承認者:** 第 3480 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 17 日)

- 1 RI は、地区大会に会長代理を派遣している。
- 2
- 3 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区大会に会長代理を
- 4 派遣する代わりに、不要な時間や手続き、それに付随する経費を削減すべく、すべて
- 5 の重要メッセージや、RI/ロータリー財団の最新状況に関する情報、各ロータリー年度
- 6 の目標を、映像で配信することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 7 通常、会長代理はそれぞれの活動理念や理由に配慮して指名されるため、義務や責
- 8 任を履行する適切な能力が各代理に備わっていると必ずしも期待できるものではない。
- 9 それでも地区大会準備委員会のメンバー、および関係ロータリアンは、限られた役割の
- 10 中で地区の成長と発展に寄与するため、会長代理の出席に多大な時間と経費を費やさ
- 11 なければならない。また、世界中の 534 地区に派遣する旅費も RI が負担していること
- 12 は言うまでもない。そのため、重要メッセージ、最新状況に関する情報、各ロータリー新
- 13 年度に向けた RI およびロータリー財団の目標について、ビデオプレゼンテーションとし
- 14 て地区大会で英語のみで配信し、各地区は必要に応じ、各自で現地の言語に翻訳す
- 15 ることができる。映像の製作および郵送の費用は必要であれば地区が共同で負担する
- 16 ことができる。またこれに伴う費用は、会長代理の滞在中にかかる費用と比較し、格段に
- 17 安くつくことは間違いない。そうすることで、労力や経費を大幅に節減できるだけでなく、
- 18 RI が製作する映像は将来的な参考資料や歴史的な振り返りとして、永久に保存するこ
- 19 とも可能である。

## 財務上の影響

- 20 本決議案は、会長代理に代わって会長のビデオメッセージを配信したと仮定した場合、
- 21 国際ロータリーの経費の削減につながると思われる。
- 22 2011-12 年度から 2013-14 年度にかけての 3 会計年度における平均経費に基づき、こ
- 23 の経費削減額は 900,000 米ドルになるとみられる。この削減額の詳細としては、会長代
- 24 理および配偶者の航空券と宿泊費、会長代理の任務を管理するための運営支援が含
- 25 まれる。

"3 会長のビデオメッセージの製作と配布は、大きな財務上の影響を与えることはないと思  
2 われる。"

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

**メモ**



## 決議案 16-159

クラブ例会における電子機器や音楽機器の使用を奨励することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 第 4420 地区(ブラジル)

**承認者:** 第 4420 地区決議会(ブラジル、São Paulo、São Paulo)にて承認  
(2014 年 12 月 6 日)

- 1 世界中で電子機器の使用が増加している。
- 2
- 3 若い世代は電子機器を好んで使用している。
- 4
- 5 このような機器の使用により、クラブ例会はよりダイナミックなものになる。
- 6
- 7 電子機器は、クラブのイメージやプロセスを近代的にする方法の一つである。
- 8
- 9 音楽は、会員を引き付け、維持していく上でも、教会等の施設で好意的に使用されてい
- 10 る。
- 11
- 12 音楽は、さまざまな社会的・経済的グループに属する人びとが理解できる世界共通言
- 13 語である。
- 14
- 15 音楽を使用することは、クラブ例会でのロータリーの賛歌の歌唱を促す創造的かつ魅力
- 16 的な方法である。
- 17
- 18 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ例会における電
- 19 子機器や音楽機器の使用を奨励することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 20 • テレビやプロジェクター、コンピューター等のツールの使用は、例会をサポートし、
- 21 よりダイナミックにする方法として奨励されるべきである。さらに、メッセージの行き届く
- 22 範囲や客観性を向上させることにも繋がる。
- 23 • 電子機器は、例会の議題を会員や参加者に発表する場合に使用できる。このような
- 24 機器がないため、議題は紙で配布しなければならない。電子機器を使用することで、
- 25 クラブ理事会だけでなく、出席者も議題を把握することができるようになる。
- 26 • このような機器の使用により、電子機器を使い慣れた若者のクラブへの関与が増え
- 27 る。
- 28 • 楽器の使用により、例会でリラックスした雰囲気を作り出し、グループの統一を促す。

- 1 • 音楽は、ロータリー以外の活動への参加を会員に促し、互いの関係を強固なものに
- 2 する。

### 財務上の影響

- 3 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

## 決議案 16-160

組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 2290 地区(ノルウェー)  
第 2330 地区(スウェーデン)  
第 2340 地区(スウェーデン)  
第 2350 地区(スウェーデン)  
第 2370 地区(スウェーデン)  
第 2380 地区(スウェーデン)  
第 2400 地区(スウェーデン)

**承認者:** 第 2290 地区大会(ノルウェー、Kristiansand)にて承認  
(2014 年 9 月 6 日)  
第 2330 地区郵便投票により承認(2014 年 10 月)  
第 2340 地区大会(スウェーデン、Örebro)にて承認  
(2014 年 10 月 25 日)  
第 2350 地区大会(スウェーデン、Stockholm)にて承認  
(2014 年 11 月 22 日)  
第 2370 地区大会(スウェーデン、Strängnäs)にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 2380 地区大会(スウェーデン、Mullsjö)にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)  
第 2400 地区大会(スウェーデン、Karlskrona)にて承認  
(2014 年 10 月 5 日)

- 1 国際ロータリーおよびロータリー財団の組織統括の構造は長年変化していない。
- 2
- 3 国際ロータリーおよびロータリー財団の組織統括におけるニーズは、何年も前のニーズ
- 4 とは異なっている。
- 5
- 6 ロータリーの現在の組織統括の構造の総合的見直しは、長い間行われておらず、修正
- 7 や改善を行うべき分野がある可能性がある。
- 8
- 9 その中でも見直しが必要とされる具体的な分野は次の通りである。a) RI 理事およびロー
- 10 タリー財団管理委員の任期、b) RI 会長と事務総長の執行・運営的機能、c) RI 会長に
- 11 報酬が支払われるべきか否か、d) RI 理事およびロータリー財団管理委員の資格要件。
- 12
- 13 RI 理事会とロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の未来の夢計画をはじめ、
- 14 多くのプログラムやプロジェクトに関しアドバイスを受けるため、外部のコンサルタント会
- 15 社を雇ってきた。

- 1 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、本決議案で提案された
- 2 アイデアを含む(ただしこれらに限らない)国際ロータリーとロータリー財団の現在の組
- 3 織統括の構造を見直すため、外部のコンサルティング会社を雇い、調査結果と推奨事
- 4 項、さらに 2019 年規定審議会に提出する具体的な立法案件を提出することを検討する
- 5 ものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 6 本決議案は、国際ロータリーおよびロータリー財団の現在の組織統括の構造を見直す
- 7 ために、外部のコンサルティング会社を雇い、2019 年規定審議会にその調査結果を報
- 8 告することを検討するよう RI 理事会に要請するものである。

### 財務上の影響

- 9 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与えると思われるが、現時点でその額を
- 10 特定することはできない。本決議案は、ロータリーの運営とは独立した外部のコンサル
- 11 ティング会社を具体的に要請している。経費は、プロジェクトの範囲や詳しい同意内容
- 12 によって異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 決議案 16-161

ゾーンコーディネーター指名委員会の設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 1720 地区(フランス)  
**承認者:** 第 1720 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 13 日)

- 1 地域コーディネーターの指名およびほかの役職の選出は、現在これらの役職に就いて
- 2 いる人により行われる。
- 3
- 4 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ゾーンコーディネーター
- 5 およびほかの役職に関する現行の選出手続きを、ゾーン内の全地区が任命する指名
- 6 委員会を利用したものに変更することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 7 現行の選出プロセスでは RI 理事とコーディネーターの一致した意見による選出を奨励
- 8 しているものの、これはゾーン内の地区の同意を得ずに行われている。そのため現行の
- 9 選出手続きは、透明性の欠如や苦情を引き起こす可能性がある。ゾーン内の全地区が
- 10 任命する指名委員会を通じたコーディネーターの選出は、本プロセスに対して多大な
- 11 正当性をもたらすものと考えられる。

## 財務上の影響

- 12 本決議案は、国際ロータリーの経費の増加につながると思われる。RI 理事会がゾーン
- 13 コーディネーターの指名委員会を任命する場合、6 名で構成される委員会の会合にか
- 14 かる費用は、各会合につき 30,000 米ドルと推測される。指名プロセスの支援には、現時
- 15 点では明確にできない追加費用が発生すると思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

メモ

# 決議案 16-162

第20ゾーンの境界の改正を検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 第 9212 地区(エリトリア、エチオピア、ケニヤ、南スーダン)

**承認者:** 第 9212 地区郵便投票により承認  
(2014年12月19～29日)

- 1 現行の規則では1ゾーンに最低3万人のロータリアンが所属することと定めている。この  
2 規則によりアフリカは現在第20ゾーンに所属しているが、同ゾーンには他にヨーロッパと  
3 中東のロータリー地区も含まれている。  
4  
5 アフリカはアフリカ以外の地区と同じゾーンに含まれるため、RI理事会へ理事を指名し、  
6 選出する機会が6年に1回しか与えられない。  
7  
8 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、アフリカをアフリカ限定  
9 のゾーンに再編成し、毎回の選挙において理事を指名する権利を与えることを検討す  
10 るものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 11 現行の規則によって、アフリカは現在第20Aゾーンと20Bゾーンに分割され、各ゾーンに  
12 はヨーロッパと中東の国々も含まれている。これらの地域では人口構成がアフリカと異なる  
13 ため、この状況はアフリカにとって不利であり、その結果アフリカにおけるロータリーの  
14 課題には相応の関心が向けられていない。  
15  
16 以下の理由からアフリカを特別な事例として扱うことを提案する。  
17  
18 1. 当ゾーンにはロータリー参加国の半数が存在し、1名の理事がゾーン全体の意見を  
19 代表することは物理的に不可能である。  
20  
21 2. 現在の構成では、アフリカがアフリカ人理事を指名できる機会を得るのは6年に1回  
22 であり、この広大な地域を代表する理事の不足につながっている。  
23  
24 そのため、当該規則の緩和または第20ゾーンの境界の改正によりアフリカを個別のゾ  
25 ーンとみなすことを提案する。これにより、現在のヨーロッパと中東にある地区は他のゾ  
26 ーンと合併し、アフリカのゾーンは独立して独自の理事を指名できるようになる。  
27  
28 アフリカを代表する理事を選出することで、その理事がアフリカでのロータリーの発展を  
29 促進する方針を主張し支援することになり、アフリカにとって有益であると思われる。

- 1 この提案の目的は、世界各国のロータリーの多様な側面を反映し、特にロータリー内部
- 2 での民主主義と意見の表明の公平性を実現することである。

### 財務上の影響

- 3 本決議案は、国際ロータリーの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額
- 4 を特定することはできない。費用は、第20ゾーンおよび他の影響を受けるゾーンの調査
- 5 と境界線の再編成に対してRI理事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。6名制
- 6 の委員会でこの提案を検討する費用は、1会議につき30,000米ドルと推定される。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ



# 決議案 16-163

Eクラブのための E 地区設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 7040 地区プレミア E クラブ (カナダ、第 7040 地区)  
**承認者:** 第 7040 地区決議会 (カナダ、Cornwall、Ontario) にて承認  
(2014 年 11 月 22 日)

- 1 E クラブはグローバル補助金プロジェクトを推進し、アイデアを分かち合い、効率を高め  
2 るため協力し合っている。さまざまな国に住むメンバーで構成されるロータリー E クラブ  
3 は、文化を共有するための自然な方法を見つけ、ミーティングのたびに世界平和に貢  
4 献し、協力しながら互いに学び合っている。  
5  
6 ロータリー E クラブは世界中で大いに成果を挙げており、現在のクラブ数は 190 を超え、  
7 さらに世界各国で増え続けている。  
8  
9 E クラブは真の親睦を深め、どのロータリークラブよりも国境に縛られない真の活動によ  
10 って「世界でよいこと」を行っている。  
11  
12 多くの E クラブは同じ問題に直面しており、インターネットを通じた新しい運営形式 (財  
13 務組織、保険、補助金およびプロジェクト管理、新規会員の研修、会長および補助金管  
14 理の研修、寄付の領収書、例会への毎週の出席など) の採用が必要であると考えてい  
15 る。  
16  
17 そのため、E 地区の設立を検討すべきである。  
18  
19 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、E クラブのみで構成さ  
20 れる地区の設立を検討するものとする。これにより、世界中の E クラブが成果や課題を  
21 分かち合い、ネットワークの形成と「世界でよいこと」を実現するという目標に向けて活動  
22 することができると思われる。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 23 E クラブは、現代のグローバル社会に対応するため RI が最近採用した会員制度である。  
24 割り当てられた地理的地区がどこであるかに関わらず、E クラブは「世界でよいこと」を実  
25 行する上で同じような障害に直面しており、インターネットを通じた新しい運営形式 (財  
26 務組織、保険、補助金およびプロジェクト管理、新規会員の研修、会長および補助金管  
27 理の研修、寄付の領収書、毎週例会への出席など) の採用が必要であると考えている。  
28 グローバルな E 地区の設立を認めることにより、研修、会員見込者の開拓、新会員の入  
29 会、会員の維持に関し、RI は各クラブを一貫した展望のもとに足並みをそろえさせること

- 1 ができる。地区大会を通じてEクラブの発展と維持に全精力を傾けるガバナーと情報共
- 2 有することにより、この新しいロータリーの運営方法を強化できると思われる。

### 財務上の影響

- 3 本決議案は、国際ロータリーの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額
- 4 を特定することはできない。費用は、EクラブのためのE地区設立に対してRI理事会
- 5 が提供する支援の範囲と内容により異なる。RIにかかる平均経費は、主に国際協議会
- 6 での地区ガバナーの研修、配分予算、管理運営支援によって生じ、1地区につき
- 7 40,000米ドルと推定される。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 決議案 16-164

RIの自立を可能にするメカニズムの確立を検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 第 4420 地区(ブラジル)

**承認者:** 第 4420 地区決議会(ブラジル、São Paulo、São Paulo)にて承認  
(2014年12月6日)

- 1 RIは非常に信頼性の高い組織として知られている。  
2  
3 当組織の財務力を高めていくことが重要である。  
4  
5 現在の経済状況には不確実性が伴い、政府や民間企業からの投資が減少している。  
6  
7 対外政策に左右されない独立したシステムをロータリーの中で確立することが大切であ  
8 る。  
9  
10 組織の持続可能性により、私たち自身のリソースが強化されると思われる。  
11  
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RIの自立を可能にする  
13 メカニズムを確立することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 14 • ロータリー財団のリソースが増える。  
15 • 持続可能なモデルに基づき組織に新しいパラダイムを導入することで、寄付への依  
16 存を軽減する。  
17 • 株式を売却することによる、資金調達の新しい手段を生み出す。  
18 - 当組織独自の規則により新規株式公開を保有することで、RIおよびロータリー  
19 財団の株式を金融市場で取引できるようにする。投資への見返りとして、投資家は  
20 次の利点が見込める。  
21 1) 取得株の量に比例した税制優遇  
22 2) 投資家の会社と、私たちのイメージや人道活動を結びつける  
23 • プロジェクトを評価することで、私たちの株式が株式市場において価値を認められる  
24 ようになる。  
25 • 人道的活動や地域社会での活動を増やすことで、株式の価値を高める。この価値  
26 は、私たちの活動の範囲と影響により変動すると考えられる。

## 財務上の影響

- 1 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーおよびロータリー財団に与える可能性がある
- 2 るが、現時点でその額を特定することはできない。米国において非課税の状態を維持
- 3 するには、RIおよびロータリー財団は、税法を正しく順守して運営しなければならない。
- 4 この法律は通常、株式の発行を許可しておらず、また民間株主や個人の利益のために
- 5 収入や資産を分配することを禁じている。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ

# 決議案 16-165

国際ロータリーの経費を他の団体の経費と比較すること検討するようRI理事会に要請する件

提案者: Scheveningen ロータリークラブ (オランダ、第 1600 地区)  
承認者: 第 1600 地区決議会 (オランダ、Noordwijk) にて承認  
(2014 年 3 月 8 日)

- 1 RI およびロータリー財団の諸経費は削減することが望ましい。
- 2
- 3 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI およびロータリー財
- 4 団の諸経費が、同じ分野の他の非政府組織の経費と比較して釣り合いが取れているか
- 5 否かを頻繁に調査することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 6 私たちの見解では、RI およびロータリー財団の諸経費をかなりの割合まで削減できるこ
- 7 とが可能であり、これはプログラム補助金を除く全経費が対象となる。本決議案は、RI お
- 8 よびロータリー財団の監査済み連結財務諸表 (2012～2013 年度を参照) を基準としてい
- 9 る。
- 10
- 11 この効果としては、より小規模でより効果的な団体となり、官僚主義的な体質も弱くなり、
- 12 かつロータリーのプロジェクトにもっと多くの資金を費やせることが挙げられる。

## 財務上の影響

- 13 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

## 決議案 16-166

マイクロファイナンス(小口融資)と地域社会開発機関への投資を検討するよう RI 理事会と管理委員会に要請する件

**提案者:** Calgary West ロータリークラブ(カナダ、第 5360 地区)  
Tillsonburg ロータリークラブ(カナダ、第 7080 地区)  
Woodstock ロータリークラブ(カナダ、第 7080 地区)

**承認者:** 第 5360 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月)  
第 7080 地区決議会(カナダ、Ontario、Milton)にて承認  
(2014 年 12 月 4 日)

- 1 2013 年 6 月 30 日時点における RI の資産は 10 億米ドルを超えていた。これには財団
- 2 の 9 億ドル以上、ならびに用途不指定の 5 億ドル近くが含まれる。
- 3
- 4 マイクロファイナンス(小口融資)と地域社会開発機関に存在する投資の機会はリスクが
- 5 比較的 low(保証付きもある)、収益率も妥当である。また社会的影響も大きく、貧困削
- 6 減につながる持続可能な国際的努力を支援するものである。
- 7
- 8 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会およびロータリー財団管理
- 9 委員会は、用途不指定の前年度の年間純資産のそれぞれ(米ドルで)少なくとも 8%相
- 10 当を、信用のあるマイクロファイナンスや地域社会開発機関に、直接的または間接的に
- 11 投資することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 12 現在、マイクロファイナンスの取り組みを支援するためクラブレベルで集めた資金は少
- 13 額であり、この資金は「マイクロクレジット」という名目で少額融資を行なう新たな「支援グ
- 14 ループ」の設立に充てられることが多い可能性がある。しかし、残念ながら、このような新
- 15 しい「支援グループ」は実績が証明されておらず、また適切なトレーニングや管理も欠如
- 16 し、持続可能に必要な支援連携やネットワークも存在しない「改革」システムとなりかね
- 17 ない。
- 18
- 19 ロータリーが会員 100 万人を擁する非営利社会奉仕団体であり、100 米ドルの寄付を
- 20 各会員に募るだけで 1 億ドル以上集めることができることを考えれば、既存の用途不指
- 21 定資産は相当な額になる。
- 22 既存の用途不指定資産は投資が可能であり、持続可能かつ測定可能な社会的影響を
- 23 生み出すことができる。実績と経験があり、ベストプラクティスを活用したマイクロファイナ

1   ンス機関や地域社会開発機関に投資することで、人びとを貧困から救うための支援を  
2   行い、平和の推進、疾病の予防、経済発展の強化、きれいな飲料水と公衆衛生の提供  
3   を通じて地域社会の改善を実現する公益事業を実施することが可能となる。  
4  
5   マイクロファイナンス機関と地域社会開発機関への投資は、ビル&メリンダ・ゲイツ財団  
6   等、私たちのパートナーにより行なわれている。また世界最大の非政府組織である  
7   BRAC 等のマイクロファイナンス関連団体も見事な成功を収めている。このため、「マイ  
8   クロファイナンスと地域社会開発に関するロータリアン行動グループ」(Rotarian Action  
9   Group for Microfinance and Community Development: RAGM) やプロジェクト実施国の  
10  各ロータリークラブと提携し、「成果を生み出す」投資小委員会が支援と監督を行なうこ  
11  とを提案する。

### 財務上の影響

12  本立法案が実現した場合、RI およびロータリー財団に多大な財務的影響を及ぼす可  
13  能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。この投資案は、ロータリーが  
14  現在行っている投資と比較して、収益率が低く、費用の方が高つく可能性がある。  
15  
16  このため調査を実施し、各ファンドのリスクと収益に対する総合的影響を判断する必要  
17  があると考えられる。また、適切な投資の特定、適正評価の実施、およびこの種のファン  
18  ドに投資し、監督するには、さらなる人員に加え、投資委員会にもそれ相応の時間が必  
19  要となるだろう。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ



# 決議案 16-167

クラブの加盟復帰料と課徴金を減額することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Cebu Fuente ロータリークラブ (フィリピン、第 3860 地区)  
**承認者:** 第 3860 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

- 1 RI は、ロータリークラブの会員増強を奨励している。
- 2
- 3 加盟が終結されたクラブで、加盟復帰を望み、ロータリーで新たに活動したいと望んで
- 4 いるクラブがあるが、加盟復帰料と課徴金が高額であるために、復帰が妨げられている
- 5 場合がある。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリアンが新たに活
- 8 動を始め、RI への奉仕ができるよう奨励するため、加盟復帰料と課徴金を減額すること
- 9 を検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 10 加盟復帰を望んでいるクラブや、終結から長期間を経て再加盟を望んでいるクラブが多
- 11 くある。クラブによっては、加盟復帰および(または)再加盟にかかる現在の費用が障害
- 12 となっている。
- 13
- 14 これらの料金を減額することは、このようなクラブの助けになるだけでなく、ロータリーの
- 15 会員増強の取り組みを向上させる。

## 財務上の影響

- 16 本決議案は、毎年加盟復帰するクラブの数と支払われる料金により、国際ロータリーの
- 17 収入の減少につながると思われる。
- 18
- 19 2015 年 1 月 1 日より、加盟復帰料は会員 1 人につき 30 米ドルとなっており、再加盟の
- 20 料金は適用されていない。毎年加盟復帰するクラブの平均数は約 100 クラブである。
- 21 2011-12 年度から 2013-14 年度の間の加盟復帰料による収入は、年間平均で約
- 22 32,000 米ドルであった。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-168

ヒンディー語をRIの公式言語として認めることを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Dewas ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)  
Indore Central ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)  
**承認者:** 第 3040 地区郵便投票により承認  
(2014年11月15日～12月15日)

- 1 ヒンディー語を話すロータリアンはロータリー会員の大きな部分を占めており、これらの
- 2 ロータリアンは RI の文書のヒンディー語訳により恩恵を受ける。
- 3
- 4 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ヒンディー語を国際ロ
- 5 ータリーの公式言語の一つとして認め、手続要覧やRIの文書、ロータリーのウェブサイト
- 6 を含むクラブと地区に最も重要な情報について、英語、フランス語、日本語、韓国語、ポ
- 7 ルトガル語、スペイン語と並び、ヒンディー語版を提供することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 8 ヒンディー語を話すロータリアンの数を考慮すれば、本決議案は必要不可欠であると思
- 9 われる。本決議案が採択された場合、ヒンディー語を母語とするロータリアンにとって、
- 10 RIの出版物や文書を読んだり、ロータリーのウェブサイトを活用したりすることが比較的
- 11 容易になると考えられる。これにより、これまで以上にロータリーに関与・参加するよう
- 12 なり、結果としてRIの会員増加につながると考えられる。

## 財務上の影響

- 13 本決議案は国際ロータリーの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を
- 14 特定することはできない。RIは現在、クラブと国際事務局に対する調査から得られたニ
- 15 ーズを基にヒンディー語のサポートを提供している。この例として、クラブ役員キットはヒ
- 16 ンディー語で提供されている。
- 17
- 18 ヒンディー語による出版物の提供、RIのウェブサイトにおけるヒンディー語の追加、およ
- 19 びフルタイムの翻訳・通訳サービスの提供により、経費の増加が見込まれる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

- 採択
- 修正して採択

- 理事会に付託
- 否決

- 審議保留
- 撤回

メモ

# 決議案 16-169

「Rotary」の自国語での表記を認めることを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 千葉ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)  
**承認者:** 第 2790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、承認された RI 言語において、
- 2 新ロータリーロゴの自国語での表記を認めることを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 3 新ロゴは「Rotary」の文字を加えることでより広くロータリーの存在を人々に認識してもら
- 4 うことを意図したものと推測する。その効果のためには自国語で表記することが必要
- 5 である。世界中が英語圏ではない。日本においてはロータリー関係の資料にはすべて
- 6 「ロータリー」という日本語表記であるこれが「刷り込み」で日本の中には浸透している。
- 7 各国も同様だと推測する。

## 財務上の影響

- 8 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与えると思われるが、現時点でその額を
- 9 特定することはできない。RI がその標章を翻訳することを許可するには、登録商標の維
- 10 持および職員による大幅な作業時間が必要とされる。
- 11
- 12 コミュニケーションプラン、免許使用の方針と支援業務、グラフィックデザイン、促進用資
- 13 料(ブランドリソースセンターとビジュアルアイデンティティのガイドを含む)、ロータリーウ
- 14 ェブサイト、翻訳、地区とクラブへのカスタマーサービスなどのすべてにおいて影響が出
- 15 る可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

## メモ



# 決議案 16-170

旧来のロータリー徽章の使用を認めることを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 千葉ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

**承認者:** 第 2790 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 9 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、旧来の徽章を「Rotary」の文字
- 2 とともにロータリーロゴに使用することを認めることを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 3 旧来の「金とロイヤルブルー」の歯車は威厳と品位に溢れ、このマークに恥じないような
- 4 ロータリアンになるという目標でもある。
- 5
- 6 会員層の拡大を目指して単色に改定したと推測するが、求めて品位のレベルを下げる
- 7 必要はない。

## 財務上の影響

- 8 本決議案は、財務上の影響を国際ロータリーに与えると思われるが、現時点でその額を
- 9 特定することはできない。旧来のロータリーマークの使用を RI が許可するためには、登
- 10 録商標の維持および職員による大幅な作業時間が必要とされる。
- 11
- 12 コミュニケーションプラン、免許使用の方針と支援業務、グラフィックデザイン、促進用資
- 13 料(ブランドリソースセンターとビジュアルアイデンティティのガイドを含む)、ロータリーウ
- 14 ェブサイト、翻訳、地区とクラブへのカスタマーサービスなどのすべてにおいて影響が出
- 15 る可能性がある。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ



## 決議案 16-171

近代化、信念、公共イメージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** 第 4420 地区(ブラジル)

**承認者:** 第 4420 地区決議会(ブラジル、São Paulo、São Paulo)にて承認  
(2014 年 12 月 6 日)

- 1 組織のイメージは団体の最も価値ある資産の一つである。
- 2
- 3 信念は人びとの生活に多大な影響を与える。
- 4
- 5 信念は人びとをつなぐ重要な要素である。
- 6
- 7 若者は未来のリーダーとして、そして組織の管理者として重要な役割を果たす。
- 8
- 9 若い世代を引き付け、ロータリーを活性化させることが大切である。
- 10
- 11 さまざまな世代を組織運営に取り込むことができる。
- 12
- 13 若者は改革を起こす力であり、パラダイムを壊し、組織を近代化させる上で必要な変化をもたらし存在である。
- 14
- 15
- 16 若い世代は新技術やメディアに精通している。
- 17
- 18 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、近代化、信念、公共イメ
- 19 ージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 20 • RI に支払われる人頭分担金の 5 パーセントを地区に割り当て、地区が公共イメージ
- 21 プロジェクトに対して投資できるようにする。
- 22 • 若い世代をクラブに取り込む。若者のエネルギーと関心の助けを借り、今日の世界
- 23 の活力を反映するような革新的なアイデアでロータリーの価値を高める。新世代の
- 24 貢献を認める。
- 25 • 地区大会や国際大会といった行事で若者を表彰する。
- 26 • 若者の参加により新しいロータリーのイメージを推進する。
- 27 • 若者がプロジェクトや活動、アイデアを共有できるウェブサイト等のコミュニケーション
- 28 手段を確立する。ロータリーのプロセスだけでなく、私たちの地域的・世界的なイメ

- 1 ージの向上につながるベストプラクティスを共有する。
- 2 • 若者が持つエネルギーと変革の精神を組織に与える。
- 3 • 新しいメディアや電子機器の使い方について、年配のロータリアンが若者から教わ
- 4 る。このようなツールを使用した会合の形式を奨励する。
- 5 • 世界に変化をもたらすため、RIの基本理念を、私たちの活動の柱と結びつる。

### 財務上の影響

- 6 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額
- 7 を特定することはできない。マーケティング、コミュニケーション、ソーシャルメディア、公
- 8 共イメージ、デジタル、出版、デザイン、言語サービス等、2012年から2014年までの活
- 9 動を見ると、コミュニケーションに使用した合計額は平均で1350万米ドルとなり、RIの
- 10 全経費の13パーセントを占める。
- 11
- 12 経費への影響は、RI理事会が承認した公共イメージ活動への年間出費のレベルにより
- 13 異なる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

## 決議案 16-172

無料の代替素材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** スコットランド、第 1020 地区  
**承認者:** 第 1020 地区大会 (スコットランド、Carluk) にて承認  
(2014 年 12 月 13 日)

- 1 RI が作成した現行の「ボイスおよびビジュアルアイデンティティのガイド」では、ライセン  
2 スが必要なフォントをロータリーの基準として指定し、無料のフォントを代替フォントとして  
3 いる。  
4  
5 条件に沿う代替フォントが無料で利用できる場合、多くのクラブでは、クラブの資金をフ  
6 オントの購入に費やす用意ができていない。  
7  
8 このようなクラブは、RI が、条件に沿う無料素材ではなく有料素材の使用を承認すること、  
9 さらにそれを推奨することなど容認できないと考えている。  
10  
11 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、組織全体でクラブが一  
12 般的に使用するブランド素材および視覚基準を指定する際、条件を満たす無料の代替  
13 素材が利用できる場合、商用またはライセンスが必要な素材の使用を推奨すべきでは  
14 ないことを方針として採択することを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 15 RI が作成した現行の「ボイスおよびビジュアルアイデンティティのガイド」にある 2 種類の  
16 推奨フォントはいずれも商用であり、フォントが「ライセンスがなく、購入のコストに問題が  
17 ある場合」は無料の代替フォントを用いるとしている。無料の代替フォントが条件を満た  
18 すのであれば、価格に関わらず、有料フォントを推奨することは正当化できるものではな  
19 い。  
20  
21 これには次の 3 つの主な効果がある。  
22  
23 無料の代替フォントが存在するにも関わらず、余計なフォントにクラブの資金を費やすこ  
24 とになる。これは容認できるものではない。  
25  
26 購入したフォントを使用する RI やクラブの資料は、当該フォントを使用しない場合、パソ  
27 コン上での見え方が異なる。この場合、受け取り側はページのフォーマットを修正し、原  
28 本と同じような見た目に調整する必要がある。クラブが推奨フォントを購入していな

- 1 い場合、今度は資料の送付先がそのフォントを保有しているかどうか不明となってくる。  
2 つまり、これにより余計なフォーマット修正作業が必要になるだけでなく、時間と労力も  
3 無駄にしてしまう。この状況により、フォントを購入する者とそうでない者の間に2つの基  
4 準が生まれてしまう。  
5  
6 無料のオプションではなくライセンスが必要なオプションを選択したことにより、RI理事会  
7 は、財務を慎重に管理しようと努力している34,000のクラブに対して誤ったメッセージを  
8 送っている。ライセンスが必要なフォントに代わり、無料フォントを標準とすることで、RI  
9 理事会はこの事態に対処できる。  
10  
11 私たちは一般方針として、条件に沿う無料フォントが利用可能な場合は、ライセンスが  
12 必要な製品の使用を推奨すべきではないことを提案する。

### 財務上の影響

- 13 本決議案は、RIに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

# 決議案 16-173

ガバナーノミニー研修セミナーの研修登録費を援助することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Cebu Fuente ロータリークラブ (フィリピン、第 3860 地区)  
**承認者:** 第 3860 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 27 日)

- 1 ガバナーエレクトならびにガバナーノミニーは、ガバナーエレクト研修セミナーならびに
- 2 ガバナーノミニー研修セミナーに参加することにより、就任に向けて準備することが義務
- 3 付けられている。
- 4
- 5 ガバナーエレクトの研修登録費は、ガバナーエレクトがガバナーエレクト研修セミナー事
- 6 前研修およびガバナーエレクト研修セミナーに参加するための航空券と宿泊費を含め、
- 7 RI から支給される。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ガバナーノミニーがガ
- 10 バナーノミニー研修セミナー事前研修およびガバナーノミニー研修セミナーに参加する
- 11 ための登録費 (航空券とホテル宿泊費を含む) を援助することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 12 決議案本文で説明された通り。

## 財務上の影響

- 13 本決議案は国際ロータリーの経費の増加につながると思われるが、現時点でその額を
- 14 特定することはできない。費用は、登録料、航空券、宿泊費を含むガバナーノミニー研
- 15 修の費用を援助するために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

メモ

# 決議案 16-174

ロータリー・リーダーシップ研究会を国際ロータリーの研修プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Three Rivers ロータリークラブ (Vereeniging) (ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区)  
**承認者:** 第 9400 地区郵便投票により承認  
(2014 年 8 月 5 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・リーダーシップ研究会のプログラムを、認定された RI の研修プログラムとして正式なものとし、承認すること
- 2 を検討するものとする。
- 3

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 4 ロータリー・リーダーシップ研究会の研修コースはアフリカで広く活用されており、ロータ
- 5 リアンおよびロータリーと地域社会のリーダーに多大な影響を与えてきた。このため、RI
- 6 認定プログラムとして検討、承認するに値する。

## 財務上の影響

- 7 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額
- 8 を特定することはできない。費用は、ロータリー・リーダーシップ研究会の研修コースを
- 9 支援する上で、RI が提供する支援の範囲と内容により異なる。

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

## メモ





## 決議案 16-175

プロバス会員による国際大会への参加を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Runaway Bay ロータリークラブ (オーストラリア、第 9640 地区)  
**承認者:** 第 9640 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 28 日)

- 1 プロバスは、ロータリーファミリーのメンバーとして見なされている。
- 2
- 3 プロバス会員の多くは、RI に対し、長年にわたる献身的な奉仕をしてきた。
- 4
- 5 現在、プロバス会員には国際大会への出席が呼びかけられていない。
- 6
- 7 プロバス会員は RI の成功談の聴衆となる潜在的な存在である。
- 8
- 9 プロバス会員が RI の成功談を耳にすれば、ロータリー財団の支援者となる可能性がある。
- 10
- 11
- 12 国際大会の登録費全額払いの数が増えれば、すべての人びとにより手頃な料金で、国際大会を体験する機会を提供できると思われる。
- 13
- 14
- 15 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、プロバス会員による国際大会への参加を認めることを検討するものとする。
- 16

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 17 ロータリー世界のクラブには、多数の国籍から成るプロバス会員が数多く存在する。プロ
- 18 バス会員の多くが、RI に長年にわたって献身的な奉仕をしてきた。
- 19
- 20 国際大会委員会は、RI のメッセージを世界中に伝えると同時に、このような大規模な行
- 21 事の経費の帳尻を合わせるため、できるだけ多くのロータリー会員が国際大会に出席
- 22 するよう呼び掛けている。また計画委員会は、各大会の出席予定者数を定めることで、
- 23 ロータリアンの登録費用を算出している。それにもかかわらず、ロータリーの努力や成功
- 24 談を広めることができるプロバスは手付かずの存在となっている。ロータリーファミリーの
- 25 一員であるプロバスを、ロータリーという千変万化する機会に関与させず、また旧友との
- 26 交流の機会も奪うことは短絡的であると言える。

- 1 プロバスは、余生のほとんどを旅行や、仕事を通じて築き上げてきたことを楽しむために  
2 費やしている人びとの集まりであり、その多くが自身の財産の配分方法について考えて  
3 いることだろう。  
4  
5 この世界でロータリーが成し遂げてきた有益なことをプロバス会員に見て、聞いて、感じ  
6 てもらふことは、ロータリー財団への支援を促すきっかけとなるしれない。そしてこの結論  
7 に行き着く。理由はともあれ、プロバス会員が国際大会に参加する気になれば、きっと  
8 彼らの心の中にはロータリーの存在や活動に対して素晴らしい記憶や心情が芽生える  
9 ことだろう。  
10  
11 プロバス会員はロータリアンと同じように登録し、通常の登録費を支払い、そしてロータリ  
12 アンと同じように参加することになる。  
13  
14 この提案は、両者にとって満足のいくものである。

### 財務上の影響

- 15 本決議案は、国際大会の登録者数が増加した場合、国際ロータリーの収入の増加につ  
16 ながる可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

理事会に付託

審議保留

修正して採択

否決

撤回

### メモ

## 決議案 16-176

インナーホイール会員による国際大会への出席を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Runaway Bay ロータリークラブ (オーストラリア、第 9640 地区)  
**承認者:** 第 9640 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 28 日)

- 1 インナーホイール会員は、ロータリーファミリーのメンバーとして考えられている。
- 2
- 3 RI 会員はいつも国際大会への出席が奨励されている。
- 4
- 5 その一方でインナーホイール会員はロータリーの家族として受け入れられている。
- 6
- 7 ロータリーの『四つのテスト』の第 2 項は、「みんなに公平か？」である。
- 8
- 9 私たちの家族が国際大会のような行事から除外されることは不公平性だと思われる可
- 10 能性がある。
- 11
- 12 インナーホイール会員の多くは、ロータリーのパートナーとして、ロータリーやロータリア
- 13 ンに対して長年支援を行ってきた。
- 14
- 15 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、インナーホイール会員
- 16 による国際大会への参加を認めることを検討するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 17 この決議は RI 理事会に対し、インナーホイール会員が国際大会に参加できる機会の
- 18 提供について検討するよう要請するものである。これにより、大会の出席者が増えるだ
- 19 けでなく、RI による現行の活動を見て、聞いて、肌で感じる機会をインナーホイール会
- 20 員にも提供しながら、他の会員との旧交も温めることができる。
- 21
- 22 私たちはロータリー家族については話し合っているが、インナーホイール会員による国
- 23 際大会への参加については否定している。インナーホイールをロータリー家族であると
- 24 公言しながら、家族に対して友情の手を広げないことは、二重基準(ダブルスタンダード)
- 25 であるといわざるを得ない。
- 26 インナーホイール会員の多くはロータリアンのパートナーとして、長きにわたりロータリー
- 27 と実りのある関係を築いてきた。これまで会員の多くが国際大会に参加する機会を得て
- 28 きたが、諸事情により、この機会は提供されなくなった。国際大会で友人との再会を果た

- 1 すことで今後も世界で友好の架け橋が築かれ、同時に国際大会の出席数を増やすこと  
2 にもなる。  
3  
4 また、ロータリーへの熱意を呼び戻せば、会員がロータリーに遺産を残すインセンティブ  
5 にもつながると考えたい。  
6  
7 この決議を支持することは、「みんなのためになるかどうか」という点でも良いことづくめ  
8 である。

### 財務上の影響

- 9 本決議案は、国際大会の登録者数が増加した場合、国際ロータリーの収入の増加につ  
10 ながる可能性がある。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

### メモ

# 決議案 16-177

規定審議会に先立って電子投票の手段を採用することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 新潟ロータリークラブ(日本、第 2560 地区)  
**承認者:** 第 2560 地区大会(日本、新潟県、小千谷市)にて承認  
(2014 年 10 月 26 日)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、規定審議会に先立ち、投票方
- 2 法として電子投票を採用することを検討するものとする。

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 3 本決議案は、電子投票の手段を採択し、 possible の限り近い将来各地区による電子投票に
- 4 よって提出立法案の採・否を決定することを提案するものである。IT 化の進歩のより、地
- 5 球規模のコミュニケーションが瞬時に possible の時代である。3 年に 1 回全世界から五百数
- 6 十名の代表議員を招集し五日間の審議は現時代にそぐわない。シニアリーダーである
- 7 地区代表議員の体力、健康にも負担が大である。また、地区代表議員が RI 規定に関
- 8 して必ずしも精通しているとは限らない。よって、提出立法案は、各地区に予め送付し、
- 9 討議されて地区研修・協議会、地区大会等しかるべき会合において決議され、RI 理事
- 10 会宛に電子投票するよう改定することを要請する。
- 11
- 12 規定審議に関する郵便投票は、既に一部分ではあるが RI 細則 8.140.5 によって審議
- 13 結果の郵便投票が possible であることが規定されている。

## 財務上の影響

- 14 本決議案の提案が実現した場合、審議会経費が削減されるが、規定審議会のための
- 15 追加会費による収入は費用の増減に合わせて調整されるため、RI 財務への正味の増
- 16 減はないと思われる。
- 17
- 18 2013 会計年度の規定審議会の経費は、300 万ドルだった。
- 19
- 20 電子投票を採用し、直接顔を合わせる形での規定審議会が廃止された場合：
- 21 ● 航空券、ホテル、食事、会場レンタル、交通、設備として推定 260 万米ドルの経費
- 22 が削減される。
- 23 ● 電子投票をサポートするための追加テクノロジーと送付の必要性による経費が増
- 24 加する。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

## 決議案 16-178

規定審議会をより効率的に、より低額の費用で、よりテクノロジーを駆使した方法で実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** Arlington ロータリークラブ (米国、第 5790 地区)  
Southport ロータリークラブ (オーストラリア、第 9640 地区)

**承認者:** 第 5790 地区大会にて承認 (米国、Texas、Fort Worth)  
(2014 年 5 月 3~4 日)  
第 9640 地区郵便投票により承認  
(2014 年 11 月 28 日)

- 1 規定審議会は 3 年毎に開催される。
- 2
- 3 規定審議会は、直接に顔を合わせる会合である。
- 4
- 5 規定審議会は、5 日間にわたる。
- 6
- 7 規定審議会は、与えられた時間でかろうじてその審議を扱っている状態である。
- 8
- 9 どのような国際的組織であれ、多数の代表者が顔を合わせる会合を開催するには多額の経費がかかる。
- 10
- 11
- 12 今日のビジネス界では、テクノロジーを活用するのが一般的である。
- 13
- 14 世界的組織が成功を収めるには、3 年おきに実務を見直すよりも敏速であるべきである。
- 15
- 16 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、規定審議会の機能を、
- 17 より効率的、より低額、よりテクノロジーを駆使したメカニズムを通じたものとするものを検
- 18 討するものとする。また、この変更は 2019 年までに導入されるものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 19 規定審議会は国際ロータリーの立法機関であり、国際ロータリーの組織規定を改定す
- 20 る権限がある。審議会は 3 年毎に開催され (次回は 2019 年に開催)、国際ロータリーの
- 21 530 の各地区から出席する 530 人の代表議員から成る。国際ロータリーが、規定審議
- 22 会に出席する 530 人のシカゴまでの往復航空券ならびに宿泊費を支払っている。この
- 23 費用は、毎年、ロータリー会員一人あたり 1 米ドル 50 セントの課金によって賄われてい
- 24 る。

- 1 規定審議会は 3 年毎に開催されるため、かなりの量の制定案と決議案が溜まってしまふ。  
2  
3 2013 年規定審議会では、149 件以上(もともとは 376 件)の立法案があり、これを 5 日間  
4 で適切に処理できるかと疑問を感じた人もいると思われる。全立法案の 3 分の 1 しか採  
5 択されなかったことは、すべての制定案と決議案を完全に解釈し理解することの難しさを  
6 示していると言える。  
7  
8 規定審議会の費用は少なくとも 360 万米ドルである。ロータリーがこの額をもっと適切な  
9 かたちで使えないかどうかを考えなければならない。国際的会合にテクノロジーがより多  
10 く使われるようになった今日、ロータリーは未だに時代にそぐわない方法を取っている。  
11 費用対効果は別として、テクノロジーを利用した方法を取ることで、制定案と決議案を、  
12 提出されるごとに継続的に扱うことができる。

### 財務上の影響

- 13 規定審議会のための追加会費による収入は、費用の増減に合わせて調整されるため、  
14 本決議案による RI 財務への正味の増減はないと思われる  
15  
16 2013 会計年度における規定審議会の費用は、300 万米ドルであった。本決議案は、テ  
17 クノロジーの導入により(顔を合わせる会合よりも)費用が抑えられる場合には、経費の  
18 減少につながる可能性がある。  
19  
20 経費は、新しいプロセスに必要な要素と形式により異なる。それらは、新しいテクノロジ  
21 ーの導入にかかる費用、会合の頻度、新しいプロセスを支えるための年間の管理運営  
22 費などである。

### 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

### 結果

- |                                 |                                 |                               |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 採択     | <input type="checkbox"/> 理事会に付託 | <input type="checkbox"/> 審議保留 |
| <input type="checkbox"/> 修正して採択 | <input type="checkbox"/> 否決     | <input type="checkbox"/> 撤回   |

### メモ



## 決議案 16-179

新しい会員の種類「supporting membership」(仮訳「サポート会員」)を創設するための調査を開始することを検討するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 2340 地区  
Södertälje-Mälaren ロータリークラブ (スウェーデン、第 2370 地区)  
第 2380 地区

**承認者:** 第 2340 地区大会 (スウェーデン、Örebro) にて承認  
(2014 年 10 月 25 日)  
第 2370 地区大会 (スウェーデン、Strängnäs) にて承認  
(2014 年 9 月 27 日)  
第 2380 地区大会 (スウェーデン、Mullsjö) にて承認  
(2014 年 10 月 18 日)

- 1 多くのロータリークラブが会員数の減少に直面している。
- 2
- 3 出席義務は多くのロータリアン候補者が入会をためらう原因となっている。
- 4
- 5 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、新しい会員の種類(サ
- 6 ポート会員と呼ぶ)に門戸を開くための資格要件に関する調査を開始することを検討す
- 7 るものとする。サポート会員はロータリーへの人頭分担金が減額され、出席義務も免除
- 8 される。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 9 ロータリーのサポート会員を提案する本決議案は、以下のような好ましい影響をもたらす
- 10 と考えられる。
- 11
- 12 ● 世界各国でのロータリアン数の増加
- 13
- 14 ● ロータリーの会費の増加
- 15
- 16 ● 長期的には、現在のロータリー会員が出席義務が果たせなくなった時に、ロータリ
- 17 ーを退会するのではなくサポート会員に移行できる
- 18
- 19 ● サポート会員はロータリー正会員の優れた勧誘方法となりうる

## 財務上の影響

- 1 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2 ポート会員の検討調査は会員増強委員会および事務局職員によって実施されると思われるためである。
- 3

## 得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

## 結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

## メモ

## 決議案 16-180

「Friends of Rotary (仮訳「ロータリーの支援者」)」の認証を検討するようRI理事会に要請する件

**提案者:** Bhubaneswar Metro ロータリークラブ (インド、第 3262 地区)  
**承認者:** 第 3262 地区決議会 (インド、Odisha、Bhubaneswar) にて承認  
(2014 年 11 月 17 日)

- 1 ロータリークラブと関わりのある人や機関、もしくは入会資格を有さないながらもロータリー
- 2 ークラブと継続的な関係を保って奉仕プロジェクトに貢献している人や機関が数多く存在する。
- 3
- 4
- 5 現場での活動が効果的に行われるようにするには、このような人びとを「ロータリーの支
- 6 援者」として表彰するための正式な認証プロセスの導入が必要であると思われる。また、
- 7 これによりロータリーの公共イメージも向上される。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、この状況を考慮し、これ
- 10 を機に、このような人や機関を「ロータリーの支援者」と呼ぶことで、クラブとの継続的な
- 11 関係を今後も向上していくことを推奨するよう検討するものとする。この新しいコンセプト
- 12 により、ロータリークラブとその支援者の関係がより緊密になり、より深い友情の絆とより
- 13 大きな貢献を生み出せると期待される。国際ロータリー理事会は、この友情の絆を築く
- 14 ためのプロセス、および「ロータリーの支援者」と指定された人に与えられる特権につい
- 15 て、必要なガイドラインを発行する可能性がある。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 16 長期にわたる奉仕プロジェクトの効果的な実施や適切な維持において、ロータリーに支
- 17 援の手を差し伸べ、またロータリーが必要とする人や機関が複数存在する。彼らの支援
- 18 なくして、ロータリークラブが地域社会に影響を与えることは難しい。このような人や機関
- 19 が寄付や資金的支援をしてくれる場合もある。そのため、このような人びとを「ロータリー
- 20 の支援者」として認証することで、活気ある関係を築き、維持していくことが必要であると
- 21 考えられる。

### 財務上の影響

- 22 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額
- 23 を特定することはできない。費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する
- 24 支援の範囲と内容により異なるものと思われる。

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ

# 決議案 16-181

新しいロータリアンに対し、新会員研修への参加を奨励するよう RI 理事会に要請する件

**提案者:** 第 1720 地区(フランス)  
**承認者:** 第 1720 地区郵便投票により承認  
(2014 年 12 月 13 日)

- 1 クラブにおける新会員の研修が顕著に弱体化してきている。
- 2
- 3 研修とロータリーの知識の欠如が、入会 2 年以内の新会員の退会につながっている。
- 4
- 5 役割を果たすことができるのは十分な知識を備えた人のみである。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、新しいロータリアンに対し、入会の翌年に地区が実施する新会員研修(そのような研修が提供されている場合)
- 8 への参加を奨励することを検討するものとする。
- 9

(本文終わり)

## 趣旨および効果

- 10 クラブにおける新会員の研修はあまりにも表面的であることが多い。結果として、ロータリーに関する知識の欠如により、新会員の参加が少なくなっている。
- 11
- 12
- 13 ロータリーそのものと、その文化に関する知識の欠如は、会員維持を妨げるものであり、早期退会が相次ぐ結果となっている。この失態はロータリーのイメージに傷をつけるものである。
- 14
- 15
- 16
- 17 このような残念な状況を打破する方法は、多くの地区が新会員に対し、基礎的なロータリー研修を毎年行うことである。研修を通じて新会員がロータリーの仕組みと価値を理解すれば、すぐに活動に参加し、ロータリーの使命を助長することとなる。
- 18
- 19

## 財務上の影響

- 20 本決議案は財務上の影響を国際ロータリーに与える可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。現在、新会員オリエンテーションのためのリソースがクラブに
- 21 提供されている。費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援の範囲
- 22 と内容により異なるものと思われる。
- 23

**得票数**

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

**結果**

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ